

# 消防用設備等の運用基準

湖南広域消防局

## 湖南広域消防局消防用設備等の運用基準

制定 平成13年4月1日

改正 平成31年2月1日（1次改正）

令和6年4月1日（2次改正）

令和7年8月14日（3次改正）

湖 南 広 域 消 防 局

〒520-3024

滋賀県栗東市小柿三丁目1番1号

TEL (077) 552-1234

FAX (077) 552-5050

# 目 次

## 第1章 総則

## 第2章 防火対象物等の取扱いに関する基準

基準1	令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準	・・・防 1-1
基準2	消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準	・・・防 2-1
基準3	階数及び床面積の解釈に関する基準	・・・防 3-1
基準4	避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準	・・・防 4-1
基準5	シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準	・・・防 5-1
基準6	電気設備が設置されている部分等に係る取扱いに関する基準	・・・防 6-1
基準7	火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準	・・・防 7-1
基準8	令8区画及び共住区画の取扱いに関する基準	・・・防 8-1
基準9	収容人員の算定基準	・・・防 9-1

## 第3章 消防用設備等の設置及び維持に関する基準

基準1	消防器具の設置及び維持に関する基準	・・・設 1-1
基準2	屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 2-1
基準3	スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 3-1
基準4	水噴霧消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 4-1
基準5	泡消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 5-1
基準6	不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 6-1
基準7	ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 7-1
基準8	粉末消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 8-1
基準9	屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 9-1
基準10	動力消防ポンプの設置及び維持に関する基準	・・・設 10-1
基準11	自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 11-1
基準12	ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 12-1
基準13	漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準	・・・設 13-1
基準14	消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 14-1
基準15	非常警報設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 15-1
基準16	避難器具の設置及び維持に関する基準	・・・設 16-1
基準17	誘導灯の設置及び維持に関する基準	・・・設 17-1
基準18	消防用水の設置及び維持に関する基準	・・・設 18-1
基準19	排煙設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 19-1
基準20	連結散水設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 20-1
基準21	連結送水管の設置及び維持に関する基準	・・・設 21-1
基準22	非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 22-1
基準23	無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 23-1
基準24	非常電源の設置及び維持に関する基準	・・・設 24-1
基準25	消防用設備等(誘導灯及び誘導標識を除く。)の標識類の様式の取扱いについて	・・・設 25-1
基準26	総合操作盤等の設置及び維持に関する基準	・・・設 26-1

## 第4章 消防用設備等の取扱いに関する特例基準

基準 1	防火対象物の取扱いに関する特例基準	・・・特 1-1
基準 2	消防用設備等全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 2-1
基準 3	消火設備全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 3-1
基準 4	消火器具の取扱いに関する特例基準	・・・特 4-1
基準 5	屋内消火栓設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 5-1
基準 6	スプリンクラー設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 6-1
基準 7	特殊消火設備全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 7-1
基準 8	水噴霧消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 8-1
基準 9	泡消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 9-1
基準 10	不活性ガス消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 10-1
基準 11	ハロゲン化物消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 11-1
基準 12	粉末消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 12-1
基準 13	屋外消火栓設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 13-1
基準 14	動力消防ポンプ設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 14-1
基準 15	警報設備全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 15-1
基準 16	自動火災報知設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 16-1
基準 17	ガス漏れ火災警報設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 17-1
基準 18	漏電火災警報器の取扱いに関する特例基準	・・・特 18-1
基準 19	消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 19-1
基準 20	非常警報設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 20-1
基準 21	避難設備全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 21-1
基準 22	避難器具の取扱いに関する特例基準	・・・特 22-1
基準 23	誘導灯の取扱いに関する特例基準	・・・特 23-1
基準 24	消防活動上必要な施設全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 24-1
基準 25	消防用水の取扱いに関する特例基準	・・・特 25-1
基準 26	排煙設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 26-1
基準 27	連結散水設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 27-1
基準 28	連結送水管の取扱いに関する特例基準	・・・特 28-1
基準 29	非常コンセント設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 29-1
基準 30	無線通信補助設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 30-1

# 第1章 総則

# 第1章 総則

## 1 目的

この基準は、消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

## 2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために湖南広域消防局が附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配意が必要である。

## 3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (5) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (6) 建基規則とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (7) 特定共住規則とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。
- (8) 電設基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令をいう。
- (9) J I Sとは、日本工業規格をいう。
- (10) 検定協会とは、日本消防検定協会をいう。
- (11) 安全センターとは、財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- (12) 防災センター等とは、消防法施行規則第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。

## 4 凡例

この、運用基準の条項の末尾の記号は、次に掲げるとおりとする。

無印：法令基準

☆：法令基準+指導基準

◇：指導基準

## 第2章 防火対象物等の取扱いに関する基準

基準1	令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準	・・・防 1-1
基準2	消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準	・・・防 2-1
基準3	階数及び床面積の解釈に関する基準	・・・防 3-1
基準4	避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準	・・・防 4-1
基準5	シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準	・・・防 5-1
基準6	電気設備が設置されている部分等に係る取扱いに関する基準	・・・防 6-1
基準7	火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準	・・・防 7-1
基準8	令8区画及び共住区画の取扱いに関する基準	・・・防 8-1
基準9	収容人員の算定に関する基準	・・・防 9-1

## 基準1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-1表を参考とすること。

(昭和50年4月15日消防予第41号及び消防安第41号)

### 1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属性に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属性的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 令別表第1（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（第1-2表（A）欄に掲げる防火対象物。以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第1-2表（B）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属性していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属性的な部分」という。）で次の（ア）から（ウ）までに該当するもの。  
※（昭和50年11月5日消防安第158号）

（ア）当該従属性的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

- a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属性的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。
- b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

（イ）当該従属性的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

- a 従属性的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属性的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の（a）及び（b）に該当し、第1-2表（C）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

（a）従属性的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

（b）従属性的な部分は、道路等からのみ直接出入する形態を有しないものであること。

- b 従属性的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属性的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前a、（a）及び（b）に該当し、かつ、第1-2表（D）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

（ウ）当該従属性的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

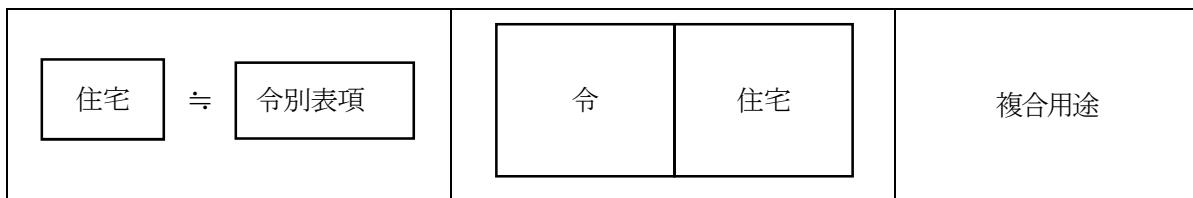
従属性的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共に用いられる廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満である場合における当該独立した用途（令別表第1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途を除く。）に供される部分。

共用される部分の床面積の按分は次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。  
(イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。  
(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (3) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。  
同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。  
※ただし同一項、イ、ロ、ハの(1)～(5)などにあっては単一項として取り扱う。
- (4) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
- ※① 一般住宅は、前（2）、アで定める従属性的な部分に含まれないものであること。  
② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。
- ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が $50\text{ m}^2$ 以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当すること。
- イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が $50\text{ m}^2$ を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当すること。
- ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当すること。

項目	例示	項
住宅 > 令別表項で $50\text{ m}^2$ 以下のもの		一般住宅
住宅 < 令別表項で $50\text{ m}^2$ を超えるもの		令別表項
住宅 > 令別表項で $50\text{ m}^2$ を超えるもの		複合用途



- (5) 法第10条1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (6) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

## 2 項ごとの適用事項

### (1) 単項用途防火対象物の取扱い

単項用途防火対象物は、延べ面積50m<sup>2</sup>を超えるものとする。(令別表第1(2)項ニ、5項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものは除く。)

### (2) 複合用途防火対象物の取扱い

ア 前1、(2)又は(4)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次の(ア)及び(イ)に該当するものは、特定用途部分(政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。)が存するものであっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること(政令別表第1(2)項ニ、5項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものは除く。)。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって(令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

(ア) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

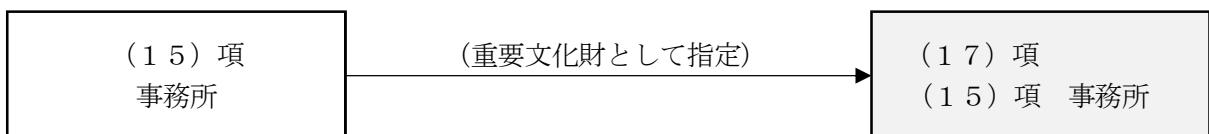
(イ) 特定用途部分の床面積の合計が、300m<sup>2</sup>未満であること。

イ 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(2)、イ及び前(1)を適用するものであること。

ウ 重要文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。)として指定された建築物の取り扱いは次によること。

(ア) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

### 【例】



(イ) 令別表第1 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は (17) 項の防火対象物である他、(1) 項から (16) 項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物である他、(17) 項の部分を含む複合用途対象物として取り扱うこと。

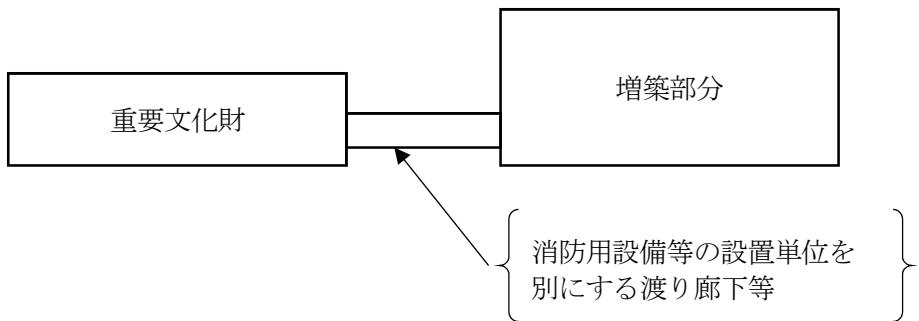
【例】



(ウ) 重要文化財として指定されている防火対象物に令別表第1 (1) 項から (16の2) 項までに掲げる防火対象物を増築 (法第17条の2の5第2項に該当) した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、令第32条の適用若しくは第2章基準2消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準の適用について考慮する。

【例】



第1-1表 令別表第1に掲げる防火対象物の定義等

項	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(1) 項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とはスポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に閲覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>
(1) 項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。</p>	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものという。</p> <p>2 地区の集会所(自治会館を含む。)など、当該地区的住民のみで運営、使用されるものは、本項に含まれない（(15)項として取扱う。）。ただし、貸スペースとして、セミナーや集会の参加を当該住民以外にも募って使用しているものは、使用実態により判定する。</p>
(2) 項イ	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2) 項ロ	<p>1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、bingo、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、bingo場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンス教習所は、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p> <p>4 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう（個室においてサービスを提供するものを除く。）。</p>

## 基準1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-1表を参考とすること。

(昭和50年4月15日消防予第41号及び消防安第41号)

### 1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属性に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属性的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 令別表第1（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（第1-2表（A）欄に掲げる防火対象物。以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第1-2表（B）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属性していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属性的な部分」という。）で次の（ア）から（ウ）までに該当するもの。  
※（昭和50年11月5日消防安第158号）

（ア）当該従属性的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

- a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属性的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。
- b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

（イ）当該従属性的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

- a 従属性的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属性的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の（a）及び（b）に該当し、第1-2表（C）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

（a）従属性的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

（b）従属性的な部分は、道路等からのみ直接出入する形態を有しないものであること。

- b 従属性的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属性的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前a、（a）及び（b）に該当し、かつ、第1-2表（D）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

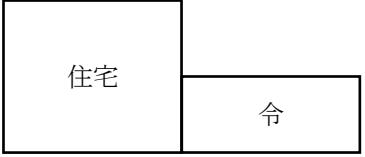
（ウ）当該従属性的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

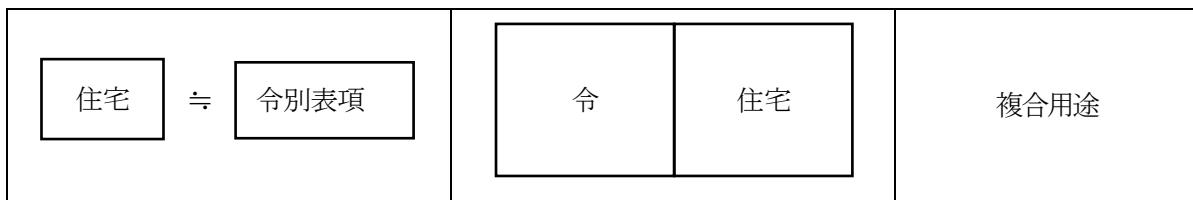
従属性的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共に用いられる廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満である場合における当該独立した用途（令別表第1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途を除く。）に供される部分。

共用される部分の床面積の按分は次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。  
(イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。  
(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (3) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。  
同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。  
※ただし同一項、イ、ロ、ハの(1)～(5)などにあっては単一項として取り扱う。
- (4) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
- ※① 一般住宅は、前（2）、アで定める従属性的な部分に含まれないものであること。  
② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。
- ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が $50\text{m}^2$ 以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当すること。
- イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が $50\text{m}^2$ を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当すること。
- ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当すること。

項目	例示	項
<p>住宅 &gt; 令別表項で<math>50\text{m}^2</math>以下のもの</p>		一般住宅
<p>住宅 &lt; 令別表項で<math>50\text{m}^2</math>を超えるもの</p>		令別表項
<p>住宅 &gt; 令別表項で<math>50\text{m}^2</math>を超えるもの</p>		複合用途



- (5) 法第10条1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (6) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

## 2 項ごとの適用事項

### (1) 単項用途防火対象物の取扱い

単項用途防火対象物は、延べ面積50m<sup>2</sup>を超えるものとする。(令別表第1(2)項ニ、5項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものは除く。)

### (2) 複合用途防火対象物の取扱い

ア 前1、(2)又は(4)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次の(ア)及び(イ)に該当するものは、特定用途部分(政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。)が存するものであっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること(政令別表第1(2)項ニ、5項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものは除く。)。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって(令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

(ア) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

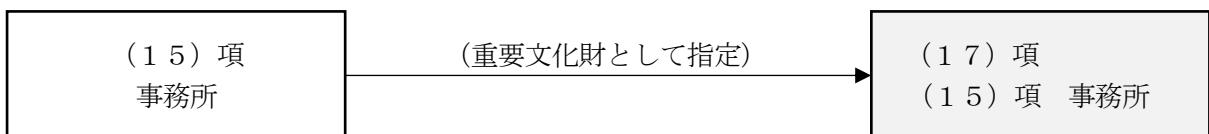
(イ) 特定用途部分の床面積の合計が、300m<sup>2</sup>未満であること。

イ 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(2)、イ及び前(1)を適用するものであること。

ウ 重要文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。)として指定された建築物の取り扱いは次によること。

(ア) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

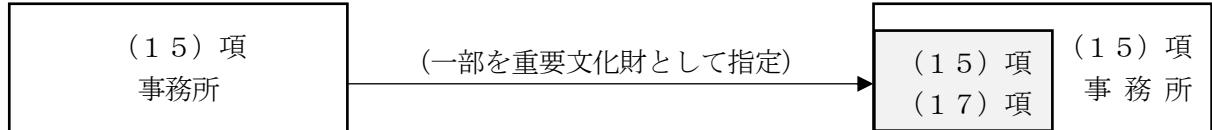
### 【例】



(イ) 令別表第1 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は (17) 項の防火対象物である他、(1) 項から (16) 項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物である他、(17) 項の部分を含む複合用途対象物として取り扱うこと。

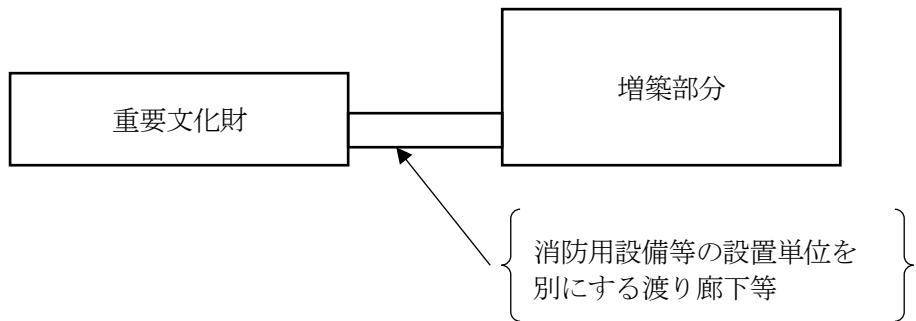
【例】



(ウ) 重要文化財として指定されている防火対象物に令別表第1 (1) 項から (16の2) 項までに掲げる防火対象物を増築 (法第17条の2の5第2項に該当) した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、令第32条の適用若しくは第2章基準2消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準の適用について考慮する。

【例】



第1-1表 令別表第1に掲げる防火対象物の定義等

項	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(1) 項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とはスポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に閲覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>
(1) 項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。</p>	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものという。</p> <p>2 地区の集会所(自治会館を含む。)など、当該地区的住民のみで運営、使用されるものは、本項に含まれない（(15)項として取扱う。）。ただし、貸スペースとして、セミナーや集会の参加を当該住民以外にも募って使用しているものは、使用実態により判定する。</p>
(2) 項イ	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2) 項ロ	<p>1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、bingo、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、bingo場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンス教習所は、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p> <p>4 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう（個室においてサービスを提供するものを除く。）。</p>

	<p>1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。））第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（1）項イ、（2）項ニ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。 (原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。)</p> <p>3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>	<p>ファッショナブルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶</p>	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（（1）項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（（2）項ニ）、アダルトショップ（（4）項）、ラブホテル及びモーテル（（5）項イ）、ソープランド（（9）項イ）等、既に令別表第1（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項）</p> <p>（1）浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第1号）</p> <p>（2）個室を設け当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第2号）</p> <p>（3）専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。）として令で定めるものを経営する営業（同項第3号）</p> <p>※ 風営法第2条第6項第3号の令で定める興行場は、次のアからウに掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「風営令」という。）第2条）</p> <p>ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>※ 本項に該当するものは「姿態をみせる」ものに限定され、「映像を見せる」興業の用に供する興行場は、（2）項ニに該当する。</p> <p>イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>ウ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服</p>
--	---	---	---

			<p>を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する令で定める施設（令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第4号）</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第5号）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて當む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい令で定める次のもの（同項第6号）</p> <p>店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはそのた画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する業者（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前（1）、（2）に該当するものを除く。）（風営令第5条）</p> <p>3 規則第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を當む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。</p>
(2) 項ニ	<p>1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を當む店舗で総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 総務省令で定める店舗は、次の（1）～（3）に掲げるものをいう。</p> <p>（1）個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を當む店舗</p> <p>（2）風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を當む店舗</p> <p>（3）風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）</p>	<p>カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ</p>	<p>1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。</p> <p>2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を當む店舗をいう。</p> <p>3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって當むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（風営法第2条第9項）</p>

			<p>4 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号））のうち、映像を見せるものに限定している。</p> <p>5 本項に規定する個室にいついては、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p>
(3) 項イ	<p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>	茶屋、料亭、割烹	
(3) 項ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	<p>1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>
(4) 項	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	魚店、肉店、米、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパー・マーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に入り出しができる形態を有すること。</p> <p>2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。</p>
(5) 項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。</p>	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション（昭和23年法律第138号）の適用のあるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用のあるもの）	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反復継続され社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。</p>

			<p>なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p> <p>4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</li> <li>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等であること。</li> <li>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</li> <li>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</li> </ol> <p>5 旅館業法の適用対象となる施設（第2条第5項に規定される下宿営業を除く。）が本項に該当するものであること。</p>
(5) 項ロ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</li> <li>2 下宿とは、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</li> <li>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</li> </ol>	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、シェアハウス（ゲストハウス）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</li> <li>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</li> <li>3 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</li> </ol>
(6) 項イ(1)	<p>次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消防活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診療科中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他総務規則で定める診療科名をいう。）を有すること。</li> <li>2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火活動を適切に実施することができる体制とは、規則第5条第3項の体制をいう。</li> <li>2 特定診療科目とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科目のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。</li> <li>3 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。((6)項イ(3)において同じ。)。</li> </ol>
(6) 項イ(2)	<p>次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診療科名中に特定診療科名を有すこと。</li> <li>2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定診療科目とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科目名のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの以外をいう。</li> <li>2 「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数（医療法第7条に規定する病床数をいう。）が4以上であるものをいうこと。</li> <li>3 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院</li> </ol>

			させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう((6)項イ(3)、(4)において同じ。)。
(6)項イ(3)	病院((6)項イ(1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((6)項イ(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所をいう。	医院、クリニック	助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数のためその業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう((6)項イ(4)に同じ。)。
(6)項イ(4)	患者を入所させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。	医院、クリニック	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれない。 2 あん摩マッサージ指圧施術、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6)項ロ(1)	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の2)</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な物を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の4)</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の5)</p> <p>4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※1 (参考：老人福祉法第20条の6)</p>		
	1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホームA型とは、経費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームB型のうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するにはあ不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活以上必要な便宜を供与する施設をいう。	

	<p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。※1            (参考：老人福祉法第29条)</p>		<p>サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、(6)項に含まれる。</p> <p>なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案したこと。</p>
	<p>6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。            (参考：介護保険法第8条28項)</p>	(老人保健施設)	<p>老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。</p>
	<p>7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。            (参考：老人福祉法第5条の2第4項)</p>		
	<p>8 小規模多機能型居宅事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康管理の確認その他の日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月あたり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。※2 (参考：老人福祉法第5条の2第6項)</p>		

	<p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第6項)</p>	認知症高齢者グループホーム	
	<p>10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとしては、次のいずれかのものをいう。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの。 ※1</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。※2</p>	<p>宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター 宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設</p>	
(6) 項ロ（2）	救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助行うことを目的とする施設をいう。		
(6) 項ロ（3）	乳児院とは乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。		
(6) 項ロ（4）	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知能技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。	<p>1 福祉型障害児入所施設 2 医療型障害児入所施設</p>	<p>1 福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知能技能の付与を行うものをいう。</p> <p>2 医療障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知能技能の付与及び治療を行うものをいう。</p>

	<p>1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下、のぞみの園という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する規則（平成26年厚生労働規則第5号）第1条第2号から7号までに定める「障害者支援区分」をいう。）4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3            （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）</p>		施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をいう。
(6) 項口 (5)	<p>2 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。            （参考：障害者の日常生活及び社会的生活を総合的に支援するための法律大5条第8項）</p>		
	<p>3 共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間ににおいて、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3            （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項）</p>	障害者グループホーム	
(6) 項ハ (1)	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（擁護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。            （参考：老人福祉法第20条の2の2）</p> <p>2 軽費老人ホーム（（6）項口（1）に掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。</p>	<p>1 生活相談のみを行なうものは、本稿に含まれない。（(15)として取り扱う。）            2 宿泊サービスを伴うものは、（6）項口（1）又は（6）項ハ（1）その他これらに類するものに含まれる。</p>	<p>1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他の日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。            2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。</p>

	<p>※1 (参考：老人福祉法第20条の6)</p>		3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊ができない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	<p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7)</p>	<p>1 老人福祉センター（A型） 例：老人福祉センター、福祉会館 2 老人福祉センター（B型） 例：シルバーセンター、いこいの家、老人館在宅介護支援センター</p>	<p>1 老人福祉センター（A型）とは、無料又は低額な料金で高齢者に関する各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2 老人福祉センター（B型）とは、老人福祉センター（A型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 3 宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。((15項)として取扱う。)</p>
	<p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことの目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7の2)</p>	在宅介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。((15項)として取扱う。)
	<p>5 有料老人ホーム ((6)項口(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ、若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう。※1 (参考：老人福祉法第29条)</p>		<p>サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス(状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。)の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、(6)項に含まれれる。</p> <p>なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局なされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。</p>
	<p>6 老人デイサービスを行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(その養護者を含む。)等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法等の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。</p>		<p>1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない。((15)項として取扱う。) 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項口(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取扱う。</p>

	(参考：老人福祉法第5条の2第3項) 7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（（6）項）口（1）に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう。※2（参考：老人福祉法第5条の2第5項）		
	8 その他これらに類するものとして総務規則で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるもの。※1 (2) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないもの。※2	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
(6) 項ハ（2）	厚生施設とは、生活保護を必要とする状態にあるもので、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：生活保護法第38条第3項)		
(6) 項ハ（3）	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第36条)  2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※託児所が保育場必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に関わらず保育所に含まれる。 なお、住居と兼用しているものは含まれない。 (参考：児童福祉法第39条)	1 認可保育所 2 認証保育園	1 保育所のうち、国、都若しくは区市町村設置するもの又は国、都及び区市町村以外のものが児童福祉法第35条第4項による都知事の認可を得て設置するものをいう。 2 認可を得ていない保育所のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、知事が認証した施設（以下「認証保育所」という）。 このうち、民間事業者等が設置したもので、定員が20人から120人までの0歳から小学校就学前までの児童を

	<p>3 保育室</p> <p>4 事業所内保育所</p> <p>5 院内保育所</p> <p>6 ベビーホテル</p> <p>7 認定こども園（幼保連携型こども園を除く。）</p>	<p>対象としたものをA型、個人が設置したもので、定員が6人から29人までの0歳から2歳までの児童を対象としたものをB型という。</p> <p>3 保育室設置基準に基づき、区市町村が保育室利用契約を締結し、かつ、都費の補助対象となっているもの。</p> <p>4 事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。</p> <p>5 事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているもの。</p> <p>6 次の条件のうち、いずれか1つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。</p> <p>(1) 午後7時以降の保育を行っているもの。</p> <p>(2) 児童の宿泊を行う保育を行っているもの</p> <p>(3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの</p> <p>7 認定こども園（幼保連携型こども園を除く。）とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、滋賀県知事の認定を受けた以下の3つの施設をいう（滋賀県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年12月28日滋賀県条例第70号）。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 ※類型が「接続型」又は「並列型」に該当するものに限る。 認可幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えたもの。</p> <p>(2) 保育所型認定こども園 認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的機能を備えているもの。</p> <p>(3) 地方裁量型認定こども園 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすもの。</p>
3 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設をいう。 (参考：就学前の子どもに関する教育、保育所等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第9条)		

	<p>4 児童養護施設とは、乳児を除く保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第44条)</p>	(虚弱児施設)	虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適切な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74業)により削除され、平成10年4月1日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
	<p>5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第44条)</p>		
	<p>6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生規則の定める援助を総合的に行うこととする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第44条の2)</p>	こども家庭支援センター	宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない((15)項として取扱う。)。
	<p>7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の3第7項)</p>		
	<p>8 家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長又は特別区の区長が適当と認めるもの)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の3第9項)</p>		
	<p>9 その他これらに類するものとして総務規則で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設(同項目に掲げるものを除く。)とする。</p>		
(6) 項ハ (4)	<p>1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第43条)</p>	<p>1 福祉型児童発達支援センター 2 医療型児童発達支援センター</p>	<p>1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。 2 医療型児童発達センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう</p>

	<p>2 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒不安定を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条の2)</p>		
	<p>3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練をその他厚生労働省でさだめる便宜を供与するための施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の2の2第2項)</p>		
	<p>4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。 (参考：児童福祉法第6条の2の2第4項)</p>		
(6) 項ハ (5)	<p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 (参考：身体障害者福祉法第31条)</p>	<p>身体障害者福祉センターA型（都道府県又は指定都市が設置するもの）、身体障害者福祉センターB型（駆使または社会福祉法人が設置するもの）、在宅障害者デイサービス施設、障害者厚生センター（障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設）</p>	
	<p>2 障害者支援施設（（6）項ロ（5）に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行訓練を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害者支援区分4以上の者が入所者の8割以下のものをいう。※3 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項)</p>		
	<p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活</p>		

	<p>動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第25項)</p>		
4	<p>福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第26項)</p>	身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム	
5	<p>生活介護を行う施設とは、常時介護を必要する障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創造的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第7項)</p>	障害者通所事業所、障害者生活介護事業所	
6	<p>短期入所（（6）項口（5）に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。※3</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第8項)</p>		
7	<p>自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第12項)</p>	<p>1 自立訓練（機能訓練）事業所</p> <p>2 自立訓練（生活訓練）事業所</p>	<p>1 自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p> <p>2 自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常訓練又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p>
8	<p>就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第13項)</p>		
9	就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な	1 就労継続支援（A型）	1 就労継続支援（A型）事業所とは、一般企業等での就労が

	<p>障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第14項)</p>	<p>事業所</p> <p>2 就労継続支援（B型）事業所</p>	<p>困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p> <p>2 就労継続支援（B型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p>
	<p>10 共同生活援助を行う施設（（6）項口（5）に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。</p> <p>※3</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第15項)</p>	<p>障害者グループホーム</p>	
(6) 項ニ	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。（参考：学校教育法第72条）</p>		<p>幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p> <p>なお、幼稚園型認定こども園の内、類型が「単独型」に該当するものは当該項に該当するものとして取扱う。</p>
(7) 項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なにものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p>	<p>消防学校、消防大학교、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国</p>	<p>1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上あり、校舎面積が130m<sup>2</sup>以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7m<sup>2</sup>以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p>

	<p>6 中等学校教育とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものとを除く。）。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>	土交通大学校	
(8) 項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	郷土館、記念館	
(9) 項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低温の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。</p>		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯で共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	<p>1 (9) 項イに同じ。</p> <p>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。</p>
(10) 項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		

(1 2) 項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	授産施設、宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
(1 2) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
(1 3) 項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属性的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第1条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおり。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、そのた排気量は0.125リットル以下、その他のものにあっては0.050リットル以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.00キロワット以下、その他のものにあっては0.60キロワット以下
(1 3) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(1 4) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であつて、物品の保管の用に供するものをいう。		
(1 5) 項	その他の事業場とは、(1)項から(1 4)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わない

		社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売り場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場	レンタルルームは、本項に該当すること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は、本項に該当すること。
(16) 項イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16) 項イ及び(16)の2) 項を除く。）の用途を含むものという。		
(16) 項ロ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16) 項イ及び(16)の2) 項を除く。）の用途を含まないものという。		
(16)の2) 項	法第8条の2第1項で定義されているため省略（地下街）		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入することであること。ただし、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まないものであること。
(16)の3) 項	令別表第1で定義されているため省略  建築物の地階（(十六の二) 項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(一) 項から(四) 項まで、(五) 項イ、(六) 項又は(九) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）		準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの

			<p>歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。</p> <p>3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</p> <p>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。</p>
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。		
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。 延長五十メートル以上のアーケード		
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		
(20) 項	規則第5条で定義されているため省略		

※1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」の判定に当たっては、要介護者用の居室の定員及び施設全体の入居者の店員の状況に関する資料の提出を求めて要介護者の居室の定員の割合を確認すること。

要介護者用の居室とは、介護保険法第7項第1項に定める要介護状態区分が1以上の者を入居させる居室をいうこと。

なお、避難が困難な要介護者であること、認知症等により火災が覚知できること等の理由から自力避難困難である者が要介護者用の居室の定員を超えて施設の総員の半数以上入居しているものについては、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」として取り扱うこと。

※2 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判定に当たっては、ひと月当たりの、施設に宿泊させるサービスの提供に関する資料の提出を求めて確認すること。

※3 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の判定に当たっては、障害支援区分4以上の者の割合を、入所者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること

※4 避難所が開設された場合、防火対象物の用途に変更が生じないものとして運用する。

第1-2表

(A)	(B) 主用途部分	機能的に從属する用途に供される部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
( 1 ) 項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケ	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	
( 1 ) 項 ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場 その他上欄を準用する	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
( 2 ) 項 イ	客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローケ		
( 2 ) 項 ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、談話室、バー	サウナ室、体育館	
( 2 ) 項 ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローケ		
( 2 ) 項 ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室		
( 3 ) 項 イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
( 3 ) 項 ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
( 4 ) 項 室	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む）、貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。

( 5 ) 項 イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビヤガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
( 5 ) 項 ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室	旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用対象でない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。
( 6 ) 項 イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書館	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
( 6 ) 項 ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
( 6 ) 項 ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
( 6 ) 項 ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書館	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
( 7 ) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
( 8 ) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
( 9 ) 項 イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
( 9 ) 項 ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規	有料洗濯室	

		模な簡易サウナ)、娯楽室		
( 1 0 ) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカーハウス、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場	理容室、両替所	
( 1 1 ) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。)、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項に該当する。
( 1 2 ) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
( 1 2 ) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
( 1 3 ) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		
( 1 3 ) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
( 1 4 ) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室(商品保管に関する作業を行うもの)	食堂、売店、専用駐車場、展示場		
(15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫(商品倉庫を含む。)	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室、	1 会議室、ホールは規模形態(固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。)を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する(以下、本項において同じ。)。 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場、	旅行案内室、法律・健康等の相談室
	市民センター 文化センター 児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。

研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5) 項の用途に供するものとして扱う。
観覧席を有しない 体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席(選手控席的なもの)を有するものは、本項に該当する。

(注) 下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて(昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号)」の別表にある項目を示す。

	<p>1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。））第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（1）項イ、（2）項ニ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。 (原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。)</p> <p>3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>	<p>ファッショナブルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶</p>	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（（1）項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（（2）項ニ）、アダルトショップ（（4）項）、ラブホテル及びモーテル（（5）項イ）、ソープランド（（9）項イ）等、既に令別表第1（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項）</p> <p>（1）浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第1号）</p> <p>（2）個室を設け当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第2号）</p> <p>（3）専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。）として令で定めるものを経営する営業（同項第3号）</p> <p>※ 風営法第2条第6項第3号の令で定める興行場は、次のアからウに掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「風営令」という。）第2条）</p> <p>ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>※ 本項に該当するものは「姿態をみせる」ものに限定され、「映像を見せる」興業の用に供する興行場は、（2）項ニに該当する。</p> <p>イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>ウ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服</p>
--	---	---	---

			<p>を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する令で定める施設(令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業(同項第4号)</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業(同項第5号)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて當む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい令で定める次のもの(同項第6号)</p> <p>店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはそのた画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する業者(当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)、(2)に該当するものを除く。)(風営令第5条)</p> <p>3 規則第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を當む店舗とは、いわゆるセリクラ(店舗形態を有するものに限る。)のことをいう。</p>
(2) 項二	<p>1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を當む店舗で総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 総務省令で定める店舗は、次の(1)から(3)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を當む店舗</p> <p>(2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を當む店舗</p> <p>(3) 風営令第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場)</p>	<p>カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ(個室(これに類する施設を含む。)を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗)、テレフォンクラブ、個室ビデオ</p>	<p>1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。</p> <p>2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を當む店舗をいう。</p> <p>3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって當むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。(風営法第2条第9項)</p>

			<p>4 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号））のうち、映像を見せるものに限定している。</p> <p>5 本項に規定する個室にいついては、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p>
(3) 項イ	<p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>	茶屋、料亭、割烹	
(3) 項ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	<p>1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>
(4) 項	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	魚店、肉店、米、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパー・マーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に入り出しができる形態を有すること。</p> <p>2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。</p>
(5) 項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。</p>	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション（昭和23年法律第138号）の適用のあるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用のあるもの）	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反復継続され社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。</p>

			<p>なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p> <p>4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</li> <li>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等であること。</li> <li>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</li> <li>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</li> </ol> <p>5 旅館業法の適用対象となる施設（第2条第5項に規定される下宿営業を除く。）が本項に該当するものであること。</p>
(5) 項ロ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</li> <li>2 下宿とは、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</li> <li>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</li> </ol>	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、シェアハウス（ゲストハウス）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</li> <li>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</li> <li>3 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</li> </ol>
(6) 項イ(1)	<p>次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消防活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診療科中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他総務規則で定める診療科名をいう。）を有すること。</li> <li>2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火活動を適切に実施することができる体制とは、規則第5条第3項の体制をいう。</li> <li>2 特定診療科目とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科目のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。</li> <li>3 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。((6)項イ(3)において同じ。)。</li> </ol>
(6) 項イ(2)	<p>次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診療科名中に特定診療科名を有すこと。</li> <li>2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定診療科目とは、医療法施行令第3条の2に規定する診療科目名のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの以外をいう。</li> <li>2 「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数（医療法第7条に規定する病床数をいう。）が4以上であるものをいうこと。</li> <li>3 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院</li> </ol>

			させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう((6)項イ(3)、(4)において同じ。)。
(6)項イ(3)	病院((6)項イ(1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((6)項イ(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所をいう。	医院、クリニック	助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数のためその業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう((6)項イ(4)に同じ。)。
(6)項イ(4)	患者を入所させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。	医院、クリニック	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれない。 2 あん摩マッサージ指圧施術、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6)項ロ(1)	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の2)</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な物を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の4)</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の5)</p> <p>4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。※1 (参考：老人福祉法第20条の6)</p>		
	1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホームA型とは、経費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームB型のうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するにはあ不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活以上必要な便宜を供与する施設をいう。	

	<p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。※1            （参考：老人福祉法第29条）</p>		<p>サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、（6）項に含まれる。</p> <p>なお、上記に該当しないものについても実態により（6）項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案したこと。</p>
	<p>6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことを目的とする施設として、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。            （参考：介護保険法第8条28項）</p>	（老人保健施設）	<p>老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行なうことを目的とする施設をいう。</p> <p>老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。</p>
	<p>7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。            （参考：老人福祉法第5条の2第4項）</p>		
	<p>8 小規模多機能型居宅事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康管理の確認その他の日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月あたり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。※2            （参考：老人福祉法第5条の2第6項）</p>		

	<p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第6項)</p>	認知症高齢者グループホーム	
	<p>10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとしては、次のいずれかのものをいう。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの。 ※1</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。※2</p>	<p>宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター</p> <p>宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設</p>	
(6) 項ロ（2）	救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助行うことを目的とする施設をいう。		
(6) 項ロ（3）	乳児院とは乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。		
(6) 項ロ（4）	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知能技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。	<p>1 福祉型障害児入所施設</p> <p>2 医療型障害児入所施設</p>	<p>1 福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知能技能の付与を行うものをいう。</p> <p>2 医療障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知能技能の付与及び治療を行うものをいう。</p>

	<p>1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下、のぞみの園という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する規則（平成26年厚生労働規則第5号）第1条第2号から7号までに定める「障害者支援区分」をいう。）4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3            （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）</p>		施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をいう。
(6) 項口 (5)	<p>2 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。            （参考：障害者の日常生活及び社会的生活を総合的に支援するための法律大5条第8項）</p>		
	<p>3 共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間ににおいて、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。※3            （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項）</p>	障害者グループホーム	
(6) 項ハ (1)	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（擁護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。            （参考：老人福祉法第20条の2の2）</p> <p>2 軽費老人ホーム（（6）項口（1）に掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。</p>	<p>1 生活相談のみを行うものは、本稿に含まれない。（(15)として取り扱う。）            2 宿泊サービスを伴うものは、（6）項口（1）又は（6）項ハ（1）その他これらに類するものに含まれる。</p>	<p>1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他の日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。            2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。</p>

	<p>※1 (参考：老人福祉法第20条の6)</p>		3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊ができない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	<p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7)</p>	<p>1 老人福祉センター（A型） 例：老人福祉センター、福祉会館 2 老人福祉センター（B型） 例：シルバーセンター、いこいの家、老人館在宅介護支援センター</p>	<p>1 老人福祉センター（A型）とは、無料又は低額な料金で高齢者に関する各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2 老人福祉センター（B型）とは、老人福祉センター（A型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 3 宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。((15項)として取扱う。)</p>
	<p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことの目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7の2)</p>	在宅介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。((15項)として取扱う。)
	<p>5 有料老人ホーム ((6)項口(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ、若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるものをいう。※1 (参考：老人福祉法第29条)</p>		<p>サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス(状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。)の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、(6)項に含まれれる。</p> <p>なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局なされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。</p>
	<p>6 老人デイサービスを行なう施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(その養護者を含む。)等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法等の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。</p>		<p>1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない。((15)項として取扱う。) 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項口(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取扱う。</p>

	(参考：老人福祉法第5条の2第3項) 7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（（6）項）口（1）に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう。※2（参考：老人福祉法第5条の2第5項）		
	8 その他これらに類するものとして総務規則で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるもの。※1 (2) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないもの。※2	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
(6) 項ハ（2）	厚生施設とは、生活保護を必要とする状態にあるもので、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：生活保護法第38条第3項)		
(6) 項ハ（3）	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第36条)  2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※託児所が保育場必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に関わらず保育所に含まれる。 なお、住居と兼用しているものは含まれない。 (参考：児童福祉法第39条)	1 認可保育所 2 保育室 3 事業所内保育所	1 保育所のうち、国、都若しくは区市町村設置するもの又は国、都及び区市町村以外のものが児童福祉法第35条第4項による都知事の認可を得て設置するものをいう。 2 保育室設置基準に基づき、区市町村が保育室利用契約を締結し、かつ、都費の補助対象となっているもの。 3 事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。

	<p>4 院内保育所</p> <p>5 ベビーホテル</p> <p>6 認定こども園（幼保連携型こども園を除く。）</p>	<p>4 事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているもの。</p> <p>5 次の条件のうち、いずれか1つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 午後7時以降の保育を行っているもの。</li> <li>(2) 児童の宿泊を行う保育を行っているもの</li> <li>(3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの</li> </ul> <p>6 認定こども園（幼保連携型こども園を除く。）とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、滋賀県知事の認定を受けた以下の3つの施設をいう（滋賀県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年12月28日滋賀県条例第70号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼稚園型認定こども園 ※類型が「接続型」又は「並列型」に該当するものに限る。 認可幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えたもの。</li> <li>(2) 保育所型認定こども園 認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的機能を備えているもの。</li> <li>(3) 地方裁量型認定こども園 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすもの。</li> </ul>
3 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設をいう。 (参考：就学前の子どもに関する教育、保育所等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第9条)		
4 児童養護施設とは、乳児を除く保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第44条)	(虚弱児施設)	虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適切な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74業）により削除され、平成10年4月1日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指		

	<p>導を行い、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第44条)</p>		
	<p>6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生規則の定める援助を総合的に行うこととする目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第44条の2)</p>	こども家庭支援センター	宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない((15)項として取扱う。)。
	<p>7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の3第7項)</p>		
	<p>8 家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長又は特別区の区長が適当と認めるもの)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の3第9項)</p>		
	<p>9 その他これらに類するものとして総務規則で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設(同項目に掲げるものを除く。)とする。</p>		
(6) 項ハ (4)	<p>1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第43条)</p>	<p>1 福祉型児童発達支援センター</p> <p>2 医療型児童発達支援センター</p>	<p>1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。</p> <p>2 医療型児童発達センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう</p>
	<p>2 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒不安定を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第43条の2)</p>		
	<p>3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練をその他厚生労働省で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の2の2第2項)</p>		

	<p>4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。</p> <p>（参考：児童福祉法第6条の2の2第4項）</p>		
(6) 項ハ (5)	<p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>（参考：身体障害者福祉法第31条）</p>	<p>身体障害者福祉センターA型（都道府県又は指定都市が設置するもの）、身体障害者福祉センターB型（駆使または社会福祉法人が設置するもの）、在宅障害者デイサービス施設、障害者厚生センター（障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設）</p>	
	<p>2 障害者支援施設（（6）項ロ（5）に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行訓練を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害者支援区分4以上の者が入所者の8割以下のものをいう。※3</p> <p>（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）</p>		
	<p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。</p> <p>（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項）</p>		
	<p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項）</p>	<p>身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム</p>	
	<p>5 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要する障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、</p>	<p>障害者通所事業所、障害者生活介護事業所</p>	

<p>生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第7項)</p>		
<p>6 短期入所 ((6) 項口 (5) に掲げるものを除く。) を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。※3</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第8項)</p>		
<p>7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第12項)</p>	<p>1 自立訓練（機能訓練）事業所 2 自立訓練（生活訓練）事業所</p>	<p>1 自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。 2 自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常訓練又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p>
<p>8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第13項)</p>		
<p>9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第14項)</p>	<p>1 就労継続支援（A型）事業所 2 就労継続支援（B型）事業所</p>	<p>1 就労継続支援（A型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 2 就労継続支援（B型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必</p>

			要な訓練や支援を行うものをいう。
	10 共同生活援助を行う施設（（6）項口（5）に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行なう施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。 ※3 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第15項)	障害者グループホーム	
(6) 項ニ	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。（参考：学校教育法第72条）		幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。 なお、幼稚園型認定こども園の内、類型が「単独型」に該当するものは当該項に該当するものとして取扱う。
(7) 項	1 小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すこととする学校をいう。 2 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的ななものから一貫して施すこととする学校をいう。 3 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すこととする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すこととする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することとする学校をいう。 6 中等学校教育とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることとする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることとする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行なう学校をいう（他の法令で定めるものとを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国土交通大学校	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上あり、校舎面積が130m <sup>2</sup> 以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7m <sup>2</sup> 以上とされている。 3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。

(8) 項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	郷土館、記念館	
(9) 項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低温の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。</p>		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯で共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	<p>1 (9) 項イに同じ。</p> <p>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。</p>
(10) 項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
(12) 項イ	<p>工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。</p> <p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。</p>	授産施設、宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		

(13) 項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第1条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおり。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、そのた排気量は0.125リットル以下、その他のものにあっては0.050リットル以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.00キロワット以下、その他のものにあっては0.60キロワット以下
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であつて、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	その他の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利事業であることを問はず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売り場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、貸	1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 异性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。

		レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場	
(16) 項イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含むものという。		
(16) 項ロ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含まないものをいう。		
(16の2) 項	法第8条の2第1項で定義されているため省略（地下街）		<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まないものであること。</p>
(16の3) 項	令別表第1で定義されているため省略  建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）		<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <p>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。</p> <p>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。</p> <p>3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</p> <p>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改</p>

			札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。		
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。 延長五十メートル以上のアーケード		
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		
(20) 項	規則第5条で定義されているため省略		

※1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」の判定に当たっては、要介護者用の居室の定員及び施設全体の入居者の店員の状況に関する資料の提出を求めて要介護者の居室の定員の割合を確認すること。

要介護者用の居室とは、介護保険法第7項第1項に定める要介護状態区分が1以上の者を入居させる居室をいうこと。

なお、避難が困難な要介護者であること、認知症等により火災が覚知できないこと等の理由から自力避難困難である者が要介護者用の居室の定員を超えて施設の総員の半数以上入居しているものについては、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」として取り扱うこと。

※2 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判定に当たっては、ひと月当たりの、施設に宿泊させるサービスの提供に関する資料の提出を求めること。

※3 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の判定に当たっては、障害支援区分4以上の者の割合を、入所者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること

※4 避難所が開設された場合、防火対象物の用途に変更が生じないものとして運用する。

第1-2表

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1) 項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場 、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケ	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	

( 1 ) 項 口	<u>集会室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>宴会場</u> その他上欄を準用する	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローケ</u>	<u>展示博物室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>遊戯室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>サロン</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>結婚式場</u>	
( 2 ) 項 イ	<u>客席</u> 、 <u>ダンスフロア</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>調理室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローケ</u>		
( 2 ) 項 口	<u>遊技室</u> 、 <u>遊技機械室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>景品場</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>ダンスフロア</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローケ</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>バー</u>	<u>サウナ室</u> 、 <u>体育館</u>	
( 2 ) 項 ハ	<u>客室</u> 、 <u>通信機械室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>事務室</u>	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>クローケ</u>		
( 2 ) 項 ニ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>書棚コーナー</u> 、 <u>ビデオ棚コーナー</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>倉庫</u>	<u>厨房</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>シャワー室</u>		
( 3 ) 項 イ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>ロビー</u>		
( 3 ) 項 口	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>託児室</u>	<u>娯楽室</u> 、 <u>サウナ室</u> 、 <u>会議室</u>	
( 4 ) 項 室	<u>売場</u> 、 <u>荷さばき室</u> 、 <u>商品倉庫</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>事務室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>写真室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>集会室</u>	<u>催物場</u> （ <u>展示博物室</u> を含む）、 <u>貸衣裳室</u> 、 <u>料理</u> ・ <u>美容</u> 等の <u>生活教室</u> 、 <u>現金自動支払機室</u>	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
( 5 ) 項 イ	<u>宿泊室</u> 、 <u>フロント</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>配膳室</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>娯楽室</u> 、 <u>バー</u> 、 <u>ビヤガーデン</u> 、 <u>両替所</u> 、 <u>旅行代理店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>喫茶室</u>	<u>宴会場</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> （連続式形態のものを含む。）、 <u>展望施設</u> 、 <u>プール</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>催物室</u> 、 <u>サウナ室</u>	
( 5 ) 項 口	<u>居室</u> 、 <u>寝室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>教養室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>共同炊事場</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物置</u> 、 <u>管理人室</u>	<u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>面会室</u>	<u>来客用宿泊室</u>	旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用対象でない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。
( 6 ) 項 イ	<u>診療室</u> 、 <u>病室</u> 、 <u>産室</u> 、 <u>手術室</u> 、 <u>検査室</u> 、 <u>薬局</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>付添人控室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リ</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>ティールーム</u>	<u>臨床研究室</u>	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5) 項口又は(7) 項の用途に供するものとして扱う。

	<u>ネン室</u> 、 <u>医師等当直室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>技工室</u> 、 <u>図書館</u>			
( 6 ) 項 口	<u>居室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	<u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u>		
( 6 ) 項 ハ	<u>居室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	<u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u>		
( 6 ) 項 ニ	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書館</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u>	<u>音楽教室</u> 、 <u>学習塾</u>	
( 7 ) 項	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>クラブ室</u> 、 <u>保健室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	<u>学生会館の集会室</u> 、 <u>合宿施設</u> 、 <u>学童保育室</u> 、 <u>同窓会</u> 及び <u>PTA事務室</u>	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
( 8 ) 項	<u>閲覧室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>書庫</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>ロビ二</u> 、 <u>工作室</u> 、 <u>保管格納庫</u> 、 <u>資料室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>鑑賞室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>		
( 9 ) 項 イ	<u>脱衣室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>マッサージ室</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>クリーニング室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u>		
( 9 ) 項 口	<u>脱衣場</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>クリーニング室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>サウナ室</u> （小規模な簡易サウナ）、 <u>娯楽室</u>	<u>有料洗濯室</u>	
( 1 0 ) 項	<u>乗降場</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>運転指令所</u> 、 <u>電力指令所</u> 、 <u>手荷物取扱所</u> 、 <u>一時預り所</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>救護室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>旅行案内所</u> 、 <u>専用駐車場</u>	<u>理容室</u> 、 <u>両替所</u>	
( 1 1 ) 項	<u>本堂</u> 、 <u>拝殿</u> 、 <u>客殿</u> 、 <u>礼拝堂</u> 、 <u>社務所</u> 、 <u>集会堂</u> 、 <u>聖堂</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>図書室</u>	<u>宴会場</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>宿泊室</u> （旅館業法の適用のあるものを除く。）、 <u>娯楽室</u>	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項に該当する。
( 1 2 ) 項 イ	<u>作業所</u> 、 <u>設計室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>製品展示室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>診療室</u>		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
( 1 2 ) 項 口	<u>撮影室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>録音室</u> 、 <u>道具室</u> 、 <u>衣裳室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>リハーサル室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u>		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
( 1 3 ) 項 イ	<u>車庫</u> 、 <u>車路</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>洗車場</u> 、 <u>運転手控室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u>		

(13) 項口	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、展示場		
15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室、	展示室、展望施設  1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として（1）項に該当する（以下、本項において同じ。）。 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場、	旅行案内室、法律・健康等の相談室
	市民センター 文化センター 児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室	結婚式場、宴会場  老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
	研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場	研修のための宿泊室は、（5）項口の用途に供するものとして扱う。
	観覧席を有しない 体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。

(注) 下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す。

## 基準2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物には、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項をいう。）のない限り、棟であり、敷地を単位とするものではないものとする。
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下この基準において同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。（天井部分が直接外気に常時開放されている、いわゆるドライエリア形式のものを除く。以下この基準において同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下この基準において同じ。）により接続されている場合は、1棟として取り扱うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができる。
  - (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次に適合する場合
    - ア 渡り廊下は、可燃性物品等を存置せず、通行又は運搬の用途のみに供され、絶えず通行上支障がない状態にあること。
    - イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。
    - ウ 接続される建築物相互の距離は、1階にあっては6mを超える、2階以上の階にあっては10mを超えること。ただし、次の（ア）から（ウ）に適合する場合は、この限りでない。
      - (ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）が、次のa又はbであること。
        - a 耐火構造又は防火構造で造られているもの
        - b a以外のものには、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されているもの
      - (イ) (ア)の外壁及び屋根に開口部を有しないこと。ただし、面積4m<sup>2</sup>以内の開口部で防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。以下この基準において「防火戸」という。）が設けられている場合には、この限りでない。
      - (ウ) 渡り廊下が、次のa又はbであること。
        - a 吹き抜け等の開放式のもので、かつ、当該渡り廊下の両端の建築物との接続部の開口部に、隨時開くことができる自動閉鎖装置付又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の防火戸を設けたもの。ただし、渡り廊下で接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては3m以上、2階以上の階にあっては5m以上である場合には、隨時開くことができる自動閉鎖装置付又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造としないことができる。
        - b a以外のもので次に適合するもの
          - (a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
          - (b) 渡り廊下の両端の建築物との接続部に設けられた出入口の部分の面積は、いずれも4m<sup>2</sup>以下であり、当該部分は防火戸で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
          - (c) 自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように、又は煙感知器の作動と連動して開放するよう設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリ

ンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものは、この限りでない。

(d) (c)の自然排煙用開口部には、その面積の合計が $1\text{ m}^2$ 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものには、渡り廊下の幅員の $1/3$ 以上の幅で長さ $1\text{ m}$ 以上のもの、外壁に設けるものには、おののの外壁に渡り廊下の $1/3$ 以上の長さで高さ $1\text{ m}$ 以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

(e) (c)の機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものには、非常電源が付置されているものであること。

(2) 建築物と建築物が、地下連絡路で接続されている場合で、次に適合する場合

ア 接続される建築物及び地下連絡路が接続されている階の部分の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、可燃性物品等を存置せず、通行又は運搬の用途のみに供され、絶えず通行上支障がない状態にあること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井、壁及び床の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互間の距離をいう。）は $6\text{ m}$ 以上であり、その幅員は $6\text{ m}$ 未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、地下連絡路の長さについては、この限りでない。

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の壁及び床で区画されていること。

カ オの出入口の開口部の面積は、いずれも $4\text{ m}^2$ 以下であること。

キ オの出入口には、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造のものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、前号ウ（ウ）b(e)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次に適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検のための開口部又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けるもので $2\text{ m}^2$ 以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の壁及び床で区画されていること。

イ 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、かつ、その内部の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが $20\text{ m}$ を超える場合には、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が $2\text{ m}^2$ 以上のものには、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部で、換気のために常時開放状態にあるものには、防火ダンパーが設けられていること。

3 前項本文のただし書きの規定については、建築物が渡り廊下、地下連絡路、洞道その他これらに

類するもので接続されていることで、建築基準法上 1 棟と取り扱われている場合にも適用することができる。

4 第 2 項第 1 号の用語の意義は、次の各号に定めるところによること。

- (1) イの「渡り廊下の有効幅員」とは、渡り廊下の内壁間の距離とする。
- (2) ウ本文及びウ(ウ)aの「建築物相互間の距離」とは、次の各号によること。
  - ア 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離とする。
  - イ 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離とする。
- (3) ウ(ア)の「渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3 m 以内の距離にある部分」には、外壁のうち、渡り廊下の床面線より下方の部分は含まないこと。
- (4) ウ(イ)bの「スプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備」の設置についての技術上の基準は、令第 12 条第 2 項並びに規則第 14 条及び第 15 条の規定によること。
- (5) ウ(イ)の「ただし、面積 4 m<sup>2</sup>」とは、1 の建築物の外壁及び屋根に設けられた開口部の合計面積とし、各階の渡り廊下ごとに判定すること。
- (6) ウ(ウ)b(c)の「排煙上有効な位置」とは、建基令第 126 条の 3 の規定に準ずること。
- (7) ウ(ウ)b(e)の「非常電源」は、接続される建築物の用途にかかわらず、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によることとし、その設置については、第 2 章、基準 24 によるほか、容量は、当該設備を有効に 30 分間以上作動できること。
- (8) ウ(ウ)b(d)「渡り廊下の 1/3 以上の長さ」とは、渡り廊下幅員の中心線の長さの 1/3 以上の長さとする。

### 基準3 階数及び床面積の解釈に関する基準

令、規則及び条例における消防用設備等の技術上の基準を運用する場合の防火対象物に係る階数及び床面積の解釈については、次の各項によること。

- 1 階数については、建基令第2条第1項第8号の規定の例によること。
- 2 床面積については、特別の場合を除くほか、別記の「床面積の算定方法について」（昭和61年4月30日建設省住指発第115号）の規定の例によること。
- 3 前項に定める特別な場合とは、次に定める場合をいう。
  - (1) 倉庫内に積荷用の作業床が存する場合は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状の部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。
  - (2) 駐車の用に供する部分の床面積は、次により算定すること。
    - ア 主として自動車を駐車する部分のほか、これに接する駐車場内の車路、駐車場に至る傾斜路、進入路等、駐車する部分が存しないものを含む。☆
    - イ 自走部分を有さず、パレットに車両を乗せ、昇降機等の機械装置により駐車させる構造のもの（例、メリーゴーランド式立体駐車場、リフト式多段式駐車場等）には、外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって床面積とする。◇
    - ウ グレーチング床等で築造された自走部分を有する立体駐車場の床面積は、グレーチング床等の壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をもって各層の床面積とする。◇
  - (3) 駅舎のプラットホーム、跨線橋等の床面積は、上屋を有し、かつ、床としての形態を有している部分すべてを算入する。◇
  - (4) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
    - ア 改札口内は、軌道部分を除き、すべてを算入する。
    - イ 改札口外のコンコース等には、乗降の用に供すると認識される部分すべてを算入する。ただし、当該コンコースなどが他の地下歩道等と接続され、管理シャッター等により区画される場合には当該部分までを床面積として算入することができる。
  - (5) 地下街の床面積は、公共の用に供される地下歩道（地下駅舎の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）の部分のほか、地上から当該地下街へ至る階段及び傾斜路の部分も含めて算定すること。ただし、前号により算定した地下駅舎の部分は算入しないこと。
  - (6) その他1及び2により算定することが適当でない場合 ◇
  - (7) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存在する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。  
※危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

## 別記 床面積の算定方法について

昭和61年4月30日 建設省住指発第115号  
建設省住宅局建築指導課長より 特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

### 記

#### 1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内の用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

##### (1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

##### (2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

##### (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準じる。

##### (4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。

##### (5) バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準じる。

##### (6) 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。

ロ 高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。

##### (7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

##### (8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

##### (9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

- イ 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
- ロ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出ていないこと。
- ハ 見付け面積の1/2以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊り上げ式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15m<sup>2</sup>を、床面積として算入する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2m<sup>2</sup>を、床面積として算定する。

なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

## 2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

- イ 軸組工法の場合  
柱の中心線
- ロ 枠組壁工法の場合  
壁を構成する枠組材の中心線
- ハ 丸太組工法の場合  
丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、PC板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

- イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合  
胴縁等の中心線
- ロ イ以外の場合  
PC板、ALC板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

#### 基準4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準

令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

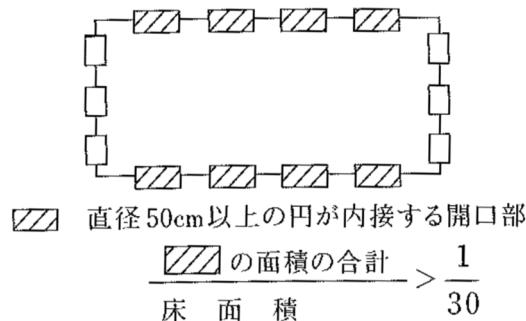
無窓階以外の階の判定は、規則第5条の2によるほか細部については、次により運用する。

##### 1 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

###### (1) 11階以上の階

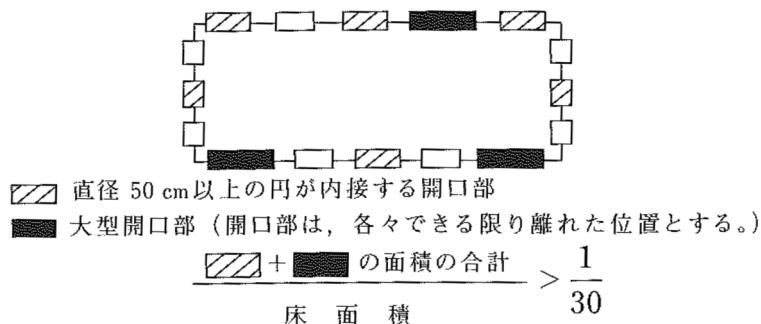
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超える階であること。（第4-1図参照）



第4-1図

###### (2) 10階以下の階

前(1)の割合と同様であるが、前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。（第4-2図参照）



第4-2図

##### 2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、規則第5条の2第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さはおおむね30cm以内、奥行きは30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ 避難上支障のないよう設けられていること。

(2) 次に掲げる空地等は、規則第5条の2第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。

ウ 通路にフェンス等がある場合は1.2m以下若しくは、外部内部より容易に開放できる扉（有効幅0.75m以上）を設けること。1m以内の空地又は道路にある樹木、へい及びその他の工作物により避難及び消火活動に支障のないもの。

エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。

オ 周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。（第4-3図参照）

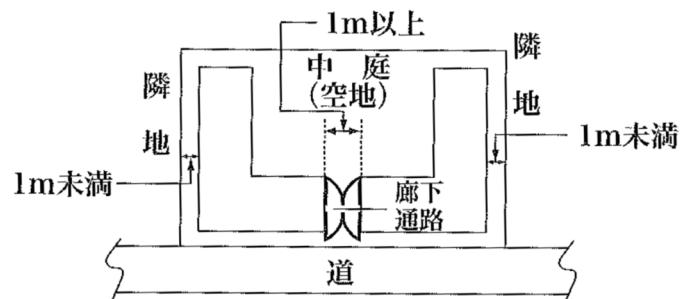
（ア）中庭から道に通じる出入口の幅員は、1m以上であること。

（イ）中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

（ウ）中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。

（エ）道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。

（オ）道に面する外壁の開口部で必要面積の1/2以上を確保できること。



第4-3図

### 3 開口部の構造

(1) 次に掲げる開口部は、規則第5条の2第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。（第1表参照）

ア はめ殺しの窓等

（ア）普通板ガラス（旧JIS R 3201）、フロート板ガラス（JIS R 3202）、磨き板ガラス（JIS R 3202）、型板ガラス（JIS R 3203）、熱線吸収板ガラス（JIS R 3208）又は熱線反射ガラス（JIS R 3221）（ガラスの厚さが8ミリ以下のもの（厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2m以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。）

（イ）強化ガラス（JIS R 3206）又は耐熱板ガラス（ガラスの厚さが5ミリ以下のもの）

（ウ）ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のもの

(内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) 又は (イ) のガラスに貼付したもの

(エ) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μm 以下のもの (内貼り用、外

貼り用は問わない) を前 (ア) 又は (イ) のガラスに貼付したもの

(オ) 前 (ア) 又は (イ) に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス (通称 Low-E 膜付きガラス)

(カ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm を超え 400 μm 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) 又は (イ) のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

(キ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) 又は (イ) のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

(ク) 複層ガラス (JIS R 3209) で、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前 (ア) から (キ) までのいずれかにより構成されているもの

(ケ) 前 (ア) から (ク) まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの  
イ 屋内でロックされている窓等

(ア) 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの (ガラスの厚さが 8 ミリ以下のもの。ただし、厚さが 6 ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね 2 m<sup>2</sup> 以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から 2 m 以下とのものに限る。)

(イ) 網入板ガラス (JIS R 3204) 又は線入板ガラス (JIS R 3204) 入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの (ガラスの厚さが 6. 8 ミリ以下のもの)

(ウ) 前 (イ) 以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの (ガラスの厚さが 10 ミリ以下のもの)

(エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの (ガラスの厚さが 5 ミリ以下のもの)

(オ) 合わせガラス (JIS R 3205) 入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの (フロート板ガラス 6. 0 ミリ以下+PVB 3 0 mil 以下+フロート板ガラス 6. 0 ミリ以下、網入板ガラス 6. 8 ミリ以下+PVB 3 0 mil 以下+フロート板ガラス 5. 0 ミリ以下)

(カ) 前 (オ) 以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの (フロート板ガラス 5. 0 ミリ以下+PVB 6 0 mil 以下+フロート板ガラス 5. 0 ミリ以下、網入板ガラス 6. 8 ミリ以下+PVB 6 0 mil 以下+フロート板ガラス 6. 0 ミリ以下、フロート板ガラス 3. 0 ミリ以下+PVB 60 mil 以下+型板ガラス 4. 0 ミリ以下)

(キ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) から (カ) までのいずれかのガラスに貼付したもの

(ク) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μm 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前 (ア) から (カ) までのいずれかのガラスに貼付したもの

(ケ) 前 (ア) から (カ) までのいずれかに Low-E 膜付きガラスで、当該ガラスを一部破壊すること

により外部から開放することができるもの

- (コ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが  $100\text{ }\mu\text{m}$  を超え  $400\text{ }\mu\text{m}$  以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）から（エ）までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (サ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが  $100\text{ }\mu\text{m}$  以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）から（エ）までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (シ) 複層ガラス入り窓等で、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前（ア）から（サ）（前（ウ）及び前（ウ）に前（キ）から（サ）に示す加工をしたものを除く。）までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの  
※ 当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものとは、破壊窓の大きさが各辺  $15\text{ cm}$  以上で破壊した窓から容易に解錠できるものであること  
(※平成 19 年 3 月 27 日付消防予第 111 号)

ウ 前ア及びイ以外の窓等

- (ア) 前（ア）及びイ（ア）から（エ）まで（これらに前イ（キ）から（サ）までに示す加工をしたものと含む。）に示す合わせガラス以外のガラス及び前イ（オ）、（カ）まで（これらに前イ（キ）から（ケ）までに示す加工をしたものと含む。）に示すガラス以外の合わせガラスの取扱いは、平成 19 年 3 月 27 日付消防予第 111 号によるものとする

エ 軽量シャッター（JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が  $1.0\text{ mm}$  以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

- (ア) 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）  
(イ) 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの（バール等を数回使用すれば解放できるもの）  
※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階をいう

- (ウ) 水圧解錠装置付のもの又は他の開口部から進入して内部から容易に開放することができるもの（開口部とは、同一区画内の近接する開口部をいう。）

- ただし、水圧解錠装置については、消防隊が容易に解錠操作を行うことができるもの（本章基準 5 に適合しているものに限る。）

- (エ) 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基令第 126 条の 7 第 5 号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

- (オ) 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター

オ 防火設備（シャッター）の開口部

- (ア) 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

- (イ) 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

- (ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、消防隊が容易に開放操作を行うことができるもの（本章基準 5 に適合しているものに限る。）

カ 二重窓等

- (ア) はめ殺しの窓等で、ア（ア）又は（イ）に掲げるもの

- (イ) 屋内外から開放できるガラス入り窓等

- (ウ) 避難階に設けられた室内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

キ 前記アからカまでに掲げる以外のもの

一部を自動火災報知設備の起動と連動、及び停電時に開放または開錠するもの

ク 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障のない場合に限る。）

(2) 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第2表により判断するものであること。

第1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

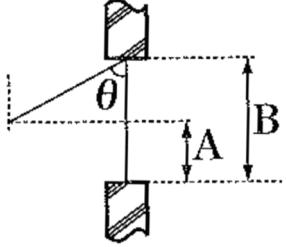
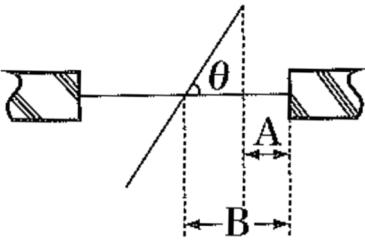
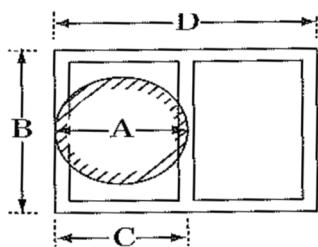
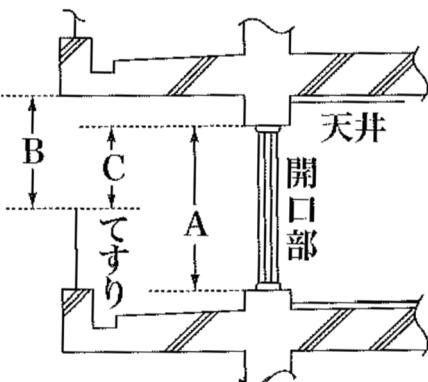
ガラス開口部の種類		開口部の条件		無窓階判定（規則第5条の2）		
				足場有り	足場なし	
					窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA
普通板ガラス	厚さ8ミリ以下	引き違い	○	○	○	△
フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	(厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2m <sup>2</sup> 以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	F I X	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い	△	△	△	△
		F I X	×	×	×	×
	厚さ10ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
合わせガラス	フロート板ガラス6.0ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール) 30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール) 30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス5.0ミリ以下+PVB6(ポリビニルブチラール) 60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール) 60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス3.0ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール)	引き違い	△	×	×	×

	60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス 4.0ミリ以下	F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。					

[備考]

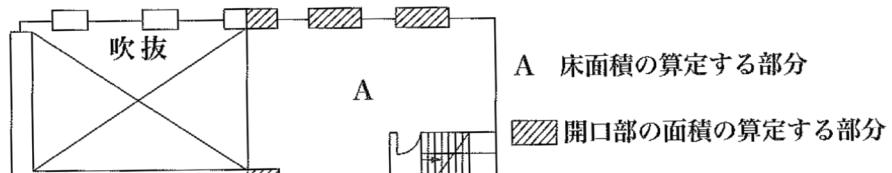
- 1 ガラスの厚さの単位は、日本工業規格（JIS）において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
  - 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
  - 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
  - 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
  - 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの
  - 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するものの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
  - 7 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
    - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
    - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
    - (3) 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
  - 8 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
    - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
    - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
  - 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。
- [凡例] ○：規則第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違いの場合概ね1/2の面積で算定する。）を規則第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×：規則第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第2表 開口部の有効寸法の算定方法

	型 式	判 断
突 出 し 窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (0度~90度)</p>	A の部分とする。 (注) $A=B (1-\cos \theta)$
回 転 窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (0度~90度)</p>	A の部分とする。 (注) $A=B (1-\cos \theta)$
(上 げ 下 げ 窓 を 含 む。) 引 き 違 い 窓	 <p>(注) 1 A 及び C = <math>\frac{1}{2} D</math> 2 A は、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	A 又は $B \times C$ とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 B=1.0m (0.65m) 以上 C=0.45m (0.4m) 以上 (注) ( ) 内は、バルコニー等がある場合
等 が あ る 場 合 外 壁 側 に バ ル コ ニ ー		A の部分とする。 なお、B は 1m 以上でてすりの高さは、床面から 1.2m 以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね 60cm 以上の場合に限る。これによりがたい場合は C を開口寸法とする。

#### 4 その他

- (1) 営業中は、規則第5条の2で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
- (2) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。(第6-4図参照)
- ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
- イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第6-4図

## 基準5 シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準

※ (昭和52年12月19日消防予第251号)

1 屋外から水圧によって開放することができる装置（以下この基準において「水圧開放装置」という。）は、次に定めるところによること。

(1) 「シャッター等」とは次に掲げるもの又はこれらと同等以上の構造、性能及び機能を有するものであること。

- ア JIS A 4704 (軽量シャッター)
- イ JIS A 4705 (防火シャッター構成部材)
- ウ JIS A 4702 (鋼製及びアルミニウム合金製ドア)

(2) 「水圧開放装置」とは、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める規則第2条に定めるものをいう。以下この基準において同じ。）による注水によってシャッター等を開放する装置で、次に掲げる方式のものであること。

- ア シャッター等の施錠を開放する方式のもの
- イ シャッター等を開放する方式のもの
- ウ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源が付置されたものに限る。）

(3) 水圧開放装置の構造及び性能は、次によること。

ア 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び保守点検並びに付属部品の取替えが容易にできるものであること。

イ シャッター等への取付けは、的確にでき、かつ、容易にゆるまないものであること。

ウ シャッター等の通常の開閉操作及び機能に支障をきたさないものであること。

エ 動力消防ポンプによる注水以外の方法では、作動しないものであること。

オ 水圧開放装置の本体には、注油を行う等整備のための措置が講じてあること。

カ 注水口は、異物を容易に挿入できない構造であること。

キ 注水して水圧開放装置又はシャッター等が開放した後は、容易に通常の開閉機構に復旧できるものであること。

ク 水抜き等により、水圧開放装置の内部の排水が確実に行われるものであること。

ケ 温度又は湿度の変化により、機能に異常を生じないものであること。

コ シャッター等を開放する方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次によること。

(ア) シャッター等に水圧リミットスイッチ等の過巻き防止のための装置を有するものであること。

(イ) 注水を停止した場合、シャッター等の開閉機構の制動装置が作動し、その後人が操作しなければ閉鎖することができない構造のものであること。

サ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次によること。

(ア) 非常電源は、「自家発電設備の基準」(昭和48年消防庁告示第1号)又は「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)に適合する自家発電設備又は蓄電池設備であること。

(イ) 非常電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

a 600V二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

b 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設するか、又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、M1ケーブル又は「耐火電線の基準」(昭和53年消防庁告示第7号)に適合する電線を使用する場合は、この限りではない。

c 開閉器は、不燃性の材料で造られた耐熱効果のある箱又は場所に収納すること。

(4) 水圧開放装置は、「シャッター等の水圧開閉装置に関する取り扱いについて」(昭和52年12月19日消防予第251号)による安全センターの評定品を用いること。

2 水圧開放装置の設置については、次によること。

(1) 水圧開放装置の注水口は、床面（放水を行う消防隊員の立ち位置）からの高さが1m以下となる箇所に設けること。

(2) 水圧開放装置の注水口の直近に、容易に消えないように次による表示をすること。

ア 表示面は、反射塗料とし、黄色の地に赤色の「消」の文字とすること。

イ 文字の大きさは、50mm平方以上とすること。

(3) 前号の表示の周囲には、これを遮り、又はこれとまぎらわしい広告物、掲示物等を設けないこと。

## 基準6 電気設備が設置されている部分等に係る取扱いに関する基準

発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分及び鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分の取扱いについては、次の各項に定めるところによる。

- 1 令第13条第1項の表の上欄の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が含まれる。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
  - (1) 配電盤又は分電盤
  - (2) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの
  - (3) 電気設備のうち、容量（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）が20kVA未満のもの
- 2 令第13条第1項の表の上欄の「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」（以下この基準において「電気設備」という。）が設置されている部分の「床面積」とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の面積（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいう。ただし、不燃材料の壁、天井若しくは床又は建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備である防火戸（隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画された部分に設置されている場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。
- 3 令第13条第1項の表の上欄「その他多量の火気を使用する部分」には、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等で最大消費熱量（最大入力）の合計が126万キロジュール以上のものが設置されている場所が含まれる。
- 4 令第13条第1項の表の上欄の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分「床面積」とは、第2項の規定の例により算定した面積をいう。

## 基準7 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

- 1 規則第18条第4項第1号、第19条第6項第5号、第20条第5項及び第21条第5項に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、壁面のうち一の長辺を含む二面以上に、又は天井面に、常時直接外気に開放されている開口部（以下この基準において「開口部」という。）が存し、かつ、次の各号のいずれかに該当すること。☆
  - (1) 開口部の面積の合計が、当該床面積の15%以上である場所
  - (2) 防火対象物の1階又は避難階の部分で、地上から容易に手動操作又は遠隔操作により同時に開放することができる開口部の面積の合計が、当該床面積の20%以上である場所
- 2 前項の開口部は、次の各号によること。☆
  - (1) 隣地境界線又は同一敷地内にある他の建築物等の外壁から0.3m以上離れていること。
  - (2) 壁面の天井面から下方2m以内の部分又は天井面部分に設けられた開口部面積の合計は、次のア又はイによること。
    - ア 前項第1号に該当する場所は、当該床面積の7.5%以上であること。
    - イ 前項第2号に該当する場所は、当該床面積の10%以上であること。

## 基準8 令8区画及び共住区画の取扱いに関する基準

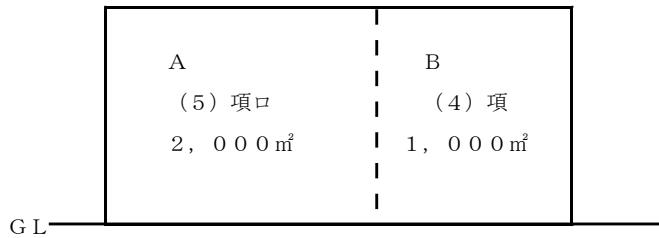
1 令8区画の取扱いは、次の各号によること。

(1) 令8区画とは、令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁による区画をいう。

(2) 令8区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次のアからウまでによること。

ア 令8区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第8-1図の例によること。

第8-1図 (16) 項イ 延べ3, 000m<sup>2</sup>

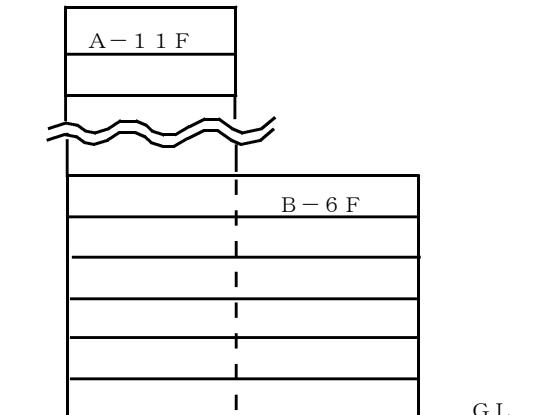


判定 Aは延べ面積2, 000m<sup>2</sup>の(5)項口の防火対象物として、Bは延べ面積1, 000m<sup>2</sup>の(4)項の防火対象物とそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。

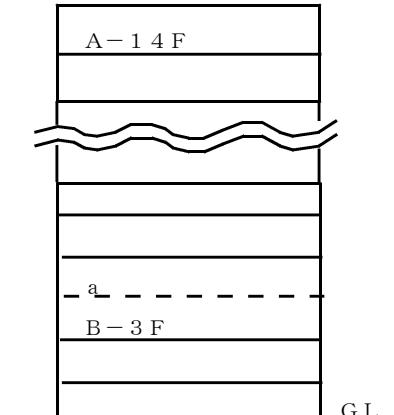
備考 ——は、令8区画を示す。(以下第1項の図中において同じ。)

イ 令8区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置することとし、第8-2図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第8-3図の例によること。

第8-2図



第8-3図

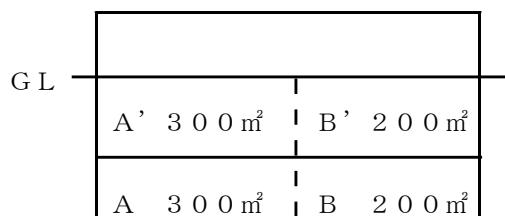


判定 Aは階数11の防火対象物として、Bは階数6の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。

判定 Aは階数14の防火対象物として、Bは階数3の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、a部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

ウ 令8区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を1階の床面積とみなし、第8-4図の例によること。

第8-4図



判定 地階部分の床面積の合計は、700m<sup>2</sup>以上(1, 000m<sup>2</sup>)であるが、A+A' と B+B' は地階において、それぞれ700m<sup>2</sup>未満となるので、令第28条の2第1項を適用しない。

(3) 令8区画の構造は、次のアからウまでによること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等で堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。（第8-5図及び第8-6図参照）ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含み幅3.6m以上にわたり耐火構造（建基法において、当該外壁又は屋根において要求される耐火性能時間以上の耐火性能をいう。）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次の（ア）又は（イ）のいずれかの場合には、この限りでない。

なお、この場合、令8区画を介して両側はそれぞれ1.8m以上を耐火構造とすること。☆

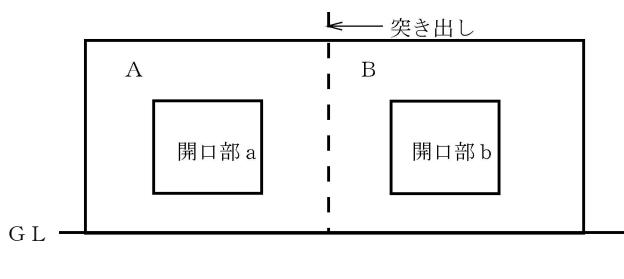
（第8-7図及び第8-8図参照）

（ア）開口部が設けられていないこと。

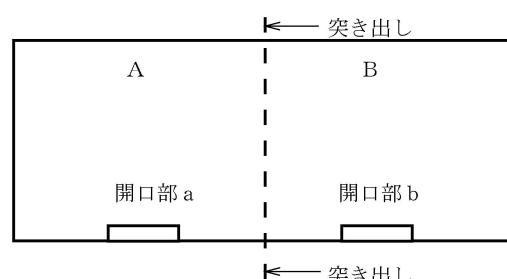
（イ）開口部を設ける場合は、建基法第2条第9号の2項に規定する防火設備である防火戸（以下この基準において「防火戸」という。）が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して0.9m以上離れていること。

第8-5図 垂直に令8区画し、突き出しを設けた例

（立面図）



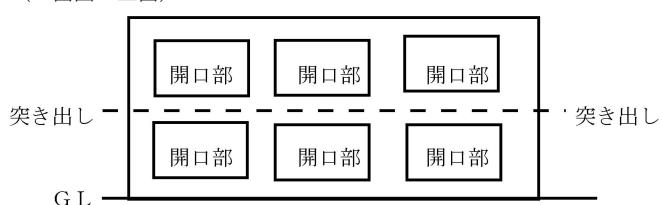
（平面図）



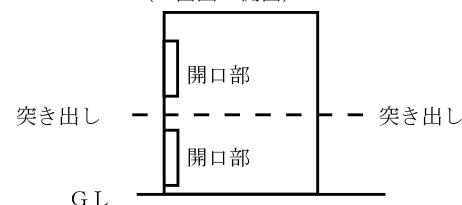
備考 区画を介して設けられている開口部a及び開口部bに距離規制及び防火上の規制はない。

第8-6図 水平に令8区画し、突き出しを設けた例

（立面図一正面）



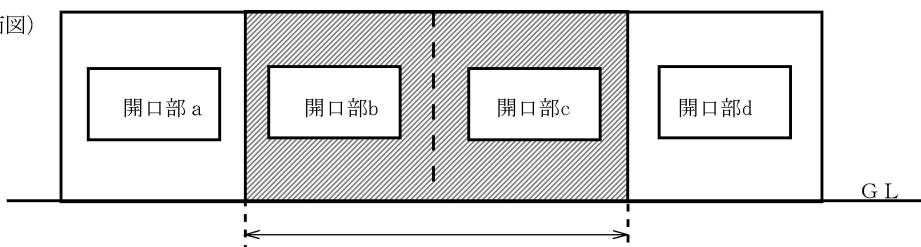
（立面図一側面）



備考 区画を介して設けられている開口部に距離規制及び防火上の規制はない。

第8-7図 突き出しを設けないで垂直に令8区画した例

（立面図）



3.6m以上にわたり耐火構造とすること。

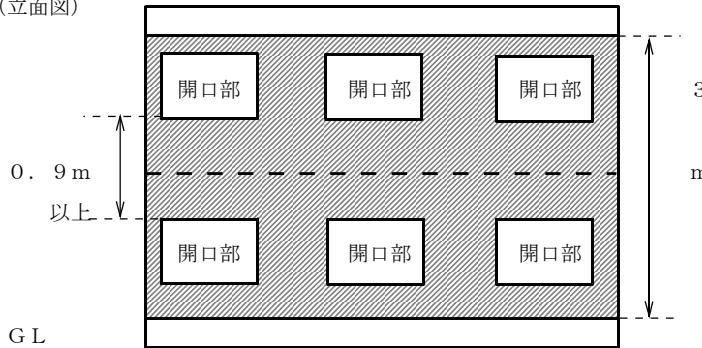
（令8区画を介して、両側にそれぞれ1.8

m以上耐火構造とすること。）

備考 開口部b及び開口部cは、令8区画を介して、0.9m以上離し、かつ、防火戸とすること。

第8-8図 突き出しを設けないで水平に令8区画した例

(立面図)



3. 6m以上にわたり耐火構造とすること。

(令8区画を介して、両側にそれぞれ1.8m以上耐火構造とすること。)

備考 各開口部は、令8区画を介して、0.9m以上離し、かつ、防火戸とすること。

- (4) 配管（充水されている消火設備の配管を除く。）は、原則として令8区画を貫通することができない。  
ただし、次のアからオまでに適合する場合は、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部が、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる。（第8-1表参照）
- ア 配管の用途は、給水管、排水管及び排水管に付属する通気管であること。
  - イ 1の配管は、口径200mm以下のものであること。
  - ウ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合は、当該可燃物が配管の表面に接触しないように措置すること。
  - エ 配管の種類は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すること。
    - （ア）安全センターにおいて性能評定を受けている配管
    - （イ）鋼管等
      - a 鋼管
 

JIS G 3442（水道用亜鉛めつき鋼管）、JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）若しくはJIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。
      - b 鋳鉄管
 

JIS G 5525（排水用鋳鉄管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。
    - （ウ）鋼管等と同様の取扱いができる配管
      - a 日本水道鋼管協会規格（以下この基準において、「WSP」という。）O32（排水用タールエポキシ塗装鋼管）
      - b 次の（a）から（f）までの配管のうち、その内部が常に充水されているもの
        - （a）日本水道協会規格（以下この基準において、「JWWA」という。）G115（水道用ステンレス鋼管）、K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
        - （b）JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
        - （c）JWWA K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
        - （d）WSP O11（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
        - （e）WSP O39（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
        - （f）WSP O54（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）
  - オ 配管及び貫通部の処理は、次のアからカまでによること。
    - （ア）配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。
 

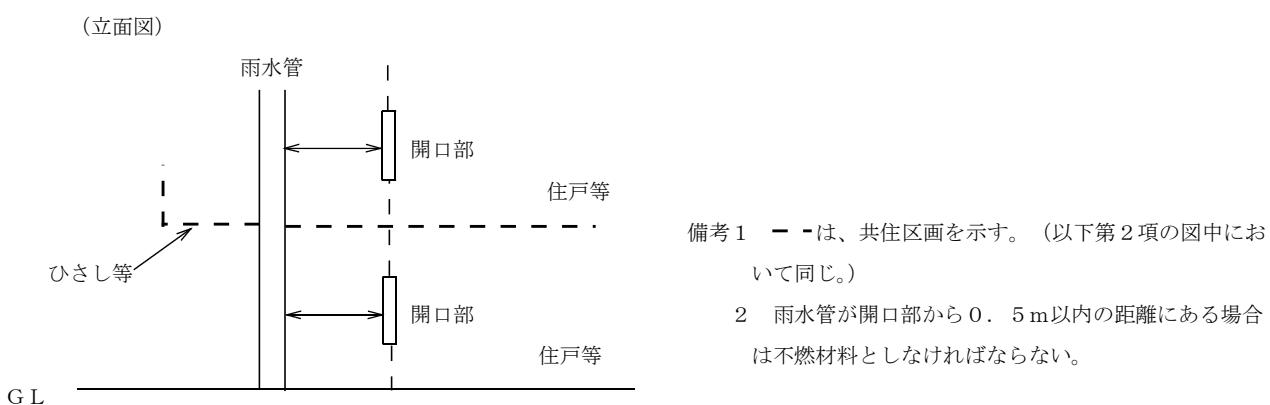
なお、当該貫通部の形状が矩形となるものは、直径300mm円に相当する面積以下であること。
    - （イ）配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては200mm）以上であること。
    - （ウ）配管及び貫通部は、一体で建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

- (エ) 貫通部の処理は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (オ) 前エ(ア)の配管は、(ア)から(エ)までによるほか、当該配管の性能評定書によること。
- (カ) 前エ(イ)及び(ウ)の配管は、(ア)から(エ)までによるほか、「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」(平成8年3月27日消防予第47号、以下この基準において「47号通知」という。)及び「令8区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて」(平成8年12月24日消防予第263号、以下この基準において「263号通知」という。)によること。

## 2 共住区画の取扱いは、次の各号によること。

- (1) 共住区画とは、第3章、基準1、第3項第3号ウに規定する開口部のない耐火構造の床又は壁による区画をいう。
- (2) 共住区画の構造は、次のアからエまでに適合すること。
- ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)、軽量気泡コンクリート造、補強コンクリートブロック造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- イ 建基令第107条第1号に定める耐火構造に求められる耐火性能を有すること。
- ウ 共住区画された部分の外部に面する開口部から、当該区画された他の部分への延焼を防止するために、当該区画を介して隣接する開口部が、外壁面から0.5m以上突き出した建基令第107条第1号に規定されている1時間以上の耐火性能を有する床と同等以上の耐火性能を有するひさし、床、そして壁その他これらに類するもの(以下この基準で「ひさし等」という。)で防火上有効に遮られていること。
- なお、このひさし等に次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する開口部等を設けることができる。
- (ア)「避難器具用ハッチの基準について」(平成4年4月15日消防予第85号)の規定に適合する避難器具用ハッチ
- (イ) 雨水管(ただし、ひさし等に面する開口部の両端から0.5m以内となる範囲に設けるものは不燃材料とすること。)(第8-9図参照)

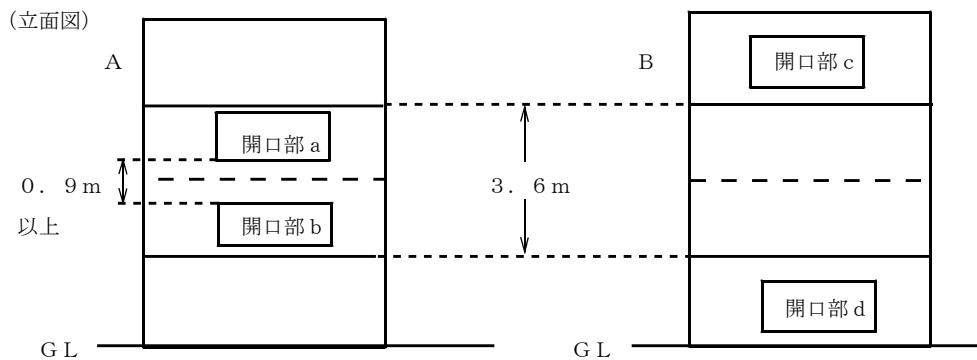
第8-9図 ひさし等に雨水管を設けた場合の例



エ 前ウの規定にかかわらず、区画を介して隣接する開口部(通気口、換気口等を設ける部分の前面が開放されており、かつ、当該通気口、換気口等の直径が150mm以下の防火ダンパー付きのもの又は開口面積が100cm<sup>2</sup>以下のものを除く。)相互の距離を0.9m以上とした場合は、ひさし等を設げないことができる。

なお、この場合、上下の位置関係となる開口部(開口部相互の距離が0.9m以上3.6m未満のものに限る。)には、防火戸を設けること。(第8-10図参照)

第8-10図 ひさし等を設けない場合の上下間の開口部の関係



備考1 Aの場合、開口部aと開口部bの間の距離は、0.9m以上確保されているが、3.6m以下となるため、エなお書きにより、防火戸としなければならない。

2 Bの場合、開口部cと開口部dの間の距離は、3.6m以上確保されているため、エなお書きの適用は受けない。

(3) 配管（充水している消火設備の配管を除く。）は、原則として共住区画を貫通することができない。

ただし、第1項第4号に適合する場合は、当該区画を貫通する配管等及び当該貫通部が、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる。（第8-1表参照）

なお、この場合、配管等の用途は、第1項第4号アに掲げるもののほか、次のアからオまでによること。

- ア 空調用冷温水管
- イ ガス管
- ウ 冷媒管
- エ 配電管
- オ 空調ダクト（住戸等と共に部分との間の防火区画に限る。）◇

第8-1表 令8区画及び共住区画を貫通する配管の取扱い

配管等		区画	
用 途	種 別	令8区画	共住区画
給 排 水 管 通 気 管	安全センター性能評定品	○ (*1) (口径200mm以下)	
	鋼管 J I S G 3 4 4 2 J I S G 3 4 5 2 J I S G 3 4 5 4	○ (*2) (口径200mm以下)	
	鋳鉄管 J I S G 5 5 2 5		
	W S P 0 3 2		
	J W W A G 1 1 5 W S P 0 1 1 、 J W W A K 1 1 6 W S P 0 3 9 、 J W W A K 1 3 2 W S P 0 5 4 、 J W W A K 1 4 0	○ (*2、 *3) (口径200mm以下)	
空調用冷温水管			
ガ 斯 管		×	○ (*1) (口径200mm以下)
冷 媒 管			
配 電 管 等		×	○ (*1、 *4)
空 調 ダ ク ト		×	○ (*5)

\*1 安全センターの性能評定品で、施工方法、適用範囲及び評定条件は性能評定書によること。

\*2 47号通知及び263号通知に適合すること。

\*3 配管内部が常に充水されているもの。

\*4 施工方法は、建基令第112条第15項及び同第129条の2の5第1項第7号の規定によること。（建設省告示は除く。）

なお、財團法人日本建築センター防災性能評定済み工法によることができる。

\*5 住戸等と共に部分との間の防火区画に限る。

## 基準9 収容人員の算定に関する基準

### 1 共通的取扱い

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、規則第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位である。(令第2条が適用される場合を除く。)が、令第24条の適用については棟単位又は階単位、令第25条の適用については階単位とする。
- (2) 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である二以上の防火対象物(令第2条の適用を受ける防火対象物)は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。
- (3) 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。
- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、規則第1条の3の規定を適用すること。
- (5) 従業員の取扱いは次によること。
  - ア 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時に雇用される者(デパートの中元、歳暮時のアルバイト等)は、従業者として取り扱わないこと。
  - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とすると、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
  - ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に参入すること。
- (6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
  - ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
  - イ 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。
- (7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱うこと。
  - ア ソファー等のいす席
  - イ いす席相互を連結したいす席
  - ウ 掘りごたつ
  - エ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席
- (8) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。

### 2 令別表第1の各項ごとの取扱い

#### (1) (2) 項及び(3) 項の防火対象物

ア キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。

イ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。

#### (2) (5) 項の防火対象物

和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人あたりの床面積がおおむね3m<sup>2</sup>程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

#### (3) (6) 項の防火対象物

予約診療制度を実施している診療所等についても規則第1条の3によって算定すること。

### 3 収容人員の算定要領

#### (1) 令別表第1 (1) 項 (劇場、映画館、公会堂等)

##### 規則第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長い式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

#### ア 算定要素の定義

(ア) 「客席の部分」とは、次の表の部分をいう。

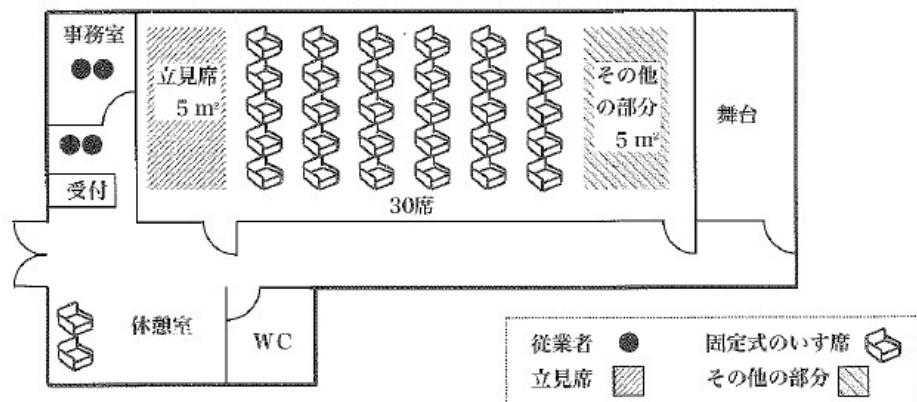
用 途	客 席 の 部 分
劇 場 ・ 映 画 館	演劇、音楽、映画等を観賞するためにいす席等が設置されている部分
演 芸 場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観 覧 場	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

(イ) 「立見席の部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等をする部分をいい、通路の延長部、出入口扉の回転部等は含まれない。

(ウ) 「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定(移動式)のいす席を設ける部分、大入場(追込場)を設ける部分や世席の和風さじき、国技館のます席などを指す。

#### イ 算定例

##### (1) 項イ：劇場



(ア) 従業者 4人

(イ) 客席の固定式いす席 30席

(ウ) 立見席を設ける部分の床面積 5 m<sup>2</sup>

(エ) その他の部分の床面積 5 m<sup>2</sup>

$$4 \text{ (人)} + 30 \text{ (席)} + 5 \text{ (m}^2\text{)} \div 0.2 \text{ (m}^2\text{)} + 5 \text{ (m}^2\text{)} \div 0.5 \text{ (m}^2\text{)} = 69$$

となり、収容人員は69人となる。

注) 休憩室のいす席の数は、客席の部分ではないため算定しない。

## (2) 令別表第1(2)項、(3)項

(キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店等)

### 規則第1条の3第1項(表)

#### 【遊技場】

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数

3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長い式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。

#### 【その他のもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長い式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。

ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数

### ア 算定要素の定義

(ア) 「遊技場」とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、bingo、ボーリングその他の遊技又は競技を行なわせる施設をいう。

(イ) 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の遊技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とすること。

a パチンコ等は1、囲碁、将棋、ビリヤード等は2、マージャン等は4

b ボーリングは、レーンに付属するいすの数

c ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数

d ルーレットゲーム等人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5mで除して得た数

e a～d以外で遊技人数が明確に限定できるものにあっては、その数

f a～eにより遊技人数を算定できない場合には、遊技卓、盤、機械等の数

(ウ) 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所固定式のいす席が設けられている場合をいう。

a ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所

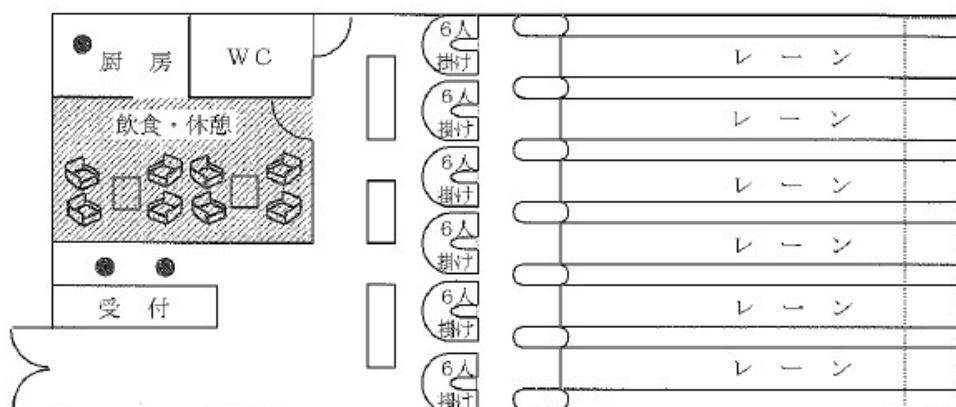
b 前a以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

(エ) 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

(オ) 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいう。

#### イ 算定例

##### (2) 項口：ボーリング場



従業者 ● 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席 ○

(ア) 従業者 3人

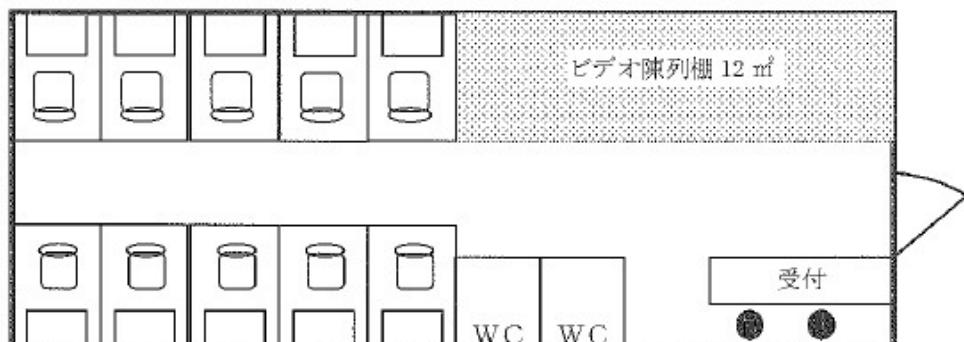
(イ) レーンに付属するいすの数 36席

(ウ) 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定いす席 8席

$$3 \text{ (人)} + 36 \text{ (席)} + 8 \text{ (個)} = 47$$

となり、収容人員は47人となる。

##### (2) 項ニ：個室ビデオ店



● 従業員 ○ 客席の部分 ○ 固定式のいす  
□ その他の部分

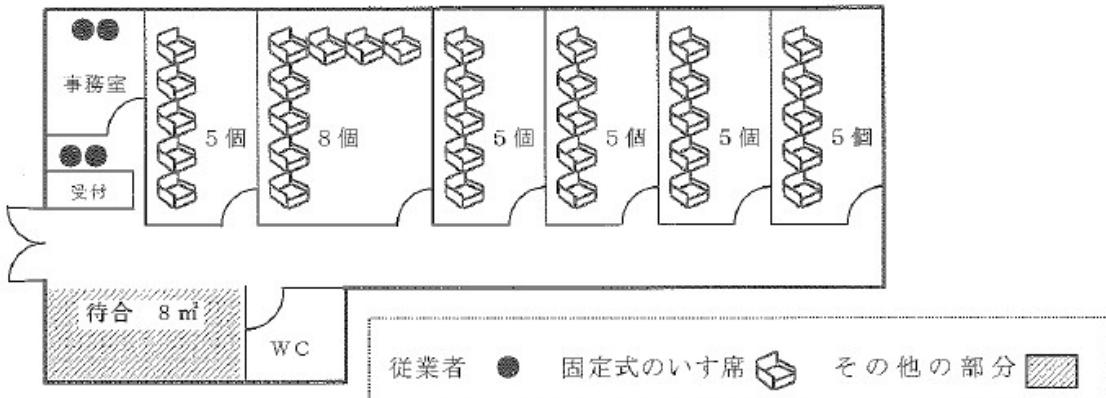
(ア) 従業者の数 2人

(イ) 客席の部分 (固定式のいす10席、その他の部分12m<sup>2</sup>)

$$2 \text{ (人)} + 10 \text{ (席)} + (12 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 16$$

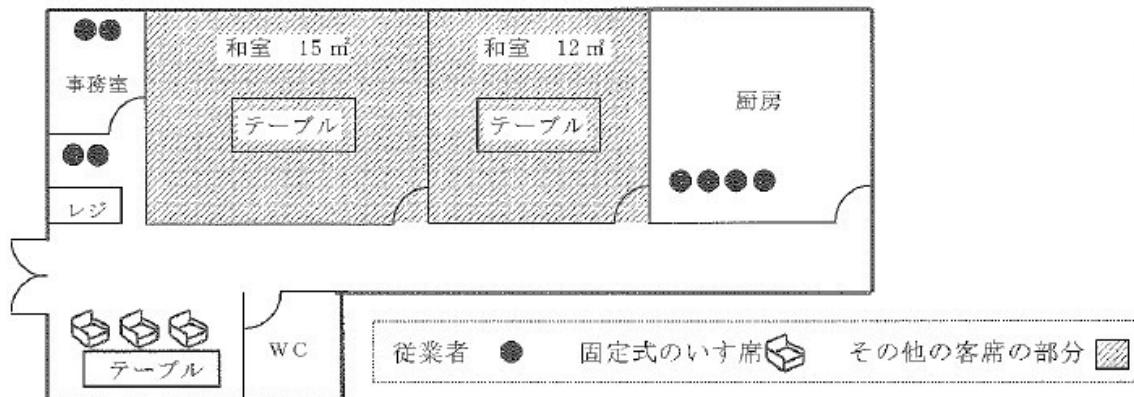
となり、収容人員は16人となる。

(2) 項ニ：カラオケボックス



- (ア) 従業者 4人
  - (イ) 固定いす席 33席
  - (ウ) その他の部分 8 m<sup>2</sup>
- $4 \text{ (人)} + 33 \text{ (席)} + (8 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 39$   
となり、収容人員は39人となる。

(3) 項ロ：飲食店



- (ア) 従業者 8人
  - (イ) 固定式のいす席 3席
  - (ウ) その他の客席の部分 27 m<sup>2</sup>
- $8 \text{ (人)} + 3 \text{ (席)} + (27 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 20$   
となり、収容人員は20人となる。

(3) 令別表第1 (4) 項 (百貨店、物品販売店舗等)

規則第1条の3第1項 (表)

次に掲げる数を合算して算定する。

- 一 従業者の数
- 二 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数
  - イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を三平方メートルで除して得た数
  - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を四平方メートルで除して得た数

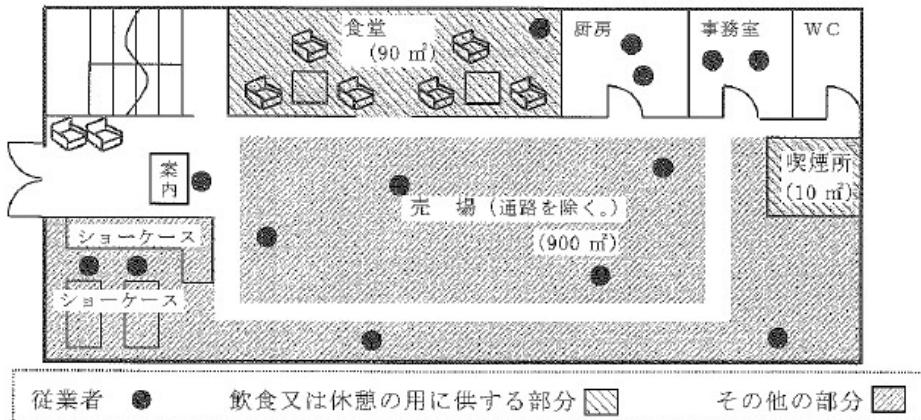
ア 算定要素の定義

- (ア) 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

- a 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設
  - b 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場
  - c 空調機械室、電気室等の設備室
  - d 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分
  - e その他従業者だけが使用する部分
- (イ) 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。
- a レストラン、喫茶、その他の飲食店
  - b 喫煙場所、子どもの遊び場等の商品陳列のない部分
  - c 他の飲食及び休憩の用に供する部分
- (ウ) 「他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

#### イ 算定例

##### (4) 項：百貨店



- (ア) 従業者 14人
- (イ) 飲食又は休憩の用に供する部分の面積  $90 \text{ m}^2 + 10 \text{ m}^2 = 100 \text{ m}^2$
- (ウ) 他の部分の面積  $900 \text{ m}^2$   
 $14 \text{ (人)} + 7 \text{ (100 (m<sup>2</sup>) ÷ 3 (m<sup>2</sup>))} + (900 \text{ (m<sup>2</sup>) ÷ 4 (m<sup>2</sup>))} = 272$   
 となり、収容人員は、272人となる。

##### (4) 令別表第1 (5) 項イ (旅館、ホテル)

###### 規則第1条の3第1項 (表)

次に掲げる数を合算して算定する。

###### 1 従業者の数

###### 2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数

ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6平方メートル（簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあっては、3平方メートル）で除して得た数

###### 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長い式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

ロ 他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数

#### ア 算定要素の定義

##### (ア) 「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次による。

- a シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定すること。
- b 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。

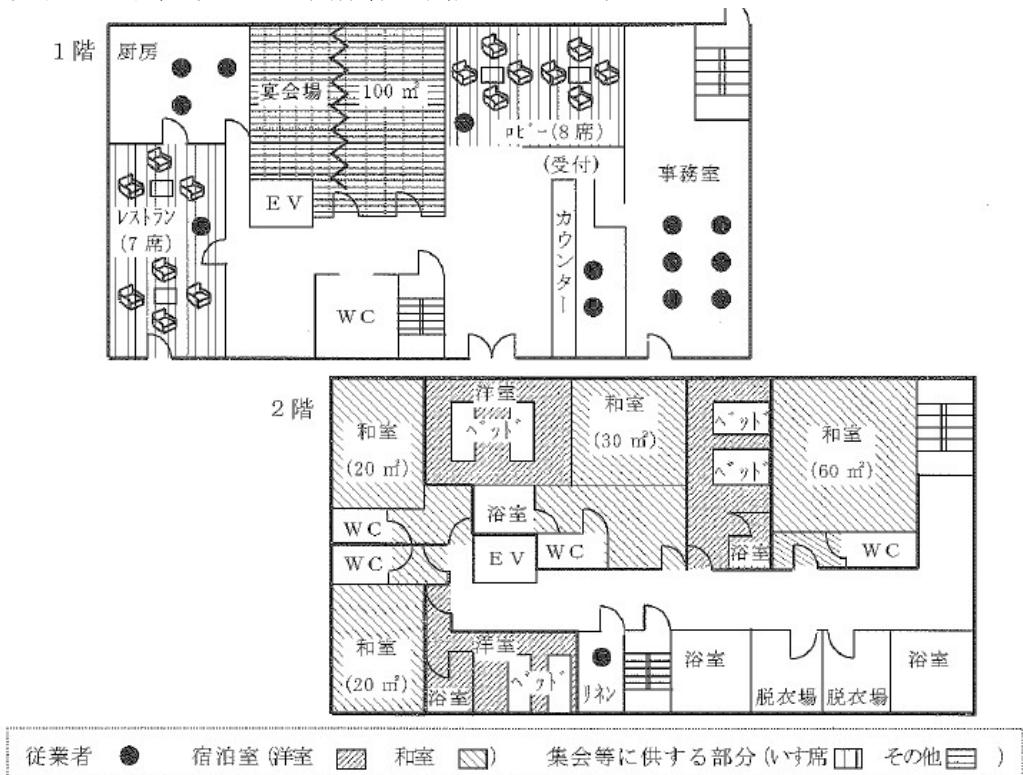
- c 簡易宿泊所の中2階（棚状）式のものは棚数をベッド数とすること。
  - d 和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。
  - e 和室の宿泊室の床面積には、押入れや床の間、便所等は含めないこと。
  - f 一の宿泊室に洋室の部分と和室の部分（前室含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りではない。

(イ) 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

  - a 宴会場等
  - b レストラン、スナック等の飲食を提供する場所
  - c いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）
  - d 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

イ 算定例

(5) 項イ：旅館（主として団体客を宿泊させるもの）



(ア) 従業員 14人

### (1) 宿泊室

- a 洋室 シングルベッド 6個  
b 和室 20m<sup>2</sup>、20m<sup>2</sup>、30m<sup>2</sup>、60m<sup>2</sup>

$$6 \text{ (個)} + (2 \text{ O (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)} + 2 \text{ O (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)} + 3 \text{ O (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)} + 6 \text{ O (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 48$$

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

- a 固定式いす席 15席  
 b その他の部分 100m<sup>2</sup>

$$1\ 5 \text{ (席)} + 1\ 0\ 0 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)} = 4\ 8$$

よって、

$$1\ 4 \ (\text{人}) + 4\ 8 + 4\ 8 = 1\ 1\ 0$$

となり、収容人員は、110人となる。

(5) 令別表第1 (5) 項口 (寄宿所、共同住宅等)

規則第1条の3第1項 (表)

居住者の数により算定する。

※ ただし、共同住宅等の居住者が確定するまでの間における収容人員の算定は次によるものとする。

○ 共同住宅等の収容人員の算定方法

共同住宅等の収容人員の算定にあたっては、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）」（以下「基準書」という。）を参考に、次のいずれかにより算定するものとする。

①共同住宅等の部屋タイプ別収容人員（居住者）を次表のとおりとして当該共同住宅等の収容人員を算定（平成25年3月29日付、湖広消防発第343号）

部屋タイプ	収容人員
1K・1DK	2人
1LDK・2K・2DK	3・5人
2LK・2LDK・3K・3DK	4人
3LDK・4DK	4・5人
4LDK	5人

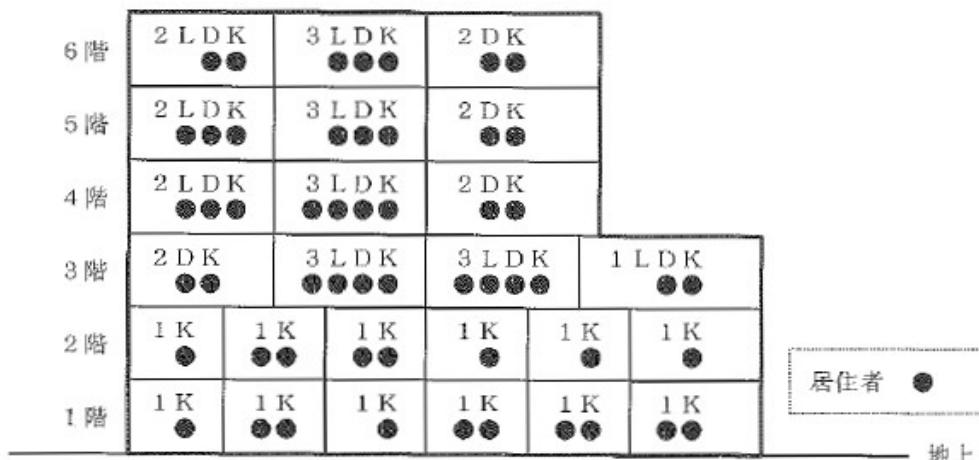
②建築計画等において「基準書」により算定された共同住宅の処理対象人員をもって当該建築物の共同住宅等の収容人員とし、階別の収容人員算定にあたっては、延べ面積に対する当該階の共同住宅等が占有する面積比率を求め、全体収容人員に乗じて得られた数値を当該階の共同住宅等の収容人員（居住者）として算定

ア 算定要素の定義

「居住者」とは、寄宿舎、共同住宅等に常時居住している者をいう。

イ 算定例

(5) 項口：共同住宅



上図の共同住宅の場合は、

$$(6\text{戸} \times 1\text{人}) + (12\text{戸} \times 2\text{人}) + (4\text{戸} \times 3\text{人}) + (3\text{戸} \times 4\text{人}) = 54\text{ (人)}$$

となり、収容人員は54人となる。

(6) 令別表第1 (6) 項イ (病院、診療所等)

規則第1条の3第1項 (表)

次に掲げる数を合算して算定する。

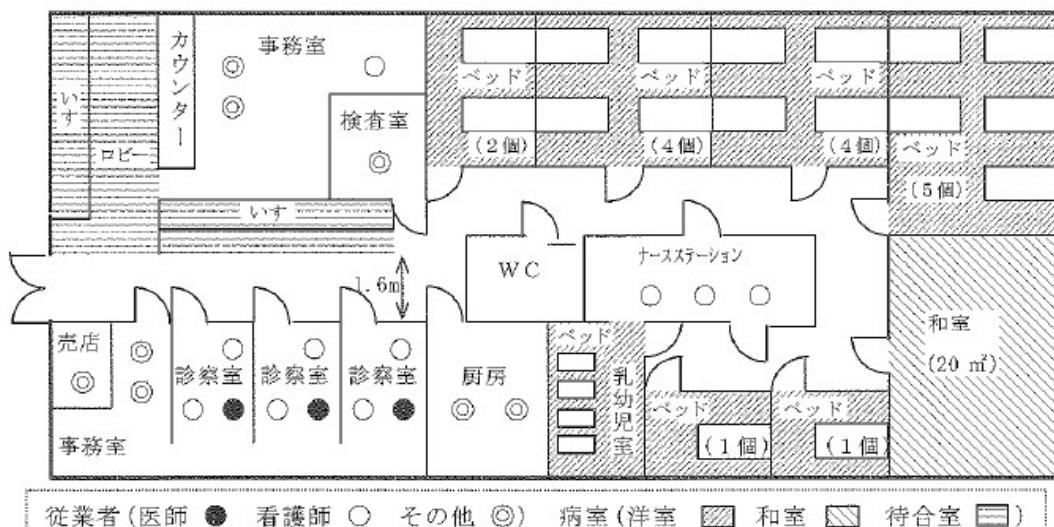
- 一 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数
- 二 病室内にある病床の数
- 三 待合室の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数

## ア 算定要素の定義

- (ア) 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。
- (イ) 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。
- a 洋室タイプはベッド数
  - b 和室タイプは、和室の床面積の合計を $3\text{ m}^2$ で除して得た数
  - c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数
- (ウ) 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。
- a 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積
  - b 待合室が廊下と兼用されている場合は、次の床面積
    - (a) 両側に居室がある場合は、廊下を幅員 $1.6\text{ m}$ の部分とし、廊下の部分を除く面積
    - (b) 前(a)以外の場合、廊下を幅員 $1.2\text{ m}$ の部分とし、廊下の部分を除く面積
  - c 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。

## イ 算定例

### (6) 項イ：病院



- (ア) 21人（従業者 医師3人、看護師10人、その他8人）
- (イ) 病室
- a 洋室 ベッド数 17個
  - b 和室 床面積  $20\text{ m}^2$
  - c 乳幼児用ベッド 4個
- (ウ) 待合室の床面積  
 $21\text{ (人)} + 17\text{ (個)} + 20\text{ (m}^2\text{)} \div 3\text{ (m}^2\text{)} + 4\text{ (個)} + 40\text{ (m}^2\text{)} \div 3\text{ (m}^2\text{)} = 61$   
となり、収容人員は、61人となる。

### (7) 令別表第1 (6) 項ロ、ハ及びニ

(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、幼稚園、特別支援学校等)

#### 規則第1条の3第1項（表）

##### 【ロ及びハに掲げるもの】

従業者の数と、老人、乳児、児童、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

##### 【ニに掲げるもの】

教職員の数と、児童、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

## ア 算定要素の定義

(ア) 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

(イ) 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。

## (8) 令別表第1 (7) 項 (小学校、中学校、高等学校、大学等)

### 規則第1条の3第1項 (表)

教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

## ア 算定要素の定義

「児童、生徒又は学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。

## (9) 令別表第1 (8) 項 (図書館、美術館等)

### 規則第1条の3第1項 (表)

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

## ア 算定要素の定義

(ア) 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

a 開架（自由に入れる書棚部分をいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱うこと。

b CD等の視聴室、フィルム等の視聴室についても閲覧室として扱うこと。

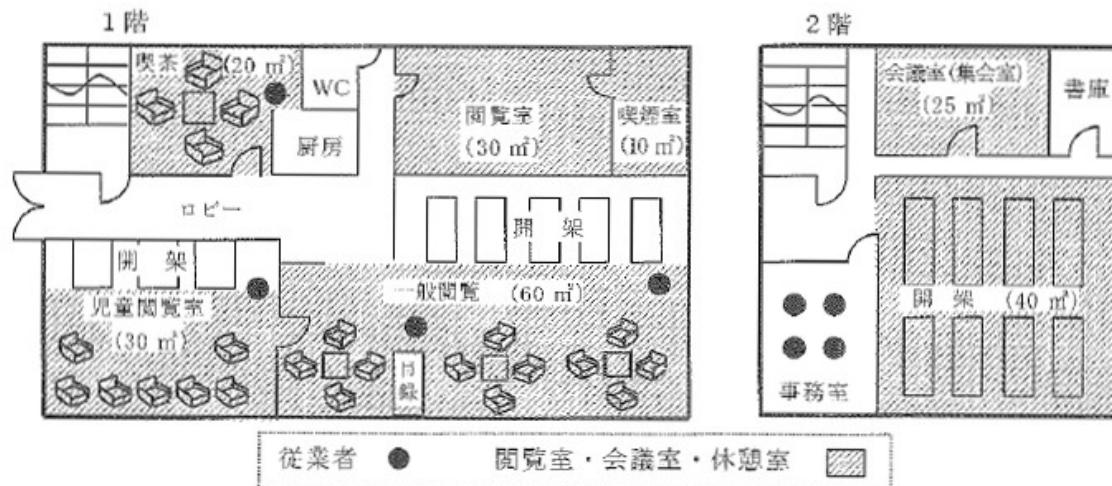
(イ) 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示、展覧室」の床面積に算入すること。

(ウ) 従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。

(エ) 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱うこと。

## イ 算定例

### (8) 項：図書館



(ア) 従業者 8人

(イ) 閲覧室等の床面積  $20 + 30 + 10 + 30 + 60 + 25 + 40 = 215 \text{ m}^2$

$$8 \text{ (人)} + (215 \text{ m}^2 \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 79$$

となり、収容人員は、79人となる。

(10) 令別表第1 (9) 項 (公衆浴場、熱気浴場等)

規則第1条の3第1項 (表)

従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

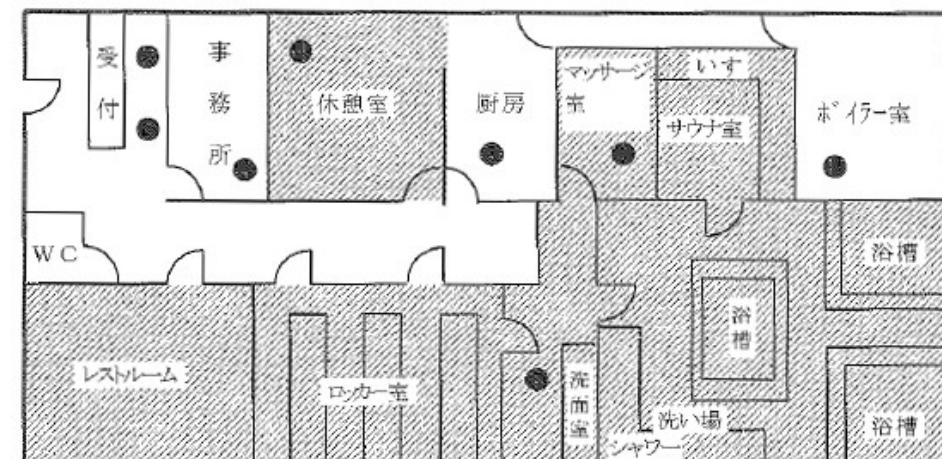
#### ア 算定要素の定義

(ア) 「浴場」には釜場、火たき場は含まれない。

(イ) トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱うこと。

#### イ 算定例

(9) 項イ：熱気浴場（サウナ）



(ア) 従業者 8人

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積  $300 \text{ m}^2$

$$8 \text{ (人)} + (300 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 108$$

となり、収容人員は、108人となる。

(11) 令別表第1 (11) 項 (神社、教会等)

規則第1条の3第1項 (表)

神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

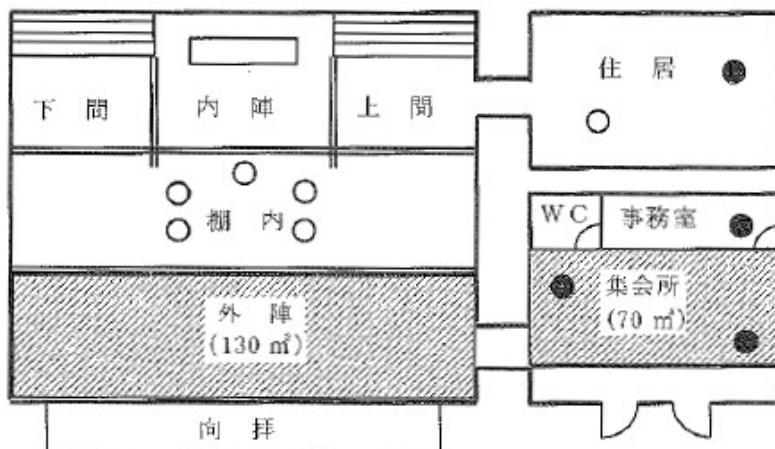
#### ア 算定要素の定義

(ア) 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定すること。

(イ) 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

イ 算定例

(11) 項：寺院



従業者（神職 ○ その他 ●） 札拝、集会等に供する部分

(ア) 従業者 10人（神職6人、その他4人）

(イ) 札拝、集会又は休憩の用に供する部分 200 m<sup>2</sup>

$$10 \text{ (人)} + (200 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 76$$

となり、収容人員は、76人となる。

(12) 令別表第1 (10) 項、(12) 項～(14) 項（停車場、工場、駐車場、車庫等）

規則第1条の3第1項（表）

従業者の数により算定する。

算定要素の定義

車両の停車場の従業者には、停車場の勤務員のほかに従属性的な業務に従事する者（例 食堂・売店等の従業者）を含む。

(13) 令別表第1 (15) 項（事務所等）

規則第1条の3第1項（表）

従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

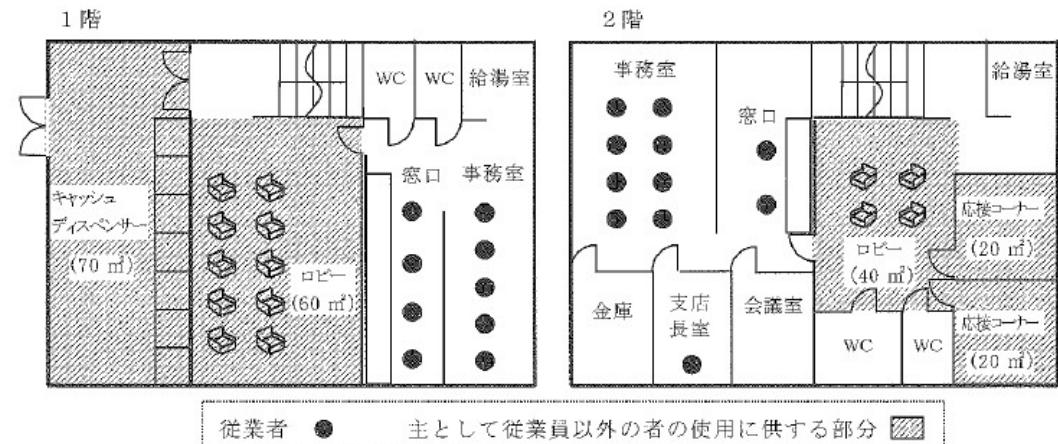
ア 算定要素の定義

「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

- (ア) テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入すること。
- (イ) 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。
- (ウ) 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。
- (エ) 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。
- (オ) 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰所、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入すること。
- (カ) 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入すること。

イ 算定例

(15) 項：銀行



(ア) 従業者 20人

(イ) 主として従業者以外の者の使用に供する部分 210m<sup>2</sup>

$$20 \text{ (人)} + (210 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}) = 90$$

となり、収容人員は、90人となる。

(14) 令別表第1 (16) 項、(16の2) 項 (複合用途防火対象物、地下街)

規則第1条の3第2項

令別表第一(十六)項及び(十六の二)項に掲げる防火対象物については、令第一条の二第四項 の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。

(15) 令別表第1 (17) 項 (重要文化財等)

規則第1条の3第1項 (表)

床面積を5平方メートルで除して得た数により算定する。

(16) 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅客船

規則第1条の3第1項 (表)

【仮使用の承認を受けたもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

1 仮使用認定を受けた部分については、当該仮使用認定を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数

2 その他の部分については、従業者の数

【仮使用の承認を受けたもの以外及び建造中の旅客船】

従業者の数により算定する。

ア 算定要素の定義

(ア) 「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

(イ) 「仮使用」とは、建基法第7条の6第1項第1号及び第18条第13項第1号に規定する仮使用をいう。

(ウ) 「仮使用の承認を受けた部分」とは、原則として、特定行政庁に仮使用するための承認を受けた部分をいう。ただし、実態として、現に用途が発生し、使用されている部分についても、「仮使用の承認を受けた部分」として扱うものとする。(以下「仮使用部分」という。)

#### 4 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- (2) 従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を  $3\text{ m}^2$  で除して得た数の従業者があるものとして算入すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りではない。
- (3) 教職員、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。((6) 項二、(7) 項関係)
  - ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。
  - イ 特別教室については、その室の最大収容人員とすること。
  - ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

## 第3章 消防用設備等の設置及び維持に関する基準

基準 1	消防器具の設置及び維持に関する基準	・・・設 1-1
基準 2	屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 2-1
基準 3	スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 3-1
基準 4	水噴霧消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 4-1
基準 5	泡消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 5-1
基準 6	不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 6-1
基準 7	ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 7-1
基準 8	粉末消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 8-1
基準 9	屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 9-1
基準 10	動力消防ポンプの設置及び維持に関する基準	・・・設 10-1
基準 11	自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 11-1
基準 12	ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 12-1
基準 13	漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準	・・・設 13-1
基準 14	消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 14-1
基準 15	非常警報設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 15-1
基準 16	避難器具の設置及び維持に関する基準	・・・設 16-1
基準 17	誘導灯の設置及び維持に関する基準	・・・設 17-1
基準 18	消防用水の設置及び維持に関する基準	・・・設 18-1
基準 19	排煙設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 19-1
基準 20	連結散水設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 20-1
基準 21	連結送水管の設置及び維持に関する基準	・・・設 21-1
基準 22	非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 22-1
基準 23	無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 23-1
基準 24	非常電源の設置及び維持に関する基準	・・・設 24-1
基準 25	消防用設備等(誘導灯及び誘導標識を除く。)の標識類の様式の取扱いについて	・・・設 25-1
基準 26	総合操作盤等の設置及び維持に関する基準	・・・設 26-1

## **基準1 消火器具の設置及び維持に関する基準**

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

1 設置場所は、次の各号によること。◇

- (1) 廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること。
- (2) 室内に設置する場合は、出入口部分に1個以上設置すること。

2 次の各号に掲げる場所に設置する消火器は、適當な防護措置を講じること。◇

- (1) 容器又はその他の部分が腐食するおそれのある場所
- (2) 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

3 劇場及び映画館等の客席部分等で規則第6条第6項の規定によることが困難な場合にあっては、次により設置することができる。

- (1) 客席部分の周壁又は客席等に最も近い廊下の出入口部分に分散配置すること
- (2) 設置する消火器の能力単位は、規則第6条第1項の規定により算出した、当該客席等の内部に必要とされる能力単位に1.2を乗じて得た数以上の数値となるよう設置すること

## 基準2 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、次の各号によること。

(1) 加圧送水装置は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)によるもの又は安全センターの認定品とすること。☆

(2) 加圧送水装置の設置場所は、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、屋根。)で区画され、かつ、窓及び出入口に建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸を設けた専用の室(以下この基準において「不燃専用室」という。)とすること。

ただし、他の消防設備の加圧送水装置、空調及び衛生設備の機器室等で、出火のおそれの少ないものは併置することができる。☆

※(昭和55年3月12日付け消防予第37号(3)参照)

(3) 水中ポンプを設置する場合にあっては、次のアからウまでによること。

※(昭和52年2月16日付け消防予第26号参照)

ア 水中ポンプは、点検が容易に行えるよう、ふたの真下に設けること。

イ 水中ポンプは、貯水槽の底面から5cm以上の位置に設置し、貯水槽の壁面から当該ポンプの中心までの距離は、ポンプストレーナー部分の外径の2倍以上とすること。

ウ 水中ポンプ吐出側の配管には、逆止弁、止切弁及び連成計(又は圧力計)を設け、かつ、当該ポンプ吐出口から止切弁に至る配管の最頂部には、自動空気抜き弁を設けること。

(4) 電動機容量は、次の第2-1式で求めた数値以上とすること。

$$\text{電動機容量 (kW)} = \frac{0.163 \times Q \times H}{E} \times K \dots \dots \dots \text{第2-1式}$$

Q : 定格吐出量 ( $m^3/min$ )

H : 全揚程 (m)

E : 定格吐出量時におけるポンプ効率(ポンプ性能曲線による。)

K : 伝達係数(電動機の場合 1.1)

(5) 制御盤は、次のア及びイによること。

ア 専用とすること。ただし、他の消防用設備等と共に用する場合又は他の回路の事故等により影響を受けないように不燃材料で区画する等の措置が講じられている場合は、この限りでない。

イ 設置場所は、電気室、機械室及びポンプ専用室等で、かつ、不燃専用室とすること。

(6) 呼水槽の減水警報(ベル、ブザー等)及び電動機の過電流警報等の警報は、制御盤のほか、防災センター等に警報装置を設け、ここに表示し及び警報を発することができるものであること。ただし、操作盤又は「操作盤の設置免除の要件を定める件」(平成9年消防庁告示第3号)第4に定める総合操作盤が、防災センター等に設置されている防火対象物には、警報装置を設置しないことができる。☆

※(昭和50年6月16日付け消防安第65号参照)

(7) 呼水装置は、加圧送水装置ごとに設けること。

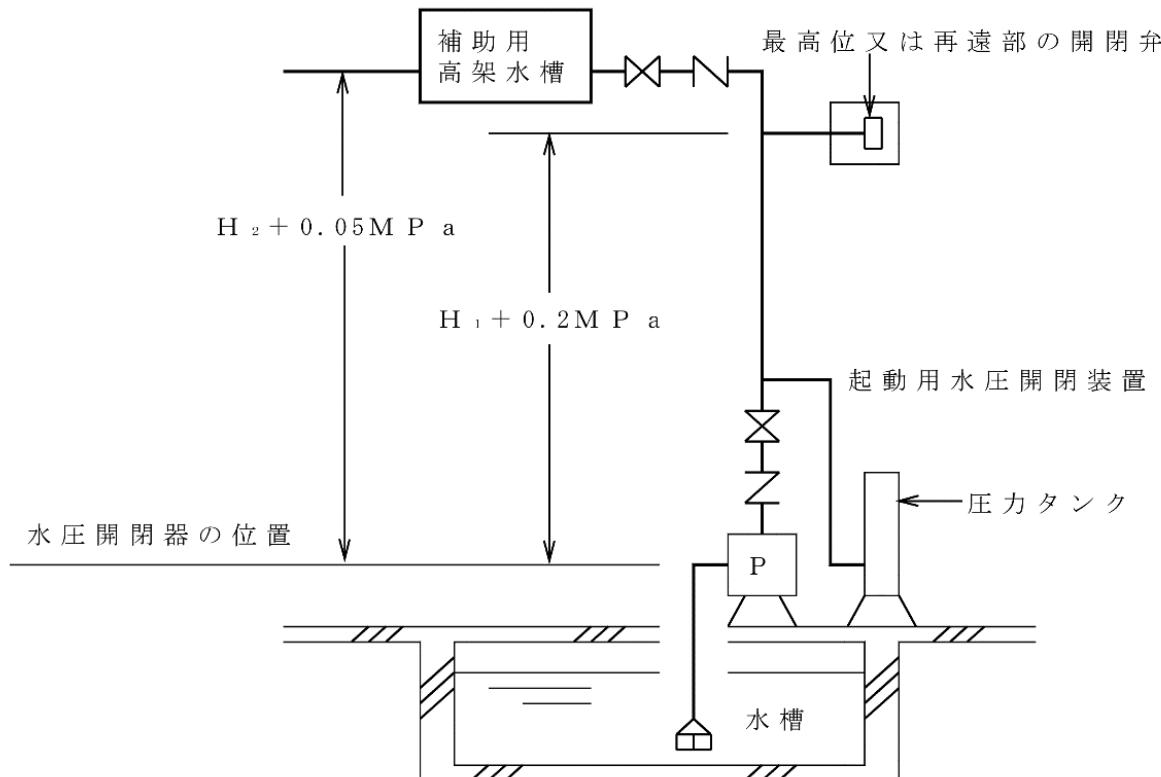
※(昭和50年6月16日付け消防安第65号参照)

(8) 起動装置は、次のア及びイによること。

ア 起動装置は、手動式とすること。

イ 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動させるものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次の(ア)又は(イ)のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するように調整されたものであること。(第2-1図参照)

第2-1図



(ア) 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 ( $H_1$ ) による圧力に、次の a から c までのいずれかの数値を加えること (b 及び c の  $H_0$  は、易操作性 1号消火栓又は 2号消火栓それぞれの弁・ホース・ノズル等の摩擦損失として、あらかじめ算定され仕様書に示されている数値をいう。)

- a 1号消火栓は、0. 2 MPa
- b 易操作性 1号消火栓は、 $H_0 + 0. 2 \text{ MPa}$
- c 2号消火栓は、 $H_0 + 0. 3 \text{ MPa}$

(イ) 補助用高架水槽の位置から、起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 ( $H_2$ ) による圧力に 0. 05 MPa を加えた値の圧力

(9) バルブ類は次のアからエまでによること。

ア 止水弁は、最大常用圧力が 0. 5 MPa 以下のものは、J I S B 2 0 1 1 (青銅弁) 若しくは B 2 0 3 1 (ねずみ鉄鋳弁) に、最大使用圧力が 0. 5 MPa を超えるものは、J I S B 2 0 1 1 (青銅弁) 、B 2 0 3 2 (ウエハー形ゴムシートバタフライ弁) 若しくは B 2 0 7 1 (鉄鋳法兰形弁) にそれぞれ適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

イ 逆止弁は、J I S B 2 0 1 1 (青銅弁) 若しくは B 2 0 3 2 (ウエハー形ゴムシートバタフライ弁) に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

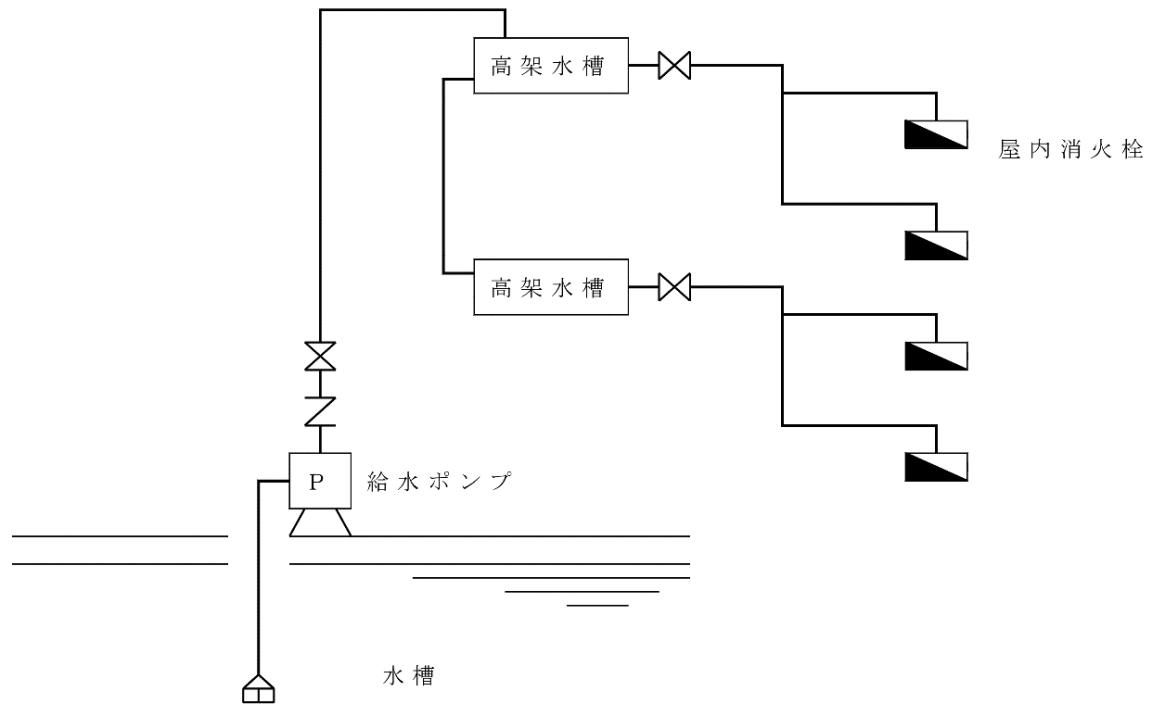
ウ 止水弁及び逆止弁は、容易に点検できる位置に設け、かつ、当該弁である旨の表示を直近の見やすい箇所に設けること。

エ 止水弁及び逆止弁で、安全センターの性能評定合格品を使用する場合は、当該性能評定合格品を定められた工法等により施工すること。◇

(10) 屋内消火栓のノズルの先端における放水圧力が 0. 7 MPa を超えないための措置は、次のアからオまでのいずれかの方法によること。

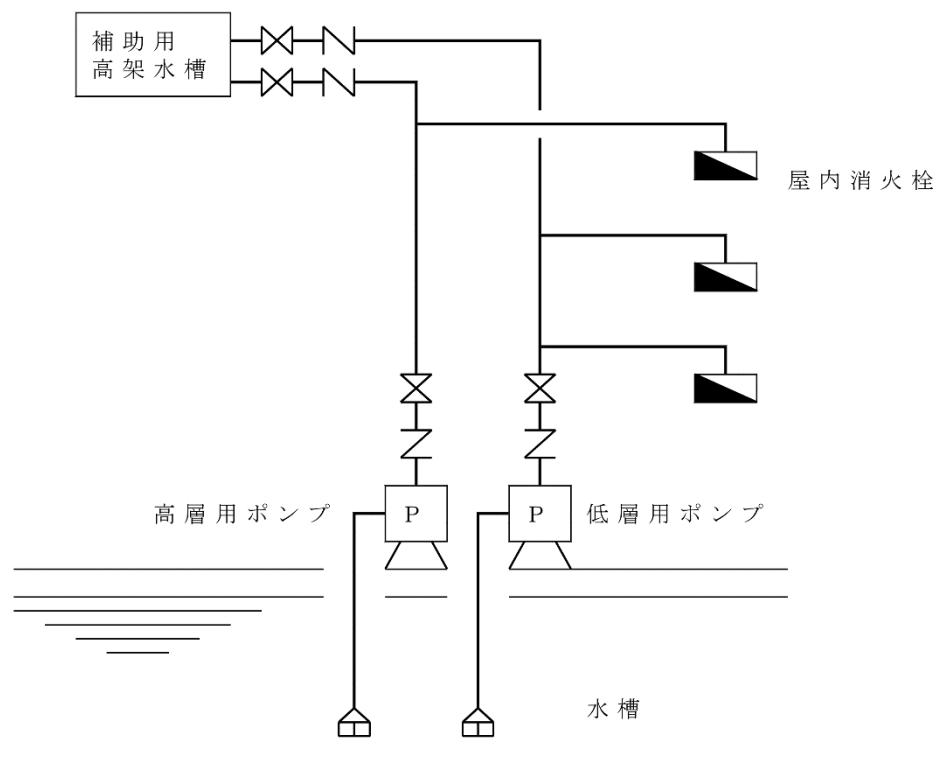
ア 高架水槽を設ける方法（第2-2図参照）

第2-2図



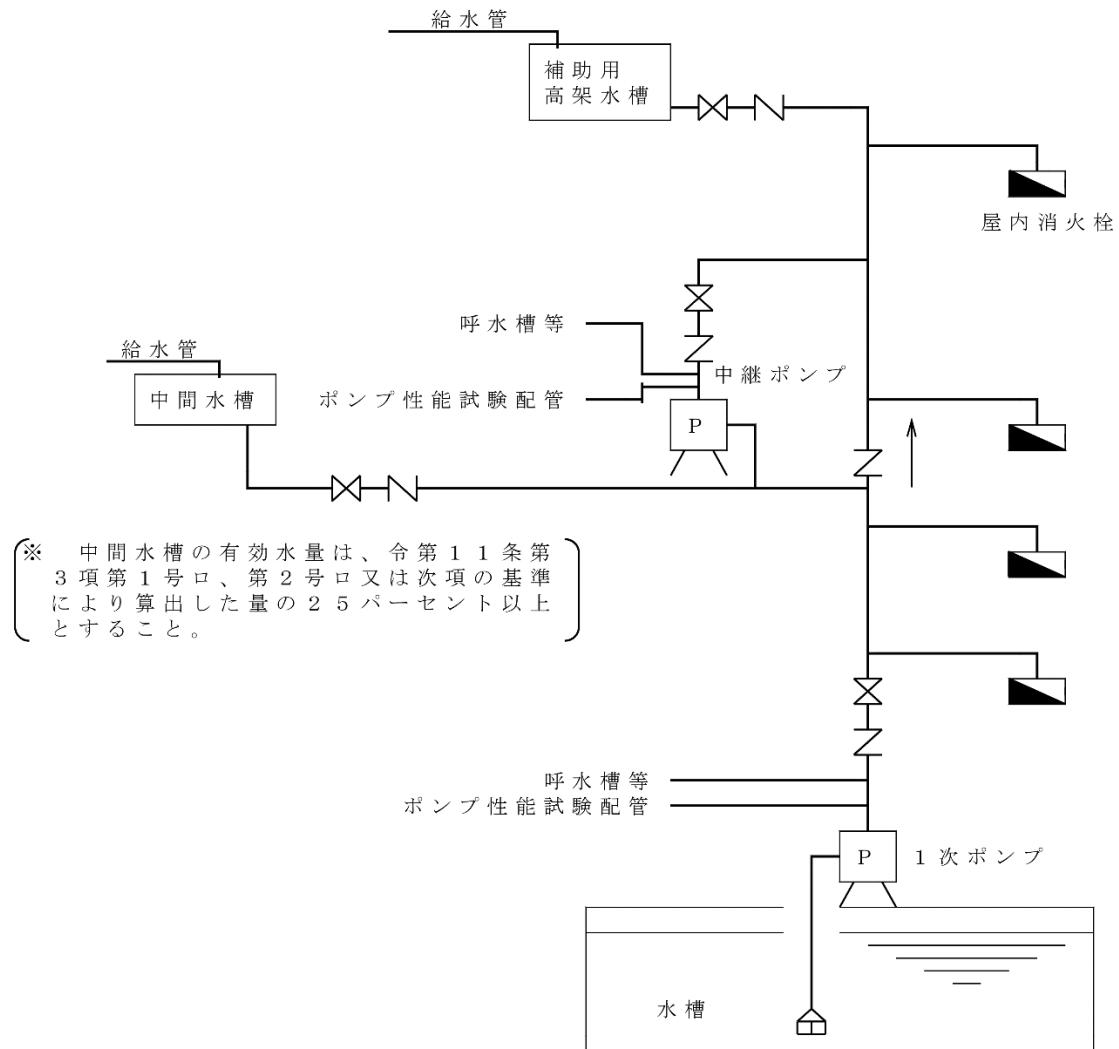
イ 配管系統を別にする方法（第2-3図参照）

第2-3図



ウ 中継ポンプを設ける方法（第2-4図参照）

第2-4図



エ 減圧機構を有する消火栓開閉弁を設ける方法

オ 減圧弁又はオリフィス等による方法は、次の（ア）から（カ）までによること。

（ア）減圧弁は、減圧措置のための専用の弁とすること。

（イ）減圧弁は、水圧により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。

（ウ）減圧弁の接続口径は、取り付け部分の管口径以上のものとすること。

（エ）設置位置は、枝管ごとに開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。

（オ）減圧弁には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。

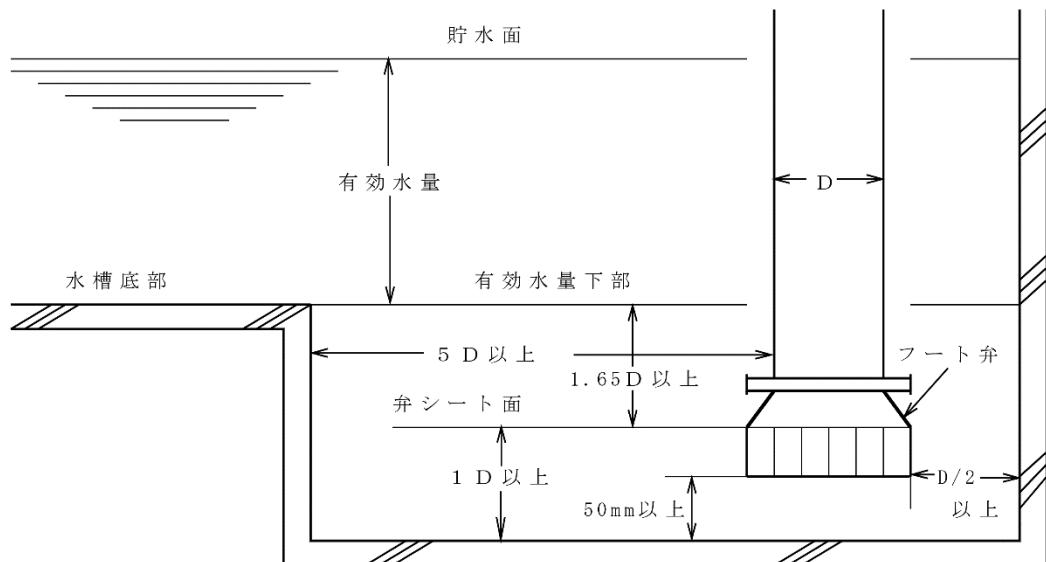
（カ）安全センターの性能評定合格品を使用する場合は、当該性能評定合格品に定められた工法等により施工すること。

2 水源の有効水量の算定は、次の各号によること。

(1) 専用の水槽とする場合は、第2-5図及び第2-6図の例によること。連通管を設ける場合は、内径100mm以上のものとすること。

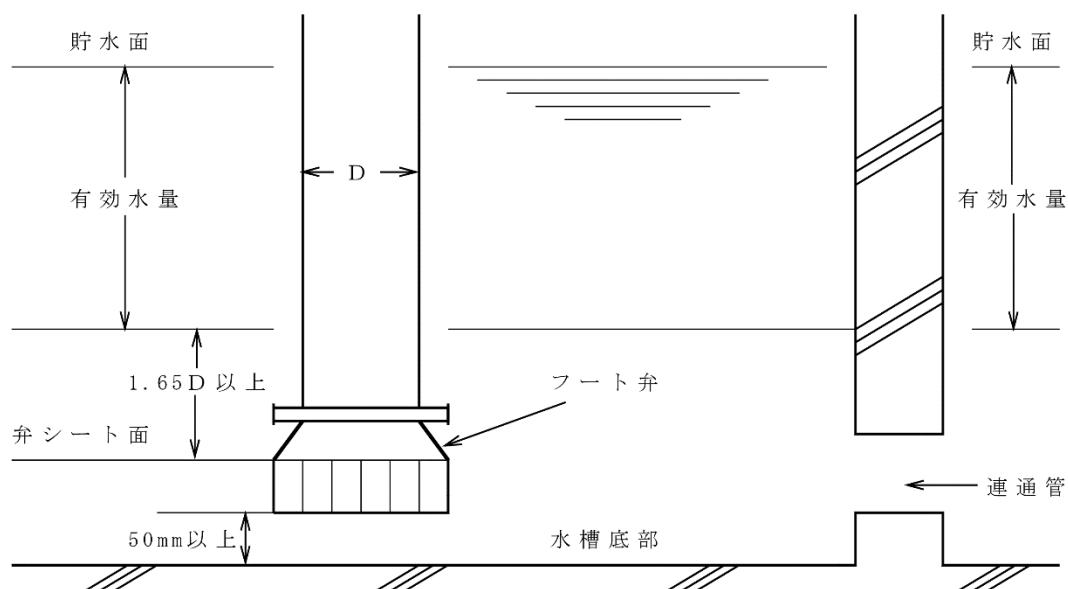
第2-5図

(サクションピットを設ける場合)



第2-6図

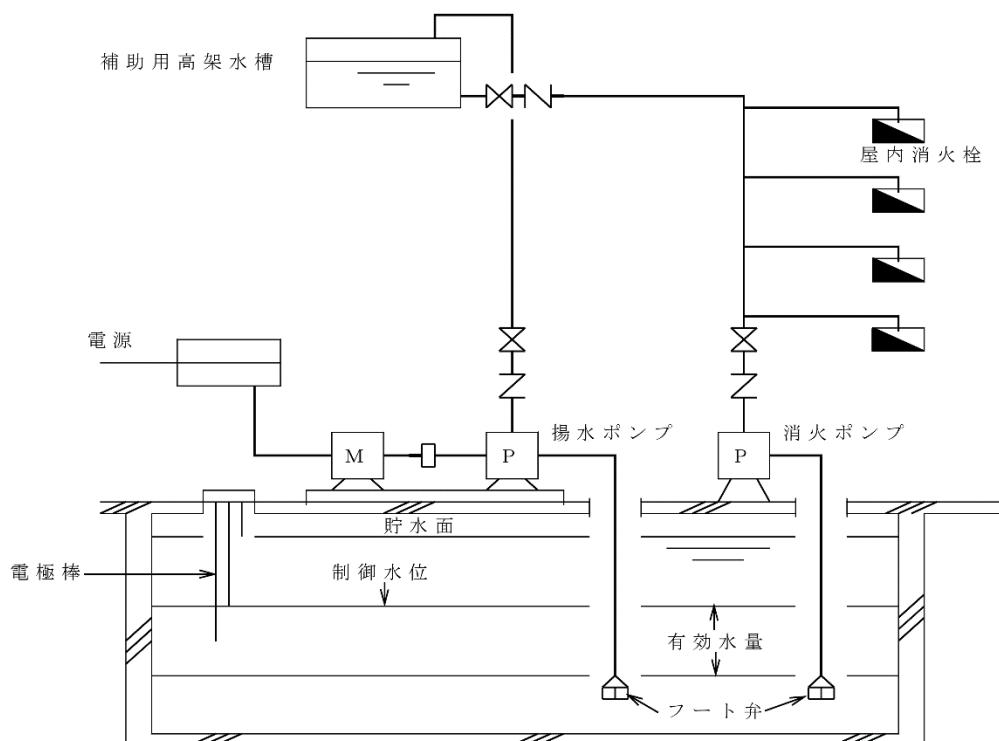
(サクションピットを設けない場合又は連通管を設ける場合)



(2) 雑用水等と水槽を兼用する場合は、次のアからウまでによること。

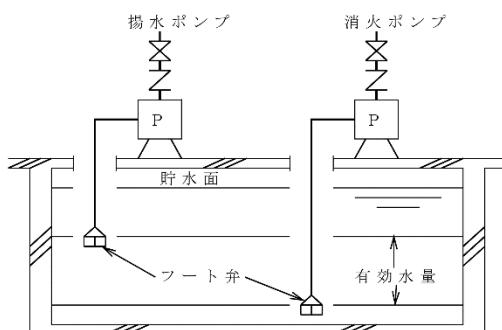
ア 当該雑用水等の用に供する水量が電気的に自動制御される場合は、制御される水位までの水量を有効水量とすること。（第2-7図参照）

第2-7図

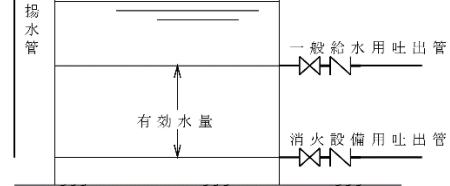


- イ 加圧送水装置にポンプを用いる場合は、屋内消火栓設備のポンプのフート弁の上部に他のポンプのフート弁を設け、その間の水量を有効水量とすること。（第2-8図参照）
- ウ 加圧送水装置に高架水槽を用いる場合は、屋内消火栓設備の吐出管の上部に他の設備の吐出管を設け、その間の水量を有効水量とすること。（第2-9図参照）

第2-8図



第2-9図



- (3) 消火設備等の水源を空調用蓄熱槽水とする場合は、それぞれの目的に必要な水量が常時確保され、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられている場合は、兼用することができる。
- (4) 加圧送水装置に水中ポンプ等を用いる場合は、最低運転水位以上の水位を有効水量とすること。

### 3 水源の水槽等の材質は、次の各号によること。◇

(1) 水源の水槽等は、コンクリート又は鋼板等の不燃材料で造ること。ただし、不燃専用室若しくは不燃材料で有効に遮へいされている場合又は屋外（屋上を含む。）で、建築基準法第2条第6号に定める延焼の恐れのある部分を除き、ガラス繊維強化プラスチックで造られたものとすることができる。

※（昭和49年2月22日付け消防安第18号、昭和50年7月11日付け消防安第82号、昭和52年1月27日付け消防予第12号参照）

(2) 腐食のおそれのあるものは、有効な防食のための措置を講じること。

### 4 配管等は、次の各号によること。

(1) 配管は、補助用高架水槽、圧力タンク等により常時充水しておくこと。◇

(2) 補助用高架水槽の材質は、鋼板等の不燃材料又は前項第1号ただし書きの規定によるものとし、その容量は、0.5 m<sup>3</sup>以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に管の呼び径で25mm以上の配管により、水を自動的に補給するための装置が設けられているときは、当該水槽の容量を0.2 m<sup>3</sup>以上とすることができます。◇

(3) 補助用高架水槽の下流側直近には、止水弁及び逆止弁を設けること。

(4) 防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面から50m以下のものは、連結送水管の配管を兼用することができる。この場合の主管は、管の呼び径で100mm以上のもの、枝管は、管の呼び径で65mm以上のものであること。なお、設計送水圧力が1MPaを超えるものは、規則第31条第5号イからニまでに規定する配管とし、第1項第10号エに規定する減圧機構付の開閉弁を使用すること。

※（昭和48年10月23日付け消防予第140号及び消防安第42号参照）

(5) 水蒸気、ガス等により腐食のおそれのある場所に設ける場合は、アスファルトその他の耐食性を有する材料で被覆し、又は塗装すること。

(6) 屋外、冷凍室等、水が凍結するおそれのある場所に設ける配管は、保温のための措置を講じること。

(7) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に屋内消火栓設備用である旨を表示すること。

(8) 他の配管とまぎらわしい場合には、JIS Z 9102（配管系の識別表示）に準じて色分けするとともに、容易に点検を行うことができるものであること。

(9) 地中に直接埋設する場合は、規則第12条第1項第6号に定める管又は継手に塩化ビニル、ポリエチレン等により外面被覆したものを使用し、当該管又は継手に定められた施工方法により施工するなど有効な防食措置を行うこと。

(10) 安全センターの性能評定合格品を使用する場合は、当該性能評定品に定められた工法等により施工すること。◇

### 5 非常電源、配線等は次の各号によること。

(1) 本章、基準24によること。

(2) 常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次のア及びイによること。

ア 低圧のものは、引き込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。

イ 特別高圧又は高圧による受電のものにあっては、変圧器2次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

※（昭和48年10月23日付け消防予第140号及び消防安第42号参照）

6 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等（以下この基準において「貯水槽等」という。）に講じる地震による振動等に耐えるための有効な措置は、次の各号によること。

(1) 加圧送水装置の吸込管側（床上水槽から接続される管又は横引き部分が長い管に限る。）及び吐出管並びに補助用高架水槽の吐出管側に、可とう性のある継手を用いて接続すること。

※（昭和51年2月10日付け消防安第21号、第2、2、(7) 参照）

可とう配管の長さについて、管の呼び径80mm以下のものは500mm以上、管の呼び径80mmを超えるものは原則として管の呼び径の10倍以上とすること。◇

(2) 前号の可とう性のある継手は、「加圧送水装置の周辺配管に使用する可とう管継手の取扱いについて」（平成5年6月30日付け消防予第199号）によるもの又は安全センターの認定品とすること。☆

(3) 貯水槽等は、地震による振動等により破壊、移動又は転倒等を生じないように、固定用金具、アンカーボルト等で、壁、床、はり等に堅固に固定すること。この場合において、貯水槽等の設計・施工は、「建築設備耐震設計・施工指針」1997年（日本建築センター発行）によること。☆

※（昭和50年6月16日付け消防安第65号参照）

7 屋内消火栓箱は、次の各号によること。

(1) 材質は、厚さ1.6mm以上の鋼製とすること。ただし、扉部分に限り難燃材料とすることができます。☆

(2) 奥行は、開閉弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有すること。

(3) 底部に、排水孔等有効に排水ができる措置を講じること。

(4) ねじれ、ひつかかり等、ホースの引き出しに際し支障を生じない構造とすること。

(5) 屋内消火栓の赤色の灯火は、屋内消火栓箱の上部又は屋内消火栓箱の扉表面の上部に設けること。

(6) 内部に呼び径40mmの差込式ホース接続口を格納すること。ただし、2号消火栓は、この限りでない。

(7) 屋内消火栓箱を、特別避難階段又は非常用エレベーターの乗降ロビーに設置する場合は、廊下から附室に通じる出入口の防火戸の下方に、消防用ホースの通過口を、次のアからエまでにより設けること。◇

ア 通過口の位置はつり元の反対側で、かつ、防火戸の下端部であること。

イ 大きさは、防火戸が閉鎖した状態で、有効な高さ及び幅がそれぞれ15cm程度となるものであること。

ウ 構造は、常時閉鎖状態で、使用時に容易に開くことができ、かつ、ホースの延長に支障がないものとし、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸の構造を損なわないこと。

エ 通過口の開放方向は、防火戸と同一の方向とすること。

8 ホース、筒先等は、次の各号によること。

(1) 1号消火栓は、次のアからエまでによること。

ア 開閉弁は、「消火栓等開閉弁の構造及び性能の基準の細目について」（昭和54年6月11日消防予第113号）に適合するもの又は安全センターの認定品とすること。☆

イ ホースは、呼び径40、長さ15mのもの2本を、その先端に筒先を取り付け、かつ、ホース接続口に接続した状態で屋内消火栓箱に格納すること。ただし、屋内消火栓箱から半径15m以内にその階のすべての部分が含まれる小規模な防火対象物は、長さ10mのもの2本とすることができます。

- ウ 管そは、「結合金具の接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」(平成5年6月30日消防予第197号)の基準に適合する検定協会の鑑定品とすること。
- エ ノズルは、呼び径13mmのスムースノズルとし、検定協会の鑑定品とすること。
- (2) 易操作性1号消火栓は、「1号消火栓の取扱いについて」(平成8年12月12日消防予第254号)によるもの又は検定協会の鑑定品を用いること。☆
- (3) 2号消火栓は、「2号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る評価基準について」(昭和63年3月18日消防予第46号)によるもの又は検定協会の鑑定品を用いること。☆
- (4) 2号消火栓のうち、天井に設置するもの(以下この基準において「天井設置型消火栓」という。)は、規則第12条第2項の規定によるほか次のア及びイによること。
- ア 設置する場所の周囲には、操作に支障を与えるおそれのあるパーテーション、陳列棚、設備、機器等を設けないこと。
- イ 天井設置型消火栓の開閉弁のノズル等を降下させるための装置(以下この基準において「降下装置」という。)は、次の(ア)から(エ)までによること。
- (ア) 降下装置は、天井設置型消火栓が設置されている場所の周囲又は当該場所を容易に見通せる周囲の壁、柱等に設置すること。
- (イ) 降下装置のうち直接操作する部分は、床面からの高さが1.8m以下の位置となるように設けること。
- (ウ) 降下装置を壁、柱等に設ける場合には、当該降下装置の上部に規則第12条第1項第3号の規定に準じて、赤色の灯火を設けること。
- (エ) 降下装置又はその周囲には、消火栓等の降下装置の操作部分である旨の表示を行うこと。

9 屋上に設ける放水口は、次の各号によること。

- (1) 放水口は、放水能力を有効に試験できる位置に設けること。
- (2) 放水口に用いる開閉弁は、前項第1号アの例によること。

10 標識等は、次の各号によること。

- (1) 屋内消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋内消火栓の使用方法を表示すること。
- (2) 「消火栓」の標示は、本章、基準25によること。

11 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算は、次の各号によること。

- (1) 消防用ホースの摩擦損失計算は、1号消火栓は、第2-1表により、易操作性1号消火栓及び2号消火栓は、設置される消火栓ごとに表示された圧力損失値とすること。

第2-1表 ホースの摩擦損失水頭表(100m当たり)

流量 ( /min)	種別	ホースの呼び径	
		呼び径40のホース	
		麻ホース	ゴム内張ホース
150		26	12

(単位 m)

- (2) 配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」(昭和51年消防庁告示第3号)によること。

### 基準3 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、本章、基準2、第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定の例によるほか、起動装置は、次の各号によること。

(1) 流水検知装置（自動警報弁に限る。）の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、補助用高架水槽から最高位のヘッドの位置までの落差による圧力が0.15 MPa以上とすること。

(2) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のア又はイのいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。

ア 最高位のヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差による圧力に0.15 MPaを加えた値の圧力

イ 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差による圧力に0.05 MPaを加えた値の圧力

(3) 火災感知用ヘッドは、第9項第1号から第4号の規定の例により設けること。

2 水源の有効水量の算定は、本章、基準2、第2項の規定の例によるほか、次の各号によること。

(1) 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の水源水量を算定する場合のスプリンクラーヘッドの設置個数は、乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられている場合には、規則第13条の6第1項第1号及び第3号に規定する個数に1.5を乗じて得るものとし、積が小数点以下の場合は、小数点以下を切り上げて得た値を個数とすること。

(2) 水源を震災時等に消防水利として活用する場合は、次のアからカまでによること。

ア スプリンクラー設備に必要な水源水量以上の水量が確保されていること。

イ スプリンクラー設備が作動しているときは、その旨の表示が採水口の直近に表示されること。

ウ 消防水利として使用中にスプリンクラー設備が作動したときは、採水口の使用を停止する旨の表示をすること。

エ 採水口は、当該スプリンクラー設備の送水口の付近に設けること。

オ 採水口の構造等は、消防ポンプ自動車による活動に支障のないように措置されていること。カスプリンクラー設備の加圧送水装置、配管等を使用する場合には、当該スプリンクラー設備の性能に影響を与えないように措置されていること。

3 水源の水槽等の材質は、本章、基準2、第3項の規定の例によること。

4 配管は、本章、基準2、第4項（第4号を除き、第7号中「屋内消火栓」を「スプリンクラー」と読み替える。）の規定の例によるほか、次の各号によること。

(1) 管の呼び径と取り付けるヘッドの関係は、第3-1表によること。

第3-1表

ヘッドの合計個数	2(3)個以下	3(4)個以下	5(8)個以下	10個以下	20個以下	30個以下
管の呼び径 (mm)	25以上	32以上	40以上	50以上	65以上	80以上

備考1 枝管に取り付けるヘッドの数は、配管から片側5個を限度とする。

2 ( ) 内は、小区画ヘッドを取り付けた場合の合計個数とする。

- (2) 配管内を充水するために補助用高架水槽等を設ける場合は、本章、基準2、第4項第2号及び第3号の規定の例によること。
- (3) 銅管及び銅管継手は、湿式のスプリンクラー設備の配管に使用し、「銅管及び銅管継手の評定について」（昭和63年2月12日消防予第21号）によるもの又は安全センターの性能評定合格品を使用すること。☆

5 送水口は、次の各号によること。

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の送水口は、階の警戒面積が $3,000\text{m}^2$ を超えるごとに1個以上（3個を超えるときは、3個。）を設置すること。☆
- (2) 送水口の設置場所は、消防用水、公設消火栓その他の水利の位置を考慮した配置とし、消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置（概ね $15\text{m}$ 以内）に設けること。◇
- (3) 逆止弁、止水弁及び排水弁をホース接続口の直近に設けること。
- (4) 送水口は、「連結送水管等の送水口の自主管理について」（平成3年3月15日消防予第44号）による送水口技術基準によるもの又は社団法人日本消防放水器具工業会に設けられた送水口自主管理委員会における適合品とする。☆
- (5) 送水口の周囲には、消防活動上支障となる障害物等を設けないこと。

6 自動警報装置は、次の各号によること。

- (1) 1の流水検知装置等が受け持つ区域は、 $3,000\text{m}^2$ 以下（工場、作業所等で主要な出入口から内部を見通すことができる場合は、 $12,000\text{m}^2$ 以下）とし、2以上の階にわたらないこと。ただし、1の階に設置されているヘッドの個数が10未満で、かつ、自動火災報知設備が有効に設置されている場合は、2以上の階にわたることができる。
- (2) 音響警報装置は、サイレン、ウォーターモーターゴング（水車ベル）、ベル等によること。ただし、自動火災報知設備又は自動火災報知設備との連動による放送設備から有効に警報が発せられる場合は、音響警報装置を設けないことができる。

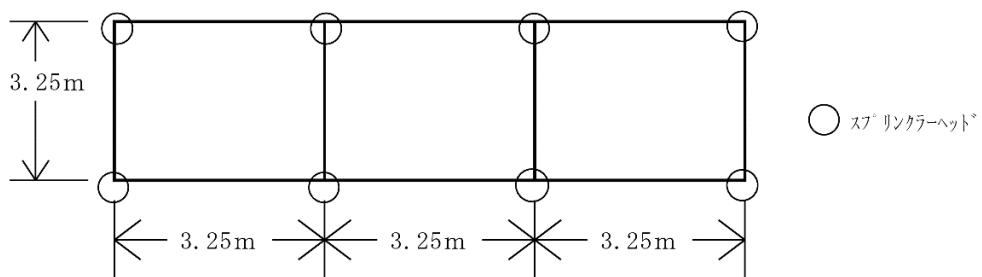
7 非常電源、配線等は、本章、基準2、第5項の規定の例によること。

8 耐震措置は、本章、基準2、第6項の規定の例によること。

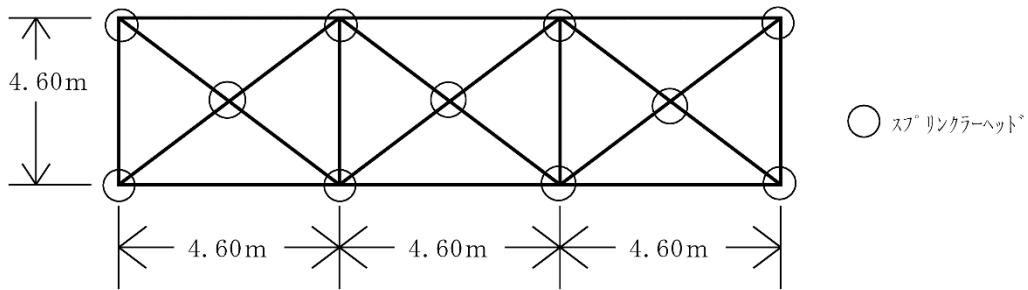
9 スプリンクラーヘッドの配置等は、次の各号によること。

- (1) 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）を用いるスプリンクラー設備は、次のアからキまでによること。
- ア 高感度型ヘッドとは、標準型ヘッドで感度種別が1種で、かつ有効散水半径が $2.6\text{m}$ 以上のものをいう。
- イ 標準型ヘッドの配置は、格子配置（正方形又は矩形）とすること。（第3-1図参照）

第3-1図 〈a 各部分からの水平距離 $2.3\text{m}$ の場合〉



〈b 各部分からの水平距離2.3mの場合〉



ウ 規則第13条の2第1項に規定する防火対象物に設置する標準型ヘッドは次の表によること。  
(第3-2表参照)

第3-2表

A B	1種	2種
r 2.3	○	○
r 2.6	○	×

A : 有効散水半径 (m)

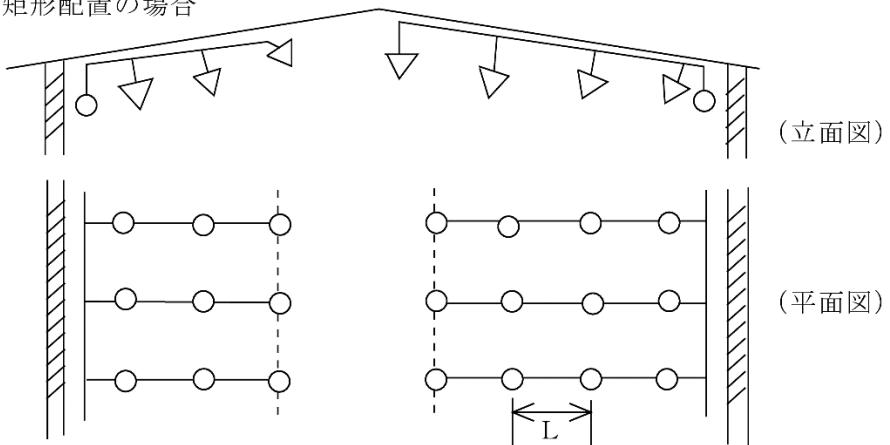
B : 感度の種別

エ 傾斜天井等の配置の間隔は、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が3/10(17度)を超えるものは、屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔を当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の間隔の1/2以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が1m以下となるように設けること。ただし、当該頂部にヘッドが設けられているものは、この限りでない。  
(第3-3図参照)

第3-3図

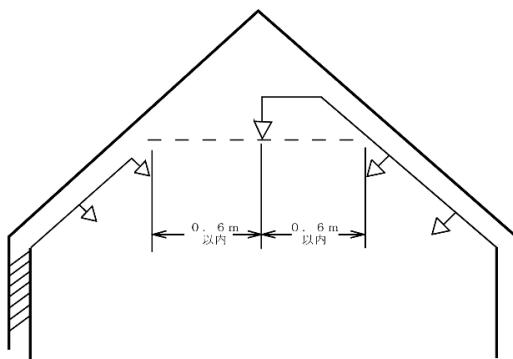
正方形又は矩形配置の場合



備考 Lの位置は、別記1の表を参照すること

(イ) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が1/1(45度)を超えるもので、屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合は、当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平離隔距離を0.6m以内とすることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離が1mを超えて設けることができる。(第3-4図参照)

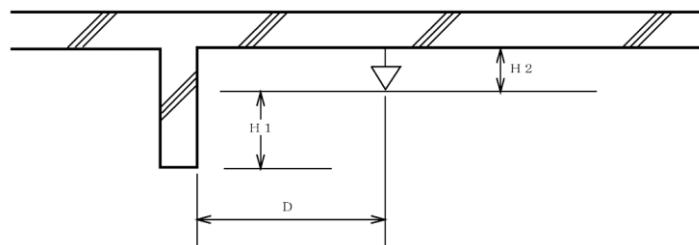
第3-4図



オ はり、たれ壁等がある場合のヘッドの配置は、第3-5図又は第3-3表の例によること。

ただし、同図H1及びDの値は、ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒される場合は、この限りでない。

第3-5図



第3-3表

D (m)	H1 (m)	H2 (m)
0. 75未満	0	
0. 75以上 1. 00未満	0. 1未満	0. 3以下 (天井が不燃材料である場合の工場等 は、0. 45以下)
1. 00以上 1. 50未満	0. 15未満	
1. 50以上	0. 3未満	

カ ルーバー等（取付けヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井が設けられる場合は、飾り天井の下方にもヘッドを設けること。ただし、格子材等の厚さ、幅及び取り付け状態が著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井の70%以上であり、かつ、ヘッドのデフレクターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合は、下方のヘッドを設けないことができる。

キ ラック式倉庫に設けるスプリンクラーヘッドは、次の（ア）から（エ）までによること。

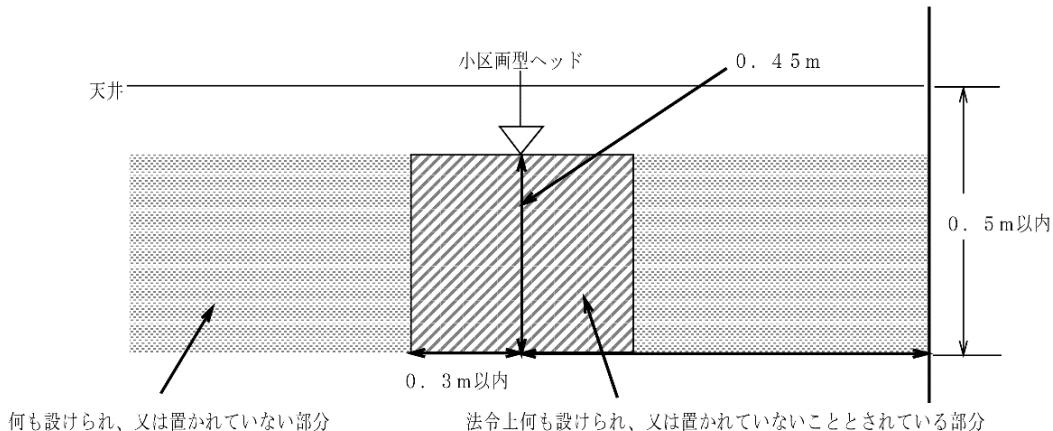
- (ア) 棚又はこれに類するものを設けた部分に設置するヘッドの配置は、千鳥形配置とすること。
- (イ) 収納物等により、散水障害となる部分は、当該部分の下面にもスプリンクラーヘッドを設けること。
- (ウ) 易燃性の物品を収納する場合には、デフレクターから下方0.9m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。

(2) 小区画型ヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次のアからウまでによること。

ア 規則第13条の3第2項第1号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、面会室及び休憩室等が含まれる。

- イ 小区画型ヘッドを、同一の宿泊室に2以上設ける場合は、次の(ア)及び(イ)によること。
- (ア) ヘッドの相互間隔が、3m以下とならないように設置すること。
- (イ) 小区画型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向が0.3m以内には、何も設けられ又は置かれていないこととされているが、さらに水平方向の壁面までの間には、何も設けられ又は置かれていないこと。(第3-6図参照)

第3-6図

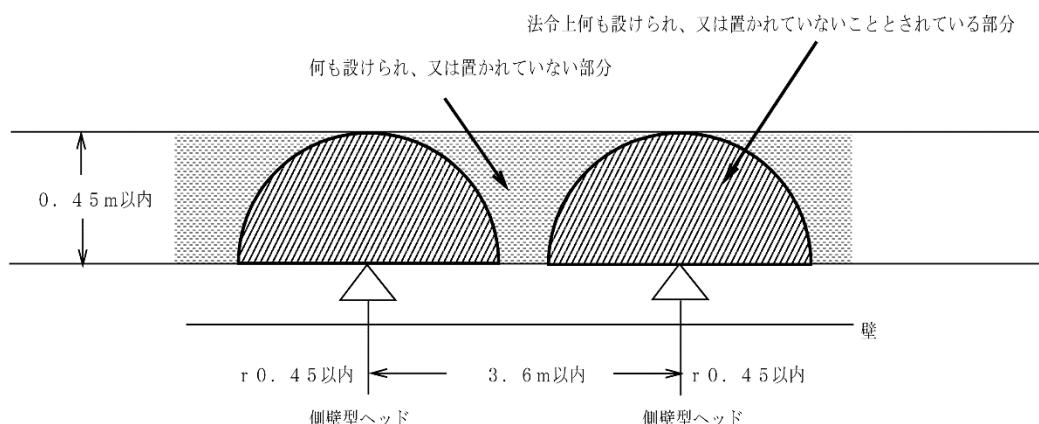


ウ 流水検知装置は、規則第14条第1項第4号の2により流水検知装置の1次側及び2次側とも湿式とすること。また、予作動式とする場合も同様とすること。

(3) 側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次のア及びイによること。

- ア 規則第13条の3第3項第1号に規定する「廊下、通路その他これらに類する部分」には、廊下、通路、フロント及びロビー等が含まれる。
- イ 側壁型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には、何も設けられ又は置かれないこととされているが、そのうち水平方向は第3-7図によること。

第3-7図



(4) 種別の異なるヘッド（放水型ヘッドを除く。）を用いるスプリンクラー設備を設置する場合は、次のアからエまでによること。

- ア 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の流水検知装置の検知流量定数は、第3-4表によること。

第3-4表

同一配管系の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60併用
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

イ 水源水量、ポンプの吐出量は、第1項及び第2項によるほか、その値が最大となる種別のスプリンクラーヘッドに係る規定により算出すること。

ウ 種別の異なるスプリンクラーヘッド（放水量又は感度の種別等）は、同一階の同一区画内には設けないものとすること。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドは、この限りでない。

この場合において、同一階の同一区画とは、防火区画されている部分、たれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されているスプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。

エ 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端に設ける末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口とすること。

(5) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次のアからウまでによること。

ア 開放型スプリンクラーヘッドは、舞台部、スタジオ部分及び脇舞台の天井（ぶどう棚が設けられる場合は、当該ぶどう棚の下面）に設けること。☆

イ ぶどう棚の上部に電動機、滑車及びワイヤーロープ等以外の可燃性工作物を設ける場合は、ぶどう棚の上部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けること。

ウ 配置形によるヘッド相互間隔は、別記1の表によること。

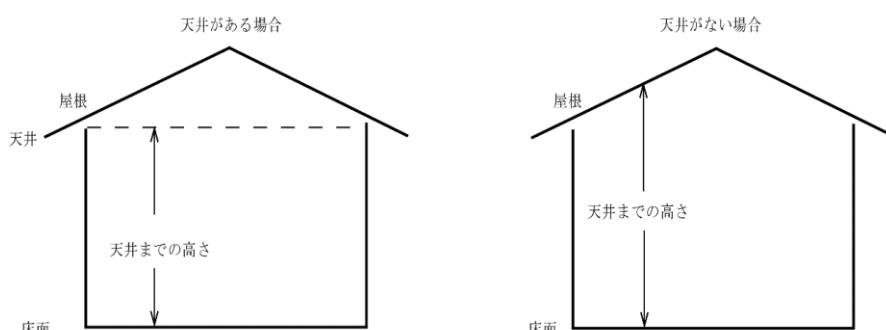
(6) 放水型ヘッド等（規則第13条の4第2項に規定するものをいう。）を用いるスプリンクラー設備は、次のアからウまでによること。

ア 放水型ヘッド等を設けることとされている部分（以下この基準において「高天井の部分」という。）は、次の（ア）及び（イ）によること。

（ア）床面から天井の高さは、次により測定すること。

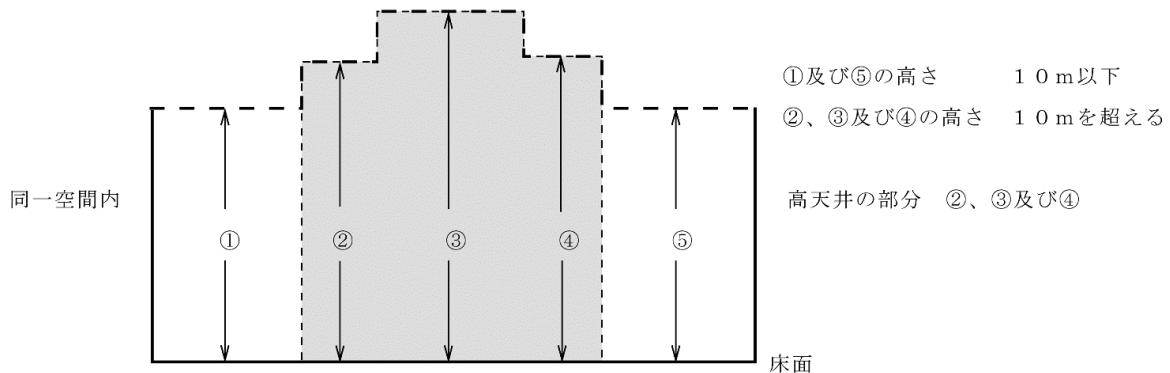
a 天井のない場合は、床面から屋根の下面までの高さ（第3-8図参照）

第3-8図



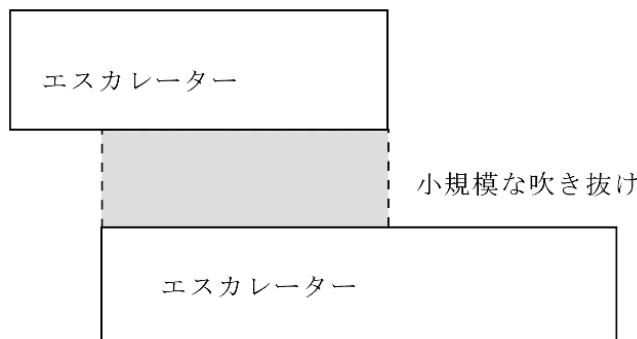
- b 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かは、当該防火対象物の同一の空間としてとらえることのできる部分（防火区画等されている部分）の床面から天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さ（第3-9図参照）

第3-9図



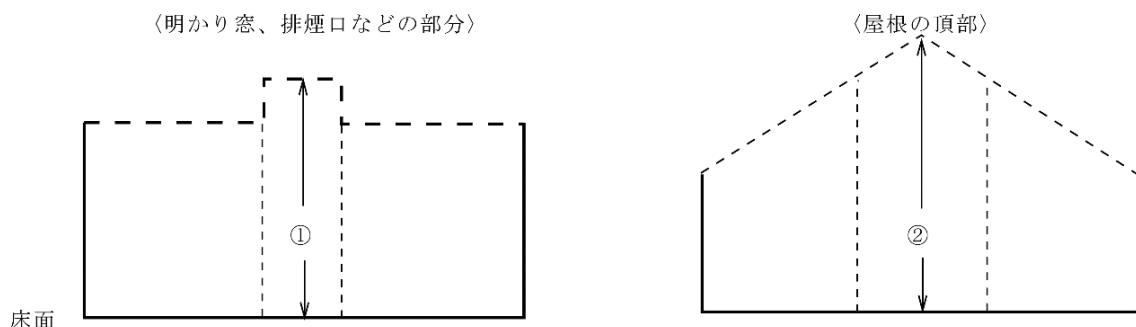
- c 天井の開閉する部分は、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ  
 (イ) 次のa又はbのいずれかに該当する部分は、高天井の部分に該当しないものとする。
- a 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分（概ね $50\text{ m}^2$ 未満）（第3-10図参照）

第3-10図



- b 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第3項及び第5項の規定に掲げる高さとなる部分（第3-11図参照）

第3-11図



①及び②は、10mを超える部分で、かつ、おおむね $50\text{ m}^2$ である部分

イ 放水型ヘッド等の設置は、次の（ア）から（ウ）までによること。

（ア）「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示」（平成8年消防庁告示第6号。以下この基準において「告示第6号」という。）第3、4に規定する下げ札を設ける場合は、次のaからcまでによること。

a 放水型ヘッド等の付近の見やすい場所に設置すること。ただし、同一種類の放水型ヘッド等が複数存する場合には、当該表示の確認に支障のない範囲で下げ札を兼用することができる。

b 当該放水型ヘッド等の表示に係るものであることが明らかとなるようにすること。

c 同一のものを防災センター等において保管すること。

（イ）感知部及び放水部の運動等は、告示第6号第4、4によるほか次のaからcまでによること。

a 原則として、自動放水とすること。ただし、次の（a）から（c）までのいずれかに該当する場合は、放水操作を手動とことができる。

（a）当該防火対象物の防災要員により、当該高天井の部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応を行うことができる場合

（b）当該高天井の部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合

（c）その他、当該高天井の部分の構造、使用形態、管理方法等の状況に応じ、放水操作を手動で行うことが適当と判断される場合

b 放水操作を手動で行う場合は、次の（a）から（c）までによること。

（a）管理、操作等のマニュアルが作成されていること。

（b）防災センター等において、自動又は手動の状態が表示されること。

（c）操作者は、当該装置について習熟していること。

c 防災センター等以外の場所において操作できるものは、次の（a）から（d）までによること。

（a）操作可能なそれぞれの場所において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されること。

（b）操作可能なそれぞれの場所において、操作状況が監視できること。

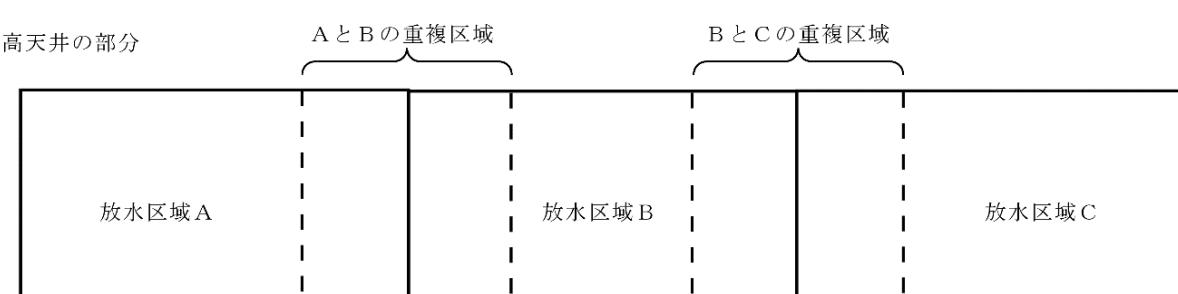
（c）操作可能な場所相互間で同時に通話できる設備を設けること。

（d）操作可能な場所には、放水型ヘッド等により警戒されている部分を通過することなく到達できること。

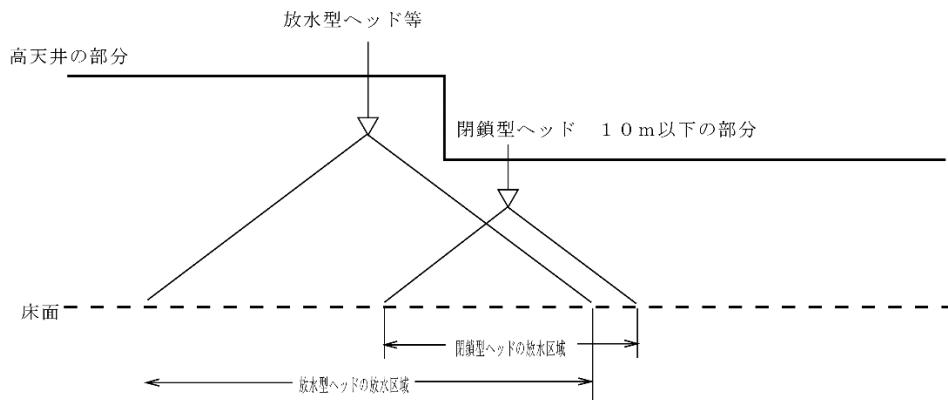
（ウ）高天井の部分と高天井以外の部分とが、床、壁等により区画されていない場合には、次のaからcまでにより設置すること。

a 火災を有効に消火できるように、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの放水区域等が相互に重複するように設置すること。（第3-12図、第3-13図参照）

### 第3-12図



第3－13図



- b 境界部分にたれ壁等を設けるなど、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの感知障害、誤作動等を防止するための措置を講じること。
- c 1のスプリンクラー設備に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが使用される場合であって、それぞれの種別のスプリンクラーヘッドから同時に放水する可能性のある場合は、当該スプリンクラー設備の水源水量、ポンプの吐出量等については、それぞれの種別のスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量とすること。
- (エ) 規則第14条第2項第2号に定める排水設備は、排水設備の細目基準及び設置を要さない場合の運用が示されるまでの間、放水型ヘッド等が設けられている部分の位置（地階、1階、上層階等）、構造、放水範囲及び放水量等により、個々に取り扱うものとする。☆
- ウ 放水型ヘッド等は、検定協会において放水型ヘッド等として評価を受けたものであること。◇

10 スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の各号によること。

- (1) 規則第13条第3項第1号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場及び脱衣場が含まれる。
- (2) 規則第13条第3項第2号の「その他これらに類する室」には、電話交換室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央監視盤室、防災センター及び中央管理室が含まれる。◇
- (3) 規則第13条第3項第3号の「その他これらに類する室」には、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。◇
- (4) 規則第13条第3項第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。◇
- (5) 規則第13条第3項第5項の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。◇
- (6) 規則第13条第3項第7号の「その他これらに類する室」には、次のアからカまでに掲げる室が含まれる。
  - ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室
  - イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室並びに解剖室
  - ウ 人工血液透析室に付属する診察室、検査室及び準備室
  - エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室及び観察室（未熟児の観察に限る。）
  - オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）
  - カ 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室及び靈安室☆

(7) 規則第13条第3項第8号の「レントゲン室等」には、次のア及びイに掲げる室が含まれる。

- ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵室及びR I 室
- イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

(8) 次のアからキまでに掲げる部分☆

- ア 銀行等の金庫
- イ 旅館等の踏込み（押入があるもの及び畳敷きで前室とみなされるものを除く。）

ウ 旅館等の部屋に付属する押入で、次の（ア）から（ウ）までに適合するもの

（ア）奥行きが1m未満であること。

（イ）他の室に延焼しない構造であること。

（ウ）部屋に設けられたスプリンクラーヘッドの有効範囲内にあること。

エ 冷凍室及び冷蔵室

オ サウナ室

カ 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備のガスボンベ室

キ 奥行が、0.6m未満のショーウィンドー

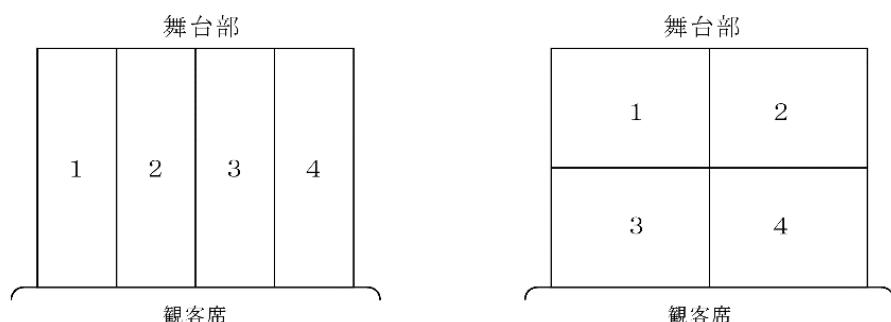
ク 廉間設備が設けられている部分で、フード等用簡易自動消火装置が設けられ、かつ、有効に警戒されている部分

11 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放水区域は、次の各号によること。

(1) 2以上の放水区域を設ける場合の1の放水区域の面積は、100m<sup>2</sup>以上とすること。

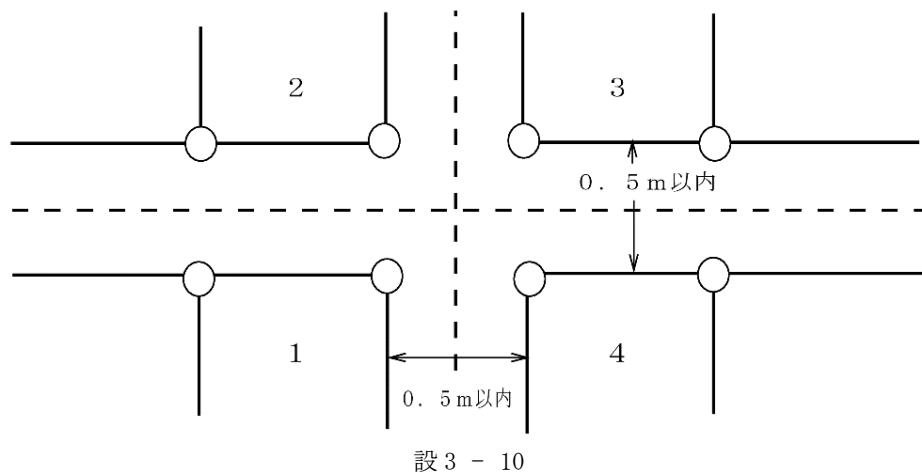
(2) 放水区域を分割する場合は、第3-14図の例によること。ただし、ポンプの吐出量が5,000/min以上となる場合は、4分割以上とすることができる。

第3-14図



(3) 各放水区域が接する部分のヘッドの間隔は、第3-15図の例によること。

第3-15図



12 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁は、次の各号によること。

- (1) 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、1の放水区域につき、異なる場所に2以上設けること。ただし、防護床面積が300m<sup>2</sup>未満で、かつ、延焼危険が少ないと認められる場所は、1の放水区域につき1とすることができる。
- (2) 手動式開放弁は、30秒以内に全開することができるものであること。
- (3) 一斉開放弁及び手動式開放弁には、その直近の見やすい箇所にスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁である旨を表示した標識を設けること。

13 防火対象物が屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置を必要とする場合、規則第13条第3項の規定によりスプリンクラーヘッドの設置を免除された当該部分は、補助散水栓を次の各号により設置すること。

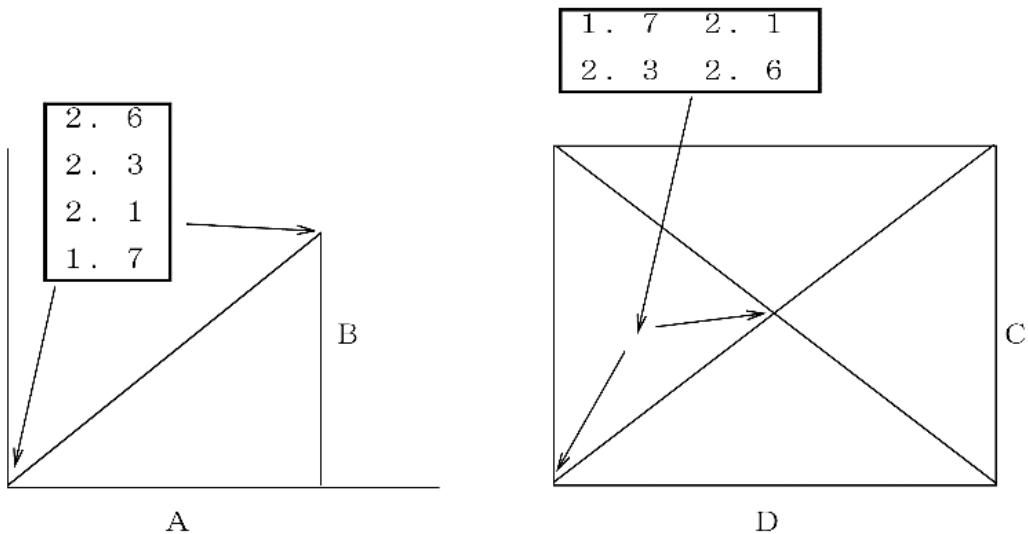
- (1) 補助散水栓は、スプリンクラーヘッドの未警戒となる部分を有効に包含することができ、かつ、有効に消火活動を行える位置に設けること。
- (2) 補助散水栓の設置及び維持に関する基準は、本章、基準2に規定する2号消火栓の規定の例によること。

14 標識は、本章、基準25によること。

15 配管の摩擦損失計算は、本章、基準2、第11項第2号の規定によること。

## 別記

(単位 m)



2. 60 m			
A	B	C	D
0.0	2.600	0.0	5.200
0.1	2.598	0.2	5.196
0.2	2.592	0.4	5.184
0.3	2.583	0.6	5.166
0.4	2.569	0.8	5.138
0.5	2.551	1.0	5.102
0.6	2.530	1.2	5.060
0.7	2.504	1.4	5.008
0.8	2.474	1.6	4.948
0.9	2.439	1.8	4.878
1.0	2.400	2.0	4.800
1.1	2.356	2.2	4.712
1.2	2.307	2.4	4.614
1.3	2.252	2.6	4.504
1.4	2.191	2.8	4.382
1.5	2.124	3.0	4.248
1.6	2.049	3.2	4.098
1.7	1.967	3.4	3.934
1.8	1.876	3.6	3.752
1.9	1.775	3.8	3.550
2.0	1.661	4.0	3.322
2.1	1.553	4.2	3.066
2.2	1.386	4.4	2.772
2.3	1.212	4.6	2.424
2.4	1.000	4.8	2.000
2.5	0.714	5.0	1.428
2.6	0	5.2	0

2. 30 m			
A	B	C	D
0.0	2.300	0.0	4.600
0.1	2.297	0.2	4.594
0.2	2.291	0.4	4.582
0.3	2.280	0.6	4.560
0.4	2.264	0.8	4.528
0.5	2.244	1.0	4.488
0.6	2.220	1.2	4.440
0.7	2.190	1.4	4.380
0.8	2.156	1.6	4.312
0.9	2.116	1.8	4.232
1.0	2.071	2.0	4.142
1.1	2.019	2.2	4.038
1.2	1.962	2.4	3.924
1.3	1.897	2.6	3.794
1.4	1.824	2.8	3.648
1.5	1.743	3.0	3.486
1.6	1.652	3.2	3.304
1.7	1.549	3.4	3.098
1.8	1.431	3.6	2.862
1.9	1.296	3.8	2.594
2.0	1.135	4.0	2.270
2.1	0.938	4.2	1.876
2.2	0.670	4.4	1.340
2.3	0	4.6	0

2. 10 m			
A	B	C	D
0.0	2.100	0.0	4.200
0.1	2.097	0.2	4.194
0.2	2.090	0.4	4.180
0.3	2.078	0.6	4.156
0.4	2.061	0.8	4.122
0.5	2.039	1.0	4.078
0.6	2.012	1.2	4.024
0.7	1.979	1.4	3.958
0.8	1.941	1.6	3.882
0.9	1.897	1.8	3.794
1.0	1.846	2.0	3.692
1.1	1.788	2.2	3.556
1.2	1.723	2.4	3.446
1.3	1.649	2.6	3.298
1.4	1.565	2.8	3.130
1.5	1.469	3.0	2.928
1.6	1.360	3.2	2.720
1.7	1.232	3.4	2.464
1.8	1.081	3.6	2.162
1.9	0.894	3.8	1.788
2.0	0.640	4.0	1.280
2.1	0	4.2	0

1. 70 m			
A	B	C	D
0.0	1.700	0.0	3.400
0.1	1.697	0.2	3.394
0.2	1.688	0.4	3.376
0.3	1.673	0.6	3.346
0.4	1.652	0.8	3.304
0.5	1.624	1.0	3.248
0.6	1.590	1.2	3.180
0.7	1.549	1.4	3.098
0.8	1.500	1.6	3.000
0.9	1.442	1.8	2.884
1.0	1.374	2.0	2.748
1.1	1.296	2.2	2.592
1.2	1.204	2.4	2.408
1.3	1.095	2.6	2.190
1.4	0.964	2.8	1.928
1.5	0.800	3.0	1.600
1.6	0.583	3.2	1.166
1.7	0	3.4	0

#### 基準4 水噴霧消火設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、本章、基準2、第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定の例によるほか、次の各号によること。

(1) ポンプの吐出量は、次によること。

ア 当該設備を設置する部分の用途に応じ、それぞれ次に定める区域内に設けられたすべての水噴霧ヘッド（以下「ヘッド」という。）から同時に放射した場合に、標準放射量（令第14条第1号及び規則第32条に規定する標準放射量をいう。以下同じ。）で放射することができる量以上の量とすること。

(ア) 指定可燃物を貯蔵し、または取り扱う防火対象物にあっては、床面積50m<sup>2</sup>以上100m<sup>2</sup>以下の区域を1の放射区域（1の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下同じ。）とすること。

(イ) 防火対象物の駐車の用に供される部分にあっては、次のa又はbに定める区域を1の放射区域とすること。

a 区画境界堤で区画された部分（次のbにおいて「区画部分」という。）に、これと接する車路の部分（車両が駐車する場所が車路をはさんで両側にある場合は、当該車路の中心線までの部分とする。）を加えた区域

b 隣接する2つの区画部分を合計した区域のうち、床面積が最大となる区域

2 水源の有効水量の算定は、本章、基準2、第2項の規定の例によるほか、当該設備を設置する部分の用途に応じ、第1項第1号ア（ア）又は（イ）に定める放射区域のうち床面積が最大となるものに設けられたすべてのヘッドから同時に放射した場合に、標準放射量で20分間放射することができる量以上の量とすること。

3 水源の水槽等の材質は、本章、基準2、第3項の規定の例によること。

4 配管は、本章、基準2、第4項（第4号を除く。）の規定の例によるほか、外気が流通するおそれのある駐車場等に設ける起動用スプリンクラーヘッド等の配管には、凍結を予防するための有効な措置を講じること。

5 放射区域は、設置する部分の用途に応じ、第1項第1号ア（ア）又は（イ）により設ける。

6 ヘッドは、次の各号によること。

(1) ヘッドは、当該設備を設置する部分に応じ、次のア又はイに掲げる性能が得られるものとする。

ア 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものにあっては、0.25MPa以上の圧力で標準放射量を放射できること。

イ 道路の用に供されるもの又は駐車の用に供されるものにあっては、0.35MPa以上の圧力で標準放射量を放射できること。

(2) ヘッドの材質は、JIS H 5111（青銅鋳物）、JIS H 5101（黄銅鋳物）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。

7 起動装置は、次の各号によること。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる自動式の起動装置は、次のアからオまでによること。

ア スプリンクラーヘッドは、各放射区域ごとに設けること。

- イ スプリンクラーヘッドは、標示温度が79°C未満のものを使用し、1個の警戒面積は、20m<sup>2</sup>以下とすること。
  - ウ スプリンクラーヘッドの取付け面の高さは、床面から5m以下とし、火災を有効に感知できるように設けること。
  - エ 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、本章、基準2、第1項第8号イの規定の例によること。
- (2) 感知器を用いる自動式の起動装置は、次のア及びイによること。
- ア 感知器は、各放射区域ごとに規則第23条第4項の規定の例により設けること。
  - イ 感知器は、熱式の特種、1種又は2種を使用すること。
- (3) 手動式の起動装置の操作部は、次のアからエによること。
- ア 火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
  - イ 有機ガラス等による有効な防護措置を講じること。
  - ウ その受け持つ放射区域が容易に判別できる表示を行うこと。
  - エ 駐車場等の部分に設けるものは、放射区域ごとに1個以上設けること。

8 自動警報装置等は、次によること。

- (1) 音響警報装置は、一斉開放弁又は手動式開放弁の開放に伴い当該放射区域及び防災センター等に警報を発することができるものとする。
- (2) 音響警報装置は、本章、基準3、第6項第2号の規定の例によること。

9 非常電源、配線等は、本章、基準2、第5項の規定の例によること。

10 耐震措置は、本章、基準2、第6項の規定の例によること。

## 基準5 泡消火設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

1 ポンプを用いる加圧送水装置等は本章、基準2、第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定の例によるほか、次の各号によること。

(1) ポンプの吐出量は、次のア又はイによること。

ア 固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）にあっては、隣接する2の放射区域（令別表第1（13）項口に掲げる防火対象物にあっては、1の放射区域）の床面積の合計が最大となる部分に設けられたすべての泡ヘッドから、泡水溶液を同時に放射することができる毎分当たりの量以上の量とすること。

イ 移動式の泡消火設備にあっては、次の（ア）又は（イ）に掲げる量とすること。

（ア）駐車場等に設けるもので、同一階におけるノズルの設置個数が1のものにあっては130／min以上の量、同一階におけるノズルの設置個数が2以上のもの、又は各階に設置してあるノズルの合計が5以上のものにあっては260／min以上の量

（イ）飛行場又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもので、同一階又は屋上部分におけるノズル設置個数が1のものにあっては260／min以上の量、2以上のものにあっては520／min以上の量

n

(2) ポンプの全揚程は、規則第18条第4項第9号ハ（ロ）の移動式の泡消火設備のノズルの先端の放射圧力換算水頭を35m以上として計算すること。

(3) 泡放出口の放水圧力又はノズルの先端の放射圧力が、当該泡放出口又はノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置は、本章、基準2、第1項第10号の規定の例によること。

2 水源の有効水量の算定は、本章、基準2、第2項の規定の例によるほか、水源の水量を、固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）にあっては、前項第1号アに定める泡ヘッドを同時に開放した場合に、種別に応じて定められた放射量で10分間放射することができる量の泡水溶液を作るに必要な量以上の量とすること。ただし、この場合において常時泡水溶液が満たされるものは、泡消火薬剤混合装置から一斉開放弁までの配管のうち、内容積が最大となるものを満たすに必要な量以上の量とすること。

3 水源の水槽等の材質は、本章、基準2、第3項の規定の例によること。

4 配管は、本章、基準2、第4項（第4号を除く。）の規定の例によるほか、外気が流通するおそれのある駐車場等に設ける起動用スプリングクラーヘッド等の配管には、凍結を予防するための有効な措置を講じること。

5 泡消火薬剤の貯蔵量は、第2項に定める泡水溶液の量に、それぞれの泡消火薬剤の種類に応じた希釈容量濃度を乗じて得た以上の量以上の量とすること。

6 泡消火薬剤貯蔵タンクは、次の各号によること。

(1) 加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により圧力が加わるもの又は常時加圧された状態で使用するものにあっては、圧力計を設けること。

(2) 泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。

7 泡消火薬剤混合装置等は、次の各号によること。

(1) 固定式の泡消火設備にあっては、次のアからウまでによること。

ア 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式又はポンプ・プロポーショナー方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。（第5-1図、第5-2図及び第5-3図参照）

イ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、おおむね1分以内であること。

ウ 泡消火薬剤と水とを混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器（以下この基準において「混合器」という。）又は泡消火薬剤と水とを混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一齊開放弁の直近に設けること。ただし、一齊開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管設備とする場合にあっては、この限りでない。

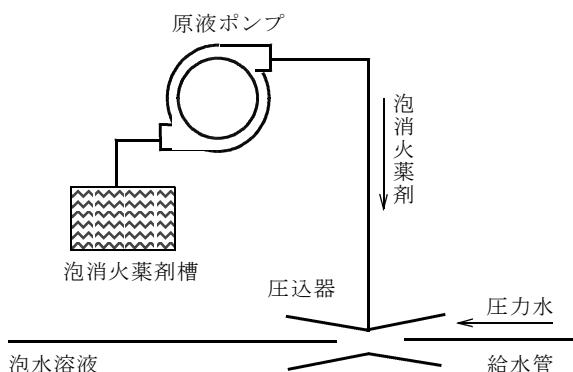
(2) 移動式の泡消火設備にあっては、次のアからウまでによること。

ア 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式（ピックアップ方式を除く。）とすること。（第5-1図、第5-2図及び第5-4図参照）

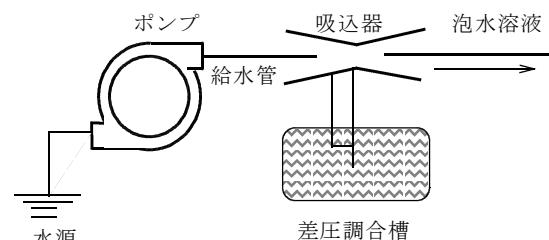
イ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（2管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納するか、又はその直近（おおむね5m以内）に設置すること。

ウ プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器具の格納箱内に収納しておくこと。

第5-1図



第5-2図



#### ● プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式

送水管途中に圧入器を設け、泡消火薬剤槽から泡原液ポンプで泡原液を圧送して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの

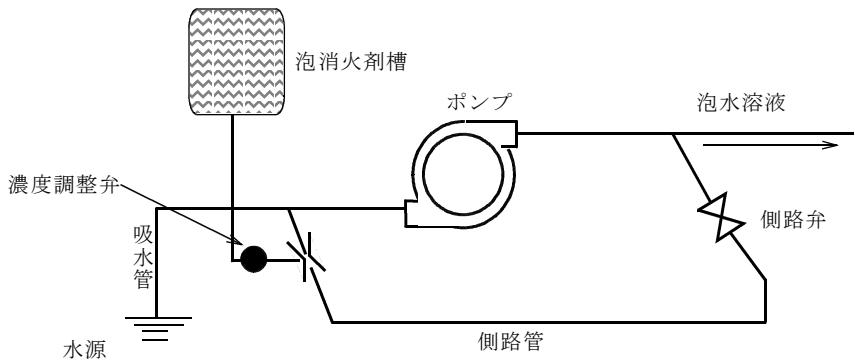
#### ● プレッシャー・プロポーショナー方式

送水管途中に差圧調合槽と吸込器を接続して、水を泡原液槽内に送り込み、原液の置換と送水管への泡原液吸入作用との両作用によって、流水中に泡原液を混合させて希釈容量濃度の泡水溶液とするもの

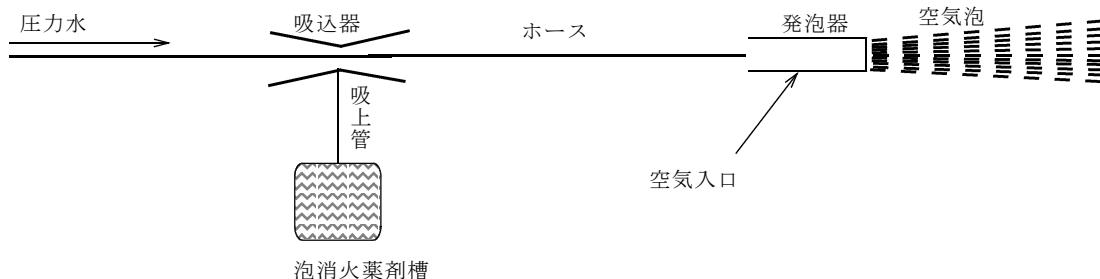
#### ● ポンプ・プロポーショナー方式

加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側とを連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設けられた吸入器にポンプ吐出水の一部を通して、濃度調整弁でその吸込量を調節し、泡消火薬剤槽からポンプ吸水側に泡原液を吸引して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの

第5-3図



第5-4図



● ライン・プロポーショナー方式

送水管系統の途中に吸込器を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ、指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの

8 放射区域は、次の各号によること。

- (1) フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる泡消火設備の1の放射区域の面積は、当該部分の床面積の1／3以上で、かつ、200m<sup>2</sup>以上（当該部分の床面積が200m<sup>2</sup>未満となる場合にあっては、当該床面積）とすること。
- (2) フォームヘッドを用いる泡消火設備の1の放射区域の面積は、50m<sup>2</sup>以上100m<sup>2</sup>以下とすること。ただし、自動車の修理若しくは整備又は駐車の用に供される部分で、不燃材料で造られた壁等により火災の感知が一部分に限定されるものは、その放射区域の面積を50m<sup>2</sup>未満とすることができる。

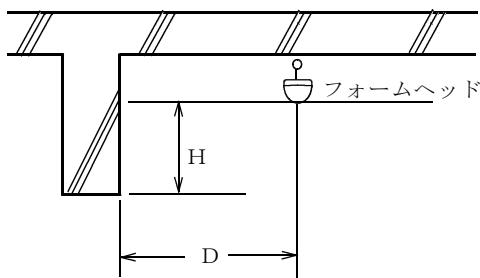
9 泡放出口のうち、フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、安全センターの認定品を使用すること。◇

10 駐車場に設けるフォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、安全センターの認定品を使用するものとするほか、次の各号によること。

- (1) 放出範囲が円形のフォームヘッドは、次のアからウまでによること。
  - ア 使用するフォームヘッドの許容取付高さにおいて、放射区域の各部分から1のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。
  - イ 配置形によるヘッド相互の間隔は、基準3、第9項第1号イの規定の例によること。
  - ウ はり、たれ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第5-5図及び第5-1表の例によること。ただし、当該フォームヘッドからの放射が妨げられる部分が他のフォームヘッドにより有效地に警戒されている場合は、この限りでない。

(2) 放出範囲が半円形のフォームヘッドは、床面積 $4\text{. }5\text{ m}^2$ につき1個以上を防護対象物のすべての表面が有効防護範囲内で包含できるように設けること。

第5-5図



第5-1表

D (m)	H (m)
0. 75未満	0
0. 75以上	
1. 00未満	0. 1未満
1. 00以上	
1. 50未満	0. 15未満
1. 50以上	0. 30未満

11 起動装置は、本章、基準4、第7項の規定の例により、また、移動式の泡消火設備の起動装置は、本章、基準2、第1項第8号の規定の例によること。

12 自動警報装置等は、次の各号によること。

- (1) 1の流水検知装置が警戒する区域の面積は、 $3, 000\text{ m}^2$ 以下とし、2以上の階にわたらないこと。ただし、主要な出入口から内部を見とおすことができる場合にあっては、当該面積を $3, 000\text{ m}^2$ 以上とすることができる。
- (2) 一斉開放弁を電気的に作動させる常時開路方式のものにあっては、受信機において警戒する区域及び放射区域ごとに終端抵抗を入れた導通試験装置（セレクター）又は末端に設けた発信機により導通が確認できる構造とすること。
- (3) 音響警報装置は、本章、基準3、第6項第2号の規定の例によること。

13 非常電源、配線等は、本章、基準2、第5項第2号の規定の例によること。

14 耐震措置は、本章、基準2、第6項の規定の例によること。

15 ホース接続口は、本章、基準2、第7項第6号及び第8項第1号アの規定の例によるほか、開閉の操作が2動作以下で、かつ、水のみを放射することができる構造とすること。

16 泡放射用器具格納箱は、次の各号によること。

- (1) 構造及び材質は、本章、基準2、第7項第1号から第5号までの規定の例によること。
- (2) 格納箱の内部又はその直近の箇所に、加圧送水装置の始動を明示する赤色の表示灯を設けること。

17 ホース及び筒先は、本章、基準2、第8項第1号ウ及びエの規定の例によるほか、長さ $20\text{ m}$ 以上のホース及び筒先を、泡放射用器具格納箱に収納しておくこと。

18 標識等は次の各号によること。

- (1) 泡放射用器具格納箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、移動式の泡消火設備の使用方法を表示すること。
- (2) 移動式の泡消火設備の標示は、本章、基準25によること。

19 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算は、本章、基準2、第11項の規定の例によること。



## 基準6 不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

1 全域放出方式の不活性ガス消火設備は、次の各号によること。

(1) 全域方式の不活性ガス消火設備は、次のア及びイに掲げる場所以外の場所に設置すること。

- ア 当該部分の用途、利用状況から判断して、部外者、不特定の者等が出入りするおそれのある部分、又は関係者、部内者など定常的に人のいる可能性のある部分
- イ 防災センター等、中央管理室など、総合操作盤、中央監視盤等を設置し、常時人による監視、制御等を行う必要がある部分

(2) 不活性ガス消火剤の貯蔵容器（以下この基準において「貯蔵容器」という。）の設置場所は、次のアからウまでによること。

- ア 貯蔵容器は、防護区画及び防護区画に隣接する部分（以下この基準において「防護区画等」という。）を通ることなく出入りすることができ、かつ、不燃材料で造られた壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、開口部に建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸を設けた専用の室に設けること。

イ 地階に設けるものは、機械換気の換気装置を設けること。◇

ウ 貯蔵容器の設置場所には、当該消火設備の貯蔵容器の設置場所である旨を表示すること。

(3) 高圧式貯蔵容器は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく容器検査に合格したもので、かつ、24.5 MPa以上の圧力に耐えるものであること。

(4) 選択弁は、次のアからエまでによること。

ア 選択弁は、「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」（平成7年消防庁告示第2号）によるもの又は安全センターの認定品とすること。☆

イ 貯蔵容器と同一の場所又は火災の際容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入りしない場所に設けること。

ウ ガス圧開放方式又は電気的開放方式により迅速かつ確実に開放することができ、手動でも開放することができる構造のものであること。

エ 床面からの高さが、0.8m以上1.5m以下の位置に設けること。◇

(5) 容器弁及び容器弁の開放装置は、次のア及びウまでによること。

ア 容器弁は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）によるもの又は安全センターの認定品によること。☆

イ 容器弁の開放装置は、手動でも開放することができる構造のものであること。

ウ 電磁開放装置を用いて直接容器弁を開放する容器弁の開放装置は、同時に開放する貯蔵容器の数が7以上のものは、当該貯蔵容器に2以上の電磁開放装置を設けること。◇

(6) 配管等については、次のアからウまでによること。

ア 起動用の配管は、起動容器と貯蔵容器の間が密閉となるものは、当該配管に誤作動防止のための逃し弁（リリーフ弁）を設けること。

イ 貯蔵容器と選択弁の間の集合管、又は起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管の部分には、閉止弁を設けること。

ウ 閉止弁は、安全センターの認定品とすること。☆

(7) 噴射ヘッドは、「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成7年消防庁告示第7号）によるもの又は安全センターの認定品とすること。☆

(8) 防護区画の構造等は、次のアからエまでによること。

ア 防護区画の構造等は、次の（ア）から（キ）までによること。

（ア）防護区画は、2以上の居室等にまたがらないこと。ただし、通信機器室及び電子計算機器室

の附室等で、次の a から c までに該当するものは、同一の防護区画として取り扱うことができる。

a 他の消火設備の設置又は有効範囲内の部分とすることが、構造上困難であること。

b 廊下、休憩室等の用に供されていないこと。

c 主たる部分と同一の防護区画とすることに、構造及び機能からして妥当性があること。

(イ) 防護区域内には、避難の方向を示す誘導灯及び出入口を示す誘導灯を、規則第28条の3の規定により設けること。ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保されている場合は、誘導標識によることができる。

(ウ) 防護区画の避難上主要な扉は、避難の方向に開くことができる自動閉鎖装置付で、かつ、放出された消火剤が漏洩しない構造のものとすること。

(エ) 防護区画の自動閉鎖装置にガス圧を用いる場合は、起動用ガス容器のガスを用いないこと。

(オ) 開口部にガラスを用いる場合は、網入りガラス、線入りガラス又はこれらと同等以上の強度を有するものとすること。

(カ) 防護区画は、次の a 及び b によること。

a 防護区画には、2方向避難が確保できるように相反する位置に2以上の避難口を、当該防護区画の各部分から1の避難口に至る歩行距離が30m以下となるように設けること。

b 地階の防護区画の面積は、400m<sup>2</sup>以下とすること。ただし、防火対象物の地階の階数が1である場合で、防護区画に接してドライエリア等避難上有効な部分が設けられている場合は、この限りでない。◇

(キ) タワー方式の立体駐車場の開口部は、消火剤の放出前に、又は放出と同時に自動的に閉鎖するものであること。◇

イ 防護区画に隣接する部分の構造は、ア、(イ) 及び(オ)によるほか、次の(ア)及び(イ)によること。

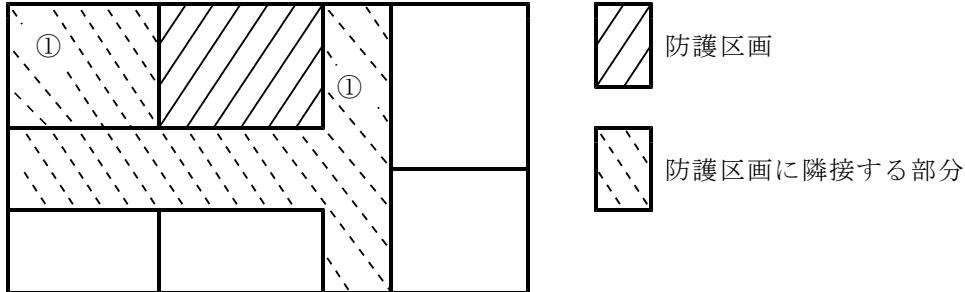
(ア) 当該部分に設ける扉は、避難の方向に開くことができる扉とすること。

(イ) 当該部分には、防護区画から漏洩した不活性ガスが滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。

ウ 防護区画に隣接する部分とは、第6-1図では、①の部分をいうものであること。

なお、防護区画と①の間には扉が設けられているものとする。

第6-1図



エ 規則第19条第4項第19号の2ただし書の取り扱いは、次の(ア)から(ウ)までによること。

(ア) 防護区画に隣接する部分が、直接外気に開放されている場合又は外部の気流が流通する場合

(イ) 防護区画に隣接する部分の体積が、防護区画の体積の3倍以上である場合(隣接する部分に存する人が、高濃度の不活性ガスを吸入するおそれのある場合を除く。)

(ウ) 漏洩した不活性ガスが滞留し人命に危険を及ぼすおそれがない場合

(9) 制御盤は、次のアからウまでによること。

ア 制御盤は、安全センターの認定品とすること。◇

- イ 貯蔵容器と同一の場所に設置すること。◇
- ウ 当該消火設備の完成図及び取扱説明書を備えること。

(10) 火災表示盤は、次のアからウまでによること。

- ア 制御盤からの信号を受信し、次の（ア）から（カ）までに掲げる装置を作動させること。

- (ア) 各防護区画ごとの感知器の作動を明示する表示灯
- (イ) 放出起動の作動を明示する表示灯
- (ウ) 消火剤の放出を明示する表示灯
- (エ) 起動回路異常（地絡又は短絡）を表示する表示灯
- (オ) 閉止弁の閉止状態を表示する表示灯
- (カ) 手動起動装置の放出用スイッチの作動を明示する表示灯

イ 火災表示盤は、点検に便利で、かつ、火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所に設けるほか、次の（ア）及び（イ）によること。

- (ア) 防災センター等に設けること。
- (イ) 防護区画図を備えること。

ウ 「操作盤の基準」（平成9年消防庁告示第2号）に定める操作盤又は「操作盤の設置免除の要件を定める件」（平成9年消防庁告示第3号）第4に定める総合操作盤が、防災センター等に設置されている防火対象物は、火災表示盤を設置しないことができる。

(11) 起動装置は、次のアからカまでによること。

ア 手動式とすること。ただし、常時人がいない防火対象物で、二次的災害を発生するおそれのないもの及び夜間無人となる時間帯を有する防火対象物で、二次的災害を発生するおそれのないもの（当該無人となる時間帯に限る。）は、自動式とすることができます。

イ 起動装置が設けられている場所は、起動装置及び表示が容易に識別できる明るさを確保すること。

ウ 起動装置は、消火のために意識して操作しなければ起動することができない機構とすること。

エ 手動起動装置又はその直近の箇所に表示する保安上の注意事項は、次の（ア）及び（イ）の内容とすること。

- (ア) 火災又は点検の時以外は、当該手動装置に手をふれてはならない旨
- (イ) 不活性ガス消火設備を起動した後、すみやかに安全な場所へ避難することが必要である旨（消火剤が流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合を除く。）

オ 手動起動装置（操作箱）は、安全センターの認定品とすること。☆

カ 自動式の起動装置は、次の（ア）から（ウ）までによること。

- (ア) 起動方式は、AND回路制御方式とし、次のa又はbとすること。
  - a 異なる種別で、かつ、複数の不活性ガス消火設備専用の感知器からの信号による起動
  - b 1の火災信号は自動火災報知設備とし、他の火災信号は不活性ガス消火設備専用の感知器からの信号による起動で、かつ、異なる種別の感知器

(イ) 熱式の感知器は、特種、1種又は2種とし、規則第23条第4項の規定の例により設けること。

ただし、次のa又はbに掲げる場合については、3種（空気管式に限る。）とすることができる。

- a 消火設備と常時連動している自動火災報知設備の感知器
- b 不活性ガス消火設備専用の感知器

(ウ) 不活性ガス消火設備専用の感知器は、防護区画ごとに警戒区域を設けること。

(12) 防護区画等に設置する音響警報装置は、次のアからエまでによること。

ア 音響警報装置は、音声による警報装置とすること。なお、音声による警報装置のみでは、効果が期待できないと認められる場合は、赤色の回転灯を付置すること。

イ 音響警報装置は、「不活性ガス消火設備の音響警報装置の基準」（平成7年消防庁告示第7号）によるもの又は安全センターの認定品とすること。☆

ウ スピーカーは、前アによること。

エ スピーカーは、当該防護区画の各部分から 1 のスピーカーまでの水平距離が 25m 以下となる  
ように、反響等を考慮して設けること。

(13) 防護区画等で放出された消火剤を屋外の安全な場所に排出するための措置（以下この基準において「排出措置」という。）は、次のア又はイのいずれかによること。

ア 自然排気による排出措置は、次の（ア）及び（イ）によること。

（ア）自然排気の開口部は、外気に面する窓その他の開口部（防護区画の床面からの高さが階高の 2/3 以下の位置にあるものに限る。）で、当該防護区画外から容易に開放することができる  
ものであること。

（イ）自然排気の開口部面積の合計は、当該防護区画の床面積の 10% 以上であること。

イ 機械排気による排出措置は、次の（ア）から（オ）までによること。ただし、防護区画に隣接  
する部分は、放出された消火剤を 1 時間あたり 1 回以上換気することができるものであること。

◇

（ア）排出ファン等の排出装置は、専用とすること。ただし、消火剤の排出時に保安上支障がない  
ものにあっては、他の設備の排気装置等と兼用することができる。この場合、兼用するダクト  
は、防護区画以外の部分に消火薬剤が漏えいすることを防止するための措置を講じること

（イ）排出装置は、当該防護区画外から容易に操作することができるものであること。

（ウ）排出装置の排出ファンの容量は、1 時間あたり 5 回以上換気できるものであること。

（エ）ポータブルファンを用いる排出装置は、次の a から e までによること。

a 当該防護区画の壁面で、床面からの高さが 1m 以下の位置に、ダクト接続口を設けること。

b a のダクト接続口は、常時閉鎖されており、ポータブルファン使用時は、接続部分から消  
火剤が漏洩しない構造であること。

c a のダクト接続口の付近に、ポータブルファン専用のコンセントを設けること。

d 消火剤をダクト接続口から屋外の安全な場所に排出するのに必要な長さのダクトを常備し  
ておくこと。

e 当該ファンの容量は、1 時間あたり 5 回以上換気できるものであること。

（オ）排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、防護区画を経由することなく到達するこ  
ができる場所で、その直近の見やすい箇所に当該装置である旨を表示した標識を設けること。

(14) 保安のための措置は、次のアおよびイによること。

ア 避難誘導及び人命救助に必要な空気呼吸器（内容積が 2 リットル以上のもの）は、1 個以上設  
けるものとし、防災センター等に常備しておくこと。◇

イ アの空気呼吸器は、火災避難用保護具（自給式呼吸保護具に限る。）としての安全センターの  
認定品であること。◇

(15) 消火剤が放出された旨を表示する表示灯（以下この基準において「放出表示灯」という。）又は  
標識は、本章、基準 2.5 によるほか、次のアからエまでによること。

ア 防護区画等に係る放出表示灯は、同一の仕様のものとすることができる。

イ 放出表示灯は、防護区画等の出入口等のうち、通常の出入口又は退避経路の出入口の見やすい  
箇所に設けること。

ウ 放出表示灯を設ける出入口の見やすい箇所には、注意銘板を設けること。

エ 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合は、放出表示灯の点  
滅、赤色回転灯の付置等の措置を講じること。

(16) 非常電源、配線等は、本章、基準 2.4 によるほか、非常電源の容量は、次のアからエまでに掲げ  
る動作を有効に 1 時間作動することができる容量以上とすること。

ア 貯蔵容器（低圧式のものに限る。）を低温度に保持すること。

イ 不活性ガス消火設備を起動させること。

ウ 消火剤が放出された旨を表示すること。

エ 放出された消火剤を安全な場所へ排出すること。

2 局所放出方式の不活性ガス消火設備は、前項第2号から第7号まで、第9号から第13号まで、第15号及び第16号の規定の例によるほか、駐車の用に供される部分及び通信機器室以外の部分で、次の各号に掲げる場所に設置することができる。

- (1) 予想される出火箇所が、特定の部分に限定される場所
- (2) 全域放出方式又は移動式の不活性ガス消火設備の設置が不適当と認められる場所

3 移動式の不活性ガス消火設備は、次の各号によること。

- (1) ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールについては、「不活性ガス消火設備の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）によるもの又は安全センターの認定品とすること。
- (2) 消火設備の箱の上部に設ける赤色の灯火の電源は、規則第24条第1項第3号の規定の例により設けること。

## 基準7 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準

法令に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

1 全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次の各号によること。

- (1) ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクは（以下この基準において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、本章、基準6、第1項第2号の規定の例によること。
- (2) ハロン1301又はハロン1211を貯蔵する貯蔵容器等は、48°Cにおける貯蔵容器等の内部圧力の5／3倍以上の圧力に耐えるものであること。
- (3) 選択弁は、本章、基準6、第1項第4号の規定の例によること。
- (4) 容器弁の開放装置は、本章、基準6、第1項第5号の規定の例によること。
- (5) 配管等は、本章、基準6、第1項第6号アの規定の例によること。
- (6) 噴射ヘッドは、本章、基準6、第1項第7号の規定の例によること。
- (7) 防護区画の構造等は、本章、基準6、第1項第8号ア（（オ）を除く。）の規定の例によるほか、防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。
- (8) 制御盤は、基準6、第1項第9号の規定の例によること。
- (9) 火災表示盤は、本章、基準6、第1項第10号の規定の例によること。
- (10) 起動装置は、本章、基準6、第1項第11号（エ（イ）を除く。）の規定の例によること。
- (11) 音響警報装置は、本章、基準6、第1項第12号の規定の例によること。
- (12) 放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置（以下この基準において「排出措置」という。）を、本章、基準6、第1項第13号ア及びイ（イのただし書きを除く。）の規定の例によること。  
ただし、開口部（13号ア（イ）に定めるものをいう。）の面積の合計は、当該防護区画の床面積の1%以上とすることができます。
- (13) 保安のための措置は、本章、基準6、第1項第14号の規定の例によること。
- (14) 非常電源の容量は、本章、基準6、第1項第16号の規定の例によること。
- (15) 標識等は、本章、基準25によること。

2 局所放出方式のハロゲン化物消火設備は、本章、基準6、第1項第2号、第4号から第12号（第8号イ、ウ及びエを除く。）まで、第15号及び第16号並びに前項第2号の例によるほか、駐車の用に供される部分、通信機器室及び特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、次の各号に掲げる場所に設置することができる。

- (1) 予想される出火箇所が、特定の部分に限定される場所
- (2) 全域放出方式又は移動式のハロゲン化物消火設備の設置が不適当と認められる場所

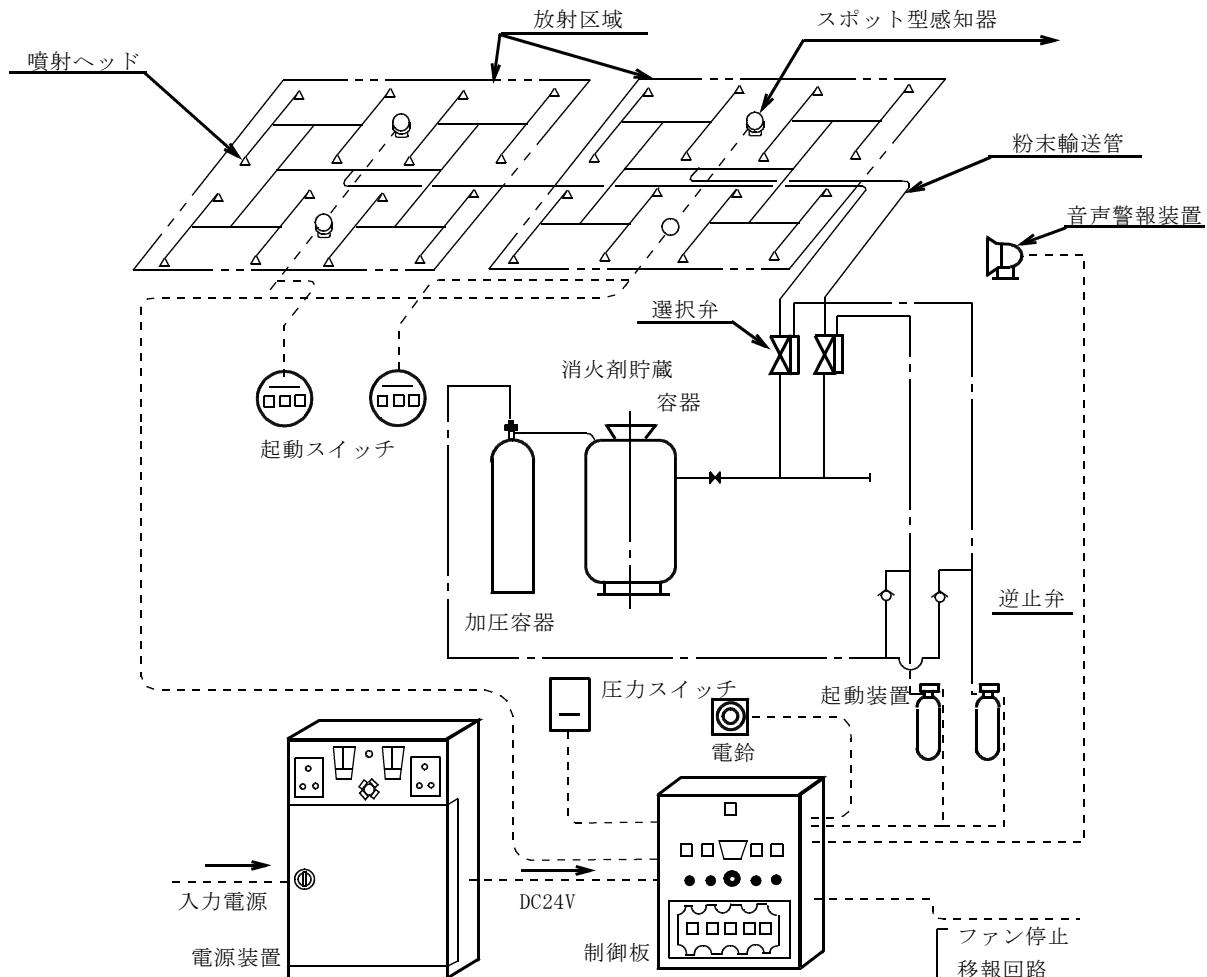
## 基準 8 粉末消火設備の設置及び維持に関する基準

法令に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

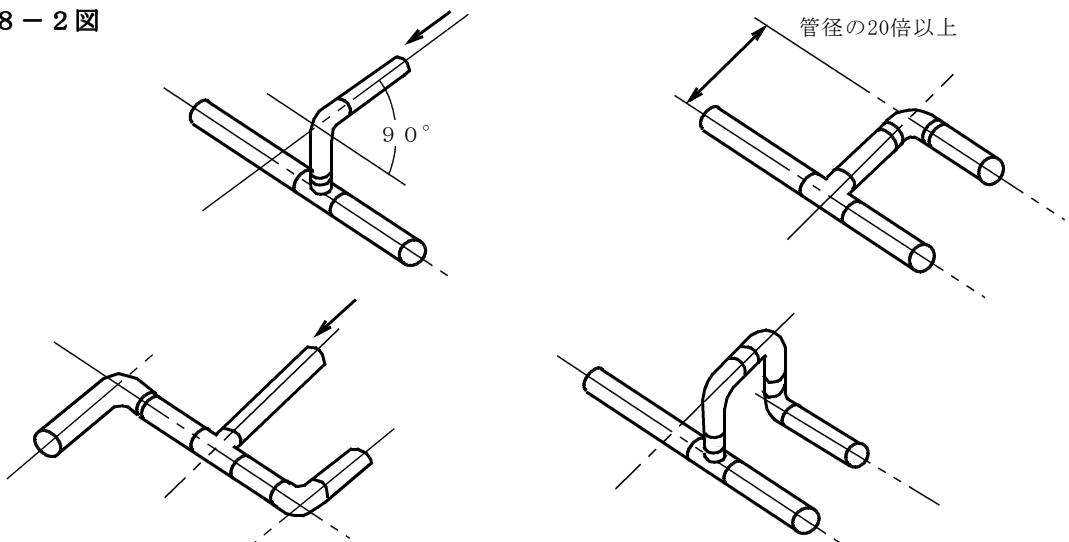
1 全域放出方式の粉末消火設備は、次の各号によること。

- (1) 粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この基準において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、本章、基準6、第1項第2号の規定の例によること。
- (2) 貯蔵容器等のうち貯蔵タンクにあっては、40°Cにおける貯蔵タンクの内部圧力の1.5倍以上の圧力に耐えるものであること。
- (3) 選択弁は、本章、基準6、第1項第4号の規定の例によること。
- (4) 容器弁の開放装置は、本章、基準6、第1項第5号の規定の例によること。
- (5) 定圧作動装置は、「粉末消火設備等の定圧作動装置の基準」（平成7年消防庁告示第4号）によるもの又は安全センターの認定品とすること。☆
- (6) 配管等は、次のアからウまでによること。
  - ア 起動用の配管で、起動容器と加圧容器の間又は貯蔵容器と加圧容器の間が密閉となるものは、当該配管に誤作動防止のための逃し弁（リリーフ弁）を設けること。
  - イ ヘッドを設ける枝配管に至るまでの配管の分岐は、放射圧力が均一となるようすべてトーナメント形式とし、かつ、末端の取付けヘッド数は2個以内とすること。（第8-1図参照）ただし、有効な三方分岐管等を使用した場合は、3個とすることができる。

第8-1図 〈トーナメント形式の配管例〉



第8-2図



ウ 配管を分岐する場合は、粉末容器側にある屈曲部分から管径の20倍以上の距離をとること。

ただし、粉末消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式（第8-2図参照）とした場合は、この限りでない。

(7) 防護区画の構造等は、本章、基準6、第1項第8号ア（ア）から（オ）までの規定の例によること。

(8) 噴射ヘッドは、本章、基準6、第1項第7号の規定の例によること。

(9) 制御盤は、本章、基準6、第1項第9号の規定の例によること。

(10) 火災表示盤は本章、基準6、第1項第10号の規定の例によること。

(11) 圧力調整器は、次のアからウまでによること。

ア 圧力調整器には、指示圧力が1次側にあっては、2.5 MPa以上、2次側にあっては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

イ 容器開放の際2次圧力をおおむね1.5 MPaから2.0 MPaまでに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ 圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15%減まで維持できる流量性能を有するものであること。

(12) 起動装置は、本章、基準6、第1項第11号（エ（イ）を除く。）の規定の例によること。

(13) 音響警報装置は、本章、基準6、第1項第12号の規定の例によること。

(14) 保安のための措置として、防護区画内及びその出入口の部分に見やすい位置に、注意事項を表示した標識を設けること。

(15) 非常電源の容量は、本章、基準6、第1項第16号の規定の例によること。

(16) 標識等は、本章、基準25によること。

2 局所放出方式の粉末消火設備は、本章、基準6、第1項第2号、第4号から第6号アまで、第7号、第9号から第12号まで、第16号及び本章、基準25並びに前項第2号の規定の例によるほか、次の各号によること。

(1) 局所放出方式の粉末消火設備は、次のア及びイに掲げる場所に設置することができる。

ア 予想される出火箇所が、特定の部分に限定される場所

イ 全域放出方式又は移動式の粉末消火設備の設置が不適当と認められる場所

(2) 2以上の防護区画が重複する場合及び接する場合についての放射区域（1の選択弁により消火剤が放射される区域をいう。以下この基準において同じ。）については、これらを1の防護区画とみなし、当該防護区画を放射区域とすること。

(3) 防護区画相互間の距離が1.2m以下となる場合（重複する場合及び接する場合を含む。）は、これらを1の防護区画とみなして必要な消火剤の量を算定し、規則第21条第3項第3号の規定を

適用すること。

3 移動式の粉末消火設備は、次の各号によること。

(1) 本章、基準6、第3項の規定の例によること。

(2) ラック式等の開放式の機械式駐車場（工作物に限る。）に設置する場合は、次によること。◇

ア ラック式では、各層に令第18条第2号の距離により有効に放射し、かつ消火活動を行うことができる消火足場を設置すること。この場合において、消火足場は次の（ア）から（ウ）までによること。ただし、有効に放射できる場合は、2層ごとに設置することができる。

（ア）消火足場は、消火活動に支障のない強度を有するものとすること。

（イ）消火足場の天井高さは2m以上、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は60cm以上とすること。

（ウ）消火足場の各部分から異なる2方向以上の経路により、地上に避難することができること。

イ 上下昇降式では、垂直の系統ごとに出し入れする方式のものの地下部分（地下2階層までに限る。）には、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア）地下1階部分は、地上から放射できるようノズル放射口等を設置すること。

（イ）地下2階部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう配管等を設置すること。

## 基準9 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、本章、基準2、第1項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定は、本章、基準2、第2項及び第3項の規定の例によること。
- 3 配管は、本章、基準2、第4項（第2号、第3号及び第4号を除く。）の規定の例によるほか、次の各号によること。
  - (1) 単口型の屋外消火栓を設ける場合は、内径を80mm以上、双口型の屋外消火栓を設ける場合は、内径を100mm以上とすること。
  - (2) 管の内径に対する流水量は、第9-1表によること。

第9-1表

管の呼び (mm)	管の許容流水量 (L/min)
65以上	350
100以上	700

- 4 非常電源、配線等は、本章、基準2、第5項の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、本章、基準2、第6項の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、本章、基準2、第7項第1号から第4号までの規定の例によるほか、次の各号によること。
  - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。◇
  - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。◇
  - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。◇
- 7 屋外消火栓は、次の各号によること。
  - (1) 地上式とし、かつ、ホースの接続口（差込式で、口径が65mmのもの）が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであること。◇
  - (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近等有効に消火活動が行える場所に設けるものとする。
  - (3) 令第19条第3項第1号の「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上1m程度）をいうものであること。
  - (4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第19条第3項第1号の規定により設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生ずるデッドスペースは、屋外消火栓設備の有効範囲内の部分とみなさず、屋内消火栓設備を設置すること。☆
- 8 ホース及び筒先は、本章、基準2、第8項第1号ウの規定の例によるほか、次の各号によること。
  - (1) 1の屋外消火栓につき、呼称65mm、長さ20mのホース2本以上及び筒先1本以上を、屋外消火栓箱に格納しておくこと。◇

(2) ノズルの口径は、19mm以上のスムースノズルとし、検定協会の鑑定品とすること。◇

9 標識等は、次の各号によること。

(1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。

(2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の標示は、本章、基準25によること。

10 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算は、次の各号によること。

(1) 消防用ホースの摩擦損失計算は、第9-2表によること。

第9-2表 ホースの摩擦損失水頭表 (100m当り)

呼称種別 流量 ( /min)	ホースの呼称	
	呼称 65 のホース	
麻ホース	ゴム内張ホース	
350	10	4

(単位m)

(2) 配管の摩擦損失計算は、本章、基準2、第11項第2号の規定によること。

## 基準10 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 水源は、本章、基準2、第2項第1号及び第2号ア並びに本章、基準18、第1項第1号及び第2号の規定によるほか、次の各号によること。
  - (1) 水源の有効水量は、地盤面の高さから4.5m以内の部分とすること。
  - (2) 吸管投入口（池等を水源とする場合は、その周囲で接岸できる部分）の付近は、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプをいう。以下この基準において同じ。）が容易に接近でき、かつ、操作できる空間を有すること。
- 2 動力消防ポンプは、次の各号によること。
  - (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに1以上設置すること。
  - (2) 動力消防ポンプの設置場所は、雨水等の影響を受けるおそれのない場所とし、かつ、水源へ搬送するのに障害がない場所とすること。
  - (3) 動力消防ポンプの設置場所（建物等に格納する場合には、出入口の扉）は、その旨を表示した標識を設けること。
  - (4) 動力消防ポンプに使用する吸管及びホース等は、次のアからウまでによること。
    - ア 吸管及びホース等は、次の（ア）から（エ）までに掲げるものに適合すること。
      - (ア) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年自治省令第27号）
      - (イ) 消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）
      - (ウ) 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）
    - (エ) 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）
  - イ 吸管は、前項の水源の水量が有効に吸水できる長さとすること。
  - ウ ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。
  - 3 動力消防ポンプを設置する防火対象物は、その設置数に応じ、動力消防ポンプを使用するのに必要な知識及び技能のある人員等を常時確保できるような防火管理体制を確立させること。この場合において、必要な知識及び技能とは、安全センターが認定する可搬消防ポンプ等整備資格をいう。◇

## 基準1 1 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準

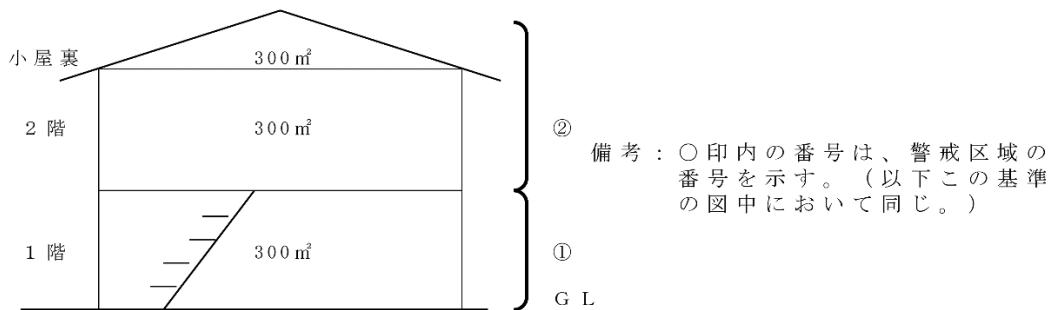
法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

1 警戒区域の設定は、次の各号によること。

(1) 防火対象物の天井裏及び小屋裏（以下この基準において「天井裏等」という。）は令第21条第2項第1号の規定の適用の際、警戒区域に含まれるものとして取扱うことができる。

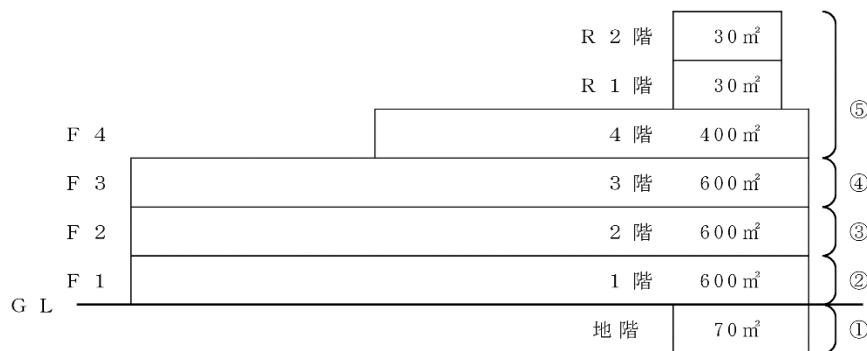
第11-1図の例では、小屋裏と2階の警戒区域面積の合計が600m<sup>2</sup>以下となるので、同一の警戒区域とすることができます。この場合、容易に感知器を点検できる点検口を設けること。

第11-1図



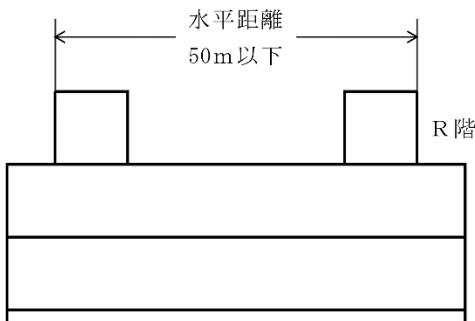
(2) 建基令第2条第1項第8号の規定により階数に算定されない塔屋及び地階は、第11-2図の例により警戒区域を設定すること。第11-2図の例では、R1階及びR2階と4階は、床面積の合計が600m<sup>2</sup>以下となるので、同一の警戒区域とすることができます。

第11-2図



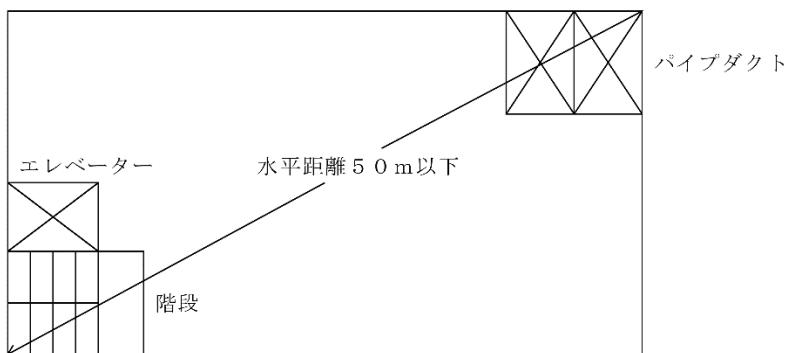
(3) 屋上の昇降機塔、装飾塔、居室等で当該外壁から水平距離が50m以下であれば、同一の警戒区域とすることができます。（第11-3図参照）

第11-3図

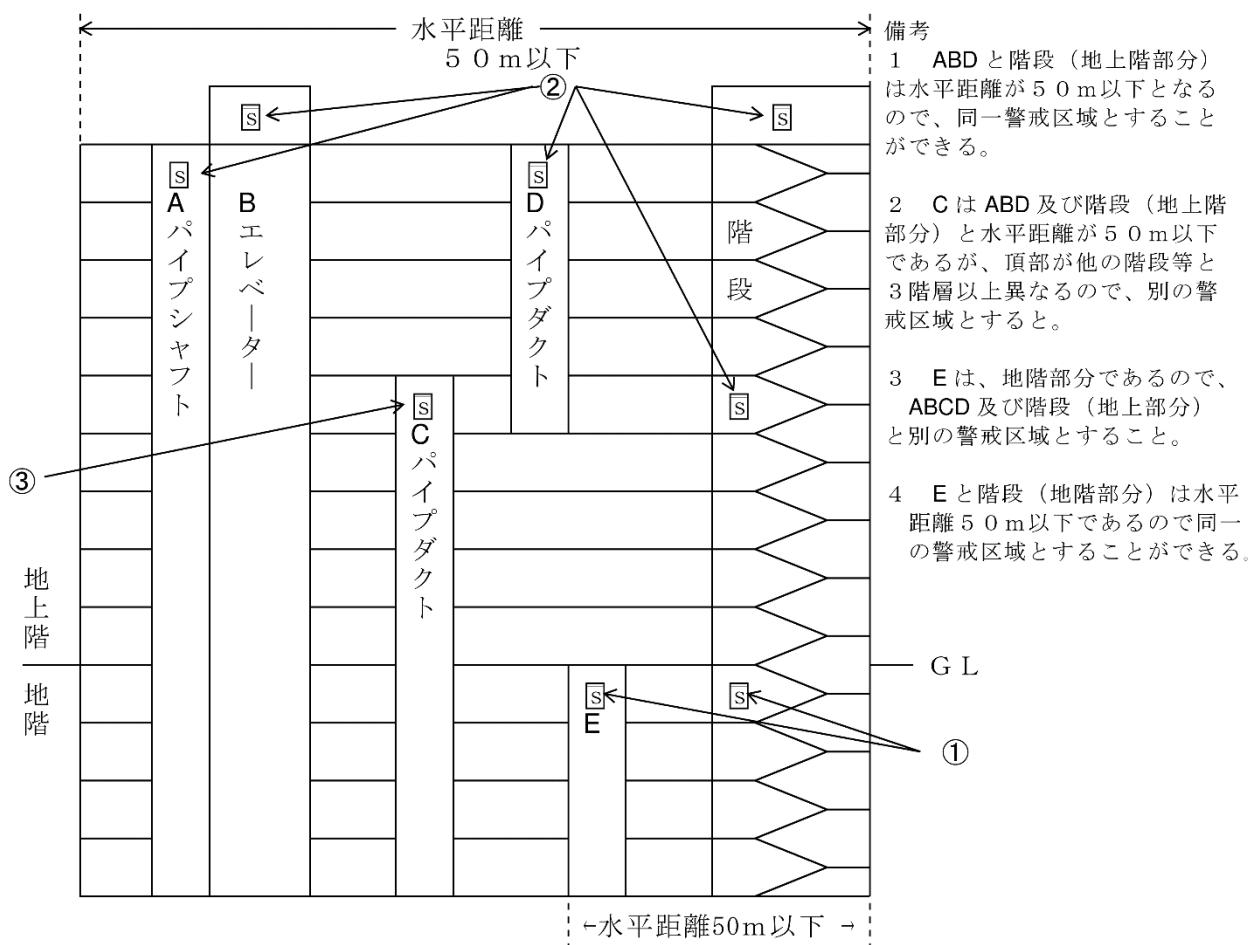


- (4) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するもの（以下この基準において「階段等」という。）の警戒区域の設定は、次のアからウまでによること。
- ア 階段等と各階の居室、廊下、通路等とは、別の警戒区域とすること。
- イ 同一の防火対象物に階段等が2以上ある場合は、それら相互の水平距離が50m以下の範囲内にあるものは、同一の警戒区域とすることができます。ただし、頂部が3階層以上異なる場合は、別の警戒区域とすること。（第11-4図及び第11-5図参照）

第11-4図

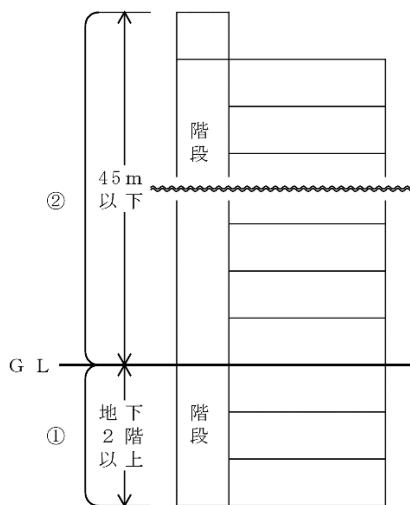


第11-5図

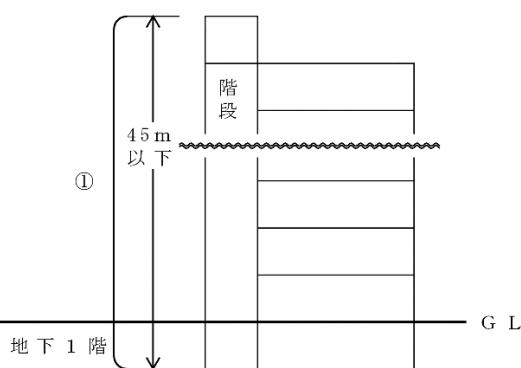


- ウ 階段、傾斜路及びエスカレーターの警戒区域は、垂直距離4.5mごとに1の警戒区域とし、かつ、地階と地上階は別の警戒区域とすること。（第11-6図参照）ただし、地階の階数が1のものは、地上階と垂直距離4.5m以下で同一の警戒区域とすることができます。（第11-7図参照）

第11-6図



第11-7図



(5) 警戒区域の面積算定は、次のアからウまでによること。

- ア 警戒区域の面積は、床面積及び天井裏等の水平投影面積をいい、壁その他の区画の中心線を境界線として算定すること。
- イ 警戒区域の面積は、感知器の設置が免除されている部分の面積も含めて算定すること。
- ウ 外気に面して常時開放された上屋（倉庫、車庫等）で、規則第23条第4項第1号ロの規定に該当しない場合の警戒区域は、外気に面するそれぞれの部分から、5mの範囲内の取付面を除いて算定すること。

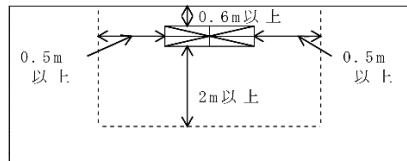
2 受信機は、次の各号によること。

(1) 受信機を設ける場所は、次のアからエまでによること。

- ア 火災等の被害を受けるおそれがない場所であること。
- イ 温度、湿度、衝撃、振動又はほこり等の影響を受けない場所に設けるとともに、地震による振動等の影響を受けない措置を講じること。
- ウ 受信機の周囲は、次の（ア）又は（イ）により、操作上支障となる障害物がないよう、適当な空間を保有すること。（第11-8図又は第11-9図参照）

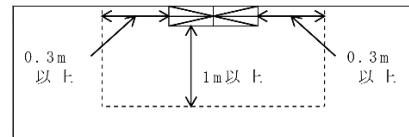
第11-8図

（ア）自立型の場合



第11-9図

（イ）壁掛型の場合



備考 自立型の場合で背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。

- エ 受信機を設けた場所の出入口には、受信所である旨を表示した標識を、本章、基準25の例により設けること。◇
- (2) 同一敷地内に2以上の防火対象物がある場合において、防災センター等に当該防火対象物の全区域を表示する受信機を設け、集中管理する場合は、それぞれの防火対象物の受信機の設置を省略することができる。
- (3) 受信機の警戒区域の表示は、次のア又はイによること。

- ア 1の表示窓に2以上の警戒区域を表示しないこと。
- イ 感知器を他の設備と兼用する場合は、火災信号は他の設備の制御回路等を中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で兼用するものは、この限りでない。

(4) 規則第24条第2号へに規定する受信機のある場所相互間で、同時に通話することができる設備  
(以下この基準において「相互通話設備」という。)は、次のアからウまでによること。ただし、受信機が同一場所に併設されている場合又は副受信機がある場合は、相互通話設備を設置しないことができる。

ア 相互通話設備は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるもの又はこれらと同等の通話効果が認められるものとすること。

(ア) インターホン

(イ) 非常電話

(ウ) 発信機(P型1級に限る。)

イ 相互通話設備は、受信機が設置されている場所の直近に、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所で、当該設備を有効に操作できる位置に設けること。ウ 相互通話設備の機能は、次のアからウまでに適合するものであること。

(ア) 1の送受話器を取り上げ、又は選局スイッチを操作する等、簡易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能であること。

(イ) 1の送受話器の発信により、一方の機器の呼出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯するものであること。

(ウ) 相互に、かつ、同時に通話できるものであること。

3 感知器は、次の各号によること。

(1) 取付け面又は天井等の高さ(以下この基準において「取付け面等の高さ」という。)による感知器の種別は、第11-1表によること。

第11-1表

感知器の種別		取付け面等の高さ		4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上
差動式	スポット型	1種	○	○	-	-	-	-
	スポット型	2種	○	○	-	-	-	-
	分布型	1種	○	○	○	-	-	-
	分布型	2種	○	○	○	-	-	-
補償式	スポット型	1種	○	○	-	-	-	-
	スポット型	2種	○	○	-	-	-	-
定温式	スポット型	特種	○	○	-	-	-	-
	スポット型	1種	○	○	-	-	-	-
熱アナログ式	スポット型	特種相当	○	○	-	-	-	-
イオン化式 光電式	スポット型	1種	○	○	○	○	-	-
	スポット型	2種	○	○	○	-	-	-
	スポット型	3種	○	-	-	-	-	-
イオン化・ 光電アナログ式	スポット型	1種相当	○	○	○	○	-	-
	スポット型	2種相当	○	○	○	-	-	-
	スポット型	3種相当	○	-	-	-	-	-
光電式	分離型	1種	○	○	○	○	-	-
	分離型	2種	○	○	○	-	-	-
光電アナログ式	分離型	1種相当	○	○	○	○	-	-
	分離型	2種相当	○	○	○	-	-	-
炎感知器	スポット型		○	○	○	○	○	○
熱複合式 熱煙複合式 煙複合式 多信号	スポット型	それぞれの感知器の有する感知器の取付面等の高さの低いものを基準とする。						

(注) 1 ○印は、当該設置場所に適応することを示す。

2 差動式分布型3種及び定温式スポット型2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できるものである。

(2) 感知器の選択は、次のアからキ並びに第11-2表及び第11-3表によること。

ア 工場、倉庫等で足場が容易に確保できない場所や、電気室等の危険が伴う場所で維持管理が十分期待できない場合は、差動式分布型、差動式スポット型と試験器の組合せ、自動試験機能等対応型感知器等による試験、点検等が可能なものを使用すること。

- イ 設置場所が、規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)まで及びホ(ハ)に該当する場所には、第11-2表に示す当該設置場所に適応する感知器を設けること。
- ウ 規則第23条第5項各号に掲げる場所のうち、第11-3表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、同表中の適応する煙感知器又は炎感知器を設けること。
- エ 規則第23条第6項第2号又は第3号に掲げる場所のうち、第11-3表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、同表中の適応する熱感知器又は煙感知器又は炎感知器を設けること。
- オ ウ又はエにより煙感知器を設置した場合に非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅くなるおそれがあるときは、規則第23条第4項第1号ニ(チ)に掲げる場所として第11-3表の適応する熱感知器又は炎感知器を設けること。
- カ 多信号式感知器及び複合式感知器の設置は、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもがウからエまでに適合する感知器とすること。
- キ 旅館、ホテル等の客室部分、テナントビルのテナント部分又は病院の病室部分等の点検時間に制限を受けたり、点検しにくい等のおそれがある場合には、自動試験機能等対応型感知器を設けること。

第11-2表 規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)及び同号ホ(ハ)に該当する場所

環境状態	具体例	適応感知器									備 考	
		差動式 スポット型		差動式 分布型		補償式 スポット型		定温式		熱ア ナロ グ 型		
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所 荷捌所 塗装室 紡績・製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分で、炎感知器による監視が著しく困難な場合等は、令第32条を適用して、適応する熱感知器を設置することができる。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものとすること。 3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものとすること。 4 定温式感知器を設ける場合は、特種とすることが望ましい。 5 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75°C以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器は火災表示に係る設定表示温度を80°C以下としたものとすること。
水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室 脱衣室 湯沸室、消毒室等	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用することができます。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものとすること。 3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型とすること。
腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場 バッテリー室 汚水処理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものとすること。 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状にし、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。
厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室 調理室 溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室 ボイラ室、鋳造場、映写室 スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所 車路 自家発電室 トラックヤード エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分で、炎感知器による監視が著しく困難な場合等は、令第32条を適用して、適応する熱感知器を設置することができる。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は、60°C以下であること。

煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウェーター、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種を使用することが望ましい。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等は、定温式感知器を使用しないこと。 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60°C以下であること。
結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	× × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ×	1 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューボラのある場所 溶接作業所 厨房、鋳造所 鍛造所等	× × × × × ○ ○ ○ ○ ×	

(注) 1 ○印は当該設置場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。

2 設置場所の欄の「具体例」は、感知器の取付け面の付近(炎感知器は公称監視距離の範囲)が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生は2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。

4 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。

5 多信号感知器は、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれかが第11-2表により適応感知器とされたものであること。

第11-3表

環境状態	具体例	適応熱感知器				適応煙感知器				炎感知器	備考
		差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽室、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○ ○ ○					*	○	*	○ ○ ○	
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等					*	○	*	○	*	○ ○ ○
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等					*	○	*	○	*	○ ○ ○
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○				*	○	*	○ ○ ○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベーター昇降路等						○		○ ○ ○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燐焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室機械制御室等						○		○ ○ ○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部で感知器取付け高さが8m以上の場所		○						○ ○ ○		

(注) 1 ○印は、当該設置場所に適応することを示す。

2 ○\*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。

3 設置場所の欄に掲げる「具体例」は、感知器の取付け面の付近(光電式分離型感知器は光軸、炎感知器は公称監視距離の範囲)が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式(当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの)の1種は、感度が良いため、非火災報の発生は2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。

5 差動式分布型3種及び定温型2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。

6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場合には適応しない。

7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合は、15m未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合は20m未満の高さで設置すること。

8 多信号感知器は、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが第11-3表により適応する感知器とされたものとすること。

9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器もしくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること。

10 感知器の種別が3種の煙感知器については、特定1階段等防火対象物の階段室等の部分には設置できない。

(3) 感知器の設置を免除できる部分等は、次のアからシまでによること。☆

ア 水平投影面積が  $1\text{m}^2$  未満の区画された部分で、内部に可燃物等がなく出火のおそれが著しく少ないと認められる部分

イ 便所、浴室、シャワー室、洗濯場及びこれらに類する用途に供する部分

ウ 開口部に建基令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸を設けている金庫室

エ 恒温室、冷蔵庫等で、火災を早期に感知することができ、かつ、自動的に警報を発することができる自動温度調節装置を設けてあるもの

※ (昭和38年9月30日付け自治丙第859号参照)

オ 金属等を溶融、鋳造又は鍛造する設備のある場所で、感知器により火災を有効に感知することができない部分

カ 主要構造部を耐火構造とした警察署、検察庁等の留置場等の部分

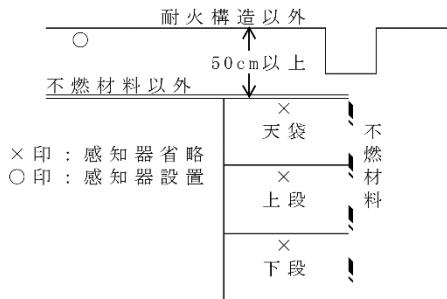
※ (昭和49年4月2日付け消防安第35号参照)

キ 部屋に付属する押入れ又は  $4\text{m}^2$  以下の物置等 (以下この基準において「押入等」という。) で、次の(ア)から(ウ)までの例に適合する部分 (第11-10図から第11-17図参照)

(ア) 天井裏に感知器がある場合の例

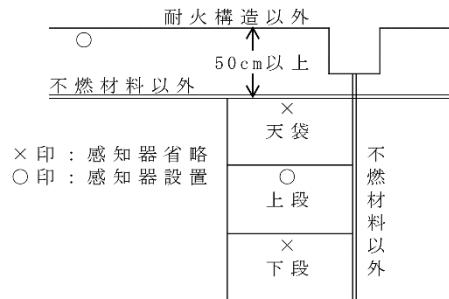
第11-10図

〈押入等の壁が不燃材料のもの〉



第11-11図

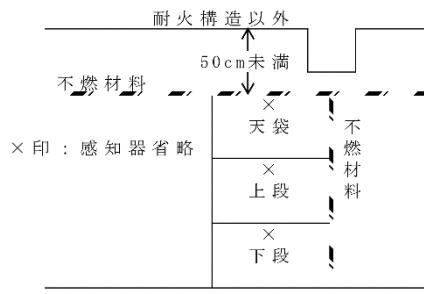
〈押入等の壁が不燃材料以外のもの〉



(イ) 天井裏に感知器がない場合の例

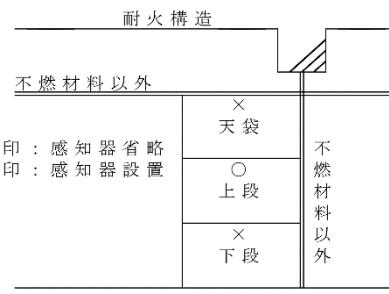
第11-12図

〈押入等の壁及び天井が不燃材料のもの〉



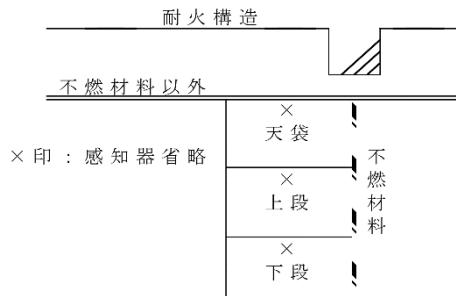
第11-13図

〈押入等の壁及び天井が不燃材料以外のもの〉



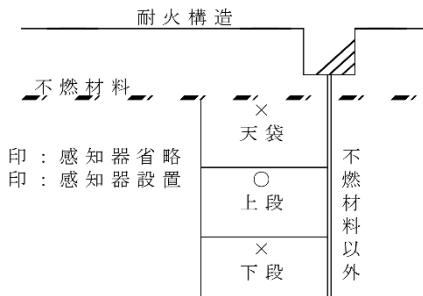
第11-14図

〈押入等の壁が不燃材料のもの〉



第11-15図

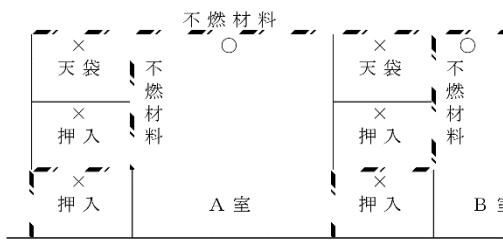
〈押入等の壁が不燃材料以外のもの〉



(ウ) 1箇所の押入等をそれぞれA室及びB室で使用している場合の例

第11-16図

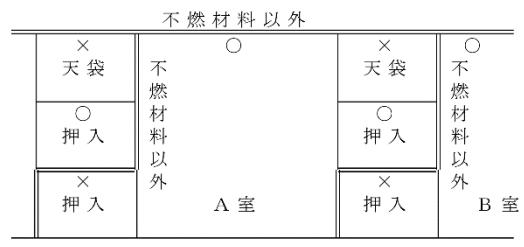
〈押入等の壁及び天井が不燃材料のもの〉



×印：感知器省略  
○印：感知器設置

第11-17図

〈押入等の壁及び天井が不燃材料以外のもの〉



×印：感知器省略  
○印：感知器設置

ク 主要構造部を耐火構造とした防火対象物の部分で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するパイプシャフト、パイプダクト、ダストシートその他これらに類するもの（開口部のあるものは、防火戸が設けられているものに限る。以下この基準において「パイプシャフト等」という。）

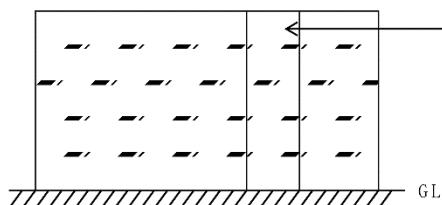
(ア) 吸排気ダクトで、風速が常時5m/sec以上のもの

(イ) 臭気ダクト又はダストシートで、じんあい等が著しく発生するもの

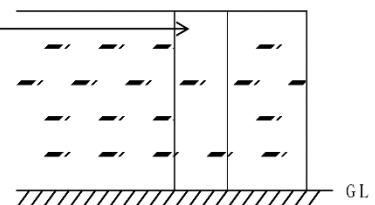
(ウ) 2以下の階ごとに不燃材料で完全に水平区画され、かつ、パイプシャフト等の用途にのみ供されるもの（第11-18図及び第11-19図参照）

第11-18図

〈各階ごとに区画されている場合〉



〈2の階ごとに区画されている場合〉



ケ 感知器の機能保持が著しく困難な場所である部分

コ 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、次の(ア)又は(イ)の部分

(ア) 宿泊室の踏込み。ただし、当該踏込みに押入等がある場合又は畳敷きで前室とみなされる場合は設置すること。

(イ) 風除室（可燃物がないものに限る。）

サ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で次の(ア)又は(イ)の部分

(ア) 住戸内の玄関、踏込み、玄関若しくは踏込みに続く廊下。

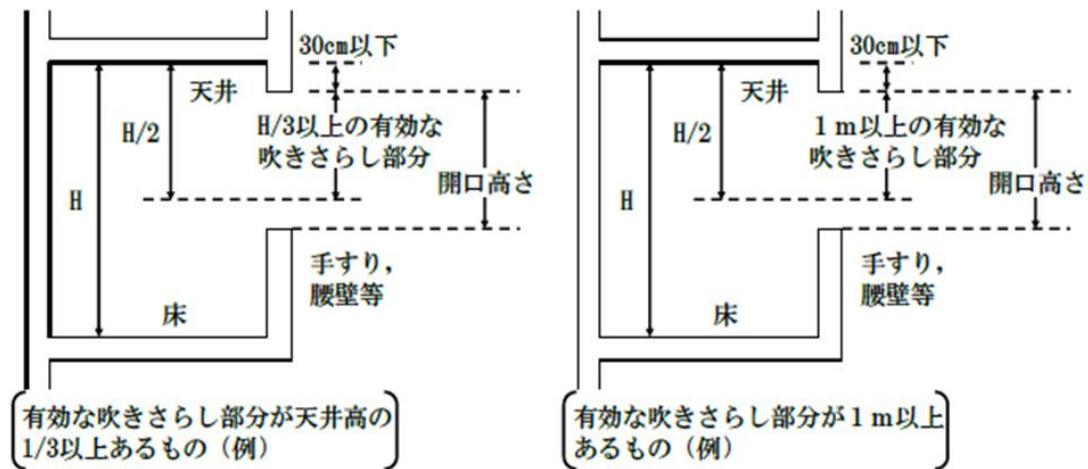
(イ) 各階ごとの水平区画されたパイプシャフトのうち、メーターボックス（ガス、電気等の検針用メーターのみが設けられているものをいう。）としてのみ使用され、かつ、開口部に建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸が設けられているもの。この場合、開口部の上下に換気のための必要最小限のガラリ等を設けることができる。

シ 規則第13条第3項第6号および規則第23条第4項第1号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」（以下「外部の気流が流通する場所」という。）とは下記に示す部分をいう。

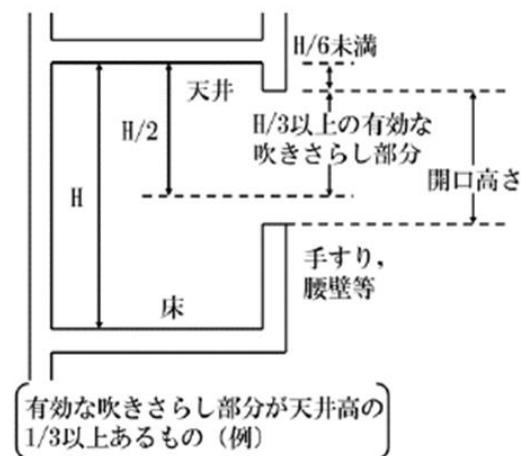
外部の気流が流通する場所

	開口高さが5m未満の場合	開口高さが5m以上の場合
直接外気に面する部分の断面形状	有効な吹きさらし部分の高さ 1m以上の高さ又は天井高※の3分の1以上であること。	天井高の3分の1以上であること。
	有効な吹きさらし部分の位置 天井高の2分の1の位置より上に存していること。	
	垂れ壁が存する場合 天井面から垂れ壁等の下端までは30cm以下であること。	天井高の6分の1未満であること。
外部の気流が流通する場所の範囲	直接外気に面する部分から概ね5mの範囲	直接外気に面する部分から概ね開口高さの距離の範囲

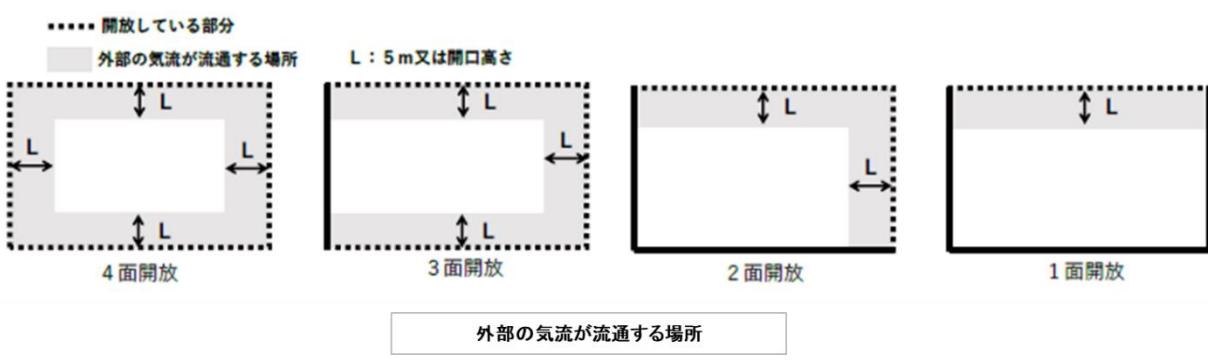
\*天井（天井がない場合は屋根）までの高さ



#### 開口部高さが5m未満の場合



#### 開口部高さが5m以上の場合

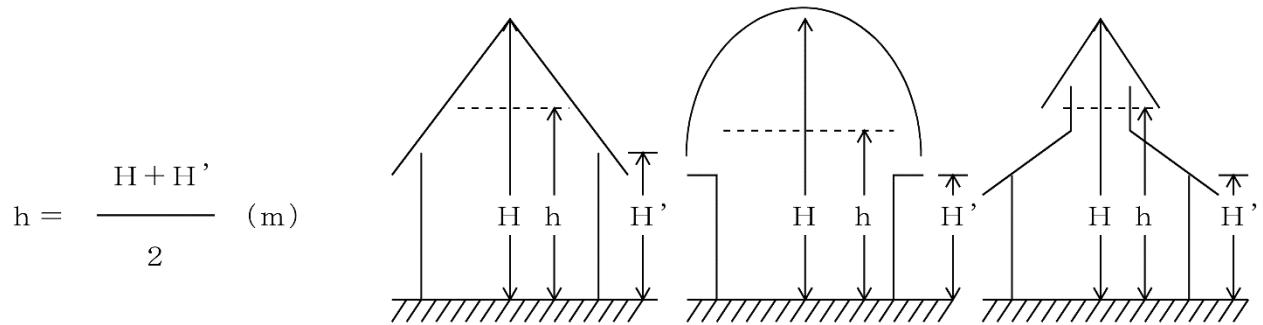


(4) 傾斜天井、円形天井等の天井が傾斜している形状のもの（以下この基準において「傾斜天井等」という。）の取扱いは、次のアからウまでによること。

ア 傾斜天井等の感知器取り付け面の高さの算定は、次によること。

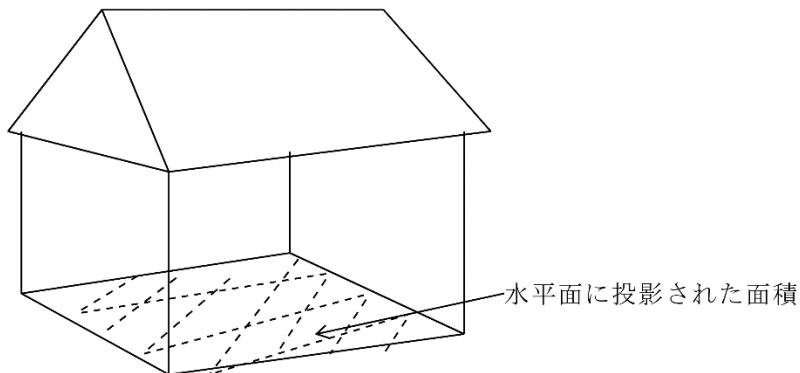
感知器取り付け面の高さは、棟高（最頂部） $H$ と軒高（最低部） $H'$ の平均の高さ $h$ をいい、次式により算出する。（第11-20図参照）

第11-20図



イ 傾斜天井等の面積は、水平面に投影された面積とする。(第11-21図参照)

第11-21図



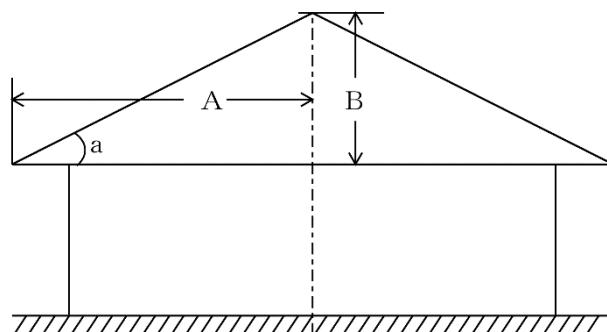
ウ 傾斜天井等の傾斜角度は、次の(ア)から(ウ)までによること。

(ア) 傾斜角度は、第11-22図のようにaをいい、B/Aで表す。

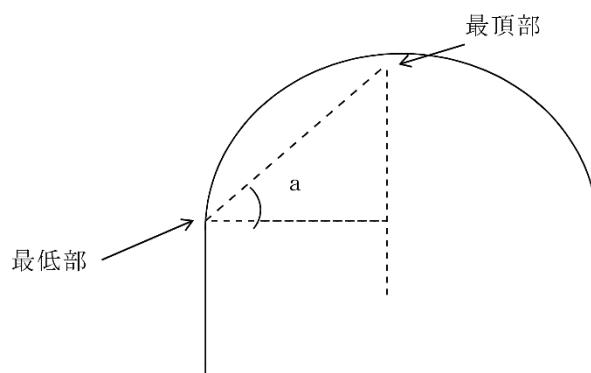
(イ) 円形天井の傾斜角度は、円形天井の最頂部と最低部を直線で結んだ角度aをいう。(第11-23図参照)

(ウ) 傾斜天井等に感知器を設ける場合に傾斜角度が3/10以上の場合は、頂部が密となるように設け、傾斜角度が3/10未満の場合は、平面天井とみなして設けることができる。

第11-22図



第11-23図



(5) 差動式スポット型、補償式スポット型、定温式スポット型又は熱アナログ式スポット型感知器(以下この号において「感知器」という。)の設置は、次のアからエまでによること。

ア 感知器は、感知器の取付面の各部分から1の感知器までの水平距離が、第11-4表に示す数値以下となるように設けること。◇

第11-4表

		取付面の各部分から感知器までの水平距離(m)			
		構造		耐火	その他
感知器の種別	平均高さ	4 m未満	4 m以上 8 m未満	4 m未満	4 m以上 8 m未満
		1種	9	7	7
差動式スポット型	2種	8	6	6	5
	1種	9	7	7	6
補償式スポット型	2種	8	6	6	5
	特種	8	6	6	5
定温式スポット型	1種	7	5	5	4
	2種	4	—	4	—
熱アナログ式スポット型		8	6	6	5

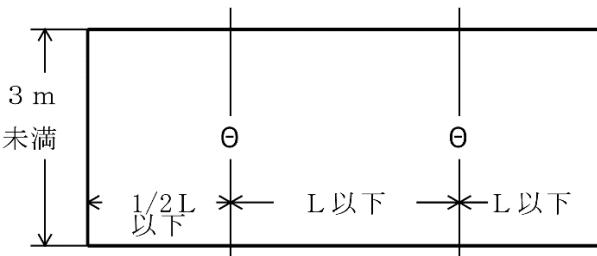
イ 特殊な場所に感知器を設ける場合は、規則第23条第4項第3号ロの規定にかかわらず、次の(ア)から(ク)までによること。

(ア) 短辺又は幅員がおおむね3m未満の細長い居室、廊下又は通路(以下この基準において「細長い居室等」という。)に感知器を設ける場合は、感知器の取付面の各部分から1の感知器までの歩行距離が、第11-5表に示す数値以下となるように設けること。(第11-24図参照)

第11-5表

		取付間隔	歩行距離L(m)	
		構造	耐火	その他
感知器の種別	差動式	1種	1.5	1.0
	スポット型	2種	1.3	8
補償式	1種	1.5	1.0	
	スポット型	2種	1.3	8
定温式	特種	1.3	8	
	スポット型	1種	1.0	6
熱アナログ式スポット型		1.3	8	

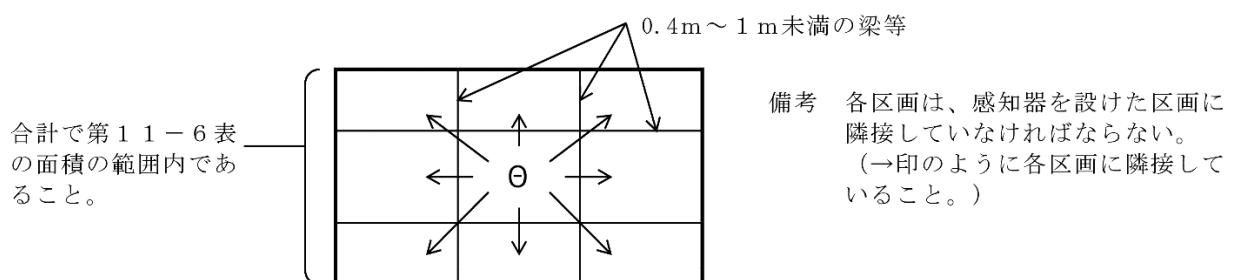
第11-24図



(イ) 0.4m以上、1m未満の突き出した梁等で区画された小区画が2以上連続してある場合は、隣接する区画の合計面積が、第11-6表に示す数値以下ごとに同一の感知区域とすることができる。(第11-25図参照)

(ウ) 0.4m以上、1m未満の突き出した梁等で区画された小区画が隣接してある場合は、その小区画の面積が5m<sup>2</sup>以下(隣接した小区画が2以上ある場合は、その合計面積が、第11-6表の数値以下のものに限る。)のものに限り、同一の感知区域とすることができる。(第11-26図参照)

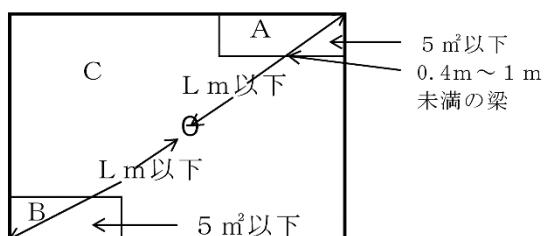
第11-25図



第11-6表

感知器の種別	構造	区画の合計面積 (m <sup>2</sup> )	
		耐火	その他
差動式 スポット型	1種	20	15
	2種	15	10
補償式 スポット型	1種	20	15
	2種	15	10
定温式 スポット型	特種	15	10
	1種	13	8
熱アナログ式スポット型		15	10

第11-26図

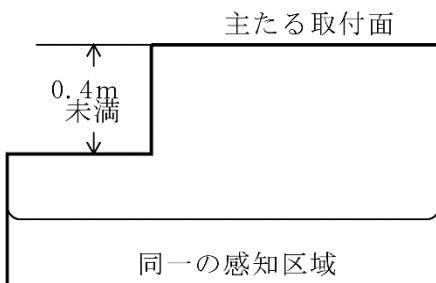


備考 1 A、B の合計面積は第11-6表に示す数値以下とする。  
2 Lは、第11-4表に示す数値とする。  
3 A、B、Cの合計面積は、規則第23条第4項第3号口に規定する面積以内であること。

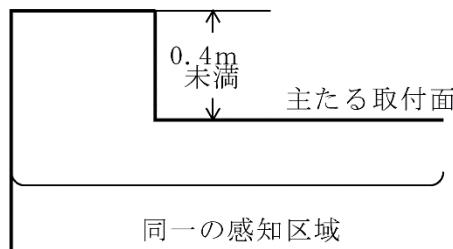
(エ) 段違い天井の場合は、次のaからfまでによること。

- a 段違いの深さが0.4m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる。(第11-27図及び第11-28図参照)

第11-27図



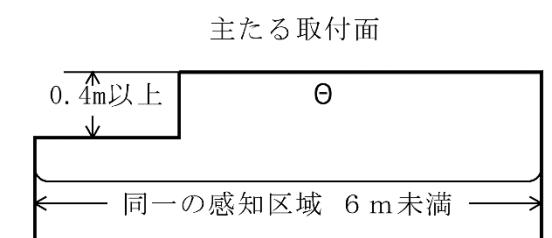
第11-28図



- b 段違いを含む居室等の幅が6m未満の場合にあっては、段違いの形状にかかわらず、当該居室等を同一の感知区域とすることができる。この場合に、感知器は、当該居室等の面積に必要な感知器の個数を主たる取付面(同一の感知区域内で、取付面の高さが異なる部分が存在する場合は、その取付面の高さに応じた面積のうち、最も広い部分の取付面)を設けること。ただし、段違いの高い部分の幅が1.5m以上である場合は、高い天井面に設けること。(第11-29図、第11-30図及び第11-31図参照)

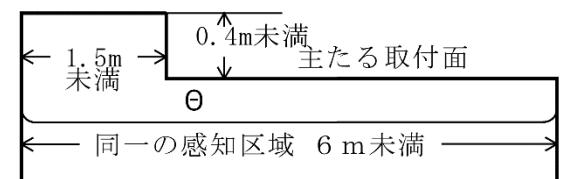
第11-29図

〈主たる取付面の方が高い場合〉

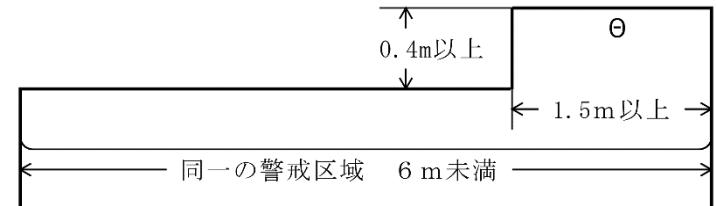


第11-30図

〈主たる取付面以外の面の方が高く、かつ、その幅が1.5m未満である場合〉



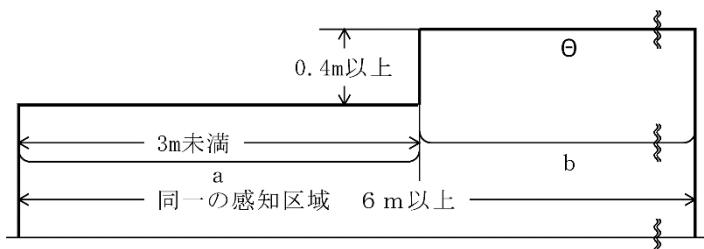
第11-31図 〈主たる取付面以外の面の方が高く、かつ、その幅が1.5m以上である場合〉



c 段違いを含む居室等の幅が6m以上の場合は、次の(a)及び(b)によること。

(a) 主たる取付面より低い段違いがあり、その幅が3m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる。この場合に、感知器は、当該居室等の面積に必要な感知器の個数を、高い天井面に設け有効に感知するよう設けること。(第11-32図参照)

第11-32図 〈主たる取付面以外の面の方が高く、かつ、その幅が1.5m以上である場合〉

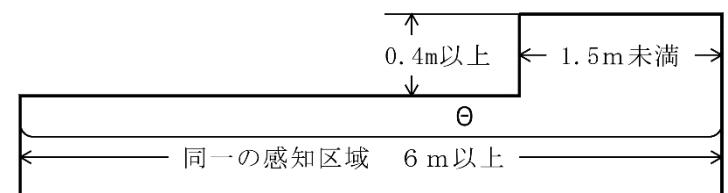


備考 1 aとbの合計面積に必要な感知器の個数を高い天井面に設けけること。

2 a、bは、同一の感知区域とすることができる。

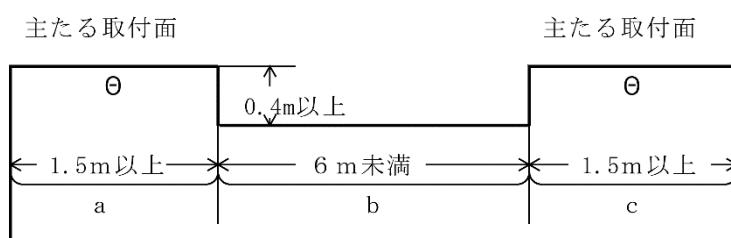
(b) 主たる取付面より高い段違いがあり、その幅が1.5m未満の場合は、同一の感知区域とすることができます。この場合に、感知器は、当該居室等の面積に必要な感知器の個数を、低い天井面に有効に感知するように設けること。(第11-33図参照)

第11-33図



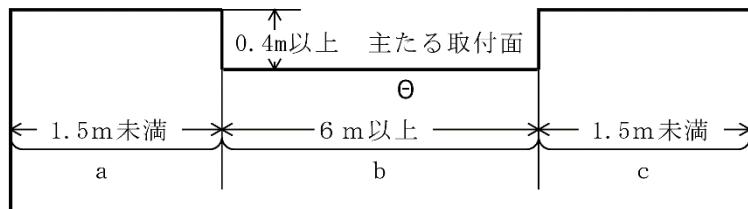
d 主たる取付面より低い段違いが中央にあり、第11-34図の例のようにその幅が6m未満の場合又は第11-35図の例のように、a及びcが1.5m未満の場合にあっては、同一の感知区域とすることができます。この場合に、感知器は、当該居室等の面積に必要な感知器の個数を、前者は高い天井面に、後者は低い天井面にそれぞれ有効に感知するよう設けること。

第11-34図



備考 a, b, cは同一の感知区域とすることができます。

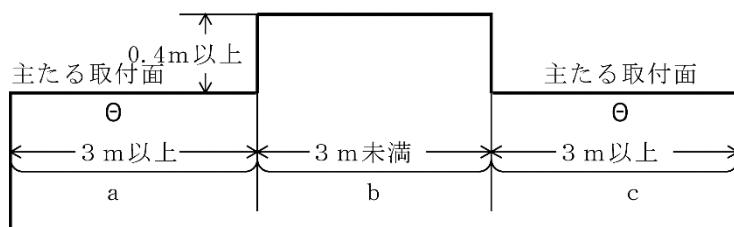
第11-35図



備考 a, b, cは同一の感知区域とすることができる。

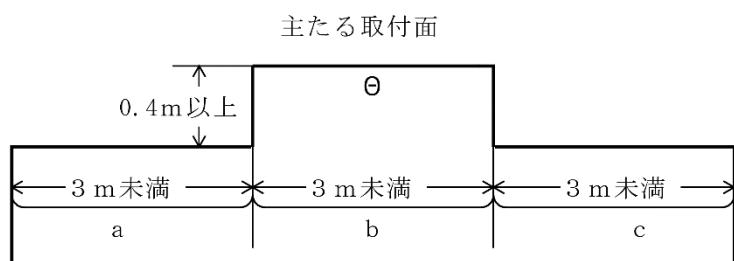
- e 主たる取付面より高い段違いが中央にあり、第11-36図の例のように、その幅が3m未満の場合は、低い天井面のいずれかと同一の感知区域とすることができる。ただし、第11-37図の例のように、低い天井面のa及びcが3m未満の場合は、a、b及びcを同一の感知区域とすることができる。

第11-36図



備考 a, b又は b, cを同一の感知区域とすることができる。

第11-37図



備考 a, b及び cを同一の感知区域とすることができる。

- f aからeまで、感知器の取付面の幅が3m未満の細長い場合は、(ア)の例により感知器を設けること。

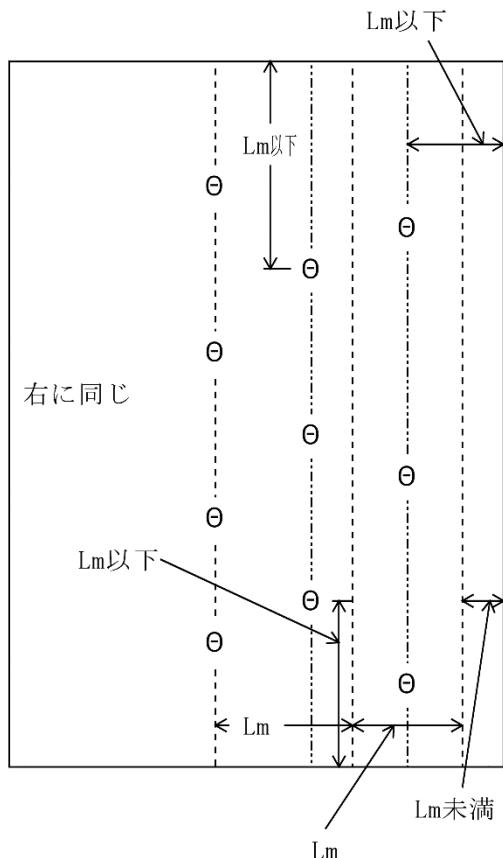
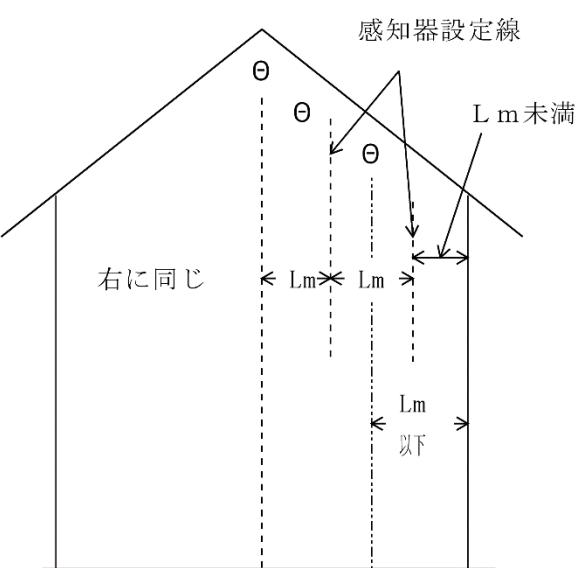
(オ) 感知器の取付面(天井面)から下方の部分に、棚又は張出し等がある場合は、第7号エ(オ)の例によること。ただし、当該棚又は張出し等と天井面の距離が0.5m未満の場合は、当該棚又は張出し等の形状及び大きさにかかわらず、同一の感知区域とすることができるものとし、感知器は、有効に感知するよう設けること。

(カ) 感知器を傾斜角度3/10以上の傾斜天井に設ける場合は、当該床面積に必要な感知器の個数を算出し、第11-38図の例のように、最頂部に設けるほか、最頂部からの水平距離が第11-4表に示す数値(以下この号において「Lm」という。)ごとに感知器の設定線を設け、そのほぼ中間に設けること。ただし、第11-39図又は第11-40図の例のように、最頂部から壁面までの水平距離がLm以下となる傾斜天井の部分には、最頂部に設けることで足りる。

第11-38図

(断面図)

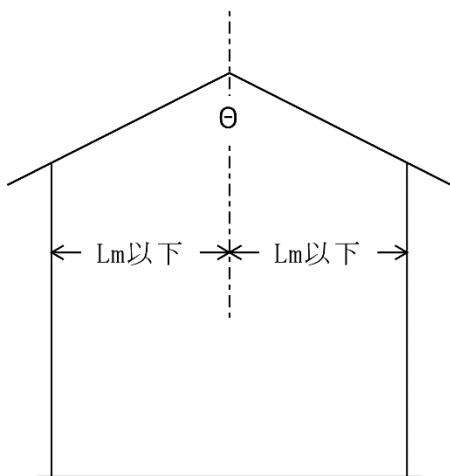
(平面図)



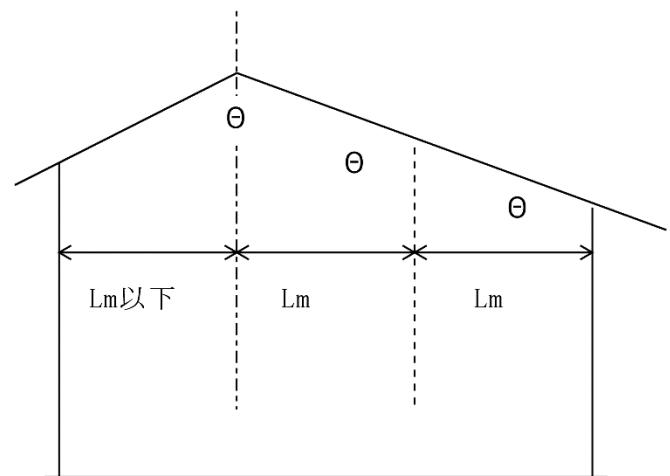
備考 1 感知器は、頂部が密になるように設けること。

2 傾斜天井が左右同一の形状の場合は、左右対称となるように設けること。

第11-39図



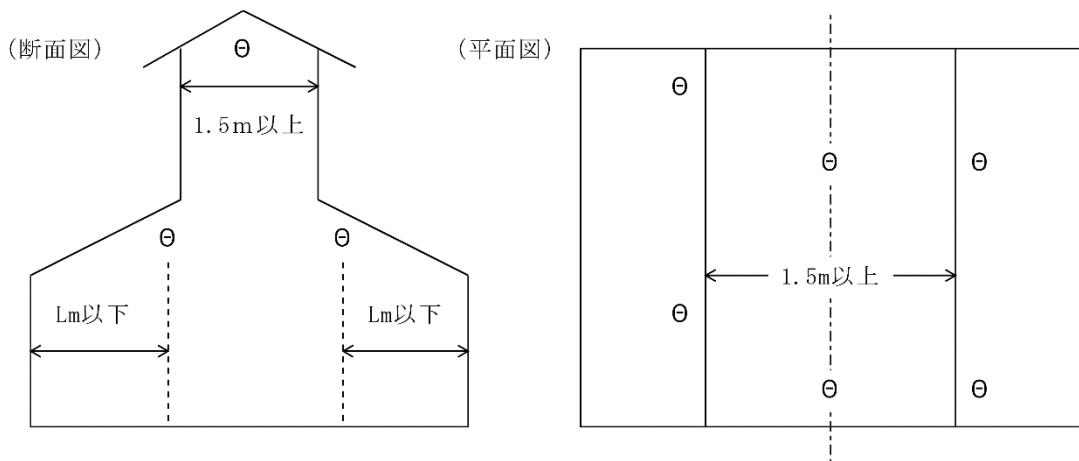
第11-40図



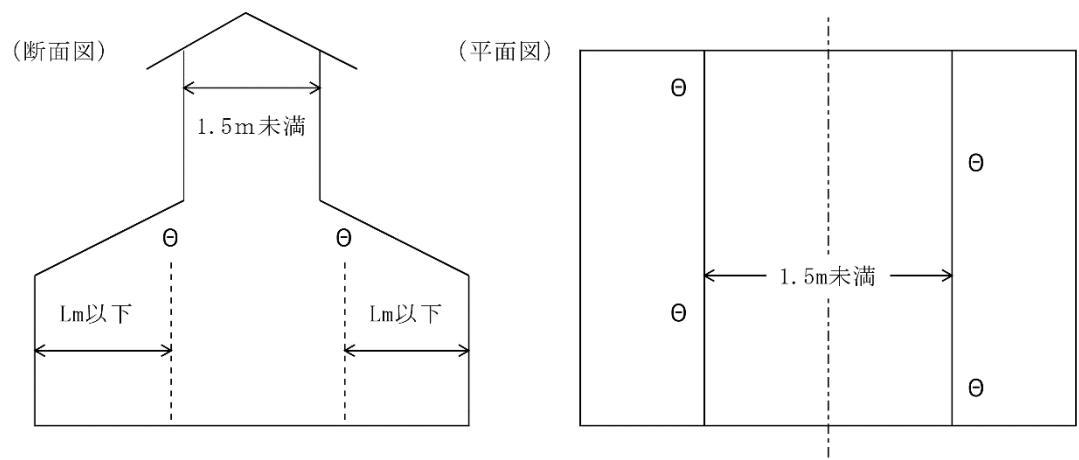
(キ) 越屋根天井の場合は、次の a 又は b によることができる。

a 第11-41図の例のように、越屋根の両肩の間隔が1.5m以上の場合は、越屋根の合掌部及び両肩にそれぞれ感知器を設け、その他の部分（傾斜角度3/10以上のもの）は、前（カ）の例により設けること。ただし、第11-42図の例のように、越屋根の両肩の間隔が、1.5m未満の場合は、越屋根の合掌部に感知器を設けないことができる。

第11-41図

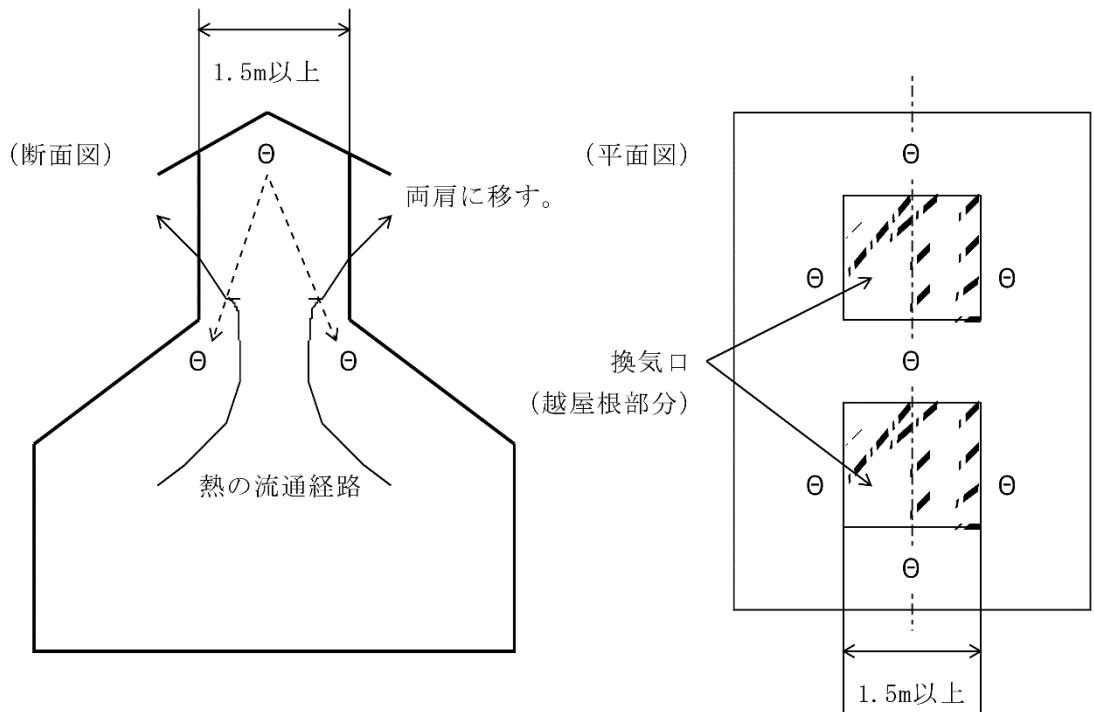


第11-42図



b 越屋根の構造が換気等の目的に使用される場合は、第11-43図の例のように、感知器を熱の流通経路部分に、かつ、左右対称となるように設けること。

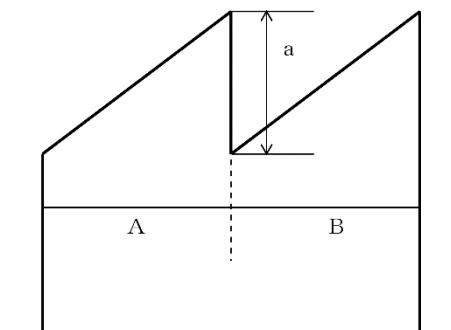
第11-43図



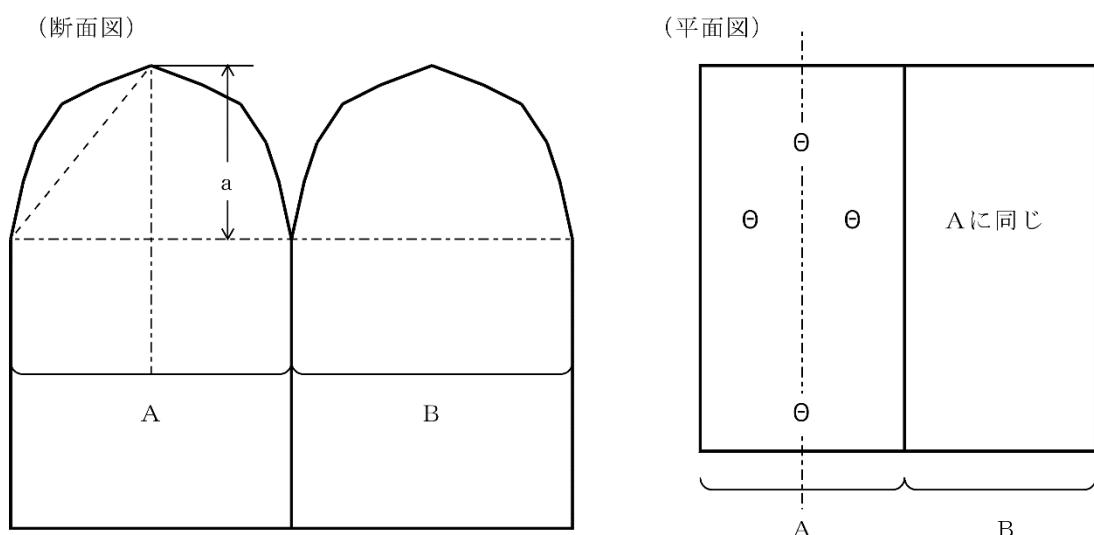
(ク) ノコギリ型天井又は円形天井で傾斜角度が $3/10$ 以上の場合には、(カ)の例により感知器を設けること。

ただし、第11-44図又は第11-45図の例において、傾斜角度に関係なく、aの深さが0.4m以上の場合は、AとBはそれぞれ別の感知区域とし、0.4m未満の場合は同一の感知区域とすることができる。

第11-44図

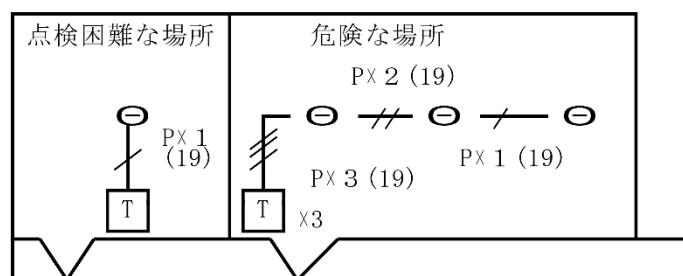


第11-45図



ウ 点検困難な場所又は点検の際人命危険のある場所（電気室及び変電室等の高圧線の上部等）に差動式スポット型感知器を設ける場合は、当該場所の入口付近に、差動スポット試験器を設けること。（第11-46図参照）

第11-46図



備考1 感知器と試験器との間の接続空気管長は、検出部に表示された指定長以下とすること。

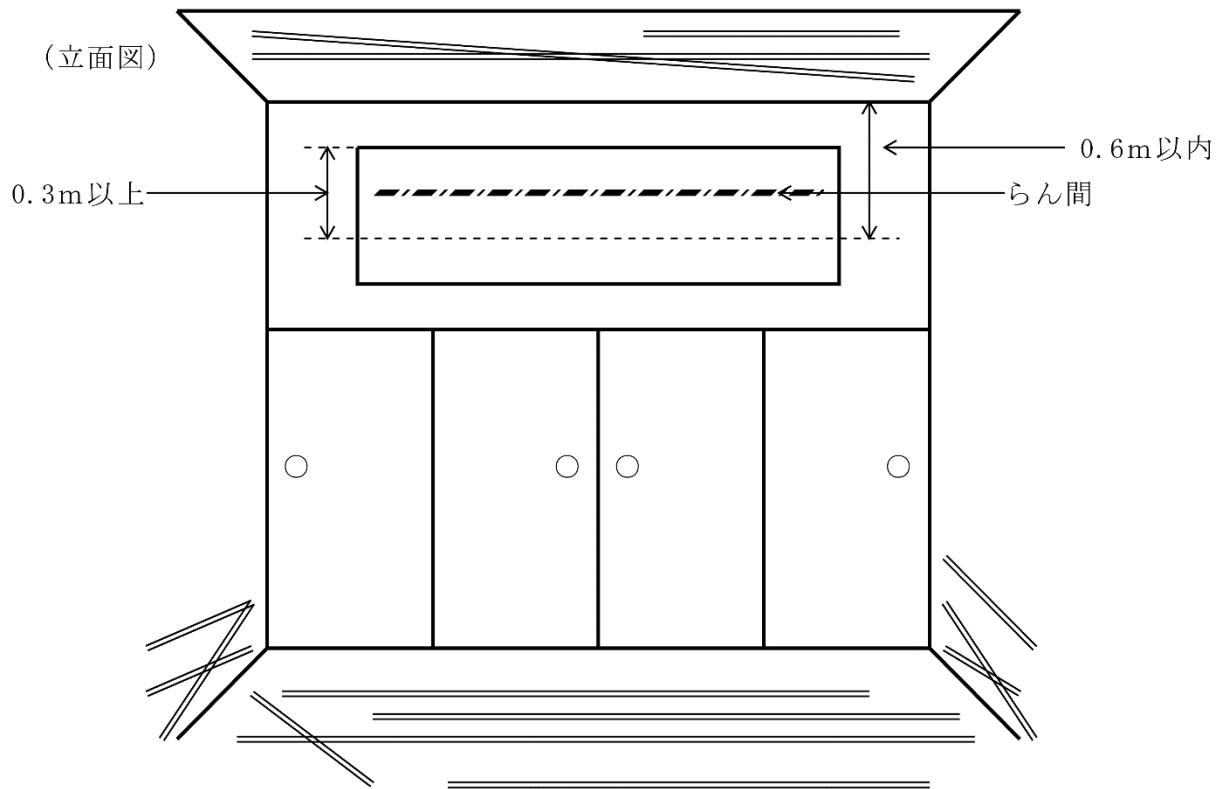
2 差動スポット試験器が2以上設置されている場合は、差動式スポット型感知器と対応した番号を付けること。

3 Pは、空気管を示す。

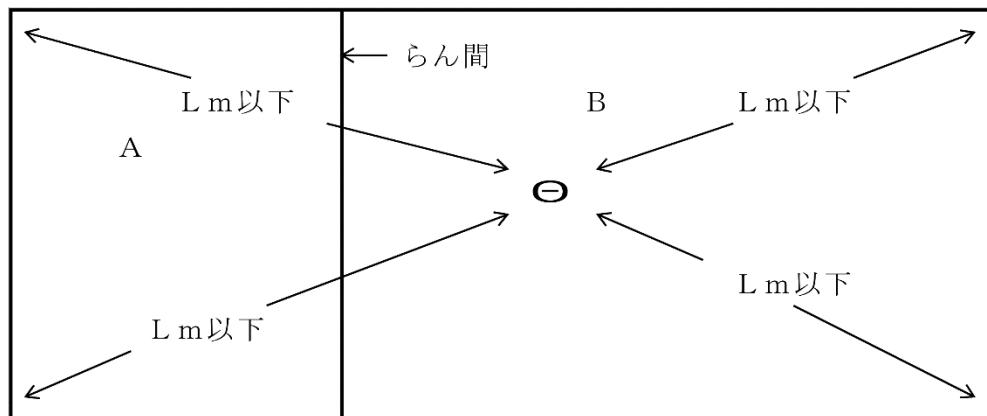
4 T は、差動式試験器を示す。

エ 感知区域を構成するふすま、間仕切り壁の上方の部分（感知器の取付面の最頂部から下方0.6 m以内の部分）に、高さを0.3 m以上、幅をおおむね間仕切り壁の幅とした開口部（らん間及びガラリ等で、熱気流及び煙が有効に流通するものを含む。）が設けられており、かつ、感知器の取付面の各部分から1の感知器までの水平距離が、L m以下である場合は、隣接する2以上の感知区域を同一の感知区域とすることができる。（第11-47図及び第11-48図参照）◇

第11-47図



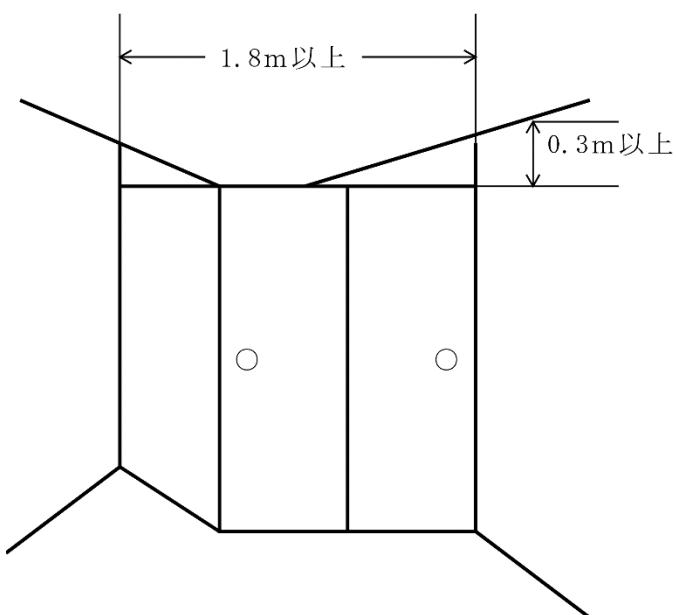
(平面図)



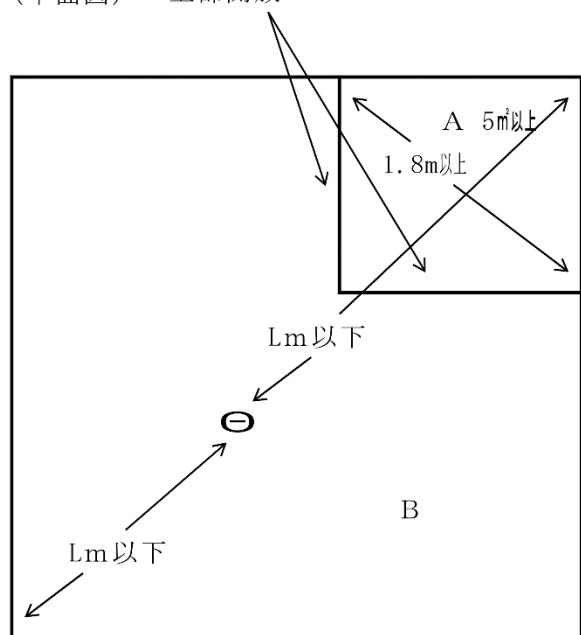
備考 A及びB室を同一の感知区域とすることができる。

第11-48図

(立面図)



(平面図) 上部開放



備考 A 及び B 室を同一の感知区域とすることができる。

(6) 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。以下この号において同じ。）の設置は、次のアからクまでによること。

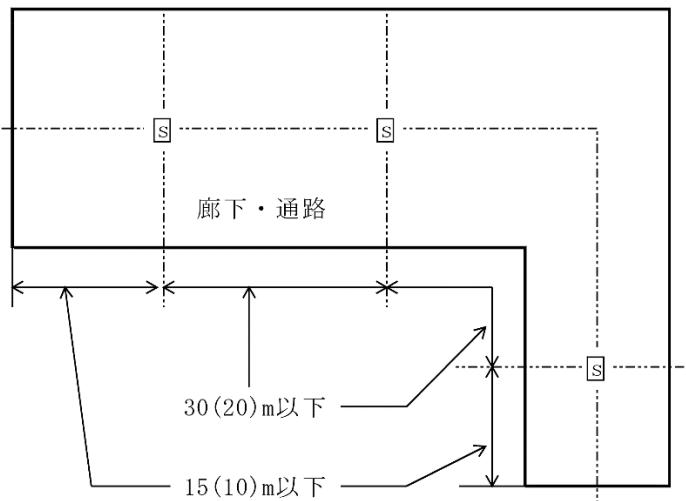
ア 煙感知器は、煙感知器の取付面の各部分から 1 の感知器までの水平距離が、第11-7表に示す数値以下となるように設けること。◇

イ 規則第23条第4項第7号イの規定中「天井が低い居室」とは、床面から天井面までの距離がおおむね2.3m未満の居室をいい、「狭い居室」とは、おおむね4.0m<sup>2</sup>未満の居室をいう。

ウ 廊下又は通路（以下この基準において「廊下等」という。）に設ける場合は、次の（ア）及び（イ）によること。

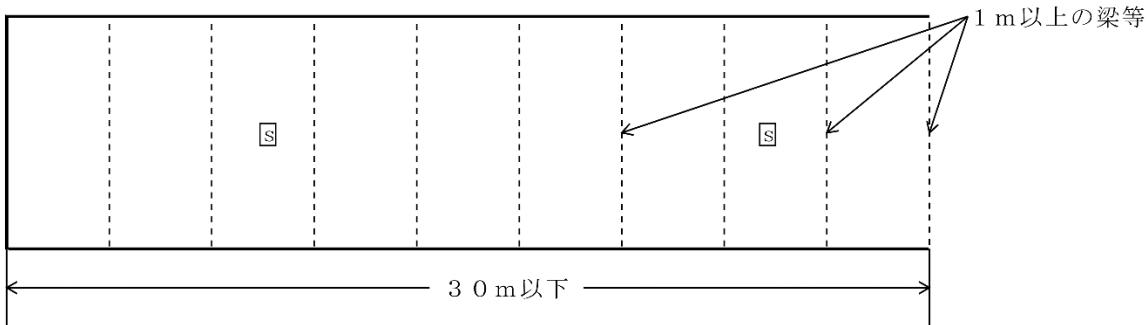
（ア）煙感知器は、廊下等の中心線上に沿って測定した歩行距離30m（3種は20m）ごとに1個以上廊下等の中心線上に設けること。（第11-49図参照）ただし、地階の廊下等で、1m以上の梁等が30m以下の範囲に連続してある場合は、5区画ごとに1個以上の煙感知器を、その中央の区画内に設けること。（第11-50図参照）

第11-49図



備考 ( ) 内の数字は、3種の煙感知器を示す。（以下、この号の図中において同じ。）

第11-50図



第11-7表

煙感知器種別	取付面の各部分から煙感知器までの 水平距離(m)		
	平均高さ 4 m未満	4 m以上 8 m未満	8 m以上
1種及び2種	1.2	9	7
3種	6		

(イ) 10m以下の廊下又は廊下等の各部分から1の階段に至るまでの歩行距離が10m以下のものは、当該部分に煙感知器を設けないことができる。(第11-51図から第11-54図参照)

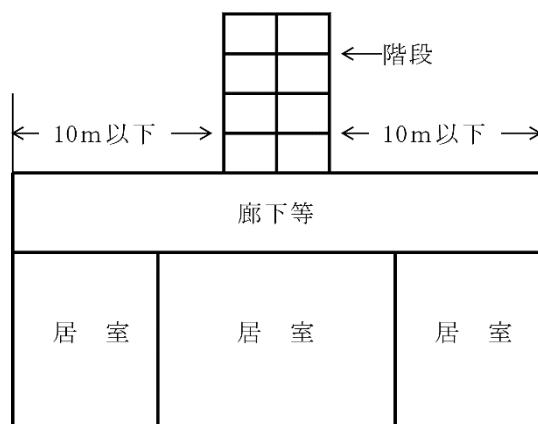
第11-51図



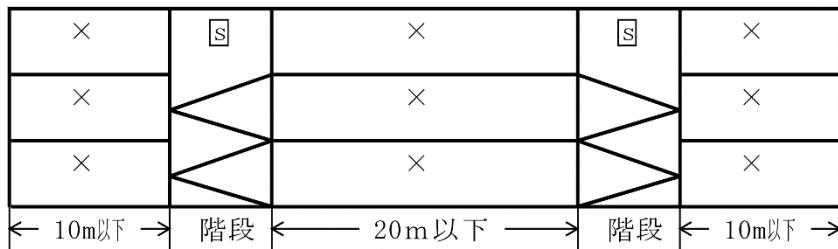
第11-52図



第11-53図



第11-54図

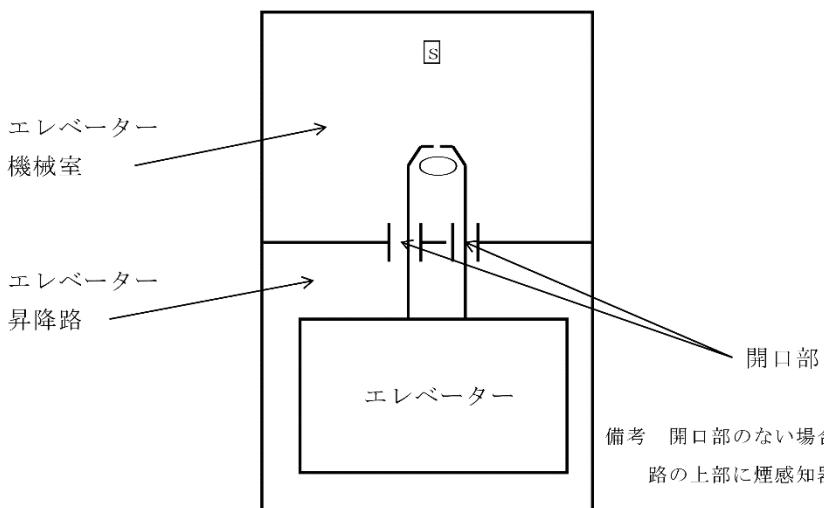


×印：煙感知器不要

エ エレベーター昇降路又はパイプシャフト等に煙感知器を設ける場合は、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) エレベーター昇降路に煙感知器を設ける場合は、頂部に設けること。ただし、エレベーター昇降路上部のエレベーター機械室に煙感知器を設けた場合は、当該昇降路の頂部に煙感知器を設けないことができる。(第11-55図参照)

第11-55図



備考 開口部のない場合は、エレベーター昇降路の上部に煙感知器を取り付けること。

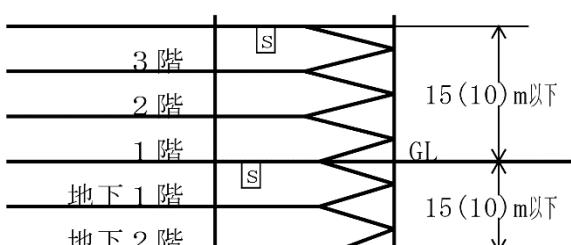
(イ) パイプシャフト等で、水平断面積が $1\text{ m}^2$ 以上ある場合は、最頂部に1個以上の煙感知器を設けること。

オ 階段、傾斜路又はエスカレーターに煙感知器を設ける場合は、次の(ア)から(オ)までによること。

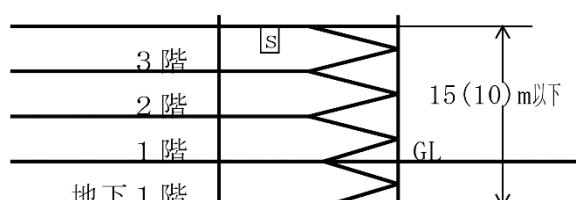
(ア) 階段、傾斜路又はエスカレーターの室内に面する踊り場又は上階の床の下面若しくは頂部に、維持管理上支障のないように設けること。

(イ) 地上階部分及び地階部分のそれぞれに、垂直距離 $1.5\text{ m}$ （特定1階等防火対象物にあっては $7.5\text{ m}$ ）につき1個以上の煙感知器を設けること。ただし、地階の階数が1の場合は、地階部分を地上階部分に含めることができる。(第11-56図及び第11-57図参照)

第11-56図 〈地階の階数が2以上の場合〉

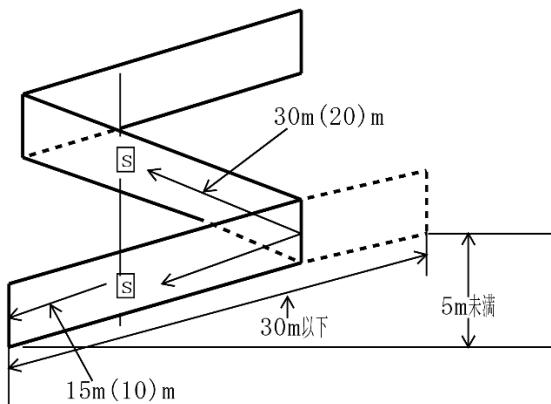


第11-57図 〈地階の階数が1の場合〉



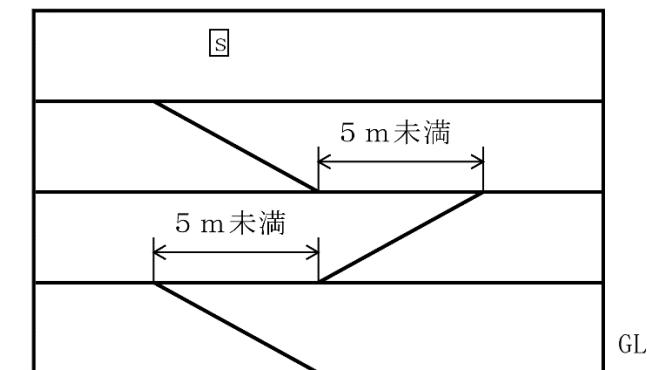
(ウ) 傾斜路において、歩行距離が30mにつき、垂直距離が5m未満の傾斜角度となる場合は、「規則第23条第4項第7号～」の規定並びに前(ア)及び(イ)の規定にかかわらず、ウの規定の例により設けること。(第11-58図参照)

第11-58図



(エ) 下階と上階との階段、傾斜路又はエスカレーターで水平距離が、5m未満の場合は、同一のものとみなして、煙感知器を設けることができる。(第11-59図参照)

第11-59図



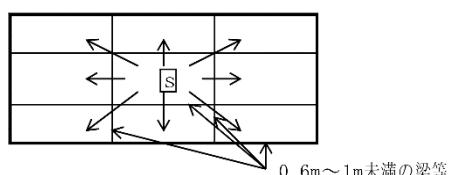
(オ) 開放式の階段、傾斜路又はエスカレーターには、規則第23条第5項第1号の規定にかかわらず、煙感知器を設けないことができる。ただし、開放式の階段、傾斜路又はエスカレーターで、上階への開口部が、火災時、煙の流通経路となるものは、その頂部に煙感知器を設けること。この場合に、当該煙感知器を設けた階は、当該煙感知器の感知面積の範囲内で、その階に設けるべき感知器を免除することができる。

カ 特殊な場所に設ける場合は、次の(ア)から(エ)までによること。

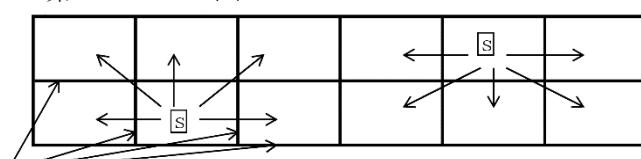
(ア) 細長い居室等に煙感知器を設ける場合は、ウの規定の例によること。

(イ) 0.6m以上1m未満の突き出した梁等で区画された小区画が2以上連続してある場合は、隣接する区画との合計面積が、第11-8表に示す数値以下ごとに、同一の感知区域とすることができる。(第11-60図及び第11-61図参照)

第11-60図



第11-61図

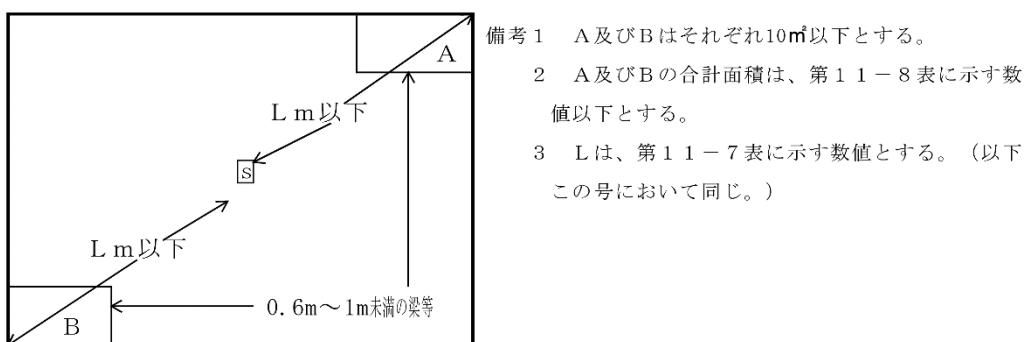


第11-8表

煙感知器の種別	小区画の合計面積 (m <sup>2</sup> )			
	4 m未満	4 m以上 8 m未満	8 m以上 15 m未満	15 m以上 20 m未満
1種	60	60	40	40
2種	60	60	40	
3種	20			

(ウ) 0. 6 m以上1 m未満の突き出した梁等で区画された小区画が隣接してある場合は、その小区画の面積が10 m<sup>2</sup>以下（隣接した小区画が2以上ある場合は、その合計面積が第11-8表の数値以下のものに限る。）のものに限り、同一の感知区域とすることができます。（第11-6-2図参照）

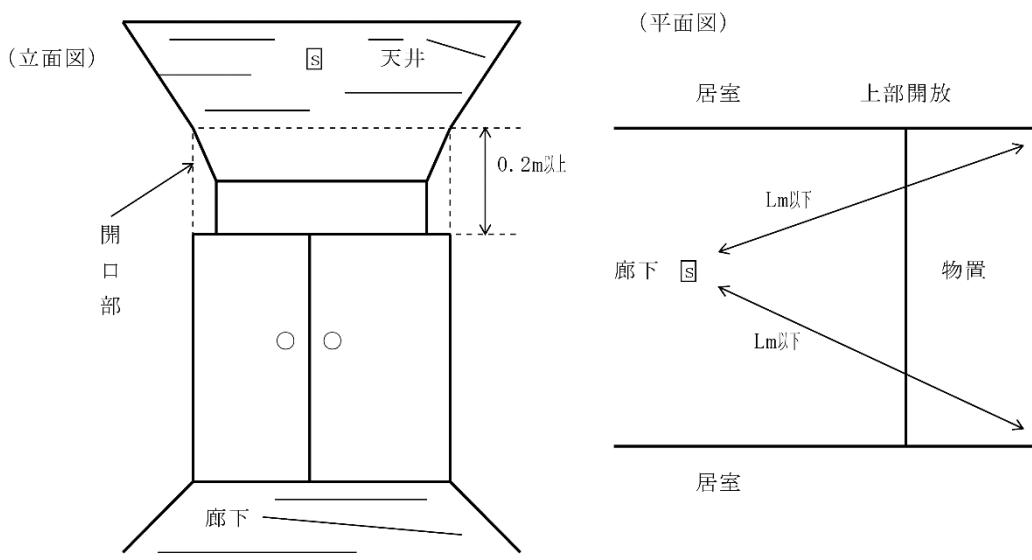
第11-6-2図



(エ) 傾斜天井等、若しくは段違い天井の場合又は棚若しくは張出し等がある場合の煙感知器の設置は、前号イ（エ）から（ク）までの規定を準用すること。この場合に、それぞれの規定中及び図中「0. 4 m」とあるのは、「0. 6 m」に又「第11-4表に示す数値」とあるのは、「第11-7表に示す数値」と読み替えること。

キ 隣接する2以上の感知区域の取扱いは、前号エの規定を準用すること。ただし、開口部の大きさは、高さを0. 2 mとし、幅をおおむね間仕切壁等の幅とすることができる。（第11-6-3図参照）

第11-6-3図



ク 次の（ア）から（ウ）に適合する地階は、規則第23条第6項第1号の規定により感知器を設けることができる。◇

（ア）避難階であるか又は地階の外周長の1／2以上がドライエリア等（ドライエリアその他外気に開放されている部分をいう。以下この基準において同じ。）に面し、かつ、ドライエリア等に地上へ避難できる有効な階段、傾斜路等が設けられていること。

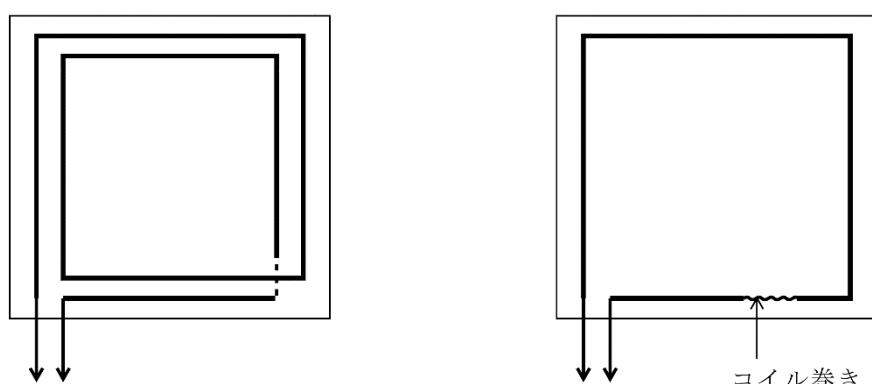
（イ）直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さが75cm以上及び1.2m以上の開口部を2以上有し、かつ、直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1／30を超える階であること。

（ウ）（イ）の開口部は、規則第5条の2第2項の規定に適合していること。

（7）差動式分布型感知器（空気管式）の設置は、次のアからエまでによること。

ア 小部屋又は小さな物置等に空気管を布設する場合は、2重巻き、3重巻き又はコイル巻きとし、規則第23条第4項第4号イの規定に適合させること。（第11-64図参照）

第11-64図



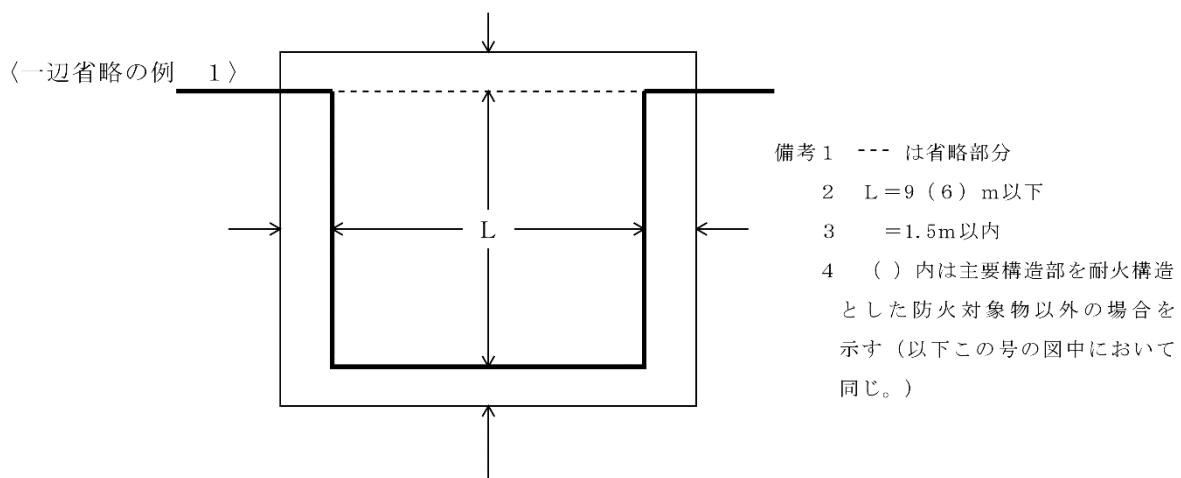
2重巻き（不足の場合は3重巻き、4重巻きとする。）

備考 一 空気管を示す（以下この号の図中において同じ。）

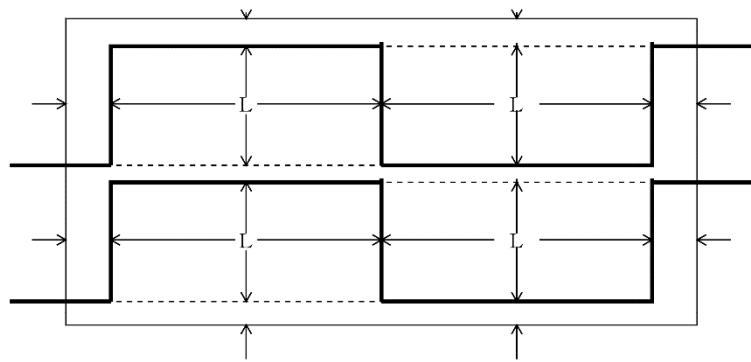
イ 規則第23条第4項第4号ニに規定する空気管の長さは、検出部に接続する引き込み部分を含み100m以下とすること。

ウ 空気管の相互間隔は、規則第23条第4項第4号の規定にかかわらず、第11-65図から第11-70図に掲げる例によることができる。

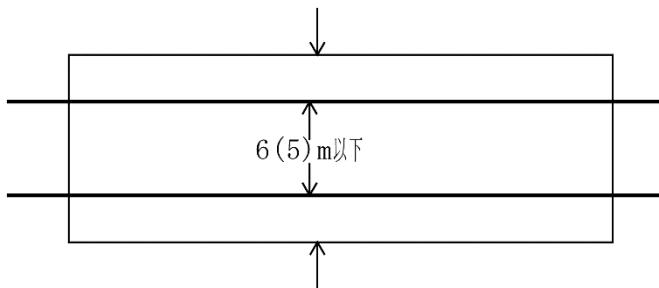
第11-65図



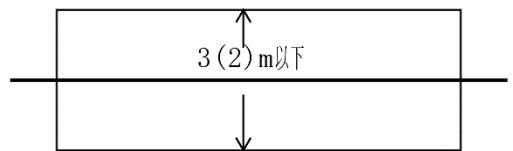
第11-66図 <一辺省略の例2>



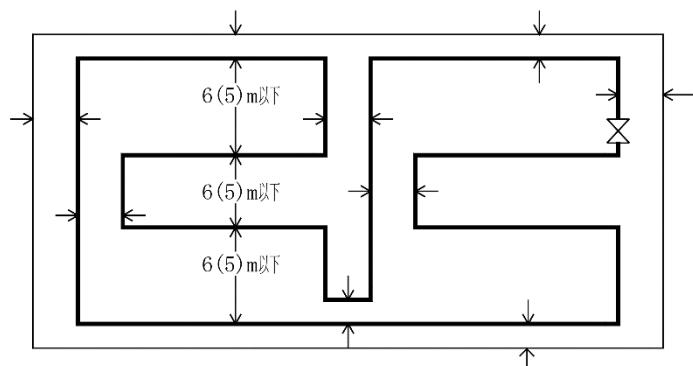
第11-67図 <二辺省略の例 1>



第11-68図 <二辺省略の例 2>

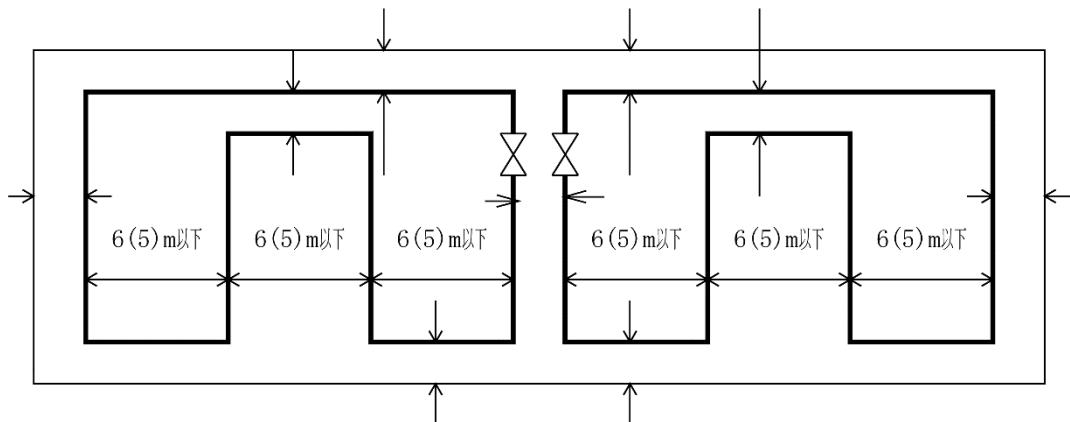


第11-69図 <一辺省略と二辺省略の組合せの例 1>



備考 は検出器を示す（以下、この号の図中において同じ）

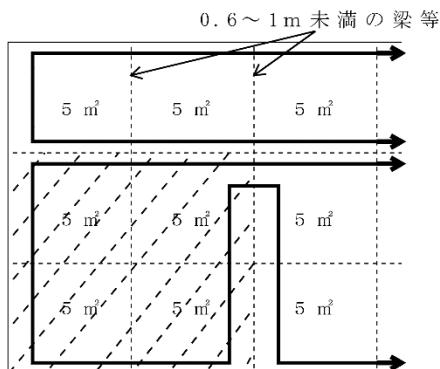
第11-70図 <一辺省略と二辺省略組合せの例 2（特に広い居室の場合）>



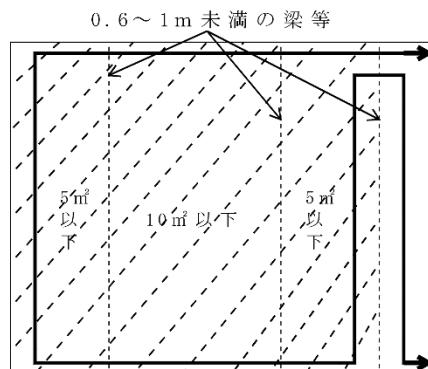
エ 特殊な場所に空気管を設ける場合は、規則第23条第4項第4号ロの規定にかかわらず、次の（ア）から（ク）までによること。

(ア) 0.6m以上1m未満の突き出した梁等による小区画が2以上連続している場合は、隣接する区画の面積の合計が20m<sup>2</sup>以下ごとに1の感知区域とすることができます。(第11-71図及び第11-72図参照) この場合に、空気管は、当該区画ごとに1本以上、かつ、露出長20m以上となるように設けること。

第11-71図



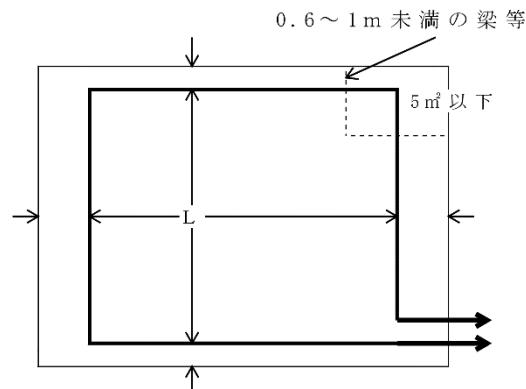
第11-72図



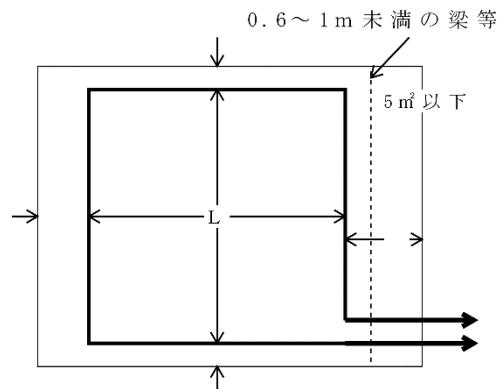
備考 斜線部分の合計面積が20m<sup>2</sup>以下であるので、同一の感知区域とすることができます。

(イ) 0.6m以上1m未満の突き出した梁等で区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該小区画を含めて同一の感知区域とすることができます。(第11-73図及び第11-74図参照)

第11-73図

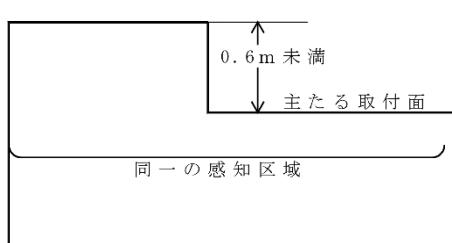


第11-74図

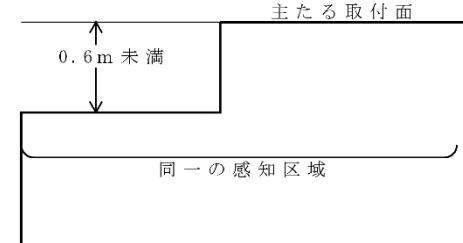


(ウ) 取付面の段違いの深さが、0.6m未満の場合は、同一の感知区域とすることができます。(第11-75図及び第11-76図参照)

第11-75図



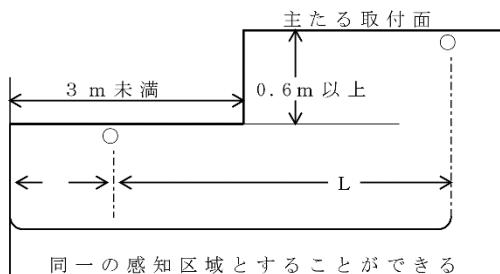
第11-76図



(エ) 取付面の段違いの深さが、0.6m以上ある場合は、次のaからdまでによること。

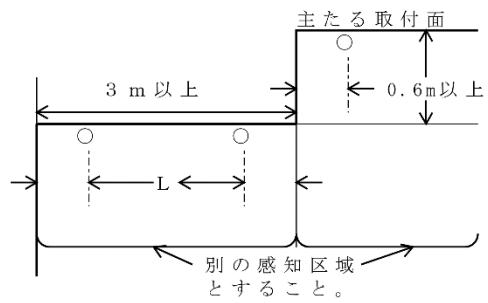
a 主たる取付面より低い段違いがある場合で、その幅が3m未満の場合は、同一の感知区域とすることができます。(第11-77図参照) ただし、その幅が3m以上となる場合は、それぞれ別の感知区域とすること。(第11-78図参照)

第11-77図



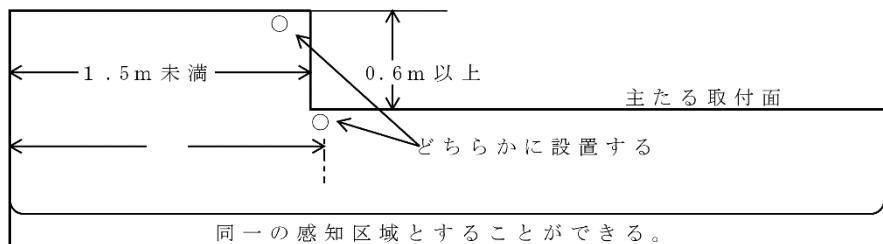
備考 ○は、空気管を示す（以下、この号の図中において同じ。）

第11-78図

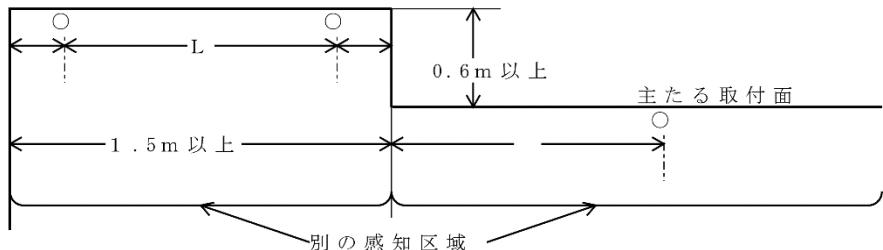


- b 主たる取付面より高い段違いがある場合で、その幅が1.5m未満の場合は、同一の感知区域とすることができます。（第11-79図参照）ただし、その幅が、1.5m以上となる場合は、それぞれ別の感知区域とすること。（第11-80図参照）

第11-79図

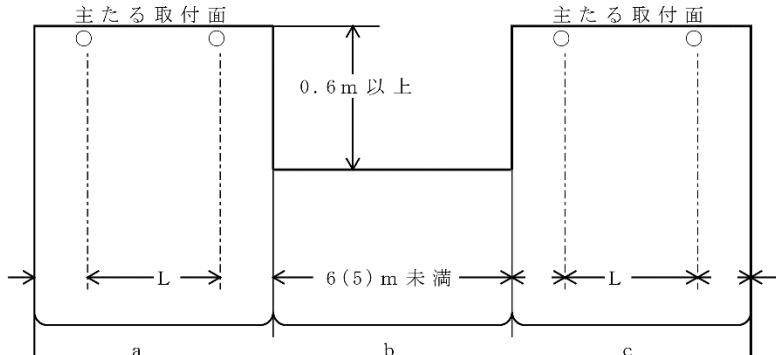


第11-80図



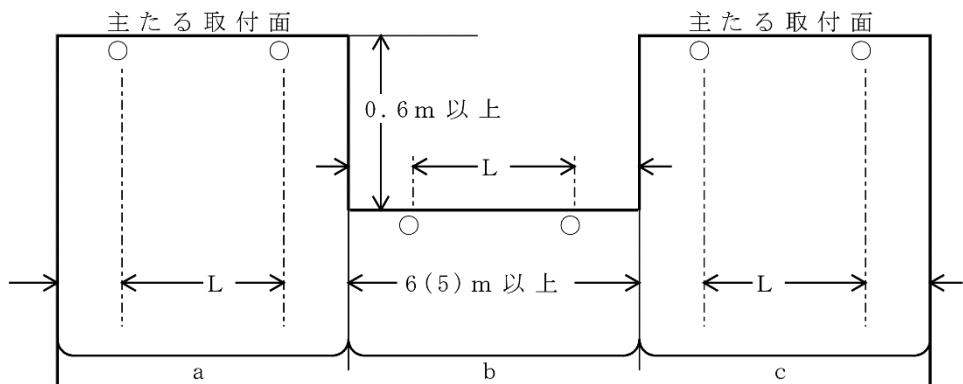
- c 主たる取付面より低い段違いが中央にあり、その幅が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物で6m（その他の構造の防火対象物は、5m。以下この号において同じ。）未満の場合は、同一の感知区域とすることができます。（11-81図参照）ただし、その幅が6m以上となる場合は、それぞれ別の感知区域とすること。（第11-82図参照）

第11-81図



備考 a, b, 又はb, cは同一の感知区域とすることができます。ただし、空気管は、a及びcの高い方の天井面に設け、検出部は同一とすること。

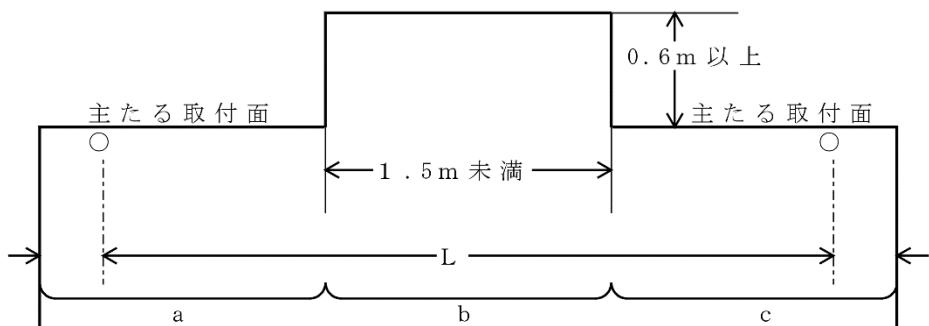
第11-82図



備考 a、b 及び c は、それぞれ別の感知区域とすること。

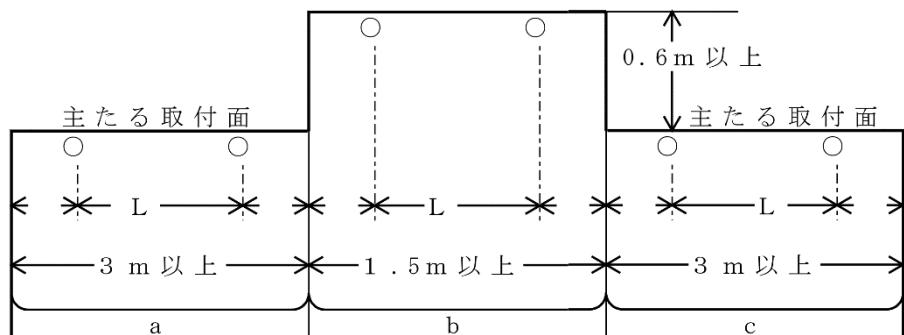
- d 主たる取付面より高い段違いが中央にあり、その幅が1.5m未満の場合は、同一の感知区域とすることができます。(第11-83図参照) ただし、その幅が、1.5m以上となる場合は、それぞれ別の感知区域とすること。(第11-84図参照)

第11-83図



備考 a、b 及び c は、同一の感知区域とすることができます。

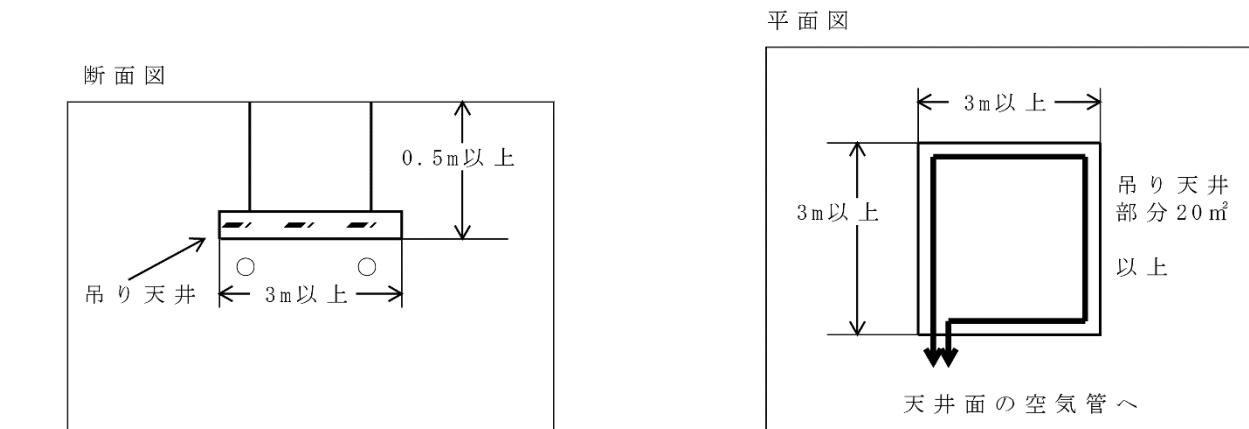
第11-84図



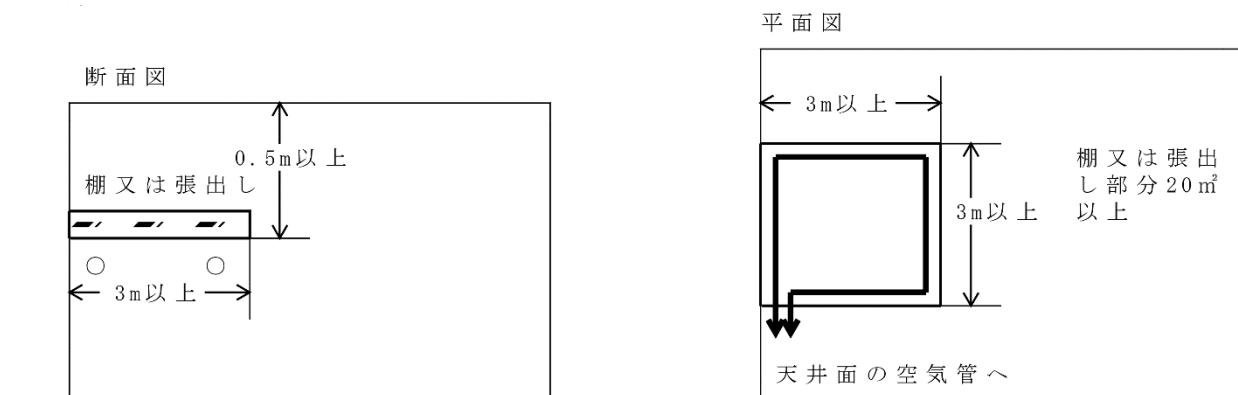
備考 a、b 及び c は、それぞれ別の感知区域とすること。

- (オ) 取付面(天井面)より下方0.5m以上の部分に、短辺3m以上で、かつ、面積が20m<sup>2</sup>以上の棚又は張出し等がある場合は、取付面(天井面)と別の感知区域とすること。(第11-85図及び第11-86図参照) ただし、棚又は張出し等が天井面から0.5m未満にある場合は、当該棚又は張出し等に相当する天井面の部分には、空気管の設置を省略することができる。  
(第11-87図参照)

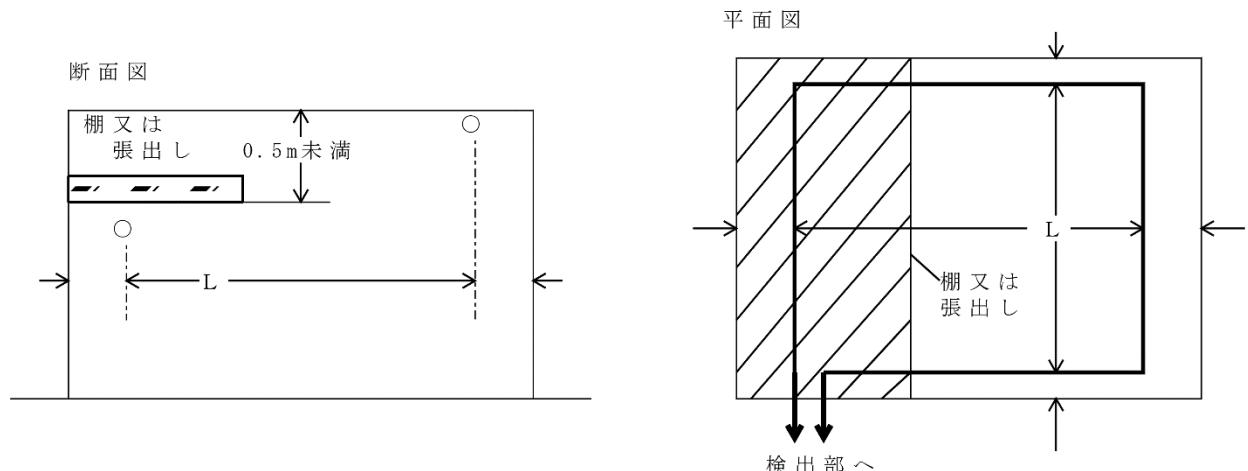
第11-85図



第11-86図

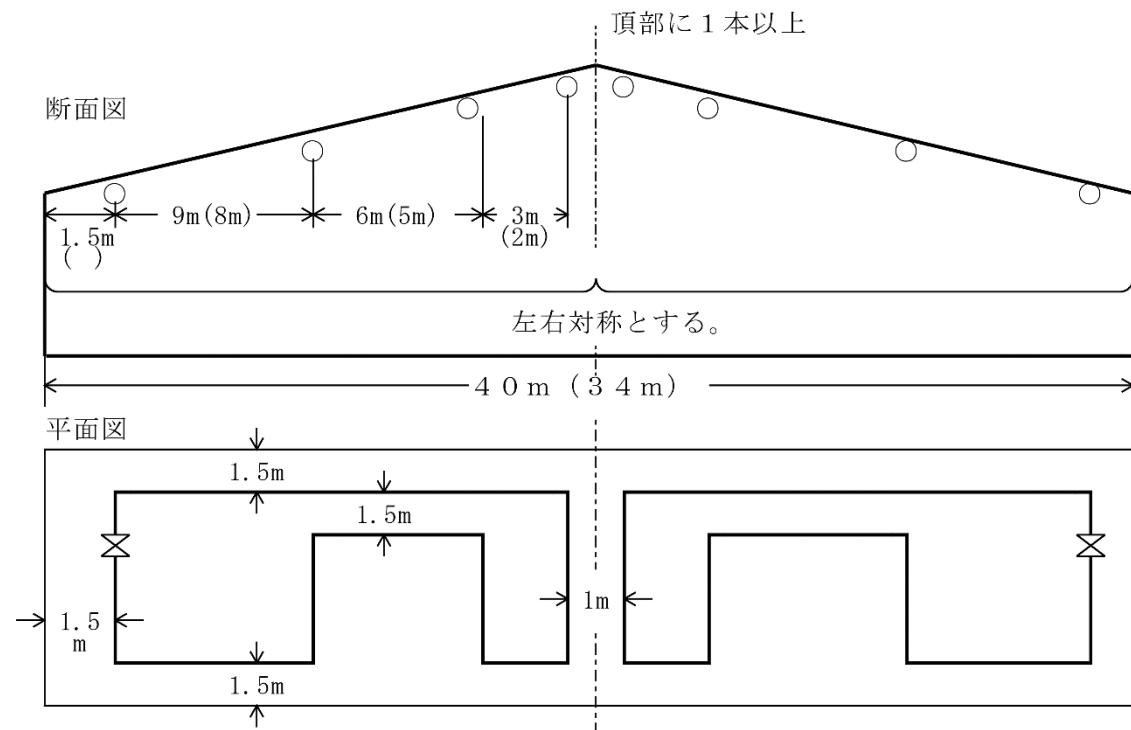


第11-87図

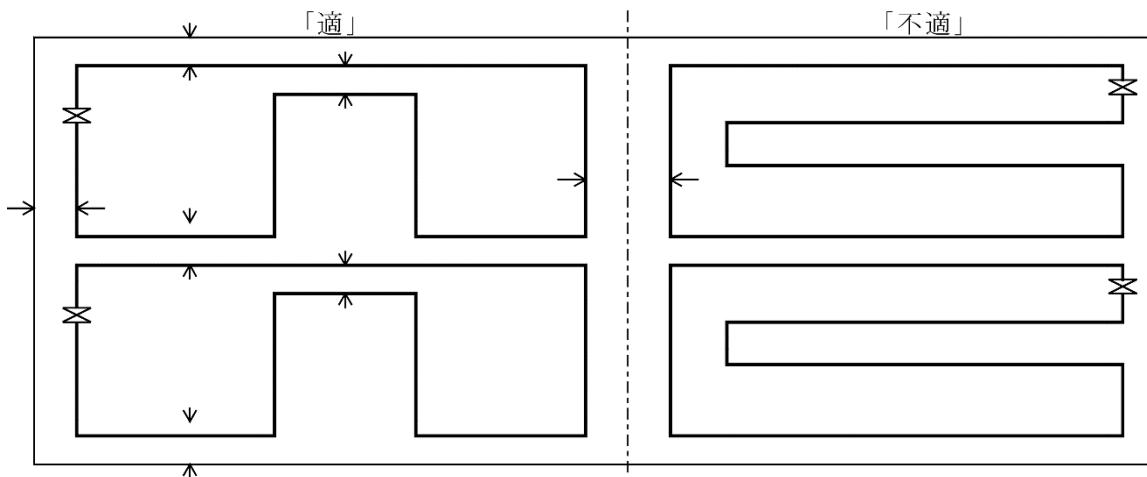


(カ) 傾斜天井に空気管を設ける場合は、建物の両側壁から 1.5m ( ) を除いた幅より空気管の間隔が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物は、6(5)m 以下となるように空気管の必要本数を割り出し、頂部に 1 本以上設けるほか、頂部を密(3(2)m) とし、空気管の平均間隔は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物は、6(5)m 以下とし、かつ、設置が左右対称となるように設けること。この場合に粗となる空気管の最大間隔は 9(8)m を超えないこと。(第11-88図参照)。また、空気管は、第11-89図の「適」に示す例のように、頂部に平行して空気管の長い辺が通るように設けること。

第11-88図



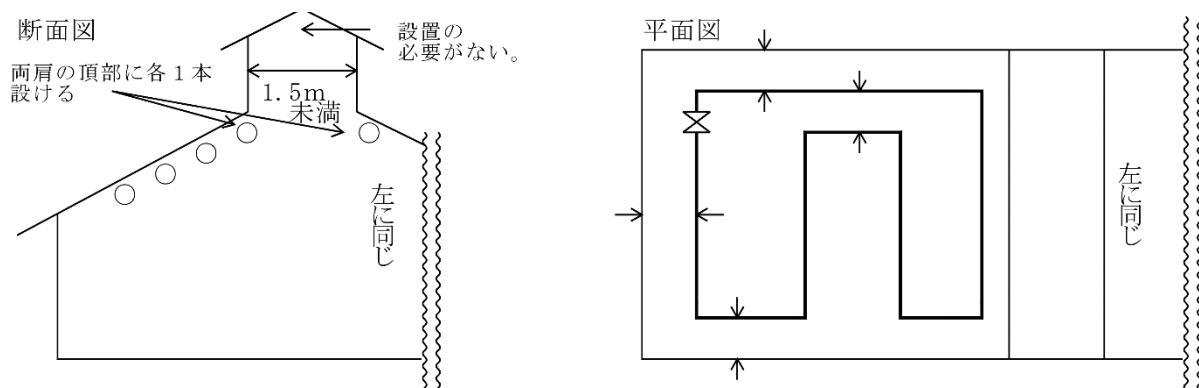
第11-89図



(キ) 越屋根天井に空気管を設ける場合は、次のaからcまでによること。

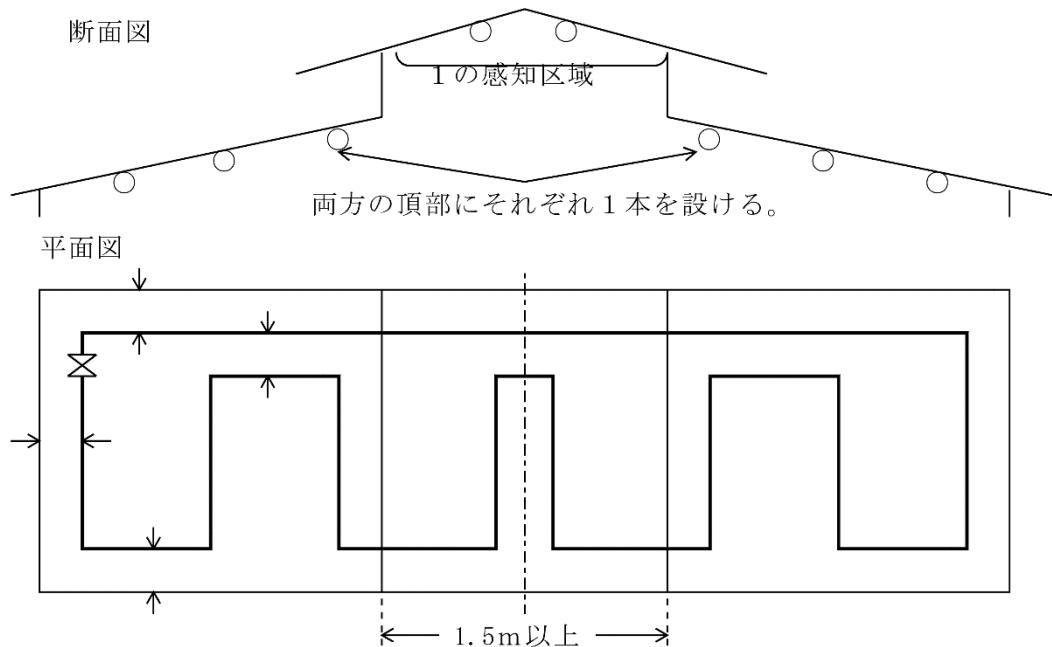
- a 越屋根の両肩の間隔が1.5m未満の場合は、越屋根の両肩の頂部にそれぞれ1本の空気管を設け、その他の部分は、傾斜角度が3/10以上の場合には、(カ)に規定する傾斜天井の例により設けること。(第11-90図参照)

第11-90図



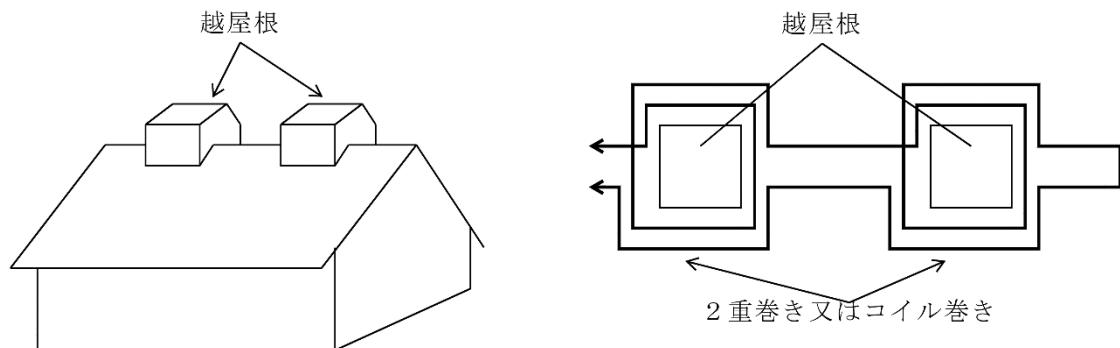
- b 越屋根の両肩の間隔が、1.5m以上の場合には、越屋根の合掌部分を1の感知区域とし、両肩の部分にそれぞれ1本以上の空気管を設け、その他の部分は、傾斜角度が3/10以上の場合には、(力)に規定する傾斜天井の例により設けること。(第11-91図参照)

第11-91図



- c 越屋根の構造が換気等の目的に使用されている場合は、熱の流通経路となる越屋根の周囲の部分に、1の感知区域となるように設けること。(第11-92図参照)

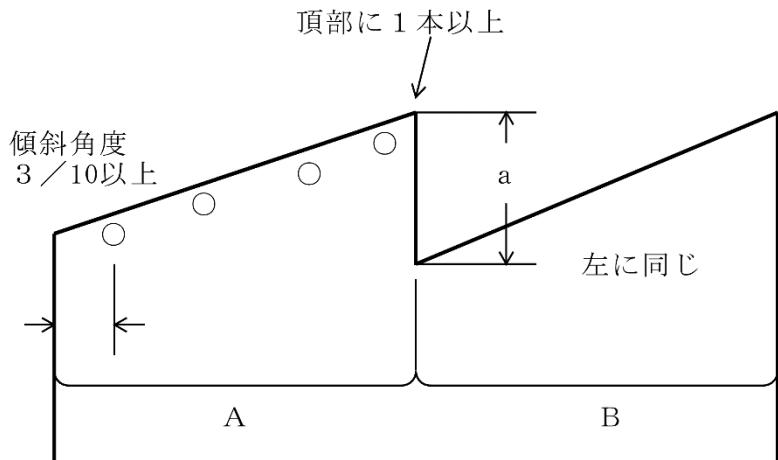
第11-92図



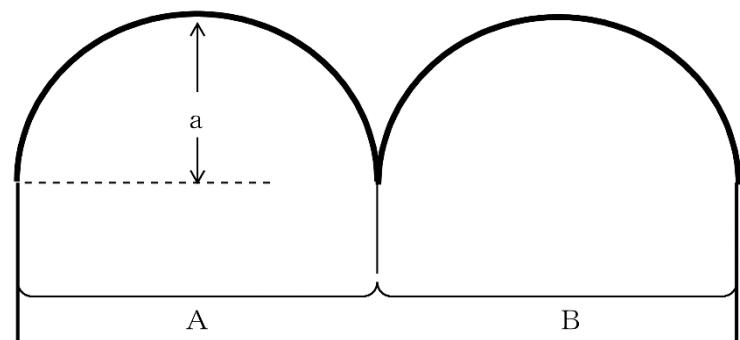
(ク) ノコギリ型天井、円形天井又は逆円形天井に空気管を設ける場合は、次のaからdまでによること。

- a 第11-93図、第11-94図又は第11-95図の例のように、aの深さが0.6m以上の場合には、傾斜角度に関係なく、A、Bは、それぞれ別の感知区域とすること。ただし、aの深さが0.6m未満の場合は、A、Bは、同一の感知区域とすることができる。
- b 空気管の設置については、傾斜角度が3/10以上となる場合は、前カに規定する傾斜天井の例によること。(第11-96図及び第11-97図参照)
- c 第11-93図の例において、ノコギリ型天井の頂部に設けた空気管が、直射日光等により非火災報を発するおそれのある場合は、頂部から下方1.5m以下の範囲内に設けることができる。
- d 逆円形天井の天井面に空気管を設けることができない場合は、頂部に必要数をまとめて設けることができる。

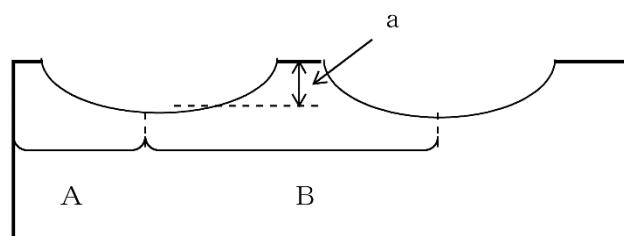
第11-93図



第11-94図

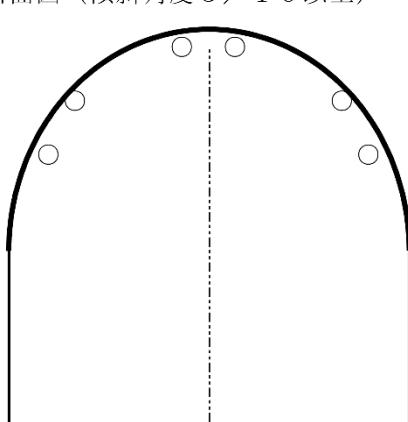


第11-95図

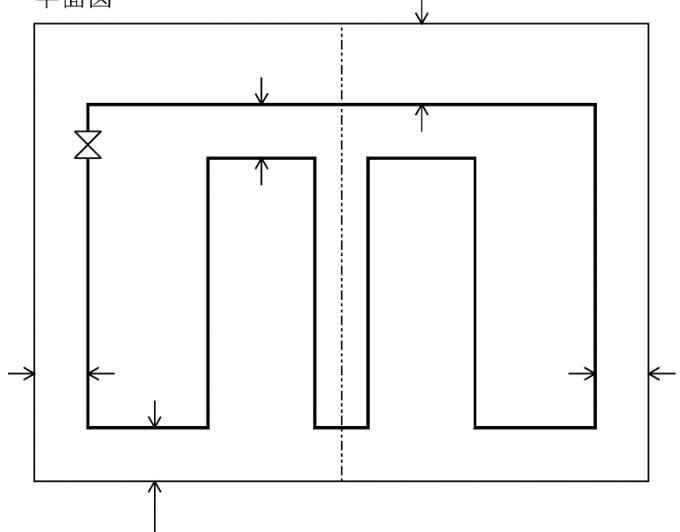


第11-96図

断面図（傾斜角度 3 / 10以上）

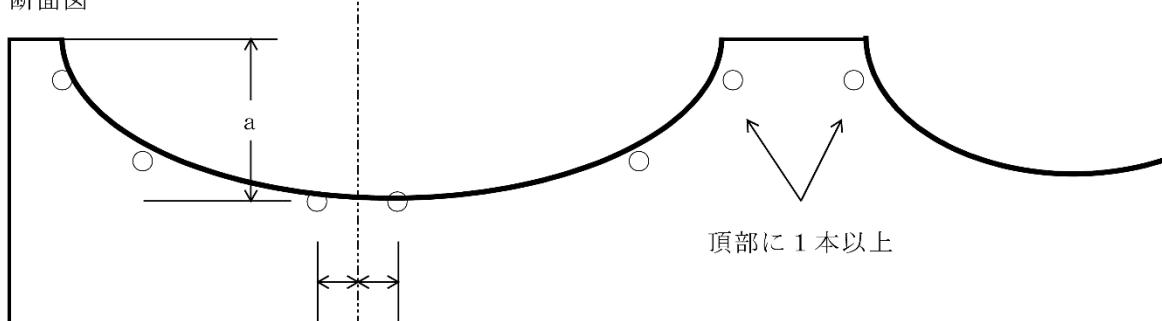


平面図

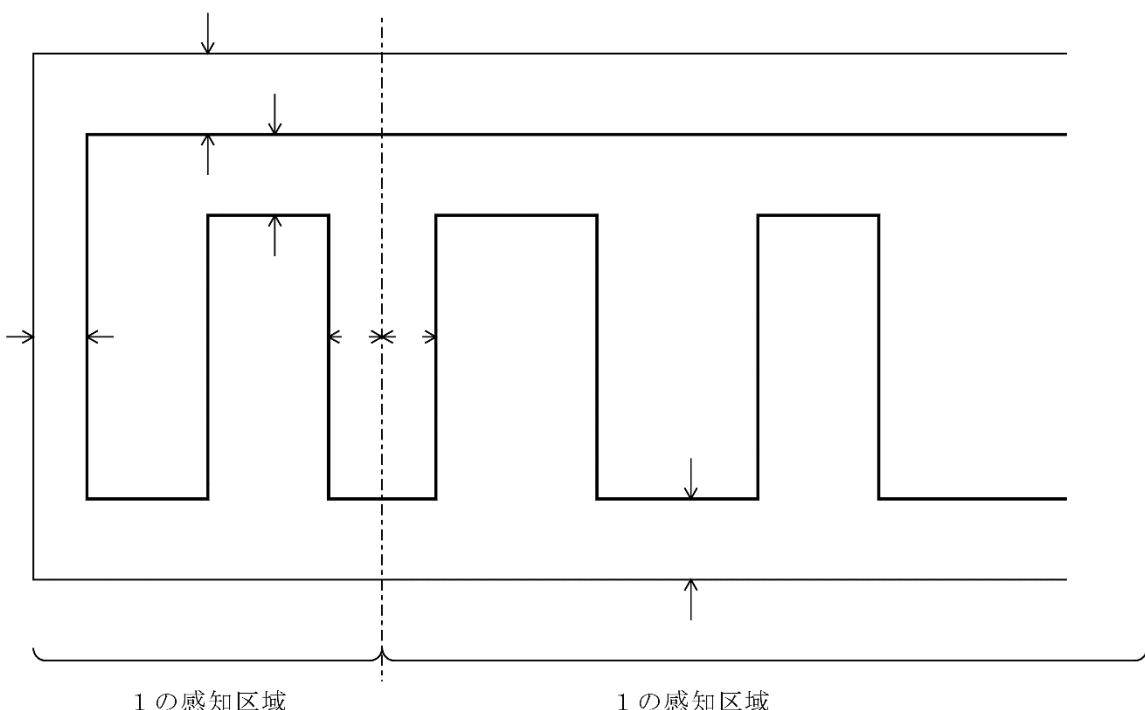


第11-97図

断面図



平面図



(8) 光電式分離型感知器及び光電アナログ式分離型感知器（以下この号において「光電感知器」という。）の設置は、次のア及びイによること。

※（昭和62年11月13日付け消防予第193号参照）

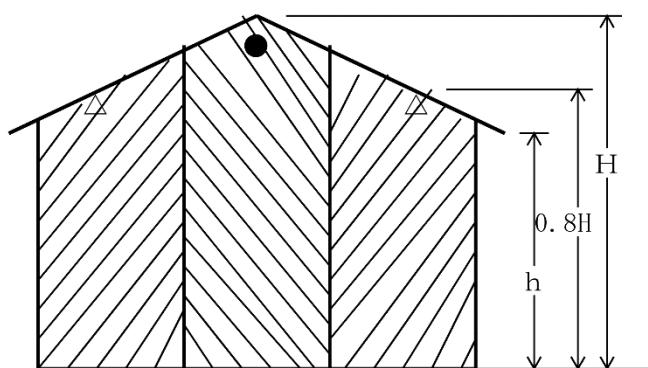
ア 傾斜天井等、凹凸がある壁面を有する防火対象物等に光電式感知器を設ける場合は、次の（ア）から（ウ）までによること。

（ア） 傾斜天井等を有する防火対象物等は、次のaからcまでによること。

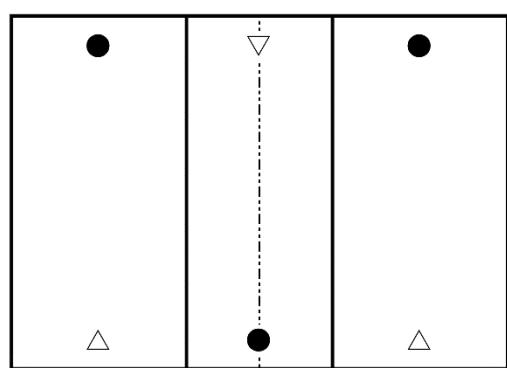
a 傾斜天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、1の感知器の監視区域（1組の光電感知器が火災を有効に感知することのできる区域で、光軸を中心にして左右に水平距離7m以下の部分の床から天井等までの区域をいう。以下この号において同じ。）を、最初に天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次、監視区域が隣接するように設定していくこと。（第11-98図、第11-100図及び第11-102図参照）。ただし、軒の高さ（建基令第2条第1項第7号で規定する軒の高さをいう。以下この基準において同じ。）が、天井等の高さの最高となる部分の高さの80%以上となる場合は、この限りでない。（第11-99図、第11-101図、第11-103図参照）

第11-98図

断面図



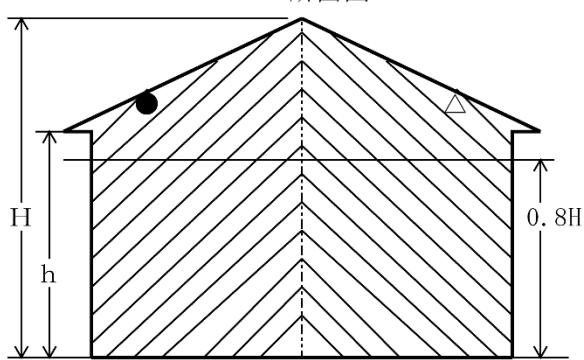
平面図



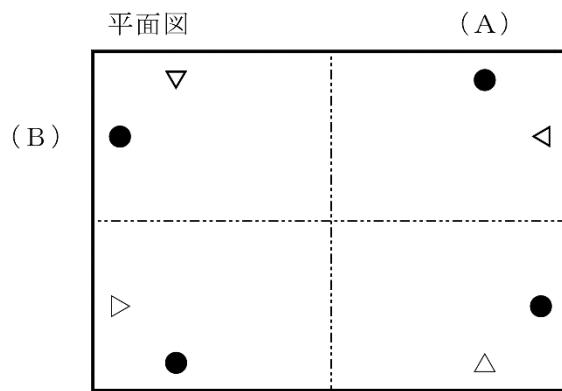
備考 ●は送光部、△は受光部 は監視区域を示す。 (以下この号の図中において同じ。)

第11-99図

断面図



平面図

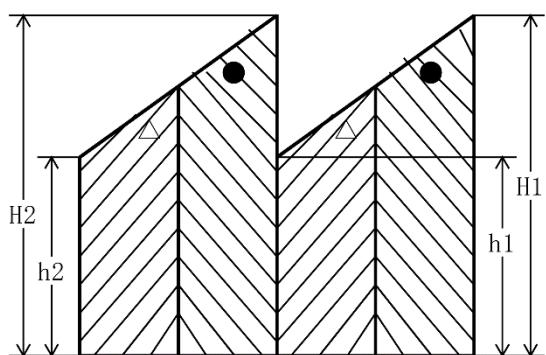


備考 1 この図の場合は、光軸の設定はA方向又はB方向のいずれでもよい。

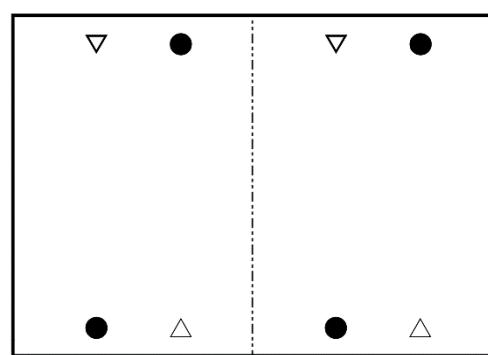
2  $h \geq 0.8H$

第11-100図

断面図

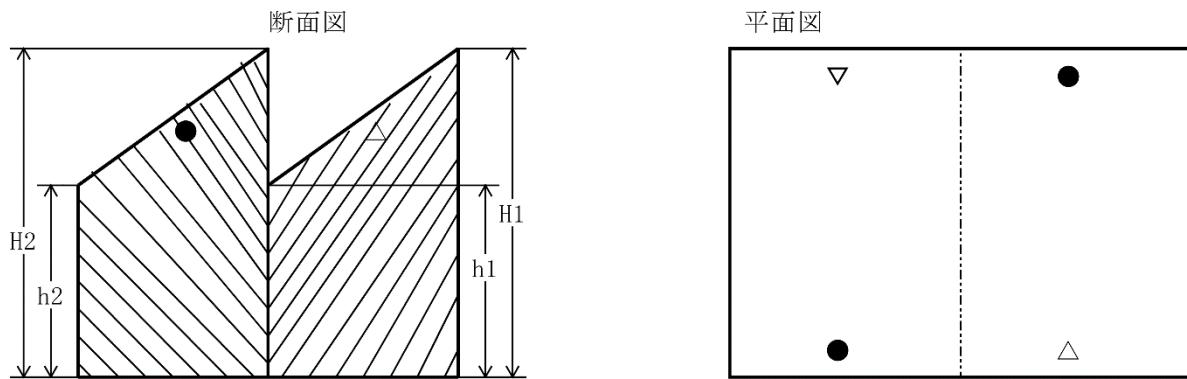


平面図

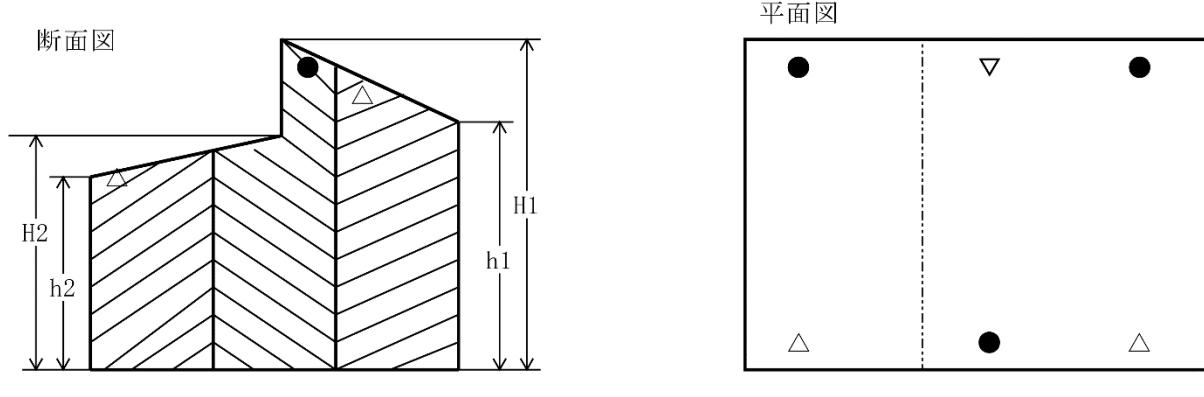


備考  $h_1 < 0.8H_1$  又は  $h_2 < 0.8H_2$

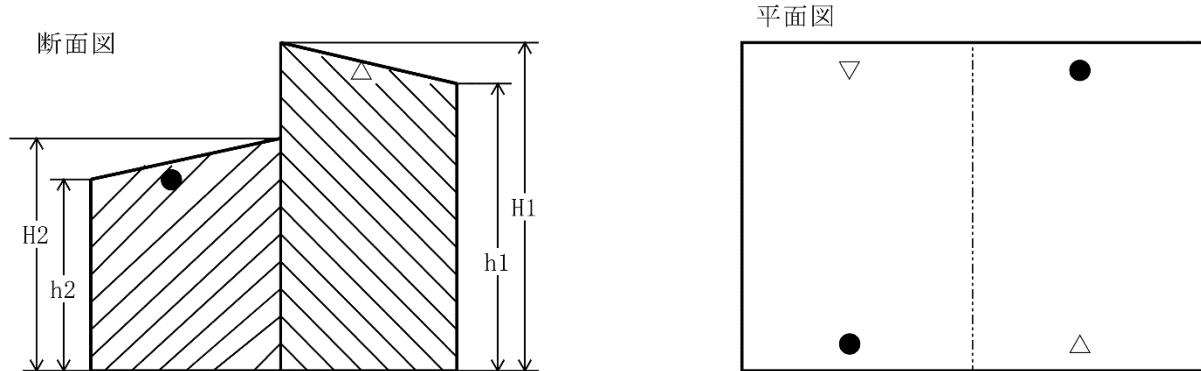
第11-101図



第11-102図



第11-103図

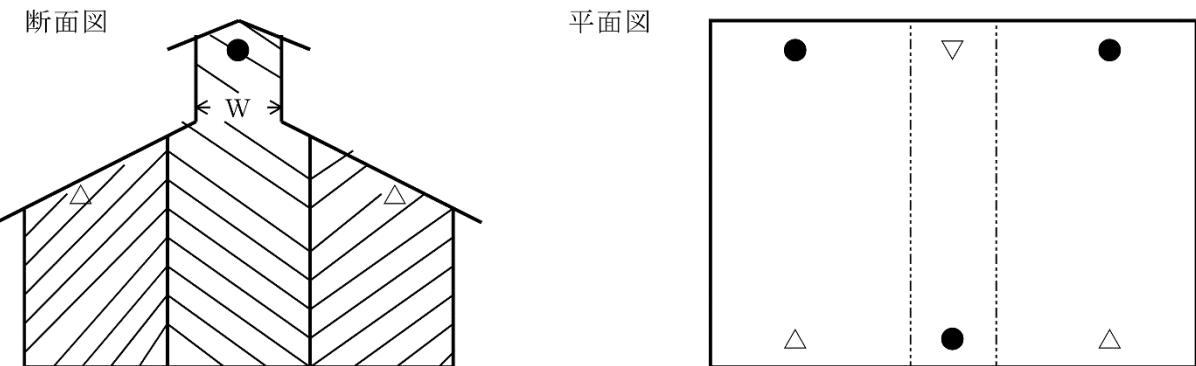


b 越屋根を有する傾斜天井等の防火対象物に光電感知器を設置する場合は、次によること。

(a) 越屋根部の幅が1.5m以上の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を有效地に包含できるように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること。(第11-104図参照) ただし、越屋根が換気等の目的に使用するものは、当該越屋根をささえ大棟にそれぞれ光軸が通るように監視区域を設定すること。(第11-105図参照)

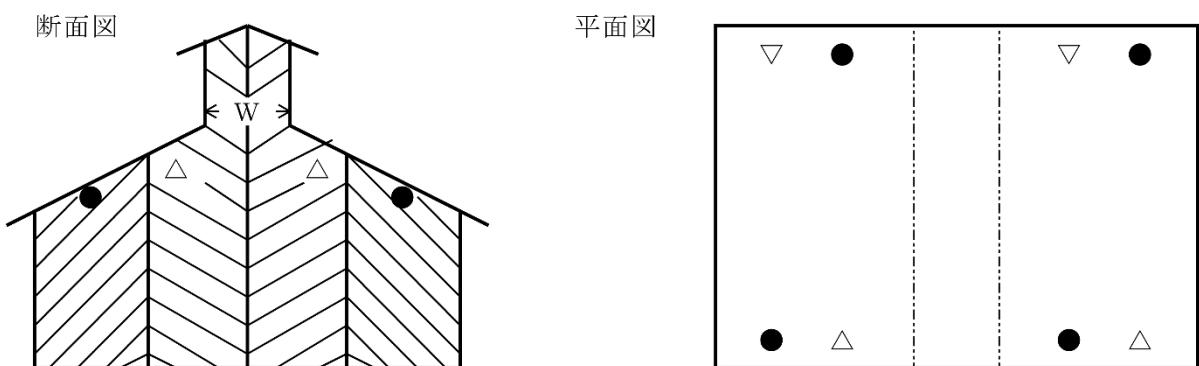
(b) 越屋根部の幅が1.5m未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部をさえる大棟間の中心付近に光軸が通るように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること。(第11-106図参照)

第11-104図



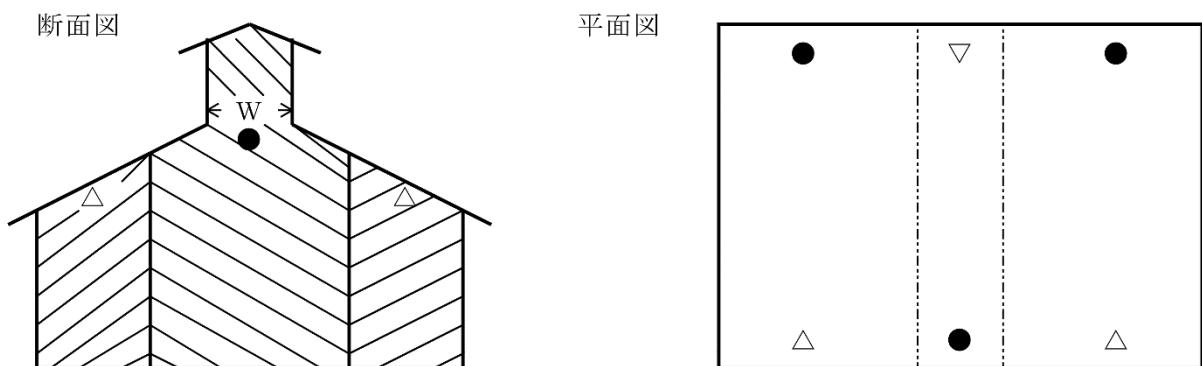
備考  $W \geq 1.5m$ 、かつ、越屋根が換気等のために使用されていない場合

第11-105図



備考  $W \geq 1.5m$ 、かつ、越屋根が換気等のために使用されている場合

第11-106図

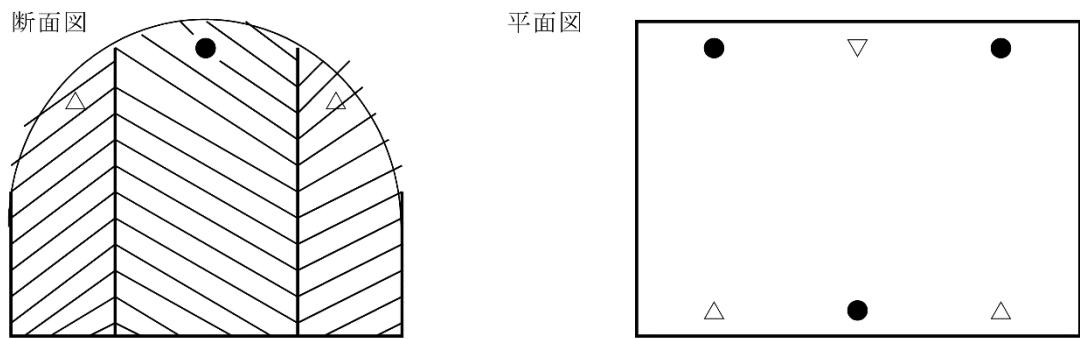


備考  $W < 1.5m$  の場合

c アーチ形及びドーム形の天井等の防火対象物に光電感知器を設置する場合は、次の(a)及び(b)によること。

(a) アーチ形天井等を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、監視区域をアーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域を隣接するように設定していくこと。(第11-107図参照)

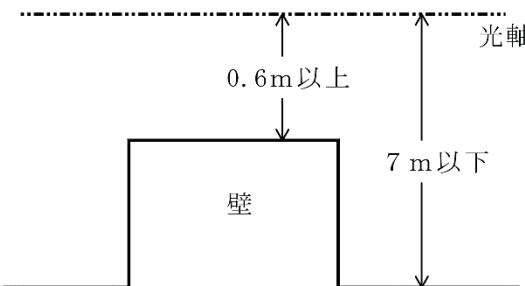
第11-107図



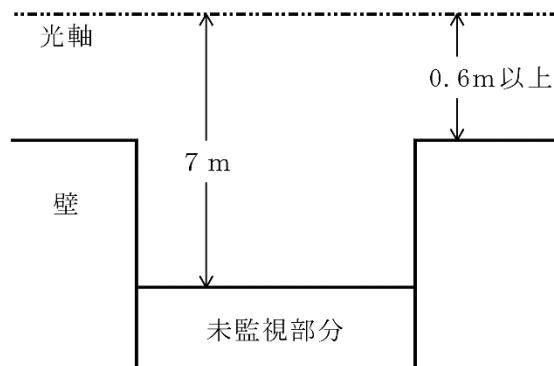
(b) ドーム形天井等を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、当該光電感知器の光軸が、ドーム形天井等の各部分の高さの80%以内に收まり、かつ、未監視区域を生じないように設置すること。

- (イ) 凹凸がある壁面を有する防火対象物に監視区域を設定する場合、凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から7m以下とすること。(第11-108図参照)  
この場合、凹凸の深さが7mを超える部分には、未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完する等の措置を講じること。(第11-109図参照)

第11-108図

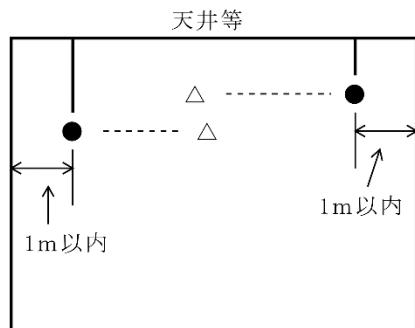


第11-109図

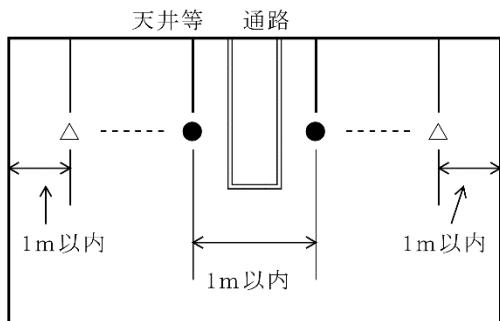


- (ウ) 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物に光電感知器を設置する場合は、未監視部分が生じないように光軸を連続して設置すること。(第11-110図参照) ただし、光電感知器の維持、管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合は、隣接する光電感知器の水平距離は1m以内とすること。(第11-111図参照)

第11-110図



第11-111図



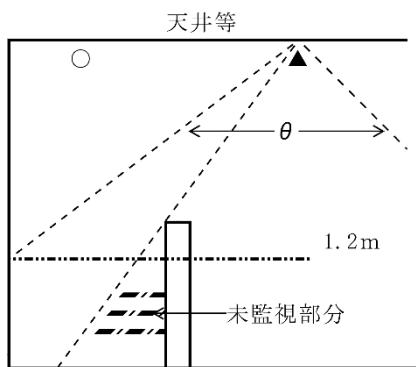
- イ 光電感知器は、次の（ア）から（ウ）までに留意し設置すること。
- （ア）光軸の高さは、天井等の各部分の高さの80%以内に収まるように設定すること。
- （イ）光電感知器は、壁、天井等に確実に取り付けるとともに、衝撃及び振動等により、容易に光軸がずれないように措置すること。
- （ウ）隣接する監視区域に設ける送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。
- （9）炎感知器の設置は、次のアからオまでによること。
- ア 警戒区域の一辺の長さは、主要な出入口からその内部を見通すことができる場合には、100m以下とすることができます。
- イ 規則第23条第4項第7号の4ハの規定する「障害物等により有効に火災の発生を感知できない」とは、感知障害となり、かつ、床面からの高さ1.2mを超える障害物等が設けられていることをいい、この場合の炎感知器の設置は、（ア）又は（イ）の例によること。
- （ア）監視空間を超える障害物等がある場合

第11-112図に示すように監視空間を超える障害物等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器を別に設置すること。

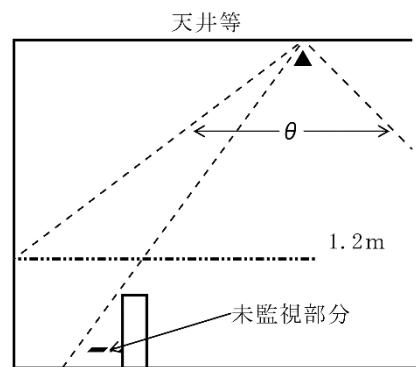
（イ）障害物等が監視空間内の場合

第11-113図に示すように監視空間内に置かれた高さ1.2m以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取り扱うことができる。

第11-112図



第11-113図



備考 ○：感知器、▲：炎感知器、θ：視野角

- ウ 炎感知器は、屋内に設ける場合は屋内型を、屋外に設ける場合は屋外型のものを、道路、トンネル等に設ける場合は、道路型のものを設置すること。ただし、文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないよう措置された場所に設ける場合は、屋内型を設置することができる。
- エ 上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが20m以上である場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ないと認められる場合は、炎感知器の設置を免除することができる。
- オ 地階、無窓階及び11階以上の部分に駐車の用に供する部分を有する場合は、規則第23条第6項第1号に規定する感知器を設置することができる。

#### 4 地区音響装置は、次の各号によること。

- （1）規則第24条第5号ハ及び同条第5号の2ロ（イ）に規定する「一定の時間」は防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難完了想定時間を考慮し、最大でも10分以内とすること。

(2) 規則第24条第5号ハ及び同条第5号の2ロ(イ)に規定する「新たな火災信号」は、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号とすること。

(3) 区分鳴動方式の鳴動切替の方式は、次のア又はイの例によること。

※（平成9年6月30日付け消防予第118号参照）

ア 音響により警報を発するものに係る鳴動方式の切替の場合

区分鳴動による警報 ⇔ 全区域鳴動による警報

↑

- ①一定の時間が経過
- ②他の警戒区域からの火災信号等
- ③発信機
- ④火災の発生を確認した旨の信号

イ 音声により警報を発するものに係る鳴動方式の切替の場合

区分鳴動による感知器作動警報 ⇔ 区分鳴動による火災警報 ⇔ 全区域鳴動による火災警報

↑

↑

- ①感知器作動警報から一定の時間（TB）が経過
- ①感知器作動警報から一定の時間（TC）が経過
- ②他の警戒区域からの火災信号等
- ③発信機
- ④火災の発生を確認した旨の信号

⇒ 全区域鳴動による火災警報

↑

- ①他の警戒区域からの火災信号等
- ②発信機
- ③火災の発生を確認した旨の信号

備考 1 TB：感知器作動警報から火災警報までの時間

2 TC：区分鳴動から全区域鳴動までの時間

(4) 防火対象物の構造、区画、扉等により、聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用する等、各部分で適正に警報音が聞き取れるように設置すること。

(5) 規則第24条第5号イ(ロ)及び同条第5号の2イ(ロ)の「特定1階段等防火対象物であって、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所があるもの」とは、具体的には次に掲げる場所を含む防火対象物をいうものであること。  
ア ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホールも含む。）等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所

イ カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で自動火災報知設備の地区音響装置の音を容易に聞き取ることができる場合は対象とはならないこと。

(6) 規則第24条第5号イ(ロ)及び同条第5号の2イ(ロ)の「他の警報音又は騒音と明らかに区

別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で65dB以上の音圧があることをいうものであること。

ただし、暗騒音が65dB以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

ア 地区音響装置等の音圧が、暗騒音よりも6dB以上強くなるよう確保されていること。

イ 自動火災報知設備の地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置の音以外の音が自動的に停止するものであること。

(7) 地区音響装置は、「地区音響装置の基準」(平成9年消防庁告示第9号)に適合するもの又は検定協会の鑑定品を使用すること。

(8) 地区音響装置の防護措置は、次のアからウまでによること。

ア 腐食性ガス等が発生するおそれのある場所に設けるものは、そのガスの性状に応じて、耐酸型又は耐アルカリ型とすること。

イ 可燃性ガス又は粉じんの滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性ガスに対しては、防爆型、粉じんに対しては防じん型とすること。

ウ 雨水にさらされる場所又は水蒸気が著しく発生する場所に設けるものは、防水型とすること。

## 5 発信機は、次の各号によること。

(1) 発信機の表示灯には、非常電源を設けないことができる。

(2) P型2級受信機及びGP型2級受信機に接続する発信機には、P型1級発信機を用いることができる。

(3) 発信機は、多数の者の目に触れやすく、操作が容易で、かつ、操作上支障となる障害物のない場所に設けること。

(4) 発信機の防護措置は、第4項第6号の規定の例によること。

## 6 中継器は、振動の激しい場所、腐食性ガスの発生するおそれのある場所又は機能障害の生ずるおそれのある場所には設けないこと。

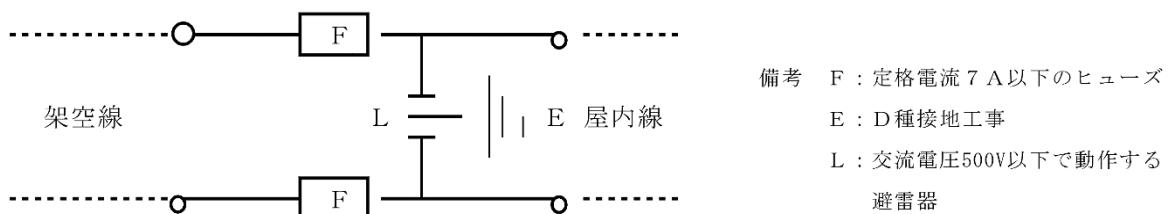
## 7 非常電源及び配線等は、本章、基準24によるほか、次の各号によること。

(1) 予備電源の容量が必要とする非常電源容量以上であり、かつ、予備電源の配線が規則第12条第1項第4号ニに規定する配線(予備電源が内蔵されているものを除く。)の場合は、非常電源の設置を省略することができる。

(2) 配線を架空配線とし、架空部分の長さの合計が50mを超える場合は、アの保安装置を設けること。ただし、架空配線が有効な避雷針の保護範囲(イに定める範囲をいう。)にある場合又は屋外線が設置された架空ケーブルの場合は、この限りでない。

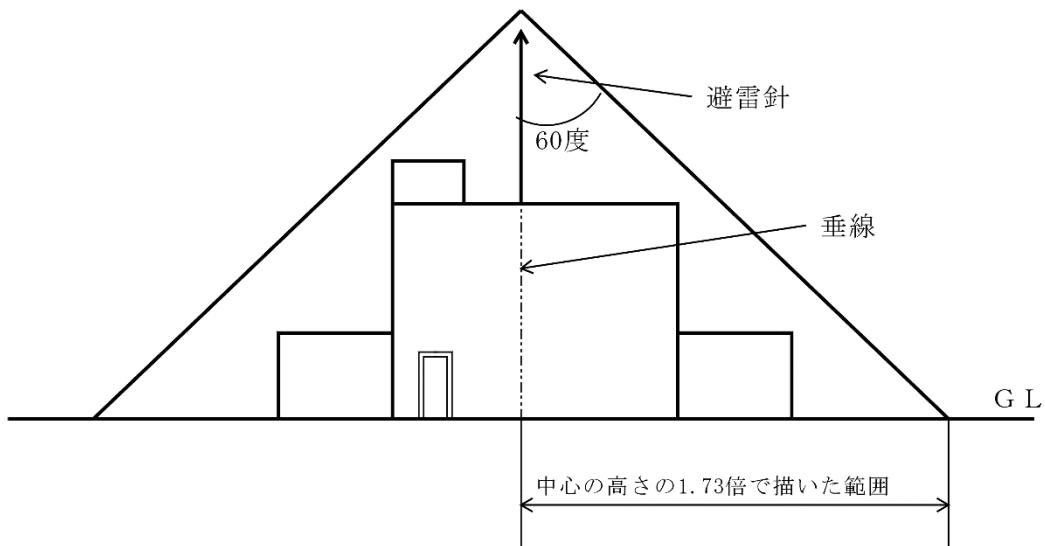
ア 保安装置は、受信機側の引込口にできるだけ近接した架空配線と屋内配線の接続点に設けること。(第11-114図参照)

第11-114図



イ 避雷針の保護範囲は、避雷針の尖端から垂線を下し、その点を中心として高さの1.73倍の半径で描いた円錐体の内部をいう。(第11-115図参照)

第11-115図



(3) 配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は、工事の種別に応じ、第11-9表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率及び引っ張り強さを有すること。

第11-9表

工事の種別	電線の種類			電線の太さ
	規格記号	名称	記号	
屋内配線	JIS C 3306	ビニルコード		断面積0.75㎟以上
	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	I V	導体直径1.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル	V V	導体直径1.0mm以上
屋内又は屋外配線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	I V	導体直径1.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル	V V	導体直径1.0mm以上
架空配線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	I V	導体直径2.0mm以上の硬銅線 (*1)
	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線	OW	導体直径2.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル	V V	導体直径1.0mm以上
地中配線	JIS C 3342	600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル	V V	導体直径1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線 (*2)	JCS 396 (*3)	警報用ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	A E AE オクナイ (*4)	導体直径0.5mm以上

備考 \* 1 径間10m以下の場合は、導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができます。

\* 2 使用電圧60V以下の配線に使用する電線は、本表の電線の種類欄に掲げるJCS369以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものを使用することができる。

\* 3 JCSは、日本電線工業会規格をいう。

\* 4 AEは屋内・屋外とも使用できる一般用で「ニンティケイウ」の表示のあるものをいい、AEオクナイは屋内のみに使用できる屋内専用で「ニンティケイウ オクナイ」の表示があるものをいう。

## 基準 1 2 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準

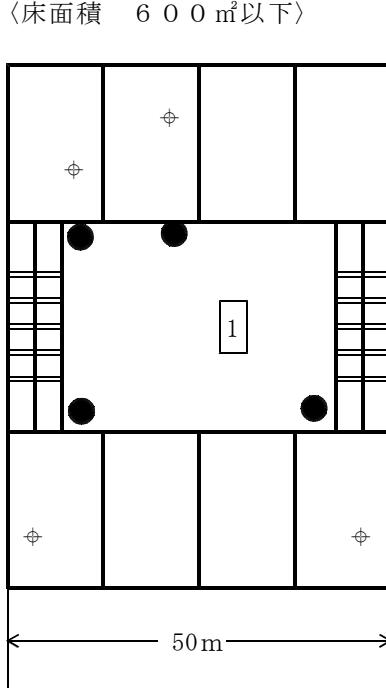
法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

1 警報区域の設定については、次の各号によること。

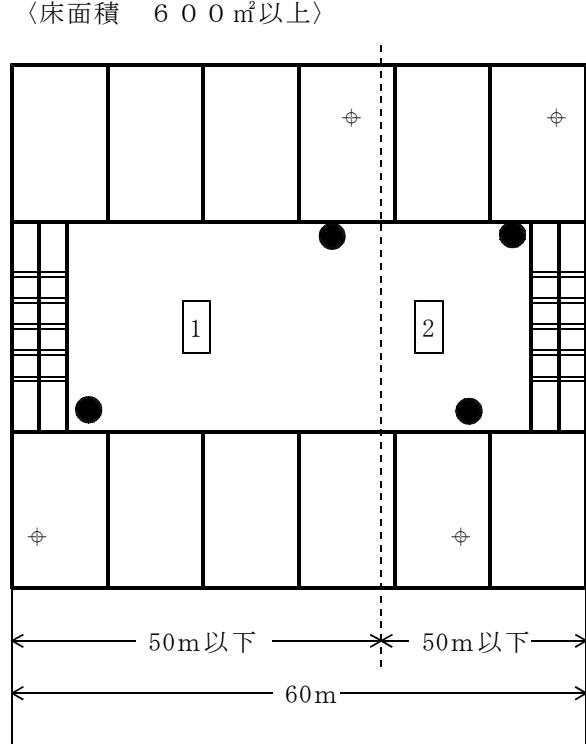
- (1) 警戒区域の1辺の長さは、50m以下とすること。
- (2) 原則として、通路又は地下道に面する室、店舗等を1の警戒区域に含まれるように設定すること。
- (3) 燃焼器等（ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓をいう。以下この基準において同じ。）の設置されていない室、店舗、通路、地下道等の面積も警戒区域に含めること。
- (4) 前各号によるほか、アからオまでの例によること。

ア 一般的な警戒区域の設定は、第12-1図及び第12-2図の例によること。

第12-1図



第12-2図



凡例 ◆ 燃焼器

1 警戒区域番号

● ガス漏れ表示灯

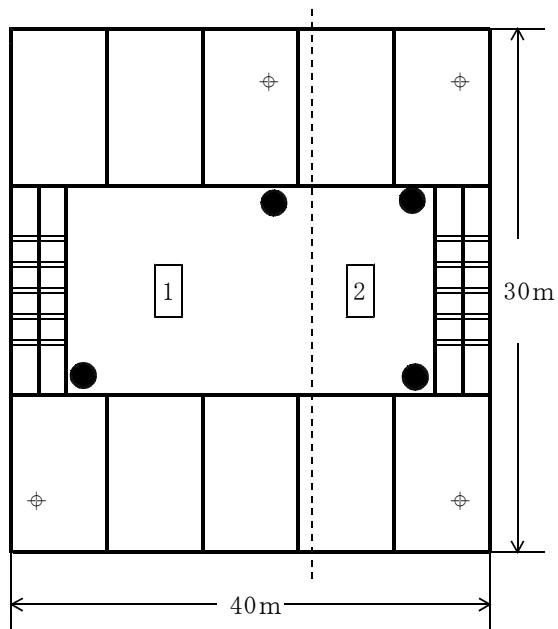
---- 警戒区域境界線

(以下この基準の図中において同じ。)

イ 通路の中央からガス漏れ表示灯（以下「表示灯」という。）を容易に見通すことができる場合は、1の警戒区域の面積を1,000 m<sup>2</sup>以下とすることができる。（第12-3図参照）

第12-3図

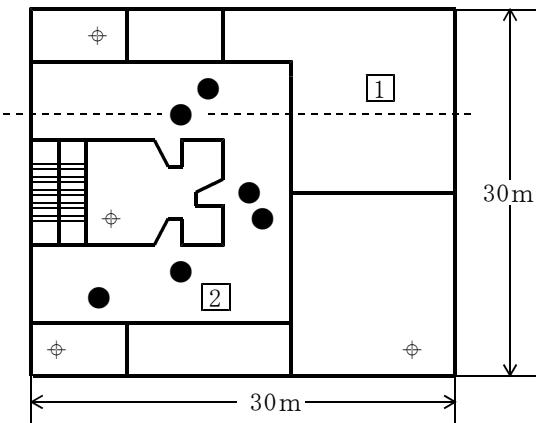
〈床面積 1,200m<sup>2</sup>〉



ウ 通路の中央から表示灯を容易に見通すことができない場合は、1の警戒区域の面積を600m<sup>2</sup>以下とすること。また、表示灯は、通路に面する各出入口に設けること。（第12-4図参照）

第12-4図

〈床面積 900m<sup>2</sup>〉

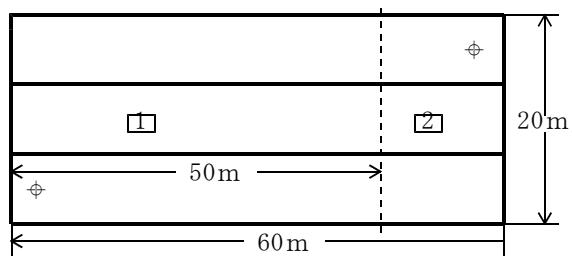


エ 区画されていない大規模な室の場合は、一辺の最大長を50m以下とし、かつ、1の警戒区域の面積を1,000m<sup>2</sup>以下とすることができます。

なお、警戒区域一覧図が容易に識別できるよう、境界線は直線状に設けること。（第12-5図及び第12-6図参照）

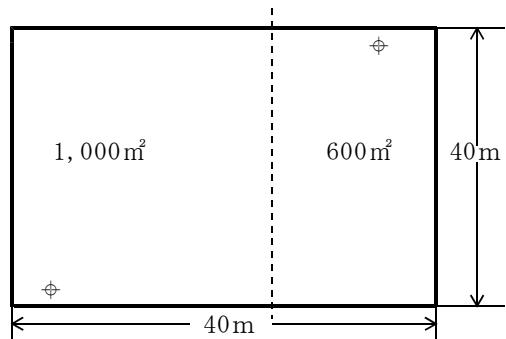
第12-5図

〈床面積 1,200 m<sup>2</sup>〉



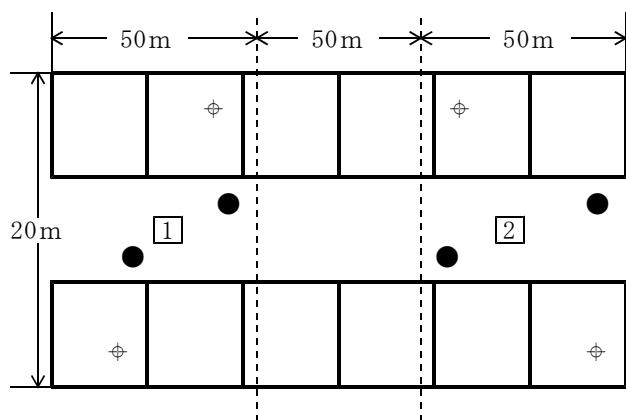
第12-6図

〈床面積 1,600 m<sup>2</sup>〉

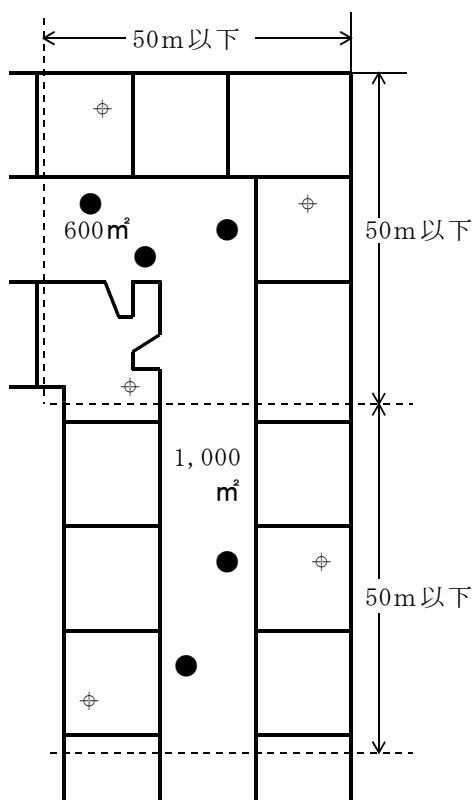


オ その他第12-7図から第12-9図の例により設けること。

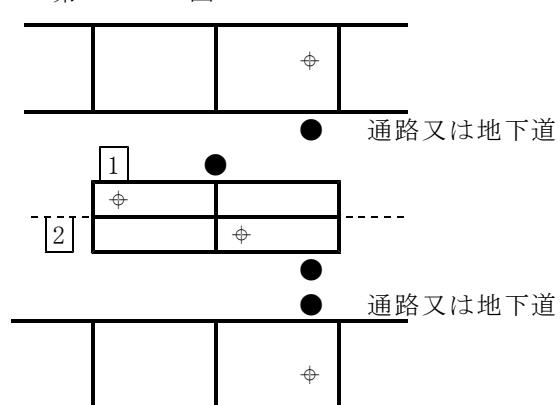
第12-7図



第12-8図



第12-9図



(5) 貫通部の警戒区域は、燃焼器等の警戒区域とは別とすること。ただし、貫通部に燃焼器等が接近して存する場合において、1のガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）を設けることで規則第24条の2の3第1項第1号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとすることができます。この場合、受信機の表示窓には、貫通部及び燃焼器等の設置場所をそれぞれ表示すること。

(6) 貫通部が2以上接近して存する場合において、1の検知器を設けることで規則第24条の2の3第1項第1号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとすることができます。

2 受信機は、本章、基準11、第2項の規定の例により設けること。

3 検知器の構造及び性能は、「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和56年消防庁告示第2号）」第2及び第3、1の規定によるものとし、その設置は、次の各号によること。

(1) 規則第24条の2の3第1項第1号イ（イ）及びロ（イ）に規定する水平距離は、次のアからエまでによること。

ア 単一バーナーの燃焼器は、バーナー部分の中心からの距離とする。

イ 複数バーナーを有するガス燃焼器は、各バーナー部分の中心からの距離とする。

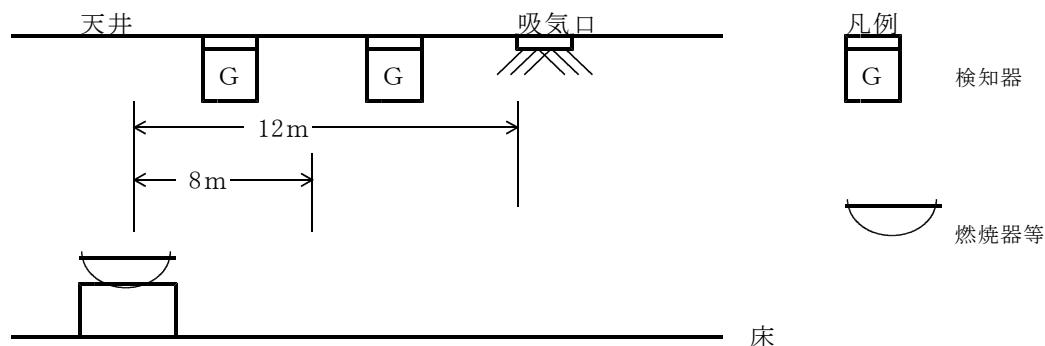
ウ ガス栓は、ガス栓の中心からの距離とする。

エ 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離とする。

(2) 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合で、燃焼器等のある室の天井面の付近に吸気口があるときは、次のアからオまでにより設けること。

ア 燃焼器等から水平距離が8mを超えて12m以内に吸気口がある場合は、8m以内の天井面に設けるほか、当該吸気口付近にも設けること。（第12-10図参照）

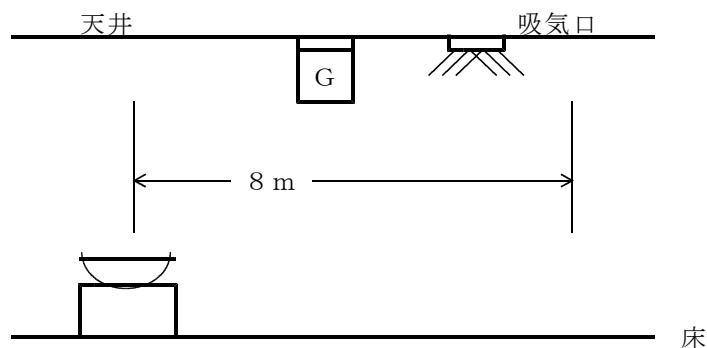
第12-10図



イ 燃焼器から水平距離 8 m 以内に吸気口がある場合は、当該吸気口付近に設けることができる。

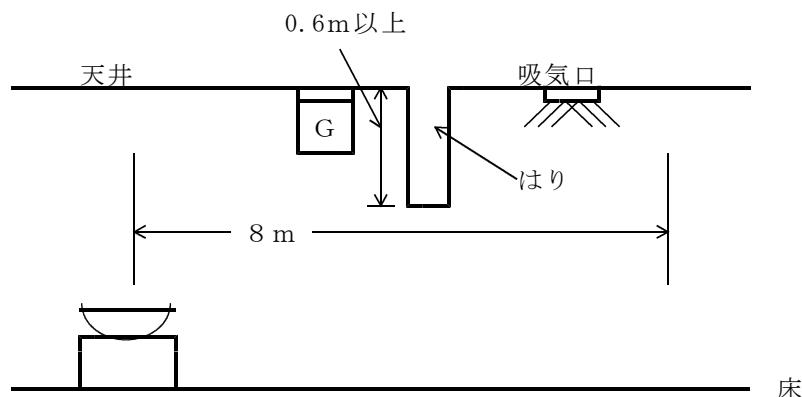
(第 12-11 図参照)

第 12-11 図



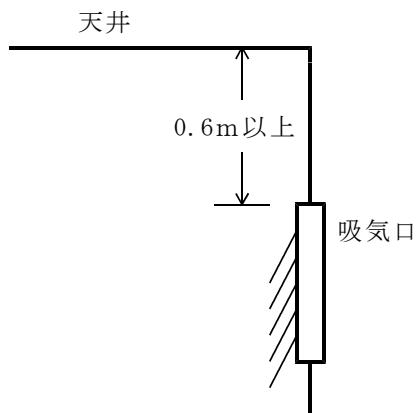
ウ 吸気口が 0.6 m 以上突き出したはり等により燃焼器などから区画されている場合は、当該吸気口付近に設けないことができる。 (第 12-12 図参照)

第 12-12 図



エ 吸気口が天井面より 0.6 m 以上下がった位置にある場合は、当該吸気口付近に設けないことができる。 (第 12-13 図参照)

第 12-13 図

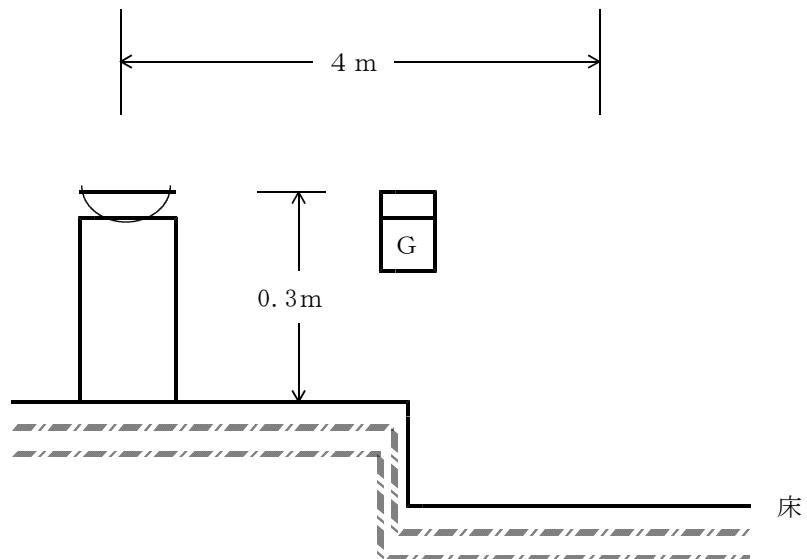


オ ア及びイにより吸気口付近に設ける場合は、吸気口から1.5m以内で、かつ、燃焼器等から漏れたガスを有効に検知できる方向に設けること。

(3) 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合は、次のア及びイによること。

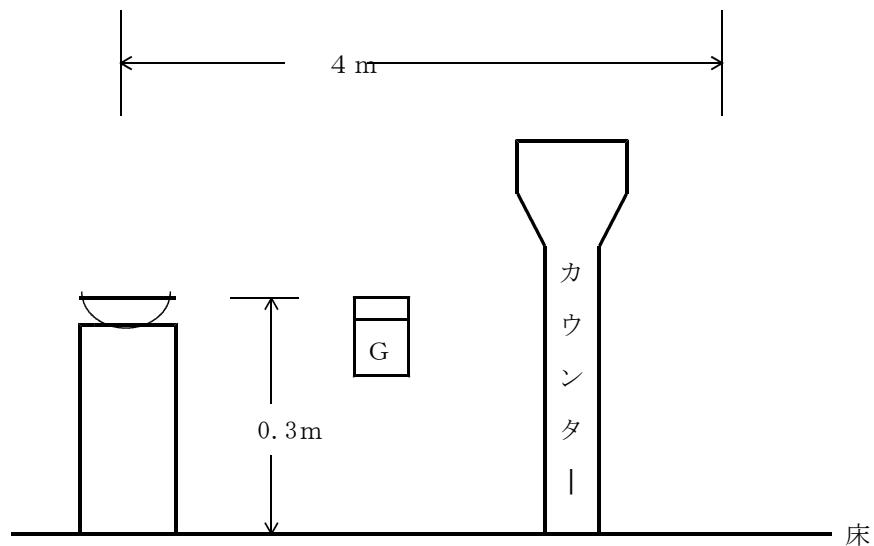
ア 床面に段差がある場合は、燃焼器等又は貫通部の設けられている側に設けること。（第12-14図参照）

第12-14図



イ 燃焼器等又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合は、燃焼器等又は貫通部側に設けること。（第12-15図参照）

第12-15図



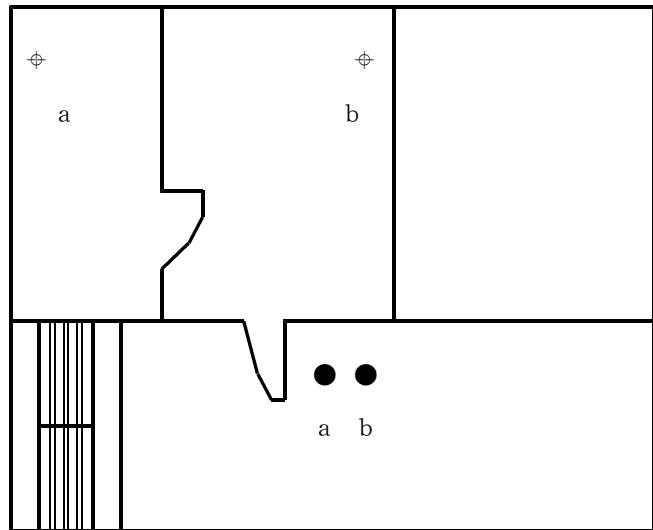
4 中継器は、本章、基準11、第6項の規定の例によるほか、各種表示灯を有するものは、点灯状況が容易に視認できる位置に設けること。

5 音声警報装置は、本章、基準15、第2項の規定の例により設けること。

6 表示灯は、次の各号によること。

- (1) 検知器の作動と連動すること。
- (2) 直近に表示灯である旨の表示すること。
- (3) 表示灯は、通路に面する出入口に設けること。 (第12-16図参照)

第12-16図



7 検知区域警報装置は、次の各号によること。

- (1) 検知器の作動と連動すること。
- (2) 検知区域内に設けること。
- (3) 直近に検知区域警報装置である旨を表示すること。ただし、検知器に警報装置を有する場合は、この限りでない。☆
- (4) 警報音は他の警報音、騒音等と明らかに区別できること。

8 非常電源は、本章、基準24によるほか、受信機の予備電源の容量が必要とする非常電源容量以上であり、かつ、予備電源の配線が規則第12条第1項第4号ニに規定する配線（予備電源が内蔵されているものは除く。）のものは、当該予備電源を非常電源とすることができる。

### 基準13 漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

1 令第22条第1項第7号に規定する契約電流容量の算定は、次の各号によること。

- (1) 防火対象物の関係者と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（A）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（kVA）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（kW）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）はその契約の電流値、契約容量又は契約電力は、標準電圧を100V又は200V、力率を1.0として第13-1式により求めた値とすること。

#### 第13-1式

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{\text{契約容量 (kVA) 又は契約電力 (kW)} \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V又は200V)} \times \text{力率 (1.0)}}$$

注 1 電気方式が三相3線式の場合は、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

2 電気方式が単相3線式の場合は、標準電圧を200Vとすること。

- (2) 従量電灯甲の契約種別で電力が供給されている場合の契約電流容量は、契約が1である場合は、50A以下とし、1の防火対象物で契約が2以上あるものは、1契約あたりの契約容量を3kVAとして第13-1式により求めた値とすること。

- (3) 同一敷地内に防火対象物が2以上ある場合で、契約種別が1である場合は、当該防火対象物の契約電流容量を、当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（kVA又はkW）から第13-2式によって求めた値とすること。

#### 第13-2式

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{\text{負荷設備総容量 (kVA又はkW)} \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V又は200V)} \times \text{力率 (1.0)}} \times \text{需要係数 (0.6)}$$

注 1 電気方式が三相3線式の場合は、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

2 電気方式が単相3線式の場合は、標準電圧を200Vとすること。

- (4) 高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において第13-2式により算出した値とすること。

- (5) 同一の防火対象物に、同一契約種別の電力が2以上供給されている場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

2 漏電火災警報器は、次の各号に掲げる場所以外の場所に設けること。ただし、当該漏電火災警報器に対し、防爆、防食、防湿、防振、静電的遮へい等設置場所に応じた適当な防護措置を施したものは、この限りでない。

- (1) 可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉等が滞留するおそれのある場所  
(2) 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取扱う場所  
(3) 腐食性の蒸気、ガス等が多量に発生するおそれのある場所  
(4) 湿度が高い場所  
(5) 温度変化の激しい場所  
(6) 振動が激しく、機械的損傷を受けるおそれのある場所

(7) 大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所

3 設置方法は、規則第24条の3の規定によるほか、次の各号によること。（第13-1図から第13-6図まで参照）

(1) 高周波による電磁誘導障害を排除するため、次のアからウまでに掲げる措置を講じること。

ア 誘導防止用コンデンサを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れること。

イ 変流器の2次側配線は、次の（ア）から（ウ）までによること。

（ア）配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。

（イ）配線こう長をできる限り短くすること。

（ウ）大電流回路からはできるだけ離隔すること。

ウ その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。

(2) 同一敷地内の管理について、権原を有する者が同一の者である令第22条第1項に該当する建築物が、2以上近接している場合（令第8条の規定により別の防火対象物とみなされる各部分が2以上ある場合及び令第9条の規定により1の防火対象物とみなされる各部分が2以上ある場合を含む。）において、当該建築物が電気の引込線を共通するときは、当該共通する引込線ごとに1個の漏電火災警報器を設置することができる。

(3) 変流器を警戒電路に設ける場合は、当該警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和として最大負荷電流値以上とし、B種接地線に設ける場合は、当該警戒電流の定格電圧の数値の20%に相当する数値以上の電流値とすること。

(4) 変流器は、防火対象物に電力を供給する電路の引込部の外壁等に近接した電路又はB種接地線で、点検が容易な位置に設置すること。

(5) 変流器を屋外の電路に設ける場合は、屋外型のものを設けること。ただし、防水上有効な措置を講じた場合は、屋内型のものを設けることができる。

(6) 受信機は屋内の点検が容易な場所に設けること。ただし、防水上有効な防護措置を施した場合は、屋外の点検の容易な場所に設けることができる。

(7) 受信機及び変流器が互換性型のものには、受信機の銘板に表示された形式の変流器と組み合わせて設けること。

(8) 受信機及び変流器が非互換性型のものには、同一製造番号のものと組み合わせて設けること。

(9) 変流器又は受信機の定格電圧が60Vを超える変流器又は受信機の金属ケースには、接地を施すこと。ただし、乾燥している場所等に設ける場合は、この限りではない。

4 公称作動電流設定値は、警戒電路の負荷、使用電線、電線こう長等を考慮し、警戒電路に設けるものは、100mAから400mA、B種接地線に設けるものは、400mAから800mAを標準として誤報が生じない範囲内に設置すること。

5 操作電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次の各号によること。

(1) 操作電源は電流制限器（電流制限器を設けていない場合は主開閉器）の1次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器（定格15Aのヒューズ付開閉器又は定格20Aの配線用遮断器に限る。）を設けること。（第13-7図参照）

(2) 操作電源の開閉器には、漏電火災警報器の電源である旨を赤色で表示をすること。

(3) 配線に用いる電線は、第13-1表のA欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれB欄に掲げる規格に適合し、かつ、C欄に掲げる導体直径若しくは導体の公称面積を有するもの又はB欄及びC欄に掲げる電線に適合するものと同等以上の電線としての性能を有するものであること。

(4) 配線が壁体等を貫通する場合は、がい管等の防護措置を施すこと。

第13-1表

A欄	B欄	C欄
操作電源の配線に用いる電線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線(IV)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV))	導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上
変流器の2次側屋内配線に使用する電線	JIS C 3306 (ビニルコード) JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線(IV)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 396 (警報用ホリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	断面積0.75㎟以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上
変流器の2次側屋内又は屋外配線に使用する電線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線(IV)) JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線(OW)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 396 (警報用ホリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	導体直径1.0mm以上 導体直径2.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上
変流器の2次側架空配線に使用する電線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線(IV)) JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線(OW)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS 396 (警報用ホリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	導体直径2.0mm以上の硬銅線** 導体直径2.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上
地中配線に使用する電線	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV))	導体直径1.0mm以上
音響装置の配線に使用する電線	地中配線のもの JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV))	導体直径1.6mm以上
	架空配線のもの JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線(OW))	導体直径2.0mm以上
	前記以外のもの JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線(IV))	導体直径1.6mm以上
	使用電圧が60V以下のもの*** JCS 396 (警報用ホリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *	導体直径0.5mm以上

備考 \*は、屋内型変流器の場合に限る。

\*\*は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

\*\*\*は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線は、本表のB欄に掲げるJCS 396以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

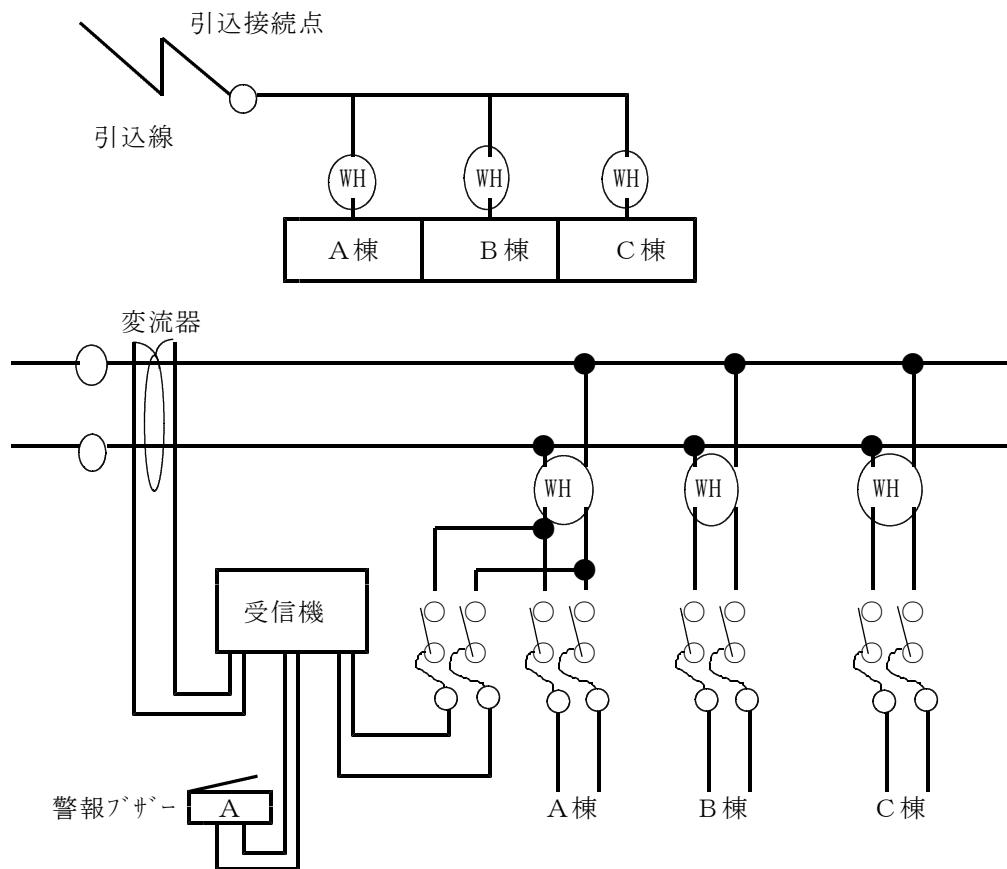
(注) JCS 日本電線工業会規格

6 変流器の設置位置は、次の例によること。

例 1 同一敷地内の設置対象物が 2 以上ある場合の設置例

〈各棟の電路の引込方法が連接式で、引込線の接続点以降の配線（引込配線）が需要家の財産である場合〉

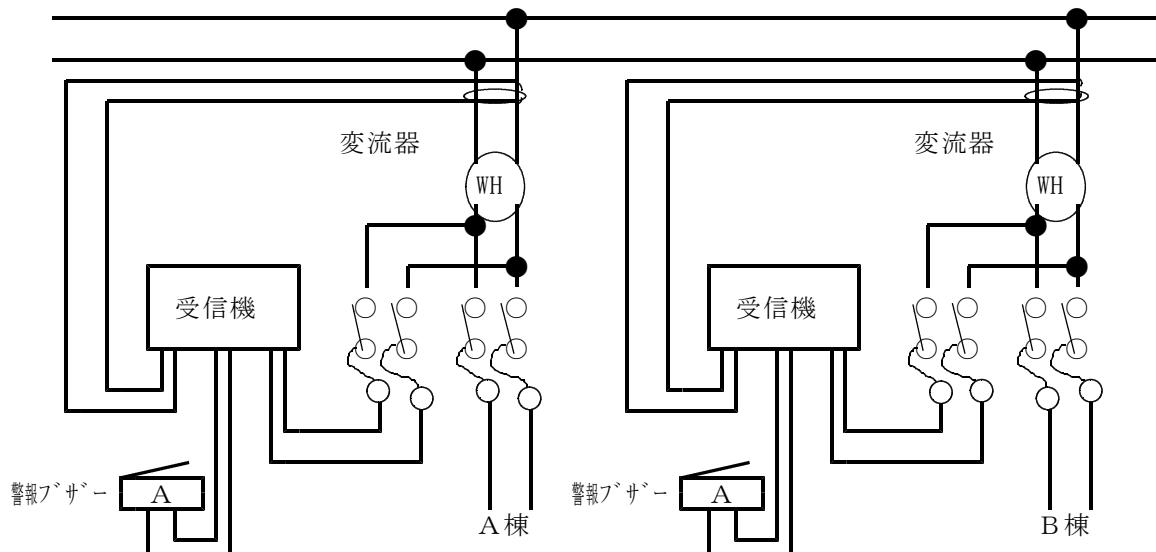
第 13-1 図



備考 操作電源が使用場所の状況等により、共用負荷がなく各棟のいずれからも取れない場合は、当該地域の電気事業者と協議するものであること。

第 13-2 図

〈連接引込線が電気事業者の財産である場合〉

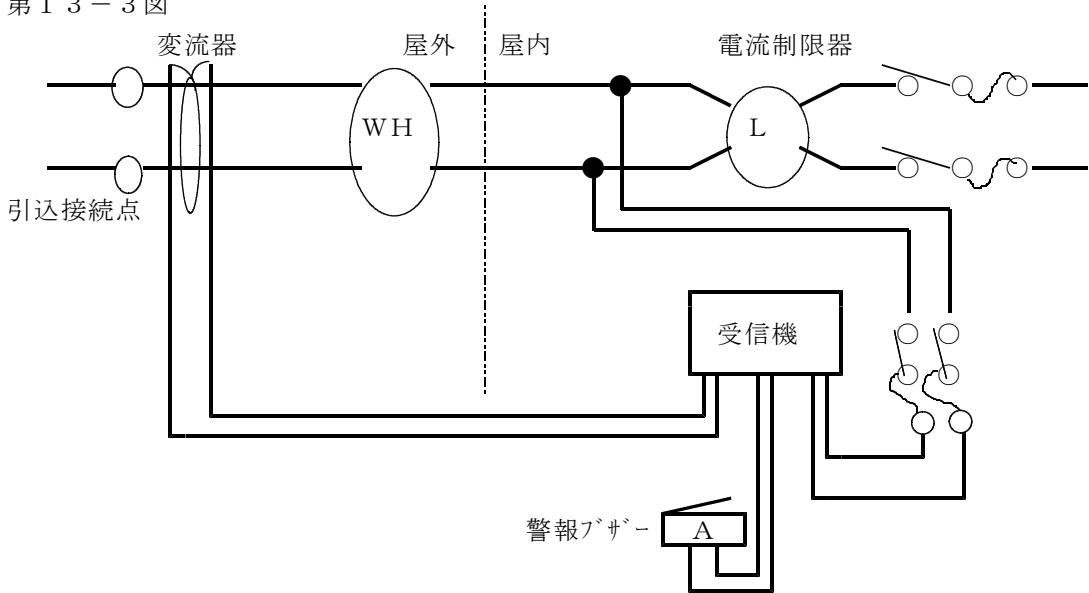


備考 連接引込線を前の例により取り扱う場合は、当該地域の電気事業者と協議するものであること。

例2 低圧による引込方式の設置例

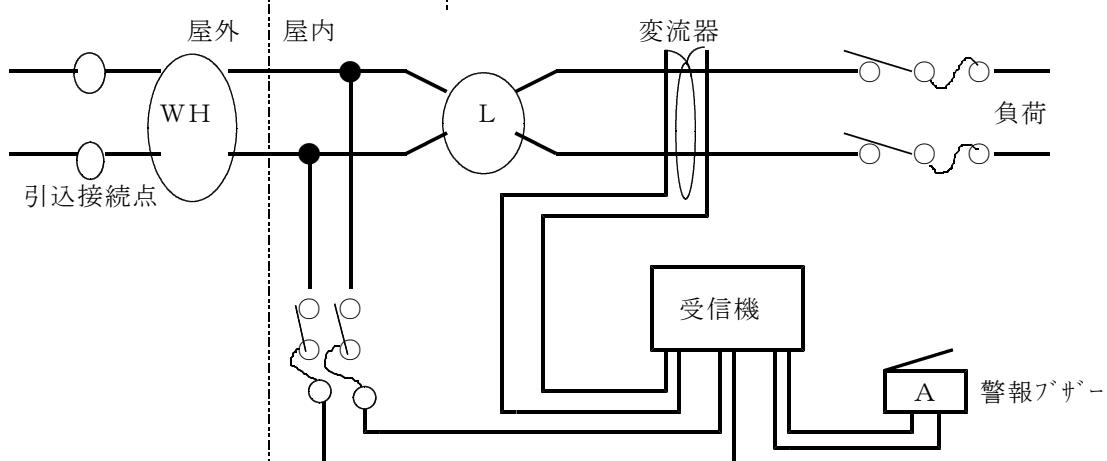
〈変流器を屋外に設けた場合〉

第13-3図



〈変流器を屋内に設けた場合〉

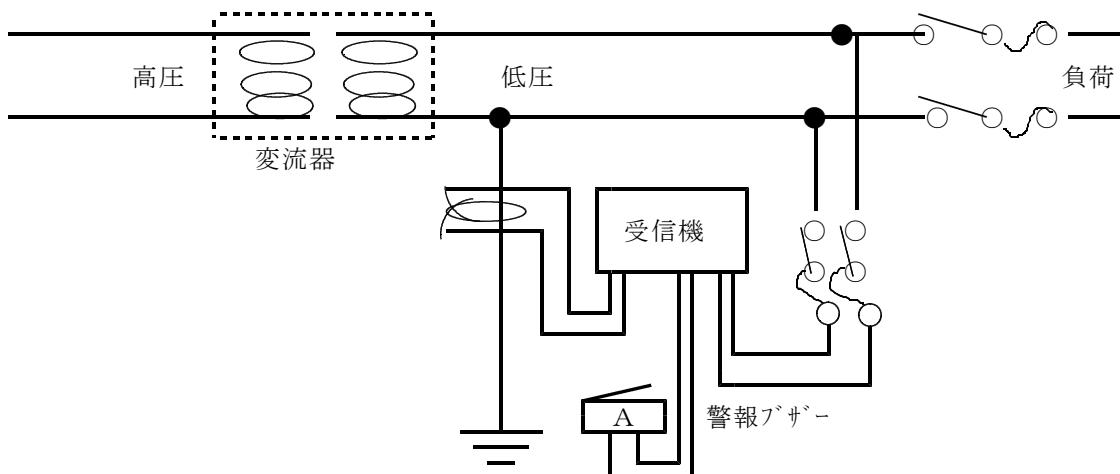
第13-4図



例3 変圧器のB種接地線に設ける方式の設置例

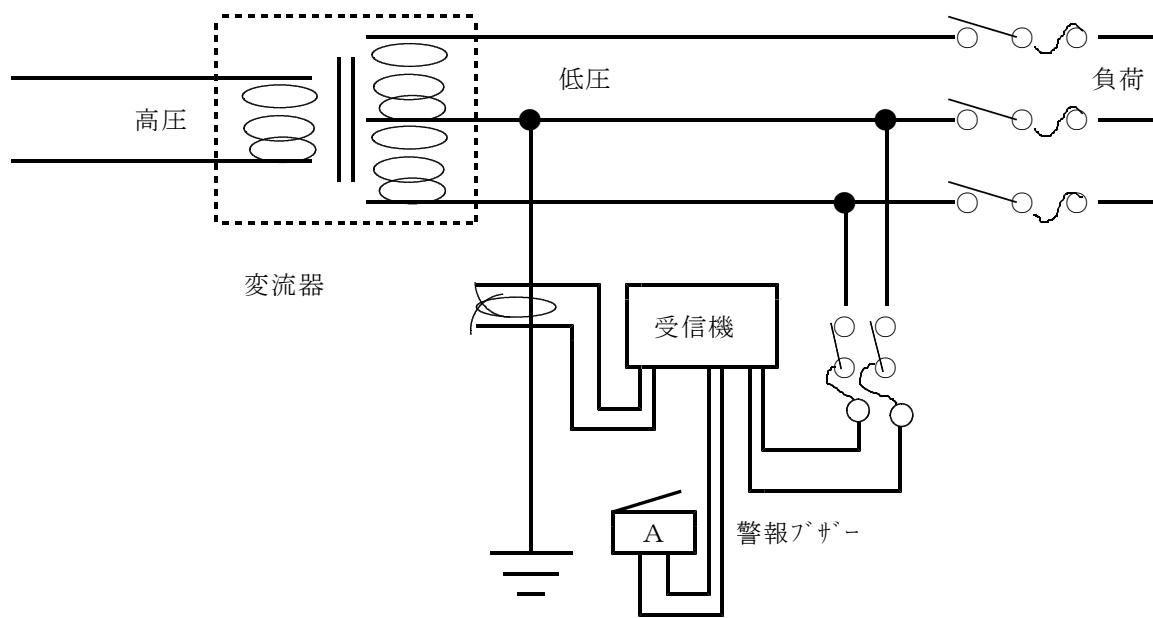
〈単相変圧器のB種接地線に設ける場合〉

第13-5図



〈単相 3 線式変圧器の接地線に設ける場合〉

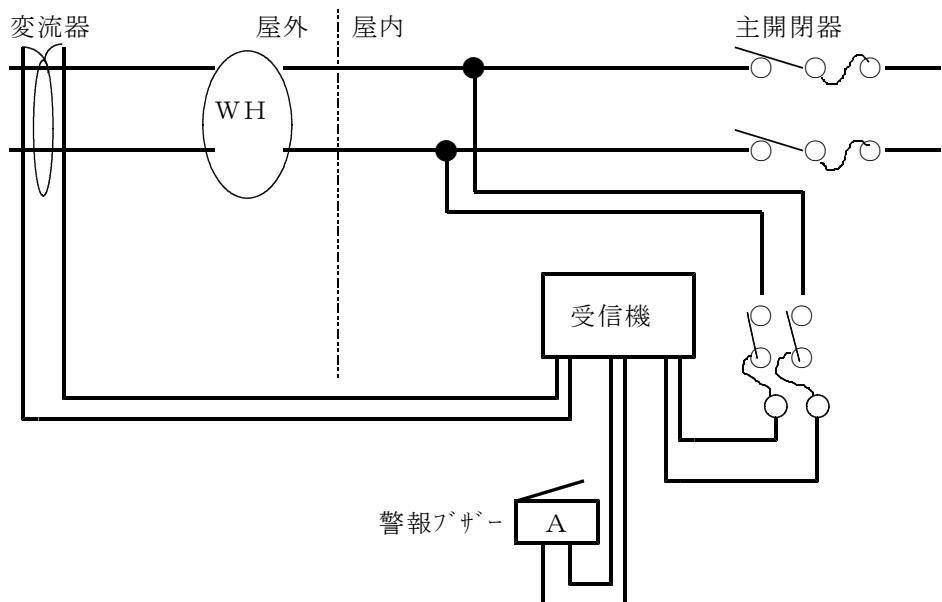
第 13-6 図



7 操作電源の分岐は、次の例によること。

〈主開閉器がある場合〉

第 13-7 図

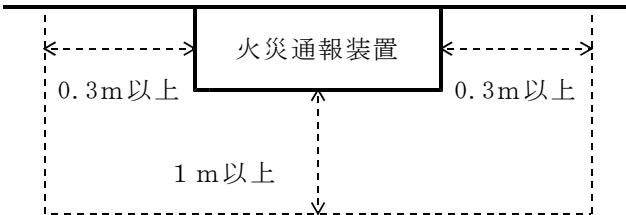


## 基準14 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 1 令第23条に定める「消防機関」とは、湖南広域行政組合消防本部、消防署、分署及び出張所とし、「著しく離れた場所」とは、概ね10km以上離れた場所とする。☆
- 2 規則第25条第1項に定める「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。◇
- 3 火災通報装置の設置及び維持に関する基準は、次の各号によること。
  - (1) 火災通報装置は「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号）に適合するもの又は安全センターの認定品とすること。☆
  - (2) 設置は、次のアからクまでによること。
    - ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合、原則として1の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。
    - イ 手動起動装置等には、いたずら等による誤報防止の措置が講じられていること。◇
    - ウ 温度、湿度、衝撃、振動及び地震による震動等の影響を受けないように設けること。◇
    - エ 周囲に操作及び点検に必要な空間を設けること。（第14-1図参照）◇

第14-1図



- オ 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置すること。◇
- カ 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設け、かつ、他の内線電話等と明確に区別させること。◇
- キ 手動起動装置、非常用送受話器には、標識等により、その旨を明示すること。◇
- ク 手動起動装置は、床面からの高さ0.8m（いすに座って操作するものにあっては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。◇
- (3) 接続する電話回線は、次のア及びイによること。
  - ア 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続すること。この場合において構内交換機等の内線には接続されていないものであること。
  - イ 電話回線は、利用度の低い加入回線又は利用度の低い発信専用回線のうちの1回線を使用すること。
- (4) 配線及び電源は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。◇

## 基準 15 非常警報設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

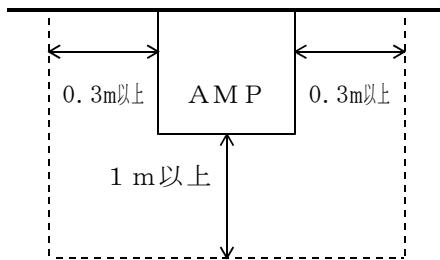
1 この基準における用語の意義は、次の各号によること。

- (1) 報知区域とは、1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。
- (2) 放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、電源及び配線により構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものにあっては、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう。
- (3) 起動装置とは、手動操作により増幅器等又は操作装置に火災である旨の信号を送ることができる発信機、非常用押ボタン、非常電話等をいう。
- (4) 増幅器とは、音声信号等を防火対象物の規模に対応した出力にまで増幅する機器をいう。
- (5) 増幅器等とは、増幅器と操作部を合わせたものをいう。
- (6) 操作部とは、放送設備の機能として必要なマイク、スイッチ、表示灯等からなり、必要な操作をする部位をいう。
- (7) 遠隔操作器とは、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。
- (8) 操作装置とは、起動装置から信号を受信し、火災である旨の警報を必要な階へ報知できる装置をいう。
- (9) 複合装置とは、起動装置、表示灯及び音響装置を組み合わせ、一体として構成したものに非常電源を内蔵したものをいう。
- (10) 相互通話設備とは、1の防火対象物に2以上の操作部が設けられている場合に、これらの操作部のある場所相互間で同時に通話することができる設備をいう。
- (11) 非常電話とは、起動装置として用いる専用電話をいい、親機、子機（以下この基準において「非常電話機」という。）、表示灯、電源及び配線により構成されているものをいう。
- (12) スピーカー回路分割装置（以下この基準において「回路分割装置」という。）とは、1の報知区域のスピーカー回路を2以上に分割する装置をいう。
- (13) 複数回線化とは、スピーカー回路を複数回線とするか、又は回路分割装置によりスピーカー回路を2以上に分割することをいう。
- (14) 一斉式非常放送設備とは、一斉放送のみが可能な放送設備をいう。

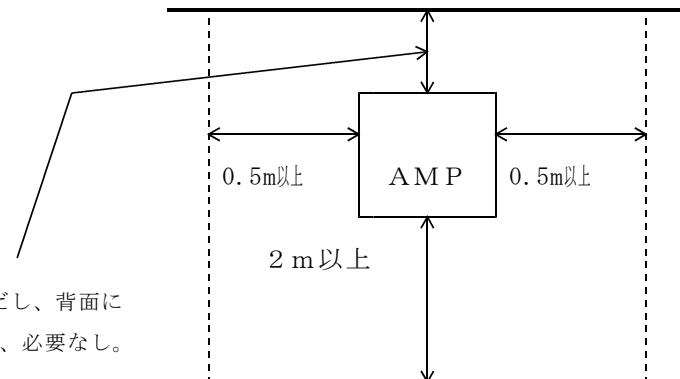
2 放送設備の設置及び維持に関する基準は、次の各号によること。

- (1) 放送設備は、「非常警報設備の基準」（昭和48年消防庁告示第6号。以下この基準において「告示第6号」という。）によるもの又は社団法人日本電子機械工業会の非常用放送設備委員会の認定品とすること。☆
- (2) 増幅器等は、次のアからウまでによること。
  - ア 設置は、次の（ア）から（ウ）までによること。
    - （ア）避難階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。ただし、次のa又はbのいずれかに適合する場合は、この限りでない。
      - a 耐火構造の壁、床又は天井で区画され、開口部に建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸が設けられた場所で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少なく、容易に避難できる場所に設ける場合
      - b 避難階に、遠隔操作器及び相互通話設備をそれぞれ「告示第6号、第4、8及び本章、基準11、第2項第4号に定めるところにより設ける場合 ☆
    - （イ）温度、湿度、衝撃及び振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。また、地震による震動の影響を受けない措置を講じること。☆
  - （ウ）周囲に操作上及び点検に必要な空間を設けること。（第15-1図及び第15-2図参照）

第15-1図



第15-2図



(凡例)

AMP

：増幅器等（以下この基準の図中において同じ。）

イ 構造及び性能は、次の（ア）から（オ）までによること。

（ア）非常用放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合、非常放送が起動すれば、自動的に非常放送以外の放送を直ちに停止できるものであること。

（イ）階別作動表示灯の1の表示窓に、1の報知区域が表示されるものであること。◇

（ウ）自動火災報知設備の地区音響装置が設置されている場合、地区音響装置の鳴動中にマイクスイッチを入れると地区音響装置の鳴動が停止し、またマイクスイッチを切ると再び地区音響装置が鳴動するものであること。この場合において、マイクスイッチを入れたとき又は放送設備と自動火災報知設備の受信機とを結ぶ配線に短絡、断線等が生じたときは、その旨が受信機に自動的に表示できること。

（エ）自動火災報知設備と連動する場合、感知器発報放送が起動してからタイマーにより火災放送を開始するまでの時間は、次のaからcまでによること。☆

a 防火対象物全体にスプリンクラー設備が設けられている場合は、5分以内とすること。

b 現場確認者と防災センター等の防災要員等が確保され、現場確認者から内線電話等により確認通報が操作部付近にいる防災要員等に伝達される体制が整っている場合は、5分以内とすること。

c a及びb以外の防火対象物は3分以内とすること。

（オ）警報を区分鳴動方式とする場合、本章、基準11、第4項第1号から第3号までの例によること。

ウ 表示等は、次の（ア）及び（イ）によること。

（ア）放送階選択のスイッチ部分には、報知区域の名称等を表示すること。

（イ）増幅器等及び遠隔操作器の設置場所には、報知区域一覧図を備えること。

（3）起動装置は、次のアからウまでによること。

ア 設置は、次の（ア）から（キ）までによること。

（ア）各階の主要通路等見通しが良く、操作上支障となる障害物のない場所に設けること。

（イ）雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じたものであること。

（ウ）可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けるものは、防爆構造のものであること。

（エ）非常電話の子機（以下この基準において「子機」という。）は、廊下等で他の消防用設備等が設置されている場所に併設して設けること。◇

（オ）非常電話の親機（以下この基準において「親機」という。）からの呼出機能のない子機は、

非常放送設備により有効に呼出すことができる位置に設けること。◇

(カ) 親機は増幅器等と併設し、かつ、それぞれ有効に操作できる位置に設けること。◇

(キ) 親機の分割された制御部と操作部は、原則として同一の室内に設けること。◇

イ 構造及び性能は、次の(ア)から(カ)までによること。

(ア) 1の起動装置を操作した場合、当該防火対象物に設けられている全ての音響装置を一斉に鳴動させることができるものであること。ただし、区分鳴動とした場合は、この限りでない。

(イ) 子機の送受話器を取上げることにより自動的に親機への発信が可能なものであること。◇

(ウ) 親機は、子機の発信を受信した場合、送受話器を取上げる等、簡単な操作で親機の火災音信号は停止し、発信者と相互に同時通話できるものであること。◇

(エ) 非常電話の収納箱及び親機の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び不燃性を有するものであること。◇

(オ) 親機と増幅器等の連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること。◇

(カ) 非常電話の回路が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないものであること。◇

ウ 表示等は、次の(ア)から(エ)までによること。

(ア) 親機は、子機の発信により、発信階表示灯が点灯するか、又は発信階が識別できる表示装置等を備えていること。◇

(イ) 非常電話は、収納箱に収納し、その表面又は直近に赤地に白の文字で「非常電話」と表示すること。また、非常電話機本体正面又は収納箱表面に設置階及び電話番号を表示すること。◇

(ウ) 親機の部分には、起動階一覧図を備えること。◇

(エ) 親機の選択スイッチの部分には、起動階等の名称を表示すること。◇

(4) スピーカーは、次のアからウまでによること。

※ (平成6年2月1日付け消防予第22号)

ア 設置は、次の(ア)から(エ)までによること。

(ア) 音響効果を妨げる障害物がない場所に設けること。

(イ) 温度若しくは湿度が高い場所、雨水若しくは腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所又は可燃性ガス若しくは粉じん等が滞留するおそれがある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じたものであること。

(ウ) エレベーターが設置されている防火対象物は、エレベーター内にスピーカーを設けること。◇

(エ) 防火対象物の屋上部分に、不特定多数の者が出入りする遊技場、ビヤガーデン等がある場合、当該部分にスピーカーを設けること。◇

イ 放送区域は、次の(ア)から(オ)までによること。

(ア) 部屋の間仕切りは、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式、移動式に関わらず、壁として取り扱うこと。

(イ) 規則第25条の2第2項第3項口(イ)かっこ書きの「遮音性の著しく低いもの」には、障子、ふすま、カーテン(アコーディオンカーテンを除く。)、つい立て、格子戸その他これらに類するものが含まれる。ただし、出入口の戸が障子、ふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として1の放送区域として取り扱うこと。☆

(ウ) カラオケボックス、カラオケルーム等又は居室以外の部分で、當時人のいる可能性のある遮音性の高い場所は、規則第25条の2第2項第3号口(ロ)ただし書きにかかわらず、当該部屋を1の放送区域として取り扱うこと。◇

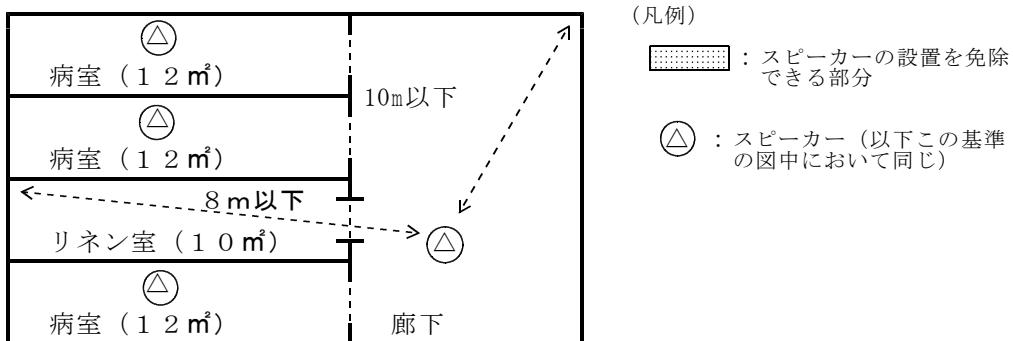
(エ) 規則第25条の2第2項第3号口(ロ)ただし書きに定めるスピーカの設置を免除できる放送

区域及びスピーカーの設置場所は、第15-3図又は第15-4図の例によること。

ただし、火災の発生を有効に、かつ、すみやかに報知することができる場合に限る。

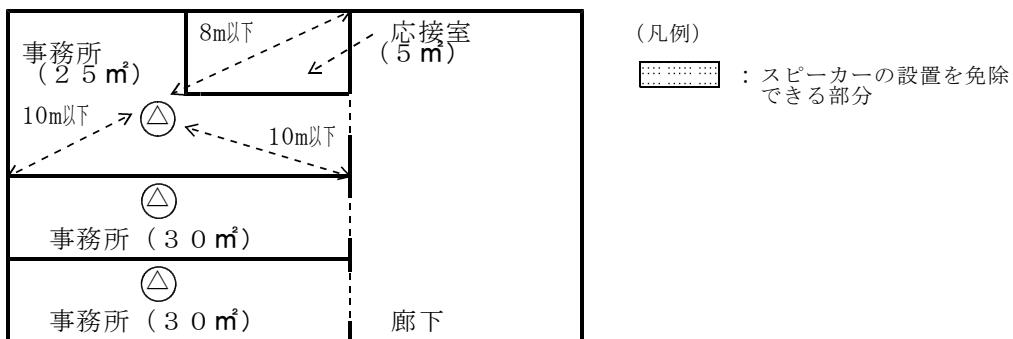
第15-3回

〈居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合〉



第15-4図

〈居室でスピーカーの設置を免除できる場合〉



ウ 複数回線化は、次の（ア）から（エ）までによること。

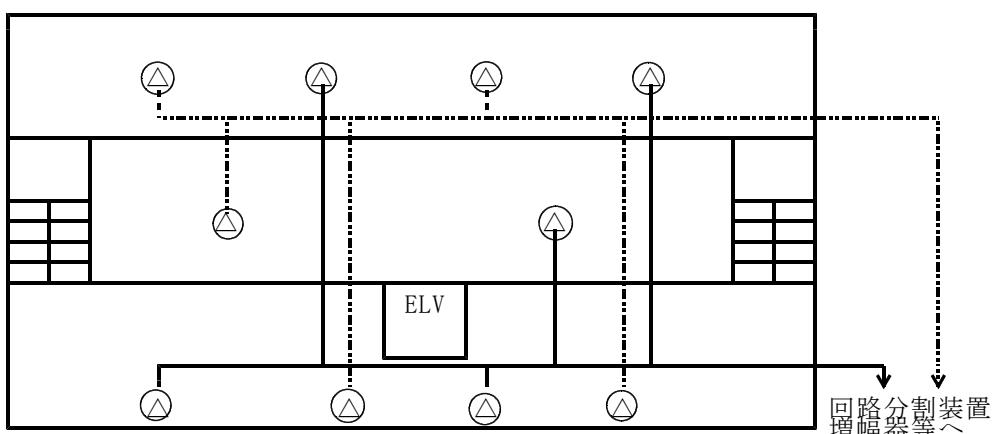
(ア) 令別表第1 (5) 項、(6) 項及び(16) 項((5) 項及び(6) 項の用途に供する部分に限る。)に掲げる防火対象物ならびにカラオケルーム、会議室等小規模な部屋が連続して存する防火対象物又は防火対象物の部分は、スピーカーの配線を複数配線化とすること。◇

(イ) 複数回線の配線方法は、次の a 又は b によること。☆

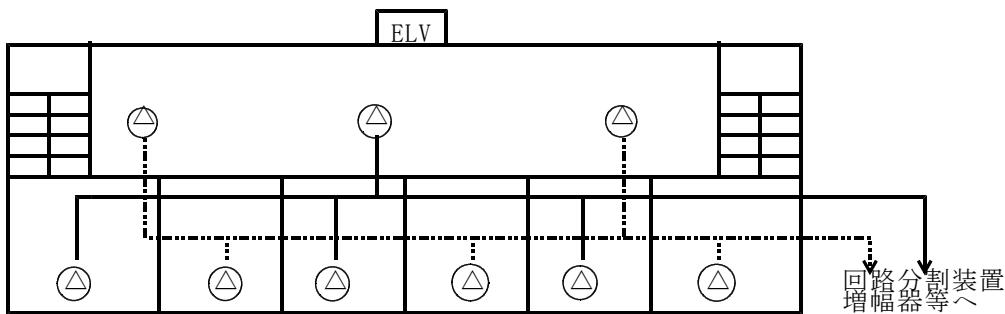
#### a 隣接するスピーカーを別の回路とする方法

各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるように配置すること。（第15-5図又は第15-6図参照）

第15-5図

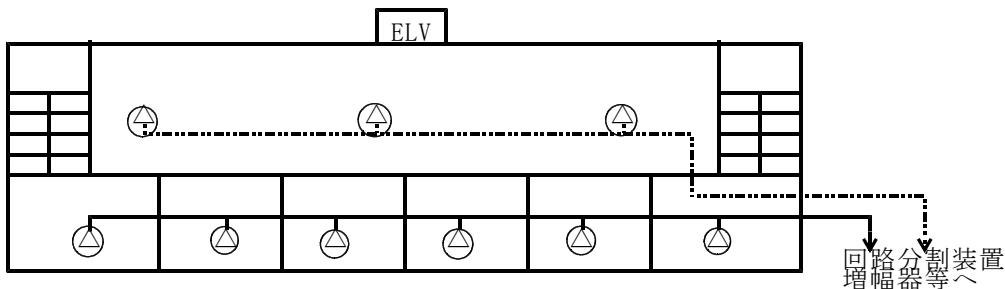


第15-6図



b 居室部分と廊下等の共用部分を別の回路とする方法（第15-7図参照）

第15-7図



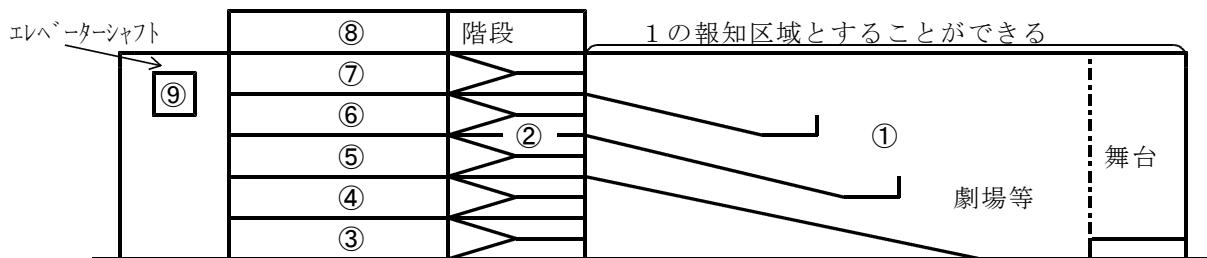
(ウ) 回路分割装置は、次の a から g までによること。◇

- a 各出力回路は、1の回路が短絡した際、他の回路に影響をおよぼさない措置を講じること。
- b 出力回路が短絡した場合の表示は、当該装置又は操作部に表示すること。
- c 電源を必要とするものは、当該装置が10分以上正常に作動する容量の非常電源又は予備電源を設けること。
- d 原則として各階ごとに設けること。
- e 防火上有効な場所に設置するか、不燃性の収納箱に入れる等の措置を講じること。
- f 点検に支障のない場所に設けること。
- g 報知区域一覧図には、回路分割装置の使用区域を記入すること。

(5) 報知区域の設定は、次のアからウまでによること。

- ア 各階の報知区域は、原則として階別とすること。ただし、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合は、この限りでない。
  - （ア）劇場等の階の一部が吹抜けになっている部分で、天井面等に取り付けられたスピーカーにより有効な音量が得られる場合は、当該部分を1の報知区域とすることができます。（第15-8図参照）

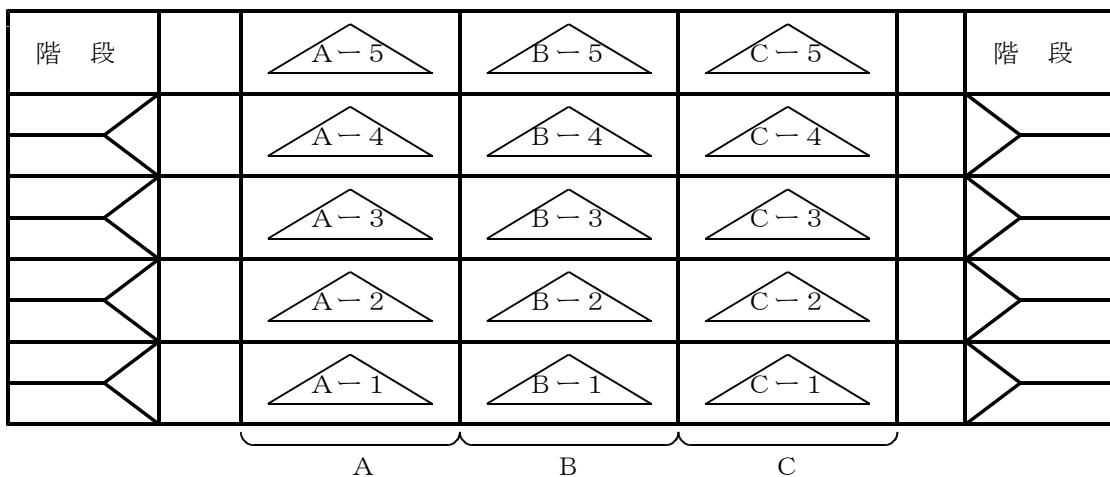
第15-8図



備考 ○内の数字は、報知区域を示す。

(イ) 1の階が広大な防火対象物の場合は、当該階の床面積1, 200m<sup>2</sup>以上ごとに、1の報知区域とすることができる。（第15-9図及び第15-1表又は第15-10図及び第15-2表参照）◇

第15-9図



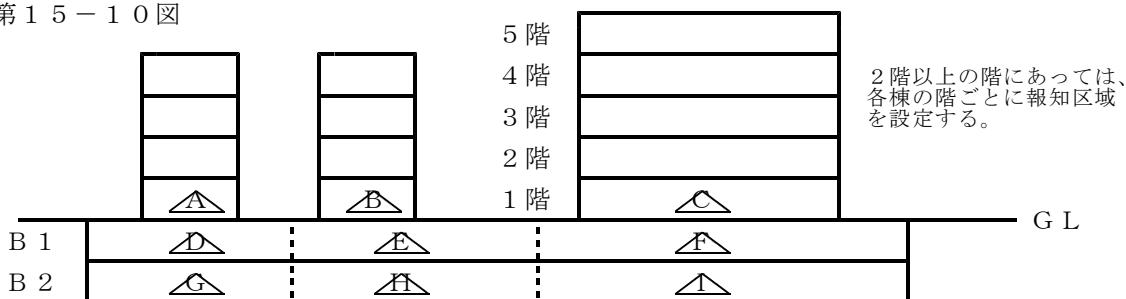
備考 1 △内の記号は、報知区域を示す。

2 各報知区域の床面積は、1,200m<sup>2</sup>以上である。

第15-1表 (第15-9図における報知区域)

出火階	同一報知区域
A-3	A-3、A-4、B-3、B-4
B-3	B-3、A-3、C-3、A-4、B-4、C-4
C-3	C-3、C-4、B-3、B-4

第15-10図



備考 1 △内の記号は、報知区域を示す。

2 各報知区域の床面積は、1,200m<sup>2</sup>以上である。

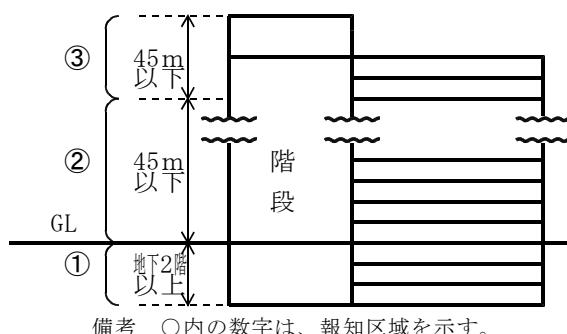
第15-2表 (第15-10図における放送区域)

出火階	同一報知区域
A	A、D、G
B	B、E、H
C	C、F、I
D又はG	D、A、G、E、H
E又はH	E、B、H、D、G、F、I
F又はI	F、C、I、H、E

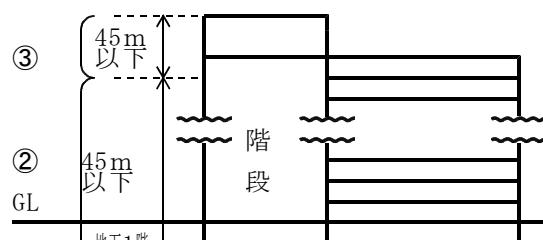
イ 特別避難階段等又はエレベーター内は、各階の部分とは別の報知区域とすること。この場合、エレベーター内の放送は、他の全ての報知区域と連動して放送できるものであること。ただし、当該エレベーターに直接連絡されていない階等は、この限りでない。（第15-8図参照）◇

ウ 特別避難階段及び屋内避難階段は、地階部分と地上階部分とは別の報知区域とし、かつ、高さ45m以下ごとに1の報知区域とすること。（第15-11図参照）ただし、地階の階数が1のものは、地上階部分と同一の報知区域とすることができます。（第15-12図参照）

第15-11図



第15-12図



(6) 表示灯は、次のアからウまでによること。

ア 通行に支障がなく、多数の者の目に触れやすい位置に設けること。

イ 設置位置は、起動装置の上部で、天井面から0.6m以上離れた位置とすること。

ウ 雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所もしくは可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じたものであること。

(7) 相互通話装置は、本章、基準11、第2項第4号の規定の例によること。

(8) 配線は、本章、基準24によるほか、次のアからカまでによること。

ア 増幅部及び操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅部から操作部までの配線は、規則第25条の2第2項第4号ニの規定によること。ただし、増幅部から操作部又は操作部から増幅部に非常電源を供給する場合の非常電源回路は、耐火配線とすること。

イ 遠隔操作部のみが規則第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置される場合で、増幅部又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火配線とすること。

ウ 増幅器からスピーカーまでの配線は、火災の際、1の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。

エ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切換える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回線に接続される方式とすること。◇

オ 放送設備の起動により業務用の放送設備等を停止する方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、業務用の放送等が停止されること。◇

カ 増幅器等と遠隔操作器との間のマイク回路に使用する配線でスピーカー配線等からの誘導、外来雑音等が生じるおそれがある場合は、耐熱シールド線を使用すること。◇

(9) 非常電源は、本章、基準24の規定によるほか、起動装置として非常電話を用いる場合の容量は、非常電話機を2回線同時に作動させ、かつ、30分間その作動が継続できる容量とすること。

3 非常ベル又は自動式サイレンの設置及び維持に関する基準は、次の各号によること。

(1) 操作装置は、次のアからウまでによること。

ア 設置は、次の（ア）から（ウ）までによること。

（ア）点検に便利な場所に設けること。

（イ）温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。また、地震による震動の影響を受けない措置を講じること。

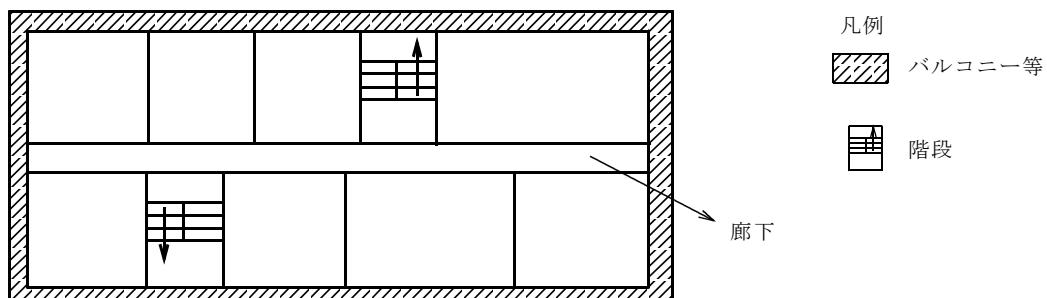
- (ウ) 起動装置の設けられた操作装置は、操作の容易な場所に設けること。  
イ 構造及び性能は、次の（ア）及び（イ）によること。  
（ア） 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15個以下であること。  
（イ） 自動火災報知設備と連動する場合、無電圧マーク接点により、相互の機能に異状を生じないこと。  
ウ 多回線用の操作装置の地区表示窓には、報知区域の名称等を表示すること。
- (2) 音響装置は、次のアからカまでによること。
- ア 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。  
イ 雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所若しくは可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれのある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じたものであること。  
ウ 防火対象物の屋上部分に、不特定多数の者が出入りする遊技場、ビアガーデン等がある場合、当該部分に音響装置を設けること。  
エ 取付け高さは、天井面から0.3m以上、床面から1.5m以上の位置に設けること。◇  
オ 音量及び音色が、他の設備等の音響又は騒音等と明確に判別できるように設けること。  
カ 損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。
- (3) 規則第25条の2第2項第1号イ（ロ）の「特定1階段等防火対象物であって、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所があるもの」とは、本章基準11第4項第5号（「自動火災報知設備の地区音響装置」は「非常警報設備の音響装置」に読み替え）によること。
- (4) 規則第25条の2第2項第1号イ（ロ）の「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、本章基準11第4項第6号（「自動火災報知設備の地区音響装置」は「非常警報設備の音響装置」に読み替え）によること。
- (5) 起動装置は、前項第3号ア（ア）から（ウ）及び同号イ（イ）の規定の例により設けること。
- (6) 表示灯は、前項第6号の規定の例により設けること。
- (7) 複合装置は、前各号に定めるところによるほか、次のアからウまでによること。
- ア 床面からの高さが、0.8m以上1.5m以下の位置に設けること。  
イ 複合装置を2以上設ける場合は、連動端子間の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例により設けること。  
ウ 複合装置の常用電源の配線と連動端子間の配線を同一の金属管、ダクト等に納めて施工する場合、次の（ア）から（ウ）までによること。  
（ア） 非常警報設備の配線以外の配線は入れないこと。  
（イ） 連動端子間の電線は、本章、基準24、第24-6表に掲げる電線であること。  
（ウ） 常用電源の電線と連動端子間の電線とは、容易に識別できること。
- (8) 非常電源及び配線は、本章、基準24によること。

## 基準 1 6 避難器具の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準及び「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年 4 月 16 日付消防庁告示第 2 号）によるほか、次の各項に定めるところによる。

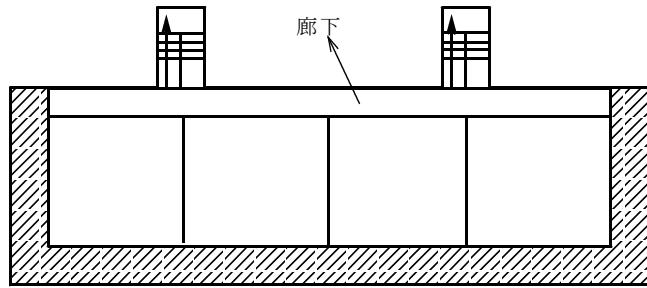
- 1 規則第 26 条第 3 項の「渡り廊下」は、敷地内の上空に設けるものは、幅員を 1.2 m 以上とし、かつ、避難時の予想される荷重に十分耐えるものとすること。なお、道路の上空に設ける渡り廊下は、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和 32 年 7 月 15 日 建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号）によること。
- 2 規則第 26 条第 3 項の規定は、渡り廊下により接続される 2 以上の防火対象物のそれぞれの階について、避難器具の設置個数を減ずることができる。
- 3 規則第 26 条第 5 項第 1 号への「バルコニーその他これに準ずるもの」（以下この基準において「バルコニー等」という。）とは、開放廊下、ひさし、床又は構造体の突出部が該当する。
- 4 バルコニー等の構造は、次の各号のいずれかによること。
  - (1) 耐火構造であること。
  - (2) 避難時の予想される荷重に十分耐えるものであること。
  - (3) 歩行等に支障のない平坦な構造であること。
  - (4) 外壁、柱等の外面からの有効幅が 60 cm 以上であること。
  - (5) 周囲（内側を除く。）に床面からの高さが 110 cm 以上の手すり壁、さく若しくは金網が設けられているものであること。ただし、避難上支障のないものはこの限りでない。
  - (6) 床面の傾斜が 1/10 以下であること。
- 5 規則第 26 条第 5 項第 1 号への「バルコニーその他これに準ずるもののが避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。この場合において、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は避難上障害となるものが置かれている場合で、当該仕切り等を容易に破壊し、又は障害物を除去することができるときは、この基準において避難上有効なバルコニー等として取り扱う。
  - (1) 防火対象物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合（第 16-1 図参照）

第 16-1 図



- (2) 防火対象物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下この基準において「直通階段」という。）のうち避難階段又は特別避難階段とした 2 以上のものに到達できる場合（第 16-2 図参照）

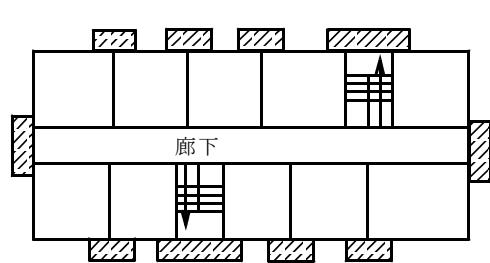
第16-2図



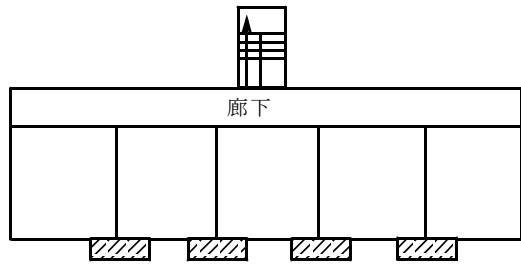
(3) 防火対象物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室間を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階段又は特別避難階段とした2以上の直通階段に到達できる場合（第16-3図参照）

第16-3図

良い例



悪い例



6 規則第26条第5項第1号への「あらゆる部分」とは、すべての居室の出入口が該当する。

7 規則第26条第5項第1号への「2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうち2以上のものに到達しうるよう設けられている」とは、次の各号をいう。

(1) 防火対象物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合（第16-4図参照）

第16-4図

良い例

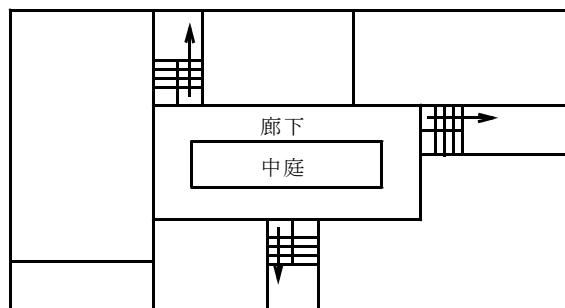


悪い例



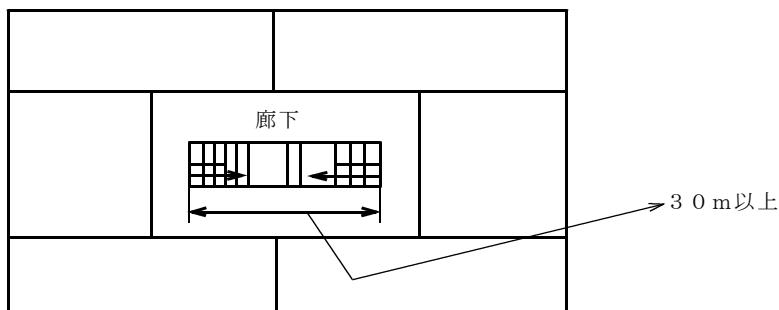
(2) 防火対象物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられている場合（第16-5図参照）

第16-5図



(3) 階段、エレベーター、便所等が防火対象物の中心部に集中したコア一型式の防火対象物は、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設けられ、かつ、これらの階段の間壁が水平距離にして30m以上となるように設けられている場合（第16-6図参照）

第16-6図

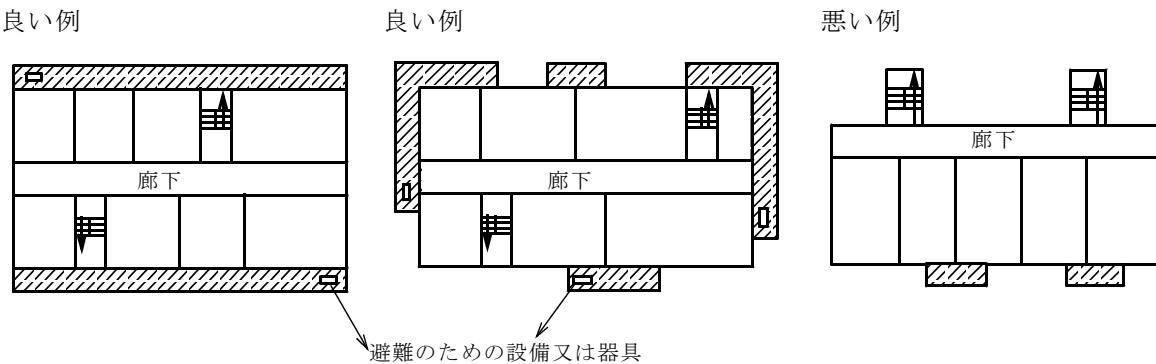


8 規則第26条第5項第2号ロの「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。

(1) 第5項第1号及び第2号に掲げる場合

(2) 防火対象物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合（独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備又は器具が設けられていること。）（第16-7図参照）

第16-7図



9 規則第26条第5項第2号ロの「その他の避難のための設備若しくは器具」及び同条第6項第3号の「その他避難のための設備又は器具」のうち、「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられた階段、傾斜路等が該当し、「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられたタラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等が該当する。

10 規則第26条第5項第2号ロの「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」のうち、「設備」とは、渡り廊下等が該当し、「器具」とは、避難橋等が該当する。

11 建基令第120条、第121条及び第122条の規定により必要とされる最低数を超えて設けられた直通階段で、屋外に設けるものは、規則第26条第2項の規定を準用することができる。◇

12 規則第27条第1項第1号イの「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和48年6月6日付け消防予第87号。）第6、3（1）イに示されている概ね2平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものであること。

また、「當時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を當時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が當時、使用できる状態で設置された場合をいう。

13 直通階段が2以上設けられていない部分がある階に避難器具を設置する場合は、次の各号によること。

(1) 令第25条第1項第5号の「地上に直通する階段の個数の算出」とは、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分（以下「区画された部分」という。）ごとに、地上に直通する階段の個数を算出すること。

(2) 令25条第1項第5号の「収容人員の算定」については、階全体で収容人員を算定するものであること。

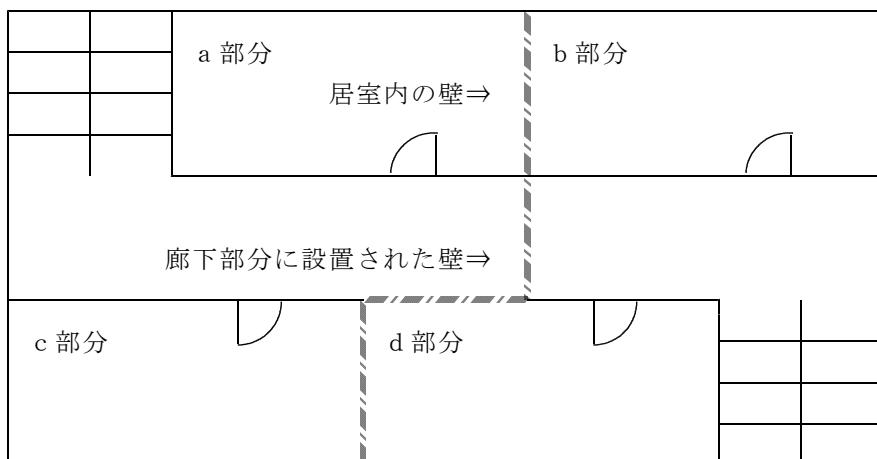
(3) 令第25条第2項第1号の「避難器具の設置個数の算定」については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

(4) 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が一である場合等避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されればよいものであるが、規定の趣旨からも、できる限り当該区画された部分ごとに均等に避難器具を設置することが望ましいものであること。

(5) 区画された部分の具体例は、次によるものであること。（第16-8図参照）

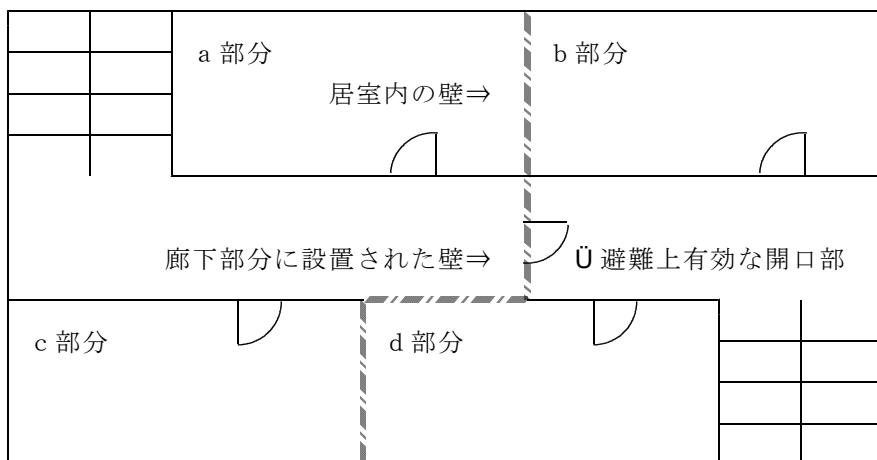
#### 第16-8図

##### ア 区画された部分の直通階段が1の場合の具体例



※ 階が2つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が1のみ。

##### イ 区画された部分の直通階段が2の場合の具体例



※ 避難上有効な開口部があるため階が2つに区画されておらず、2の直通階段が使用可能。

（凡例） ----- 避難上有効な開口部を有しない壁

## 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目

(平成 8 年消防庁告示第 2 号)

### ■ 第 1 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 27 条第 2 項に規定する避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定めるものとする。

### ■ 第 2 用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 取付部：避難器具を取り付ける部分をいう。
- 2 取付部の開口部の大きさ：避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- 3 操作面積：避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- 4 降下空間：避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- 5 避難空地：避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。
- 6 避難通路：避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- 7 取付け具：避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- 8 避難器具用ハッチ：金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- 9 避難器具専用室：避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- 10 固定部：防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。

### ■ 第 3 避難器具の設置方法等

避難器具を設置する位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等は、それぞれ次に定めるところによる。

#### 1 避難はしご

- (1) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）は、次によること。
  - イ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが 0.8 m 以上幅が 0.5 m 以上又は高さが 1 m 以上幅が 0.45 m 以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径 0.5 m 以上の円が内接することができるものであること。
  - ロ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2 m 以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。
  - ハ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない。
- ニ 操作面積は、0.5 m<sup>2</sup> 以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6 m 以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること。
- ホ 降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が 1 本のものについては、横桟の端からそれぞれ外方向）に 0.2 m 以上及び器具の前面から奥行 0.65 m 以上の角柱形の範囲とすること。
- ヘ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。
- ト 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 m を超えるものにあっては、1 m とすること。）以

上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。

チ つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあっては、この限りでない。

リ 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。

ヌ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。

ル 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）の部分に設けること。ただし、第4に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

(2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごは、(1)ニ、チ及びリによるほか、次によること。

イ 金属製避難はしごは、つり下げはしごであること。

ロ 金属製避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ハ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、第4に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

ニ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

ホ 降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。

ヘ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとすること。

ト 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員(1mを超えるものにあっては、おおむね1m)以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。

チ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。

## 2 緩降機

緩降機は、1(1)イ、ハ、ニ、ヘ、ト及びヌによるほか、次によること。

(1) 壁の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床から1.2m以下とすること。

(2) 床からの高さが0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

(3) 緩降機は、使用の際、壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるよう設けるとともに、降下空間は、当該緩降機を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上確保されていること。ただし、0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設け、又は降下空間及び避難空地を他の緩降機と共に用する場合にあっては、器具相互の中心を0.5mまで近接させることができること。

(4) 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとすること。

(5) 緩降機のロープの長さは、取付位置の器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。

## 3 救助袋

救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）にあっては、1(1)ロ、ハ、ト及びヌによるほか、次により、避難器具用ハッチに格納した救助袋にあっては、1(1)ニ及びリ並びに1(2)ロからチまでによること。

(1) 斜降式の救助袋は、次によること。

イ 取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確

認することができるものであること。

- ロ 操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25m<sup>2</sup>以上とすること。
  - ハ 降下空間は、救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあっては25度、下部にあっては35度の範囲内であること。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m））以上とすることができる。
  - ニ 避難空地は、展張した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅とすること。
  - ホ 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。
  - ヘ 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること。
- (2) 垂直式の救助袋は、(1)イ及びロによるほか、次によること。
- イ 降下空間は、当該器具の中心から半径1m以上の円柱形の範囲とすること。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m））以上とすることができること。
  - ロ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。
  - ハ 袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。
  - ニ 降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外面を1mまで接近させることができること。

#### 4 滑り台

- 滑り台は、1(1)ロ、ハ、ト及びヌによるほか、次によること。
- (1) 取付部の開口部の大きさは、高さは0.8m以上であり、かつ、幅は、滑り台の滑り面部分の最大幅以上であること。
  - (2) 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
  - (3) 操作面積は、滑り台を使用するのに必要な広さであること。
  - (4) 降下空間は、滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に0.2m以上の範囲内であること。
  - (5) 避難空地は、滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上とすること。

#### 5 滑り棒

- 滑り棒は、1(1)イからニまで、ト及びヌによるほか、次によること。
- (1) 降下空間は、滑り棒を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲とすること。
  - (2) 滑り棒は、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。
  - (3) 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。

#### 6 避難ロープ

- 避難ロープは、1(1)イからニまで、ト、リ及びヌによるほか、次によること。
- (1) 降下空間は、避難ロープを中心とした半径0.5mの円柱形の範囲とすること。ただし、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。
  - (2) 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。

#### 7 避難橋

- 避難橋は、1(1)ヌによるほか、次によること。
- (1) 取付部の開口部の大きさは、高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上であること。
  - (2) 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、

スロープ等を設けること。

- (3) 操作面積は、避難橋を使用するのに必要な広さであること。
- (4) 降下空間は、避難橋の踏面から上方 2 m 以上及び避難橋の最大幅以上であること。
- (5) 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。
- (6) 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること。

## 8 避難タラップ

- 避難用タラップは、1 (1) ト、ヌ及びル並びに1 (2) チによるほか、次によること。
- (1) 取付部の開口部の大きさは、高さ 1. 8 m 以上であり、かつ、幅は避難用タラップの最大幅以上であること。
  - (2) 避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
  - (3) 操作面積は、避難用タラップを使用するに必要な広さであること。
  - (4) 降下空間は、避難用タラップの踏面から上方 2 m 以上及び避難用タラップの最大幅以上であること。
  - (5) 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。

## ■第4 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合にあっては、次に定めるところによる。

- 1 不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいい、ガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。ただし、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条の規定による場合にあっては、当該規定によること。
- 2 避難器具専用室は、避難に際し支障のない広さであること。
- 3 避難器具専用室は、避難器具の使用方法の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。
- 4 避難器具専用室の入口には、隨時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ 1. 8 m 以上、幅 0. 75 m 以上の防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。）を設けること。
- 5 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。
- 6 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法いう。）は、直径 0. 5 m 以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- 7 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。
- 8 上昇口の上部に、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が 1. 2 m 以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。
- 9 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね 180 度開くものを除き、取付面と 90 度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- 10 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

## ■第5 標識

避難器具に係る標識は、次により設けるものとする。

- 1 避難器具の位置を示す標識は、次によること。
  - (1) 標識の設置場所は、避難器具の直近の見やすい箇所及び避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設けること。ただし、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、この限りでない。

- (2) 標識の大きさは、縦0.12m以上横0.36m以上とすること。
- (3) 標識には、「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載すること。  
ただし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合には、この限りでない。
- (4) 標識の地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものであること。

## 2 避難器具の使用方法を表示する標識は、次によること。

- (1) 標識は、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。ただし、使用方法の簡便なものにあっては、設置しないことができる。
- (2) 使用方法は、図及び文字等を用いてわかりやすく表示すること。

## ■第6 設置場所の明るさの確保

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。

## ■第7 避難器具の格納

避難器具の格納は、次により設けるものとする。

- 1 避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、当該避難器具を保護するため、格納箱等に収納すること。
- 2 格納箱等は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。
- 3 避難器具を格納する（避難器具用ハッチに格納するものを除く。）場合は、次によること。
  - (1) 避難器具の格納箱等は、当該器具の種類、設置場所及び使用方法に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあっては、耐食措置を施したものであること。
  - (2) 屋外に設けるものにあっては、有效地に雨水等を排水するための措置を講じること。

## ■第8 取付方法

避難器具の取付方法は、次によるものとする。

- 1 避難器具を取り付ける固定部は、避難器具の種類に応じ、別表第1のa欄に掲げる荷重及びb欄に掲げる荷重の合成力を、当該避難器具の取付位置に同表c欄に掲げる荷重方向で加えた場合、当該固定部に発生する応力に耐えるものでなければならない。ただし、b欄に掲げる荷重の合成力のうち、地震力又は風圧力にあっては、どちらか一方の大なる方のみとすることができる。
- 2 避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の構造及び強度は、次によること。

### (1) 取付け具の材料

- イ 次のいずれかに適合すること。
  - (イ) 日本工業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G3444（一般構造用炭素鋼钢管）、日本工業規格G3466（一般構造用角形鋼管）又は日本工業規格G3525（ワイヤロープ）
  - (ロ) (イ)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料
  - (ハ) (イ)又は(ロ)に掲げるものと同等以上の強度及び耐久性を有する材料
- ロ 耐食性を有しない材料にあっては、有効な耐食措置が講じられていること。
- ハ 雨水等のかかる場所（直接外気に接する部分に限る。）に設けるものにあっては、次のいずれかに適合することであること。ただし、格納箱が耐食性を有するものである場合は、この限りでない。
  - (イ) 日本工業規格G4303（ステンレス鋼棒）、日本工業規格G4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶）又は日本工業規格G4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶）

(ロ) (イ) に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

(ハ) (イ) 又は (ロ) に掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの

(2) 許容応力

イ (1) イ (イ) から (ハ) までに掲げる材料（以下「鋼材等」という。）の許容応力度は、次の表の上欄に掲げる種類及び品質に応じ、同表の下欄に掲げる値とすること。

種類及び品質		許容応力度 (N/m²)			
		圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用鋼材	SS 400 STK 400 STKR 400	240	240	240	140
ボルト	黒皮		190		
	仕上		240		180

ロ ワイヤロープの許容引張応力は、切断荷重の三分の一とすること。

ハ 鋼材等の溶接継目のど断面に対する許容応力度は、次の表の上欄に掲げる種類、品質及び溶接方法に応じ、同表の下欄に掲げる値とすること。

種類、品質及び溶接方法			許容応力度 (N/m²)			
			圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用 鋼材	SS 400 STK 400 STKR 400	突合せ	210	210	210	120
		突合せ以外	120	120	120	120

(3) 取付け具の強度

取付け具の強度は、1で発生する応力に耐えられるものであること。

3 取付け具を固定する場合の工法は、次によること。

(1) 建築物の主要構造部（柱、床、はり等構造耐力上、十分な強度を有する部分に限る。以下同じ。）に直接取り付ける場合

イ 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し又はフック掛け（先端をかぎ状に折り曲げたボルト等をコンクリートに埋設するものをいう。以下同じ。）する工法

ロ 金属拡張アンカーによる工法（スリーブ打ち込み式に限る。以下同じ。）

(2) 固定ベース（取付け具に作用する外力に対抗させる目的で設けるおもりをいう。以下同じ。）に取り付ける場合

(3) 補強措置を講じた部分に取り付ける場合

イ 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

ロ 柱、はり等の強度を低下させない工法

ハ 建築物の柱、床、はり等の部分又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法

(4) その他前(1)から(3)までに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法の場合

4 前3に掲げる工法の施工基準は、次によること。

(1) 各工法に共通する施工基準

イ ボルト及びナットは、（避難器具用ハッチに用いられるものを除く。）は、次のいずれかに適合する材料で作られていること。

- (イ) 日本工業規格G 3 1 2 3 (みがき棒綱)
- (ロ) (イ) に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料
- (ハ) (イ) 又は(ロ)に掲げるものと同等以上の強度及び耐久性を有する材料
- ロ ボルト及びナットのねじ部は、日本工業規格B 0 2 0 5 (メートル並目ねじ)に適合すること。
- ハ ボルトは、呼び径がM 1 0 以上のものを使用すること。この場合において、固定部にかかる引張応力を引張り側のボルトの数で除した値が、次の表の上欄に掲げるボルトの呼び径に応じ、同表の下欄に掲げる数値以下とすること。

ボルトの呼び径	許容荷重 (KN／本)	
	引張荷重	せん断荷重
M 1 0	1 4	1 0
M 1 2	2 0	1 5
M 1 6	3 8	2 8
M 2 0	5 9	4 4

- ニ 耐食性を有しないボルト及びナット等には、有効な耐食措置が講じられていること。
- ホ 雨水等のかかる場所に設けるボルト及びナット等にあっては、次のいずれかに適合するものを用いること。
- (イ) 日本工業規格G 4 3 0 3 (ステンレス鋼棒)
- (ロ) (イ) に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの
- (ハ) (イ) 又は(ロ)に掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの
- ヘ ボルト及びナットには、スプリングワッシャ、割ピン等の緩み止めの措置が講じられていること。
- ト ボルトは、途中に継ぎ目のないものであること。
- チ ボルトは、増し締めができる余裕のあるねじが切られているものであること。
- リ ボルト及びナット等の端部で、使用に際して使用者及び器具等に損傷を与えるおそれのあるものには、当該部分をキャップ、カバー等で有効に防護すること。

## (2) 建築物の主要構造部に直接取り付ける場合の標準工法

- イ 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し、又はフック掛けする工法
- (イ) 溶接し、又はフック掛けするボルト等（引張り力のかかるものに限る。）は、2本以上であり、かつ、溶接し又はフック掛けする鉄筋は、それぞれ別のものであること。ただし、同一の鉄筋であってもボルト等の相互の間隔（隣接するボルト間の中心から中心までの長さをいう。以下同じ。）を0.2m以上として溶接し又はフック掛けする場合にあっては、この限りでない。
- (ロ) ボルトを溶接し又はフック掛けする鉄筋は、径9mm以上、長さ0.9m以上のものとすること。
- (ハ) 鉄骨にあっては、鉄筋と同等以上の強度を有する部分であること。
- (ニ) 鉄筋にボルトを溶接する場合にあっては、溶接部に当該鉄筋と同径で長さ0.3m以上の添筋が入れられていること。
- (ホ) フック掛けするボルトは、かぎ状に十分折り曲げ、鉄筋又は鉄骨に針金等で緊結すること。
- ロ 金属拡張アンカーによる工法（軽量コンクリート及び気泡コンクリートで造られている部分を除く。）
- (イ) 埋込深さ等と間隔
- a 埋込深さ（スリーブの長さをいう。以下同じ。）は、仕上げ部分（仕上モルタル等の部分をいう。以下同じ。）の厚さを除き、次の表の上欄に掲げる金属拡張アンカーの呼び径に応じ、同表の中欄に掲げる埋込深さに対し、同表の下欄に掲げる穿孔深さの下限の値となるように施工

すること。

金属拡張アンカーの呼び径	埋込深さ (mm)	穿孔深さの下限 (mm)
M 1 0	4 0	6 0
M 1 2	5 0	7 0
M 1 6	6 0	9 0
M 2 0	8 0	1 1 0

b コンクリートの厚さに対する穿孔深さの限度は、次の表によること。

コンクリートの厚さ (mm)	穿孔深さの限度 (mm)
1 2 0	7 0 以下
1 5 0	1 0 0 以下
1 8 0	1 3 0 以下
2 0 0	1 5 0 以下

- (ロ) 金属拡張アンカーの相互の間隔は、金属拡張アンカーの埋込深さの3.5倍以上の長さとすること。
- (ハ) 金属拡張アンカーのへりあきの寸法は、金属拡張アンカーの埋込深さの2倍以上の長さとすること。
- (ニ) 金属拡張アンカーは、増し締めのできるおねじ式とすること。
- (ホ) アンカーボルトを埋め込むためコンクリートにあける穴は、当該アンカー又は金属拡張アンカーの径にほぼ等しいものであり、くさびが開き始めた状態でボルトがガタつかないものであること。
- (ヘ) コンクリート設計基準強度に応じた金属拡張アンカーの本数及び呼び径は、次式を満たすものであること。

$$\frac{F}{N} < P$$

F : 固定部に発生する応力 (KN)  
 N : 引張力のかかる金属拡張アンカーの本数。ただし、N ≥ 2であること。  
 P : 次の表に掲げる許容引抜荷重 (コンクリート設計基準強度) (KN)

金属拡張アンカーの呼び径	コンクリート設計基準強度 (KN/m²)		
	1 5 以上	1 8 以上	2 1 以上
M 1 0	4 . 7	5 . 7	6 . 7
M 1 2	7 . 5	8 . 9	1 0 . 5
M 1 6	1 0 . 9	1 3 . 0	1 5 . 0
M 2 0	1 8 . 5	2 2 . 2	2 6 . 0

(3) 固定ベースに取り付ける場合の標準工法

- イ 避難器具を容易に取り付けるためのフック（日本工業規格B 2803（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。
- ロ 固定ベースの重量は、1に掲げる応力の1.5倍以上のものであること。

(4) 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

- イ 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

(イ) 避難器具を容易に取り付けるためのフック（日本工業規格B 2803（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

(ロ) 鋼材等の挟み込み部は、固定部の柱、はり上を移動しないよう十分締めつけること。

- ロ 主要構造部又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法（気泡コンクリートを除く。）

(イ) 補強用の鋼材等は、厚さ3.2mm以上で0.1m角以上の平板又はこれと同等以上の強度を有する形鋼とすること。

(ロ) ボルトの間隔は、0.2m以上とすること。ただし、ボルト間に鉄筋がある場合は、0.15m以上とすることができます。

(ハ) 貫通ボルト（引張り力のかかるもの。）は2本以上とし、当該ボルトは締めつけ時に回転しない措置が講じられたものであること。

5 避難器具用ハッチを設ける場合は、1, 3及び4(1)ロから(4)までの例によるほか、次によること。

(1) 避難器具用ハッチの構造は、次によること。

- イ 本体、上ぶた、下ぶた（避難器具用ハッチを屋外に設置する場合に限る。）及び取付金具（避難器具用ハッチに避難器具を取り付けるための部分をいう。）等により構成されるものであること。

- ロ 本体は次によること。

(イ) 板厚は、1.2mm以上とすること。ただし、取付金具を固定する部分については、3mm以上とすること。

(ロ) 上端は、床面から1cm以上の高さとすること。

- ハ 上ぶたは、次によること。

(イ) 蝶理等を用いて本体に固定し、かつ、容易に開けることができるものであること。

(ロ) おおむね180度開くことができるものを除き、次のa又はbによること。

a おおむね90度の開放状態でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。

b 手掛けを設けること。

(ハ) 板厚は、2mm以上とすること。ただし、2mm以上の板厚と同等以上の強度及び耐久性を有するよう補強等の措置を講じる場合にあっては、板厚を1.5mm以上とすることができます。

- ニ 下ぶたは、次によること。

(イ) 直径6mm以上の排水口を4個以上設け、又は、これと同等以上の面積の排水口を設けること。

(ロ) おおむね、90度開くものであること。

(ハ) 板厚は、1.2mm以上とすること。

- ホ 足掛けを設ける場合は、次によること。

(イ) 本体に固定すること。

(ロ) 足掛けにすべり止めの措置が講じられていること。

ヘ 手掛け及びアームは、丸棒を用いるものにあっては、直径8mm以上、板加工をするものにあっては、板厚1.5mm以上、平綱を用いるものにあっては、板厚3mm以上とすること。

- ト 取付金具は、次によること。

(イ) 板厚は1.5mm以上とすること。

(ロ) 本体への取付けにボルトを用いるものにあっては、当該ボルトの直径は、10mm以上とすること。

- チ 避難器具が、確実かつ容易に取り付けられる構造であること。
- リ 避難上有効な開口部の大きさ（避難器具を展張した状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。）は、直径0.5m以上の円が内接する大きさ以上であること。
- ヌ 3動作以内で確実かつ容易に避難器具を展張できるものであること。
- (2) 避難器具用ハッチに用いる部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄の掲げる材料又はこれらと同等以上の強度、耐久性及び耐食性を有する不燃材料であること。

部 品	材 料
本 体 ふ た フランジ	日本工業規格（以下「JIS」という。） G 4 3 0 4（熱間圧延ステンレス鋼板及び綱帶） J I S G 4 3 0 5（冷間圧延ステンレス鋼板及び綱帶）
取付金具 手 掛 け 足 掛 け アンカー	J I S G 3 4 4 6（機械構造用ステンレス鋼綱管） J I S G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼綱管） J I S G 3 4 5 9（配管用ステンレス鋼綱管） J I S G 4 3 0 3（ステンレス鋼棒） J I S G 4 3 0 4（熱間圧延ステンレス鋼板及び綱帶） J I S G 4 3 0 5（冷間圧延ステンレス鋼板及び綱帶） J I S G 4 3 0 8（ステンレス鋼線材） J I S G 4 3 1 5（冷間圧造用ステンレス鋼線） J I S G 4 3 1 7（熱間圧延ステンレス鋼等辺山形綱） J I S G 4 3 2 0（冷間圧延ステンレス鋼等辺山形綱）
蝶 番 ピ ン ボ ル ト ナ ッ ト ワッシャー リベット	J I S G 3 4 4 6（機械構造用ステンレス鋼綱管） J I S G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼綱管） J I S G 3 4 5 9（配管用ステンレス鋼綱管） J I S G 4 3 0 3（ステンレス鋼棒） J I S G 4 3 0 4（熱間圧延ステンレス鋼板及び綱帶） J I S G 4 3 0 5（冷間圧延ステンレス鋼板及び綱帶） J I S G 4 3 0 8（ステンレス鋼線材） J I S G 4 3 1 4（ばね用ステンレス鋼線） J I S G 4 3 1 5（冷間圧造用ステンレス鋼線）
ワイヤロープ	J I S G 3 5 3 5（航空機用ワイヤロープ） J I S G 3 5 4 0（操作用ワイヤロープ）

備考 本体、ふた、蝶番、ピン、ボルト、ナット、ワッシャー及びリベットの材料は表の下欄に掲げるもののうち、オーステナイト系であって、SUS304の記号で表される材料以上の孔食電位（JISG0577により計測される。）を有するものと、取付金具、手掛け、足掛け、アンカー及びワイヤロープの材料は表の下欄に掲げるもののうち、オーステナイト系の種類のものとする

- (3) 避難器具用ハッチの固定方法は、前4(2)イによるほか、次によること。ただし、これらと同等以上の工法により設置する場合は、この限りでない。

イ 避難器具用ハッチを埋め込む場合の床又はバルコニー等は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とするほか、避難器具用ハッチの固定用のボルト、ブラケット及びフック等（以下「ブラケット等」という。）の強度は、次の式を満たすこと。

$$\frac{F}{N} < S$$

F : 固定部に発生する応力(KN)  
 S : 材料の許容せん断荷重(KN)  
 N : ブラケット等の数。ただし、 $N \geq 4$ であること。

ロ 外側にフランジを設けた避難器具用ハッチをバルコニー等の開口部に落とし込む場合は、フランジの強度が、1で求められる固定部に発生する応力に耐えられるものであること。

ハ アンカーにより建物本体に取り付ける構造のものは、丸棒を用いるものにあっては、直径9mm以上、板加工をするものにあっては、板厚1.5mm以上とし、固定箇所を4カ所以上とすること。

ニ フランジにより建物に取り付ける構造のものにあっては、フランジの幅又は板厚は、それぞれ次に掲げる数値以上とし、4カ所以上をボルト等でハッチ本体又は建物本体に固定できるものであること。

(イ) フランジの幅 5 cm

(ロ) フランジの板厚 1.2 mm

ホ ボルト・ナットには、スプリングワッシャ、割ピン及びダブルナット等の緩み止めの措置が講じられていること。

ヘ ボルト・ナット等が使用者に損傷を与えるおそれのないよう措置されていること。

(4) 雨水等のかかる恐れのあるバルコニー等に避難器具用ハッチを設ける場合にあっては、床面等に適当な傾斜を設けるとともに、排水設備を設けること。

(5) 避難器具用ハッチには、次に定める事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ 避難器具用ハッチである旨の表示

ロ 製造者名

ハ 製造年月

ニ 使用方法

ホ 取扱い上の注意事項

6 固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあっては、当該アンカーボルト等の引き抜きに対する耐力を設計引抜荷重に相当する試験荷重を加えて確認すること。この場合において試験荷重は、アンカーボルト等の引き抜きを測定することのできる器具等を用いて、次の式により求められる締付トルクとすること。

T : 締付トルク (KN/cm)

T = 0.24 DN

D : ボルト径 (cm)

N : 試験荷重 (設計引抜荷重) (KN)

7 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具（以下「固定具」という。）の構造、強度及び降着面等への埋設方法は、1及び2を準用するほか、次によること。

(1) 固定具の構造及び強度

イ 固定具は、ふたを設けた箱の内部に、容易に下部支持装置を引っかけることができる大きさの環又は横棒（以下「固定環等」という。）を設けたものであること。

ロ 固定環等は、直径 16 mm 以上で、かつ、次のいずれかに適合する材料でできたものであること。

(イ) 日本工業規格 G 4303 (ステンレス鋼棒)

(ロ) (イ) に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料

(ハ) (イ) 若しくは (ロ) に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有する材料又は同等以上の強度及び耐食措置が講じられた材料

ハ 固定環等が環である場合にあっては、降着面等に対して別表第二の引張荷重に耐えられるよう十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられた綱材等に離脱しないよう取り付けられたものであること。

ニ 固定環等が横棒である場合にあっては、下部支持装置のフックを容易に引っかけることのできる横幅を有し、その両端を 90 度鉛直方向に曲げ、降着面等に対し別表第 2 の引張荷重に耐えられるよう十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられたものであること。

ホ ふた及び箱は、車両等の通行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、かつ、次のいずれかに適合するものであること

(イ) 日本工業規格 G 5501 (ねずみ鉄品)

(ロ) (イ) に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

- (ハ) (イ) 又は (ロ) に掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの  
ヘ ふたは、使用に際し、容易に開放できる構造とし、紛失防止のため、箱とチェーン等で接続されたものであり、かつ、ふたの表面に救助袋の設置階数が容易に消えない方法で表示されていものであること。  
ト 箱の内部に雨水等が滞留しないよう有効な水ぬき措置が講じられていること。  
チ 箱は、内部の清掃が容易にできる大きさであること。
- (2) 固定具の降着面等への埋設場所は、次によること。  
イ 固定部から救助袋を緩みのないよう展張した場合、降着面等とおおむね35度となる位置とすること。また、袋本体に片たるみを生じない位置で、避難空地内であること。  
ロ 土砂等により埋没するおそれのない場所とすること。  
ハ 通行の支障とならないように設けること。

#### 附則

この告示は平成9年4月1日から施行する。

#### 附則【平成11年9月8日消防庁告示第7号】

##### (施行期日)

第1条 この告示は平成11年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

第2条～4〔略〕

5 平成11年10月1日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における避難器具のうち、〔中略〕第10条の規定による改正後の避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目第8第2号(2)、別表第1及び別表第2の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

6～8〔略〕

#### 附則【平成12年5月31日消防庁告示第8号】

この告示は平成12年6月1日から施行する。

#### 附則【平成14年6月24日消防庁告示第6号】

##### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における避難器具のうち、改正後の避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目第8第5号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

種類	a 荷重 (KN)			b 付加荷重 (KN)	c 荷重方向		
避難はしご	有効長（最上部の横桟から最下部横桟までの長さをいう。）について2m又はその端数ごとに1.95を加えた値			自重 (取付け具の重量が固定部にかかるものにあってはその重量を含む。以下同じ。)	鉛直方向		
緩降機	最大使用者数に3.9を乗じた値						
滑り棒	3.9						
避難ロープ	3.9						
救 助	垂直式	袋長が10m以下のもの	6.6		入口金具重量		
		袋長が10mを超える20m以下のもの	9				
		袋長が20mを超える30m以下のもの	10.35				
		袋長が30mを超えるもの	10.65				
袋	斜降式		上部	下部	入口金具荷重 (上部のみ)		
			3.75	2.85			
			5.85	5.25			
			7.35	6.45			
		袋長が40mを超えるもの	8.7	7.5			
滑り台		踊場の床面積1m <sup>2</sup> 当たり3.3に滑り面1m当たり1.3を加えた値			自重、風圧力、地震力、積雪荷重		
避難橋		1m <sup>2</sup> 当たり3.3					
避難用 タラップ		踊場の床面積1m <sup>2</sup> 当たり3.3に踏板ごとに0.65を加えた値					
					合成功の方向		

注：1 風圧力：1m<sup>2</sup>当たりの風圧力は、次の式によること。

$$q = 60 k \sqrt{h}$$

q : 風圧力 (KN/m<sup>2</sup>)

k : 風力係数 (1とすること。)

h : 地盤面からの高さ (m)

2 積雪加重：積雪量が1m<sup>2</sup>当たり1cmにつき20N以上として計算すること。

3 地震力：建築基準法施行令第88条の規定の例によること。

本表…全部改正〔平成11年9月消防告7号〕

別表第2 固定環等の引張荷重

袋長 (m)		荷重 (K N)	荷重方向 (下部支持装置の展張方向)
斜 降 式	袋長が 15 以下のもの	2.85	仰角 25 度
	袋長が 15 を超え 30 以下のもの	5.25	〃
	袋長が 30 を超え 40 以下のもの	6.45	〃
	袋長が 40 を越えるもの	7.5	〃

本表…一部改正 [平成 11 年 9 月消防告 7 号]

## 基準 17 誘導灯の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項の定めるところによる。

1 この基準における用語の意義は、次の各号によること。

- (1) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に規定する出入口をいう。
- (2) 主要な避難口とは、避難口のうち次のア又はイに掲げる避難口をいう。
  - ア 避難階（無窓階を除く。）にあっては、屋内から直接地上へ通じる出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口をいう。
  - イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）にあっては、直通階段の出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口をいう。
- (3) 居室とは、建基法第2条第4号に規定する居室、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室並びに駐車場、機械室、ポンプ室、倉庫及びこれらに類する室をいう。
- (4) 非常用の照明装置とは、建基令第126条の5に規定されているものをいう。

2 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分については、次の各号によること。

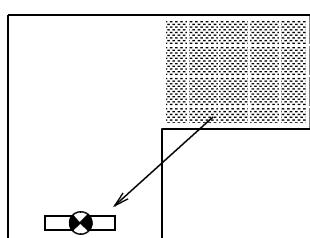
- (1) 階段又は傾斜路以外の部分については、次のアからウまでによること。
  - ア 設置の免除は、階単位とすること。
  - イ 地階（傾斜地等に存ずるもので避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、設置免除の対象外として取り扱うこと。
  - ウ 避難口誘導灯の設置を要する階で、通路誘導灯を設置免除する場合にあっては、居室、廊下又は通路の各部分が、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に包含されていること。ただし、規則第28条の2第2項の規定を適用する場合を除く。
- (2) 階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置により、常時、避難上必要な照度（床面において1ルクス以上）が確保されているとともに、階の表示等により避難方向が確認できる場合は、通路誘導灯の設置を要しない。☆

3 誘導灯は、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下この基準において「告示第2号」という。）に適合するもの又は社団法人日本照明器具工業会の認定品とすること。☆

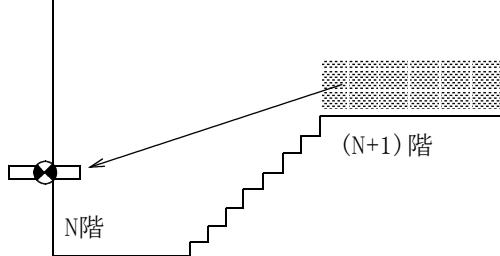
4 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、階ごとに次の各号により設置すること。

- (1) 誘導灯の有効範囲は、原則として、階ごとに当該誘導灯までの歩行距離が、規則第28条の3第2項第1号又は同項第2号のいずれかの規定に定める距離以下となる範囲とすること。
- (2) 規則第28条の3第2項ただし書きに規定する「当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」の判断は、次のアからエまでの例によること。
  - ア 壁面があり、誘導灯の設置場所が死角となる部分（第17-1図参照）
  - イ 階段により、誘導灯の設置箇所の階数が異なる場合（第17-2図参照）

第17-1図



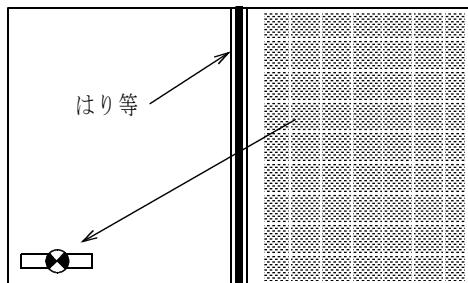
第17-2図



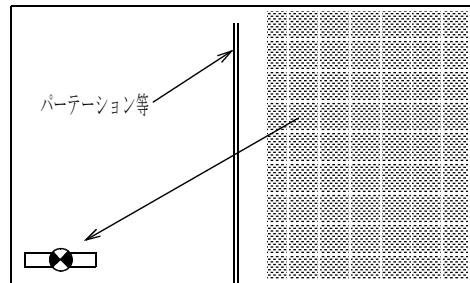
ウ 0. 4 m以上のはり、防煙壁又は吊広告その他これらに類するもの（以下この基準において「はり等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がはり等より下方にある場合は除く（第17-3図参照）

エ 1. 5 m程度以上の高さのパーテーション、可動間仕切、ショーケース、棚その他これらに類するもの（以下この基準において「パーテーション等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がパーテーション等により高い位置に有効に設置されている場合は除く。（第17-4図参照）

第17-3図



第17-4図

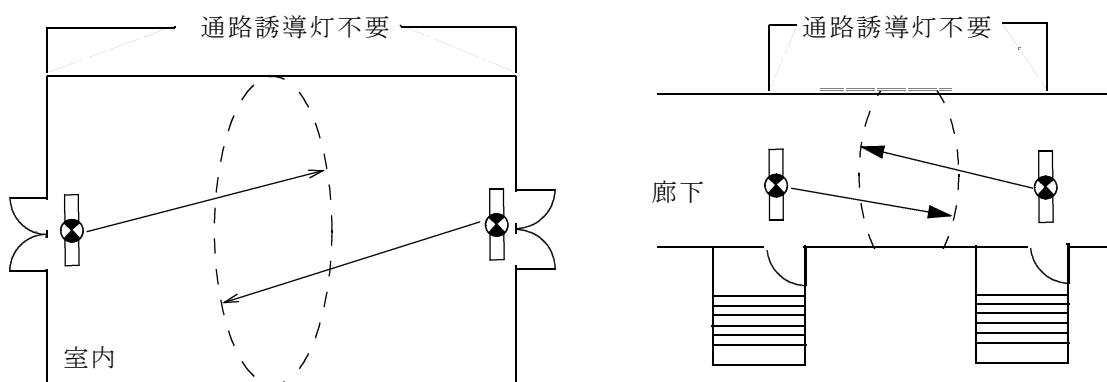


(3) 避難口誘導灯は、避難口の上部、同一壁面上の近接した箇所（当該避難口から概ね1 m以内をいう。以下この項において同じ。）又は避難口前方の近接した箇所等の当該避難口の位置を明示することができる箇所に設けること。

(4) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）が地階（避難階を除く。）に通じている場合は、階段室の避難階への出入口の上部又は同一壁面上の近接した箇所に避難口誘導灯を設けること。ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判断できる場合は、この限りでない。◇

(5) 通路誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分で、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含されている場合は、通路誘導灯を設けないことができる。（第17-5図参照）

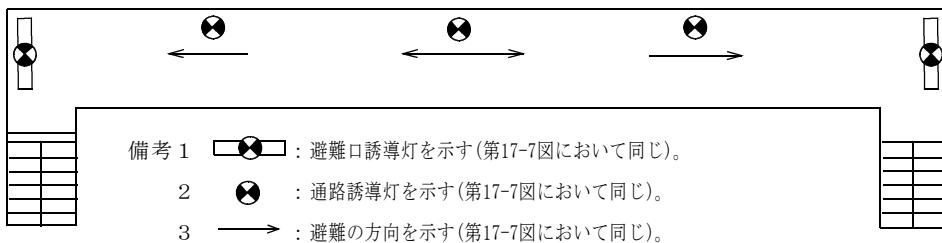
第17-5図



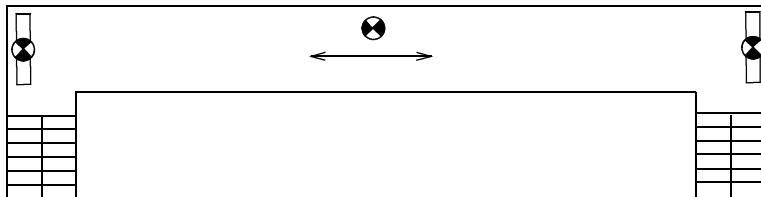
備考 →：避難口誘導灯の有効範囲を示す。

(6) 避難口への経路が2以上ある場所で、避難口から最も近い位置に設ける通路誘導灯の表示は、原則として、1方向への避難を表示し、その他のものは2方向への避難を表示すること。（第17-6図参照）ただし、設ける通路誘導灯の数が1の場合は、この限りではない。（第17-7図参照）

第17-6図



第17-7図



5 避難口誘導灯及び通路誘導灯の消灯については、次の各号によること。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、避難口誘導灯及び通路誘導灯を消灯することができる。

ア 防火対象物が無人である場合又は無人となることがある場合（休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されるものをいう。）。この場合において、防災センター要員、警備員及び宿直者等（以下この基準において「防災センター要員等」という。）が常駐している場合も無人とみなして差し支えない。

イ 外光（自然光をいう。以下この基準において同じ。）により避難口又は避難の方向が識別できる場所（採光のため十分な開口部が存する場所をいう。）ただし、消灯することができるのは、外光により避難口及び避難の方向が明らかに識別できる間に限られるものとする。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所（映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第17-1表の左欄の用途に供される場所をいう。）。

なお、消灯対象は、第17-1表の左欄に掲げる用途に応じて同表右欄に掲げる使用状態にある場合とする。

第17-1表

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。従って、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯することはできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場の上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用途に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(2) 消灯の方法は次のアからウまでによること。

ア 消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、前号ウに規定する場所に設置する場合で、視覚効果、演出効果等の観点から消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 個々の誘導灯ごとに消灯するのではなく、一括して消灯する方式とすること。

ウ 前号ウに規定する場所で消灯する場合は、当該場所の利用者に対して、次の（ア）から（ウ）までについて掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

（ア）誘導灯が消灯されること。

（イ）火災の際には誘導灯が点灯すること。

（ウ）避難口の位置及び避難経路等の避難の方法に関すること。

(3) 点灯の方法は、次のア及びイによること。

ア 自動火災報知設備の感知器と作動と連動して、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯が点灯すること。

イ 前ア以外の場合の点灯方法は、第17-2表によること。

第17-2表

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
第1号アに規定する場合	照明器具連動装置 扉開放連動装置 施錠連動装置 赤外線センサー等	防災センター要員等により、消灯対象物の状況に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること
第1号イに規定する場所	照明器具連動装置 光電式自動点滅器等	
第1号ウに規定する場所	照明器具連動装置 扉開放連動装置等	
第1号エに規定する場所	照明器具連動装置等	

注1 消灯対象に応じた点灯方式としては、上表に掲げるものからいずれかの方法を選択すること。

2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作することにより、手動でも点灯できること。

(4) 配線等は、次のアからエまでによること。

ア 消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は防災センター等に設けること。ただし、第1号ウに規定する場所に設ける場合は、防災センター等のほか、当該場所を見通すことができる場所又はその付近に設けることができる。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

6 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、次の各号によること。

(1) 次に掲げる防火対象物又はその部分（自動火災報知設備を設置しているものに限る。）には、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置すること。◇

ア 令別表第1（6）項口及びハに掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

イ 令別表第1に掲げる防火対象物で、視力又は聴力の弱い者が常時出入りし、これらの者の避難経路となる部分

ウ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏あるいは照明看板等により誘導灯を容易に識別しにくい部分

(2) 点滅及び音声誘導の起動は、次のアからウまでによること。

ア 自動火災報知設備の感知器からの火災信号のほか、受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅及び音声誘導が起動すること。

イ 規則第24条第5号ハ又は同条第5号の2ロに掲げる防火対象物又はその部分で、自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うものにあっては、区分鳴動を行う階について、点滅及び音声誘導が起動すること。

なお、地区音響装置が全区域鳴動になった場合は、点滅及び音声誘導も同時に全区域で起動すること。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は、非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物又はその部分における点滅及び音声誘導は、火災警報又は火災放送に合わせて起動すること。

(3) 点滅及び音声誘導の停止は、次のア及びイによること。

ア 点滅及び音声誘導により誘導される避難口からの避難経路として使用される直通階段の階段室（「屋内避難階段等の部分を定める告示」（平成14年消防庁告示第7号）に規定する開口部を有するものを除く。）が煙により汚染された場合にあっては、当該避難口に設置されている誘導灯の点滅及び音声誘導が停止するよう措置すること。この場合において、当該階段室部分の煙を感知し点滅及び音声誘導を停止するための煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて設けること。ただし、自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるよう設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合は、煙感知器と連動して停止させることで足りる。

イ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は、非常警報設備の放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、音声誘導を停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

7 客席誘導灯は、次の各号によること。☆

(1) 客席の側面（固定イスの脚部を含む。）又は床面に設けること。

なお、床面に設ける場合にあっては、荷重により破壊されない強度を有するものであること。

(2) 客席誘導灯は、室内通路のすべての床面の中心線において、0.2ルクス以上の照度を有すること。

8 電源及び配線は、次の各号によること。

(1) 告示第2号の要件に該当する防火対象物で、次のアからエまでのいずれかに該当する部分に設ける誘導灯の非常電源の容量は、60分間以上とすること（第17-8図参照）

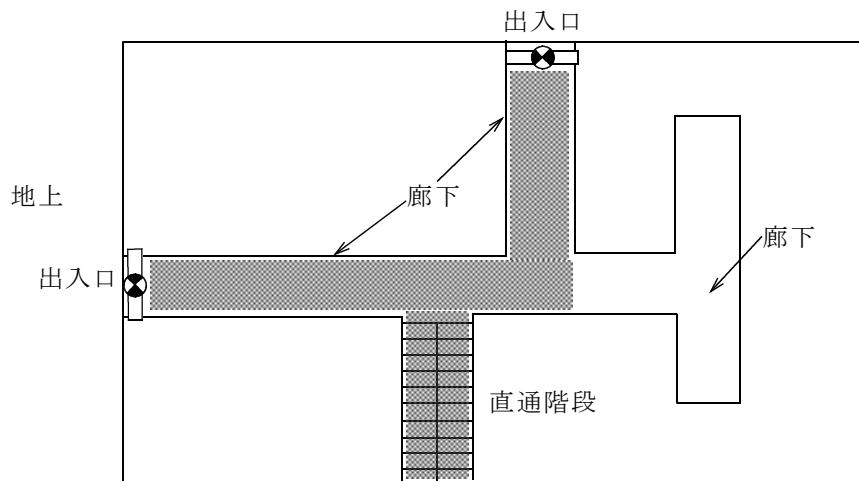
ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

ウ 直通階段

エ 避難階の廊下及び通路でアとウを接続する部分

第17-8図



注 1 は、非常電源の容量を60分間以上としなければならない部分

2 は、非常電源の容量を60分間以上としなくてもよい部分

- (2) 非常電源の容量を60分間以上とする場合で、20分間を越える時間における作動に係る容量について自家発電設備によることができるものとする。この場合において、蓄電池設備と自家発電設備の切り替えが円滑に行えるように措置すること。
- (3) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

## 基準18 消防用水の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

1 地盤面下に設ける消防用水は、次の各号によること。◇

- (1) 吸管投入孔は、次のアからウまでによること。
  - ア 丸型を原則とし、内径0.6m以上とすること。
  - イ 設置個数は、消防用水の有効水量が $120\text{m}^3$ 以上のものは3個以上、 $120\text{m}^3$ 未満 $40\text{m}^3$ 以上のものは2個以上、 $40\text{m}^3$ 未満のものは1個以上を設けること。
  - ウ 鉄蓋は、指定するものを用いること。
- (2) 取水ピットを設ける場合は、吸管投入孔の直下に設け所要水量のすべてを有効に吸い上げる構造とし、その大きさは、一辺の長さが0.6m以上又は内径が0.6m以上、深さ0.5m以上とするこど。
- (3) 吸管投入孔として採水口を設ける場合は、次のアからカまでによること。
  - ア 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。ただし、他の消防用設備等の送水口等と併設され、使用状況から相互に支障をきたす恐れがある場合は、適当な離隔を確保するか若しくは相互の高さを調整するなど必要な措置を講じること。
  - イ 材質は、JIS H 5111（青銅鋳物）又はH 5101（黄銅鋳物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとすること。
  - ウ 結合部は、消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する呼称75のめねじに適合する単口のものとし、その設置個数は、第1号、イの規定の例によること。
  - エ 取水ピットを設ける場合は、前号の規定の例により設けること。
  - オ 採水口に接続する配管は、次の（ア）から（カ）までによること。
    - （ア）原則として、採水口1口ごとに単独配管（内径100mm以上）とすること。
    - （イ）損失水頭を6.60m未満とすること。なお、損失水頭の算定にあたっては、「配管損失水頭算定要領」によること。（別紙参照）
    - （ウ）吸水口は、取水ピット床面及び側面（取水ピットを設けない場合は床面及び側面）から20cm程度離すとともに、吸水口相互間は、50cm以上離すこと。
  - （エ）材質は、JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上のものとすること。
    - （オ）架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をすること。
    - （カ）埋設配管する部分は、外面の腐食を防止するため、防食テープ等により措置すること。
  - カ 通気管は、次の（ア）から（エ）までによること。
    - （ア）口径は75mm以上とすること。
    - （イ）先端は180度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。
    - （ウ）材質は、JIS K 6741（硬質塩化ビニール管（VP））及びJIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上のものとすること。なお、JIS G 3452を使用する場合は、前オ（オ）及び（カ）の例によること。
    - （エ）通気管には、必要に応じ「消防用水・通気管」と表示すること。
- (4) 消防用水の吸管投入孔及び採水口には、標識（別図参照）を設けることとし、周囲の状況により採水口までの案内等が必要な場合は、所要の措置を講じること。
- (5) 車両等が駐車又は通行する恐れのある場所に設けるものにあっては、土木関係法令等の指定にしたがって予想される荷重に十分耐えられる構造のものとすること。

2 前項第3号オ(イ)による損失水頭が6.60m以上の場合、または、地盤面下4.5mを超える部分に設ける場合は、前項第3号(オ、(イ)を除く。)、第4号及び第5号の規定によるほか、次の各号によること。◇

(1) 加圧送水装置を次により設けること。

ア 加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、次表によること。

所要水量	20m <sup>3</sup>	40～100m <sup>3</sup>	120m <sup>3</sup> 以上
加圧送水装置の吐出量	1,100/min	2,200/min	3,300/min
採水口の数	1個	2個	3個

イ 加圧送水装置は、次によること。

(ア) ポンプの全揚程

ポンプの全揚程は、前に定める吐出量時において採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。

(イ) その他

本章、基準2「屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準」を準用すること。

(2) 採水口を次により設けること。

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する呼称65の差し口に適合する単口とすること。

イ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。ただし、他の消防用設備等の送水口等と併設され、使用状況から相互に支障をきたす恐れがある場合は、適当な離隔を確保するか若しくは相互の高さを調整するなど必要な措置を講じること。

ウ 採水口には、採水口である旨を表示した標識を設ける(別図参照)こととし、周囲の状況により採水口までの案内等が必要な場合は、所要の措置を講じること。

(3) 採水口の位置には、遠隔起動装置又は防災センター等への連絡用装置を設けること。

(4) 遠隔起動装置等により起動を行なう加圧送水装置等にあっては始動を明示する赤色の表示灯を採水口の直近に設けること。

3 地盤面より高い位置に設ける消防用水は、第1項第3号ア、イ及びウの規定の例によるほか、次の各号によること。◇

(1) 採水口に接続する配管は、原則として、採水口1口ごとに単独配管(内径100mm以上)とし、取水口にはろ過装置を設けること。

(2) 採水口の直近に止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとすること。

4 防火水槽(開発行為の指導によるもの)を消防用水と兼用する場合は、次の各号により消防用水として取り扱うことができる。◇

(1) 同一敷地内に設置されていること。

(2) 所有・占有・管理が同一の者であること。

(3) 消防用水の技術基準に適合していること。

(4) 有効水量は、必要水量の大なる方の水量以上であること。

別図 消防用水の吸管投入孔及び採水口である旨を表示した標識

▼ 吸管投入孔



大きさ :  $\varnothing 600\text{mm}$

色 : 地 … 赤

文字 … 白

↖ 採水口



大きさ : 短辺 … 100mm以上

長辺 … 300mm以上

色 : 地 … 赤

文字 … 白

## 配管損失水頭算定要領

1 换算管長を求める。

90° エルボ

使用個数

$$(\boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}})$$

45° エルボ

使用個数

$$(\boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}})$$

逆止弁

使用個数

A表数値

$$+ (\boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}})$$

止切弁

使用個数

A表数値

$$+ (\boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}})$$

換算管長

$$= \boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

2 管長を求める。

実管長

換算管長

管長

$$\boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

$$+ \boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

$$= \boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

3 配管摩擦損失水頭を求める。

管長

B表数値

配管摩擦損失水頭

$$\boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

$$\times \boxed{\phantom{00}}$$

$$= \boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

4 損失水頭を求める。

配管摩擦損失水頭

落差

差

損失水頭

$$\boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

$$+ \boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

$$= \boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

判定 損失水頭

$$\boxed{\phantom{00}} \text{ m}$$

$< 6.60 \text{ m}$  ならば吸水可能

〔 A 表 〕

口径 継手等	90° エルボ	45° エルボ	逆止弁	仕切弁
口径				
100mm	3. 2	1. 5	8. 7	0. 7
125mm	3. 9	1. 8	10. 9	0. 8

〔 B 表 〕

口径	定数
100mm	0. 0446
125mm	0. 0155

## 基準 19 排煙設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、排煙設備に関する細部基準が示されるまでの間、次の各項によるものとする。

1 令別表第1に掲げる(1)項及び(10)項以外の防火対象物に設置する排煙設備は、次の各号によること。

(1) 排煙口は、次によること。

ア 排煙方向（防煙区画における排煙時の煙の流れる方向）が避難方向とは反対方向となり、避難経路となる防煙区画に煙が近接することのない位置に設けること。

イ 地階でドライエリア等に自然排煙口を設ける場合は、当該ドライエリア等は、有効開口面積を確保すること。

(2) 給気口を風道に接続する場合は、次によること。

ア 風道の外気取入口は、常時開放しておくこと。ただし、排煙機（給気機）の作動と連動して開放するダンパーを設けた場合はこの限りではない。

イ 懸型の風道に接続する場合は、当該風道の外気取入口は、風道の下端に設けること。

(3) 排煙出口（排煙用風道に設ける屋外への煙の排出口をいう。以下同じ。）は、排出された煙が避難あるいは消火活動の妨げにならない位置に設け、かつ、給気口に循環しない配置とすること。

(4) 防煙区画は、2以上の階にわたらないように設定し、1の階において2以上に区分した単純な形状に設定すること。

(5) 防煙壁は、次によること。

ア 開口部を設けないこと。ただし、常時閉鎖式又は感知器の作動若しくは排煙機の起動と連動して閉鎖又は作動する建基法第2条第9号の2に規定する防火設備にあっては設けることができる。

イ 可動式の防煙壁は、排煙機の起動と連動して動作するものであること。

(6) 非常電源及び配線は、本章、基準2、第5項の規定の例によること。

(7) 防煙区画、排煙口、起動装置を明示した排煙区域図を火災受信所に掲示すること。◇

2 令第28条第1項の規定により、排煙設備の設置を要する防火対象物又はその部分に、建基法の規定に適合する自然排煙設備を設置した場合は、当該排煙設備は、令第28条第2項の規定に適合するものとみなして差し支えないものであること。

## 基準20 連結散水設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

1 配管は、次の各号によること。

(1) 配管は、専用とすること。

(2) 閉鎖型ヘッドを用いる場合は、次のア及びイによること。

ア 配管内は、高架水槽により常時充水しておくこと。当該高架水槽の材質は、本章、基準2、第4項第2号の規定の例によること。

イ 高架水槽の容量は、1 m<sup>3</sup>以上とし、閉鎖型ヘッドまでの配管は、管の呼び径で40 mm以上とすること。

(3) 閉鎖型ヘッドを用いる場合の管の呼び径は、1の送水区域の散水ヘッドの取り付け個数に応じ、第20-1表に掲げる管の呼び径以上とすること。

第20-1表

散水ヘッドの取付け個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
管の呼び径 (mm)	32	40	50	65	80

(4) 送水口のホース接続口から末端の散水ヘッドまでの配管の摩擦損失水頭に、散水ヘッドからの吐出水頭を加算して得た値が100m以下となるように設けること。

(5) 配管の支持は、次のアからイまでによること。

ア 支点は、配管の末端部分及び集中荷重のかかる制御弁、選択弁、垂直管等の直近部分その他配管のたわみ等を防止することができる部分に設けること。

イ 支持金具及び吊り金具は、これらに作用する管自重、流体重量、熱膨張、水撃作用等に対して十分な耐力を有するものを使用すること。

2 配管等の耐震措置は、本章、基準2、第6項の規定の例によること。

3 送水口は、本章、基準3、第5項、第2号から第5号までの規定の例によるほか、送水口のホース接続口は、各送水区域ごとに設けること。ただし、任意の送水区域を選択できる選択弁を設ける場合は、この限りでない。

4 選択弁は、次の各号によること。

(1) 火災の際、延焼のおそれのない場所で、操作及び点検に容易な屋外の位置に設けること。

(2) 選択弁の設置位置には、当該弁である旨の標識及び受け持つ送水区域を明示しておくこと。

(3) 1の送水口に接続する選択弁の数は、3以下とすること。

5 散水ヘッドは、次の各号によること。

(1) 開放型ヘッドは、安全センターの認定品とすること。◇

(2) 閉鎖型ヘッドは、規則第30条の3第1号への規定に基づく告示基準が示されるまでの間、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッド及び側壁型ヘッドを除く。）を用いること。

(3) 散水ヘッドの放水圧力及び放水量は、0.5 MPa以上で、かつ、180 / min 以上であること。

- (4) 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように設けること。
- (5) 散水ヘッドの取付け面の高さが 2. 1 m以下の部分は、散水ヘッドの散水分布特性に応じ、それぞれの取付け間隔を考慮して設けること。

6 散水ヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の各号によること。

- (1) 規則第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場及び脱衣場が含まれる。
- (2) 規則第30条の2第3号の「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室、冷凍機室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。この場合において、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室には、他の有効な消火設備を設置すること。☆
- (3) 規則第30条の2第3号の「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電子顕微鏡室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室及び防災センターが含まれる。☆
- (4) 規則第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
- (5) 規則第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシート、ダストシート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。

7 標識は、本章、基準25によるほか、2以上の送水区域がある場合は、送水口及び送水区域ごとに色別に表示すること。◇

## 基準2 1 連結送水管の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 送水口は、本章、基準3、第5項第2号から第5号までの規定の例によるほか、配管にJIS G 3454スケジュール40以上のものが使用される場合は、送水口の直近の場所に、一辺5cm以上の四角形の黄色の反射板を設けること。
- 2 配管及びバルブ類は、次の各号によること。
  - (1) 屋内消火栓設備と配管を兼用する場合は、本章、基準2、第4項第4号によること。
  - (2) 配管等は、本章、基準2、第4項（第4号を除く。）の規定の例によるほか次のア及びイによること。
    - ア 補助用高架水槽を他の消防設備と兼用する場合の当該水槽の容量は、それぞれの定められた容量のうち最大の容量とすることができます。◇
    - イ 送水口から立管までの配管は、立管の口径以上の口径のものとし、送水口ごとに専用とすること。ただし、管の呼びで150mm以上の配管を用いる場合は、専用としないことができる。
  - (3) 配管には、逆止弁、止水弁及び排水弁を送水口直近の容易に操作できる場所に設けること。
  - (4) 配管、管継手及びバルブ類の構造及び材質は、規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトの規定によるほか、本章、基準2、第1項第9号ア及びイの規定並びに設計送水圧力が1M Paをこえる場合は、次のア及びイによること。
    - ア バルブ類は、次のいずれかによること。
      - (ア) JIS B 2071の呼び圧力20Kのもの
      - (イ) 安全センターの消防防災用設備等性能評定委員会で評定されたもの（16K又は20Kのもの）
      - (ウ) JPI（石油学会規格）の呼び圧力300PSI（20K相当）のもの
    - イ 継手は、安全センターの性能評定合格品の高圧使用（2M Pa等）のねじ込み継手を使用することができます。◇
  - (5) 設計送水圧力の算定は、規則第31条第5号ロによるほか、次のアからウにより求めること。
    - ア 配管の摩擦損失計算は、本章、基準2、第11項第2号によること。
    - イ 摩擦損失水頭は、立管ごとに800／min（双口型の放水口が設置されているものにあっては、1,600／min）以上とすること。
    - ウ 設計送水圧力の計算値が0.9M Paを超えるものは、端数を切り上げて1M Paを超えるものとして取り扱うこと。◇
  - (6) 立管は、次のアからウまでによること。
    - ア 各階に2以上の放水口が設置される場合は、当該放水口にいたる立管はそれぞれ別に設けること。
    - イ 立管の数が2以上となる場合は、立管の口径以上の口径の配管により連結すること。
    - ウ 地階を除く階数が11以上の建築物に設ける立管の口径は、管の呼びで125mm以上とすること。
  - 3 放水口は、次の各号によること。
    - (1) 放水口の結合金具は、消防ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する呼称65の差し口に適合するものとすること。
    - (2) 令第29条第2項第1号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室及び階段室、階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーから5m以内の場所が含まれる。
    - (3) 放水口は、鋼製（厚さ1.6mm以上）等の不燃材料で、かつ、ホースの接続又はバルブ操作等が容易に行える内容積及び構造（概ね、短辺40cm以上、長辺50cm以上）の格納箱に収納しておくこと。
    - (4) 放水口の格納箱の上部又はその扉の上端部には、赤色の灯火を、規則第12条第1項第3号ロの規定の例により設けること。この場合において、当該灯火には非常電源を付置することとし、非常電源

及び灯火の回路の配線は、それぞれ規則第12条第1項第4号及び第5号の規定の例により設けること。☆

- (5) 放水口を特別避難階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーに設置する場合は、本章、基準2、第7項第7号の規定の例によること。◇
- (6) 加圧送水装置の二次側に設けられる放水口及び中間水槽からの落差が70mを超える場所に設けられる放水口には、ホース接続口ごとに、次のア及びイに適合する圧力調整器を備えるものとする。
- ア ホース接続口に容易に着脱できるものであること。
- イ 圧力調整器の二次側圧力が、その一次側の圧力に応じ、おおむね0.4M Paから0.6M Paとなる性能を有するものであること。

4 放水用器具格納箱は、令第29条第2項第4号ハ及び規則第31条第6号口から二までの規定によるほか、次の各号によること。

- (1) 放水用器具格納箱は、各立管の系統ごとの3階、5階、7階、9階及び11階以上の各階に設けること。☆
- (2) 材質は、鋼製（厚さ1.6mm以上）等の不燃材料とすること。
- (3) 放水用器具等を格納し、かつ、これらを容易に操作できる内容積及び構造（概ね、扉の表面積0.8m<sup>2</sup>以上）を有すること。
- (4) 放水用器具は、次のアからウまでによること。
- ア 管そろは、本章、基準2、第8項第1号ウの規定の例によるほか、ノズル口型23mmの棒状・噴霧切替式（紐巻、取っ手、バンド付のもの）とすること。
- イ ホースは、差込式結合金具を装着した呼称65のもので、使用圧1.3M Pa以上（11階以上に設けるものに限る。）のものとすること。ただし、加圧送水装置の二次側に設けられるものにあっては、放水口の最大使用圧以上の使用圧のものとすること。
- ウ 3階、5階、7階、9階及び11階以上の各階に設ける放水器具格納箱に格納する放水用器具は、規則第31条第6号口の規定にかかわらず、管そろ及びホースの格納数をそれぞれ1本及び2本とすることができます。◇

5 非常電源、配線等は、本章、基準2、第5項の規定の例によること。

6 標識は、本章、基準25によること。

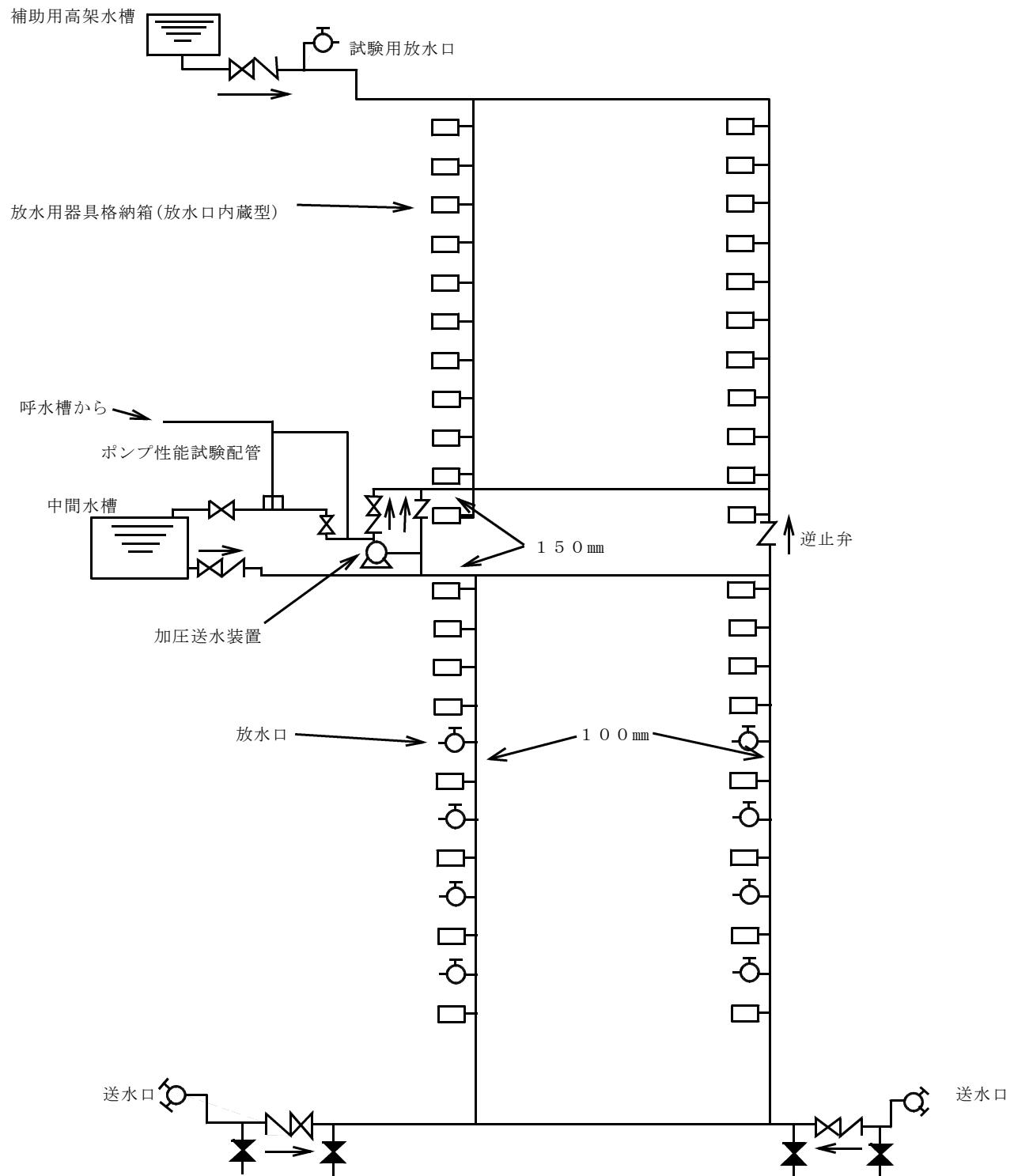
7 加圧送水装置は、本章、基準2、第1項の規定の例によるほか、次の各号によること。

- (1) 設置位置は、地盤面からの高さが70m以下で、送水口における設計送水圧力を1.6M Pa以下に設定した場合、0.6M Pa以上の放水圧力が得られるように設けること。
- (2) 配管の摩擦損失計算は、本章、基準2、第11項第2号により算定すること。
- (3) 全揚程の算定は、中継ポンプの1次側に設けられる放水口のうち送水口からの圧力損失が最大となる放水口において、ノズルの先端における放水圧力が0.6M Paとなる設計送水圧力により送水した場合、中継ポンプにかかる押し込み圧力を加算することができる。
- (4) 中間水槽は、次のア及びイによること。
- ア 水源の水位が中継ポンプの位置以上となるように設け、当該ポンプの一次側に専用の配管をもつて接続すること。
- イ 自動補給装置を設け、かつ、有効水量が8m<sup>3</sup>以上のものとすること。
- (5) 配管等は、次のア及びイによること。
- ア 加圧送水装置の吸水側配管と吐出側配管との間にバイパスを設け、当該バイパスに逆止弁を設けること。（第21-1図参照）
- イ 立上り管を2以上設置した場合は、各送水口から送られた水が合流する加圧送水装置の吸水側配管及び吐出側配管は管の呼び径で、150mm以上とすること。

(6) 加圧送水装置の起動は、流水検知装置又は圧力検知装置による起動方式とすること。ただし、防災センター等から遠隔操作により起動することができ、かつ、送水口の直近から防災センター等と相互に通話できる装置を設けるものは、この限りでない。

(7) 加圧送水装置の制御盤の直近及び送水口の直近並びに防災センター等に相互に直接通話することができる連絡装置を設けること。

第21-1図

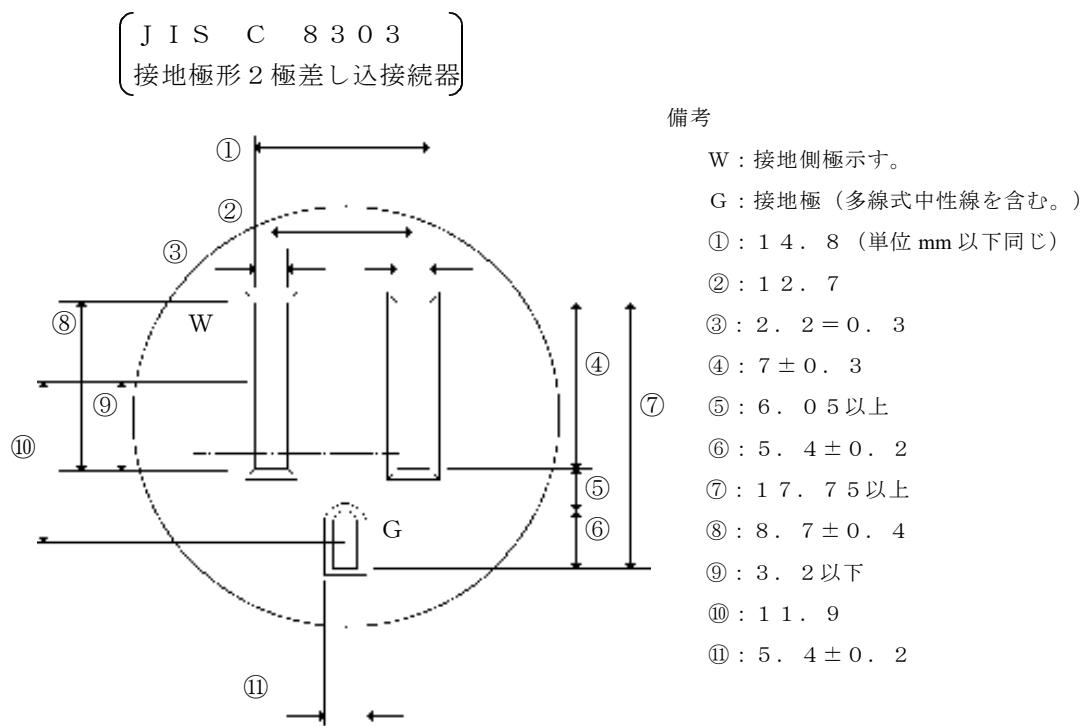


## 基準22 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 令第29条の2第2項第1号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室及び階段室、階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーから5m以内の場所が含まれる。◇
- 2 非常コンセント設備の差し込接続器のプラグ受けは、次の各号に適合すること。
  - (1) J I S C 8303の接地極形2極コンセントのうち定格が15A、125Vに適合するもので極数及び極配置は、第22-1図によること。

第22-1図



(2) 保護箱内には、前号のプラグ受けを2個設けること。

(3) プラグ受けの接地極には電設基準の第10条及び第11条に規定するD種接地工事を施すこと。

3 保護箱は、次の各号に適合すること。☆

- (1) 耐火構造の壁等に埋め込むか、又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56消防庁告示第10号）第3、第1項第2号の規定に適合するものであること。ただし、火災の影響を受ける恐れの少ない場所に設ける場合は、この限りでない。
- (2) 容易に開放できる扉を設けるとともに、扉の大きさは、短辺20cm以上、長辺25cm以上とすること。
- (3) 防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (4) 差し込プラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (5) D種接地工事を施すこと。

4 非常コンセントに電気を供給する電源からの回路の設置方法は、電設基準によるほか、次の各号によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用とすること。（以下この基準において「専用回路」という。）
- (2) 前号の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨の表示をすること。
- (4) 非常コンセントの保護箱内に配線用遮断器を設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、前号の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) 第4号の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (7) 分岐する場合に用いるブルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (8) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

5 専用回路の幹線は、次の各号によること。☆

- (1) 幹線は、1の回線につき、各階に設ける非常コンセントに100V、15A以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。
- (2) 幹線の容量は電圧低下を考慮し、低圧で電気の供給を受けている場合は、標準電圧の2%以下となるように算定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

6 非常電源及び配線は、規則第31条の2第8号の規定によるほか、基準2、第5項の規定の例によること。

7 非常コンセント設備の設置の表示は、次の各号によること。☆

- (1) 標識等は、本章、基準25によること。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号口に適合するものとすること。
- (3) 灯火の回路の配線は、規則第31条の2第9号ハ及び本章、基準24によるほか、第4項第4号の配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路の充電部には、保護用のヒューズを設けること。

8 非常コンセントの保護箱を屋内消火栓箱等に接続する場合は、次の各号によること。

- (1) 保護箱は、屋内消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。
- (3) 屋内消火栓箱等の扉と保護箱の扉は、それぞれ別に開く構造とすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、屋内消火栓設備等の赤色の灯火と兼用することができる。

## 基準 2 3 無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

### 1 用語の意義は、次の各号によること。

- (1) 「漏洩同軸ケーブル」とは、内部導体、外部導体からなる同軸ケーブルで、かつ、ケーブル外の空間に電波を放射させるため、外部導体に使用周波数帯に応じた一定周期のスロットを設けた構造のものをいう。
- (2) 「無線機」とは、消防隊が使用するプレストーク方式の無線機で、同一周波数の送信及び受信ができるものをいう。
- (3) 「接続端子」とは、無線機と無線通信補助設備の相互間を電気的に接続するための器具であって、建築物又は工作物の壁等に固定されるものをいう。
- (4) 「混合器（共用器）」とは、2以上の入力を混合し、同一の空中線系を共用するための装置をいう。
- (5) 「分配器」とは、入力信号を2以上に分配する装置をいう。

### 2 無線通信補助設備の性能及び構造は、次の各号によること。

- (1) 漏洩同軸ケーブル及び同軸ケーブル（以下この基準において「漏洩同軸ケーブル等」という。）は、社団法人日本電線工業会に設けられた耐火、耐熱電線認定業務委員会において、耐熱型漏洩同軸ケーブル等試験基準に適合すると認められたもの（以下この基準において「適合品」という。）☆  
なお、適合品は、規則第31条の2に適合するものとして取り扱う。
- (2) 空中線は、次のアからクまでによること。
  - ア 1の周波数で使用するものは、使用周波数において電圧定在波比は、1.5以下であること。
  - イ 不燃材料又は難燃性の材質のものを使用したこと。
  - ウ 利得は、標準ダイポール比で-1dB以上であること。
  - エ 垂直偏波で水平面無指向性であること。
  - オ 形状は、平板型又は棒状型とし、消防隊の活動上支障のない大きさのものであること。
  - カ 入力端子は、JIS C 5411（高周波同軸CO1形コネクタをいい、コンタクト形状が、めすのものに限る。）に適合するものであること。
  - キ 腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分は、防食措置がなされていること。
  - ク 耐熱性を有する空中線は、前号の耐熱型漏洩同軸ケーブル等試験基準と同様の基準で試験を行い、その試験に適合するものであること。
- (3) 混合器（共用器）、分配器その他これらに類する器具は、次のアからエまでによること。
  - ア 混合器（共用器）は、感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものであること。
  - イ 分配器は、結合ケーブルとのインピーダンス整合が十分にとれるものであること。
  - ウ ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。
  - エ 腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分には、防食措置がなされていること。
- (4) 増幅器は、次のアからカまでによること。
  - ア 増幅器の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属で造られていること。
  - イ 増幅器の内部に主電源回路を開閉できる開閉器及び過電流遮断器を設けること。ただし、遠隔操作で自動的に電源が入るものにあっては、開閉器を設けないことができる。
  - ウ 増幅器の前面には、主回路の電源が正常であるかどうかを表示する灯火又は電圧計を設けること。
  - エ 双方向性を有するもので、送信及び受信に支障のないものであること。
  - オ 増幅器の電源電圧が定格電圧の90%から110%までの範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。
  - カ 腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分は、防食措置がなされていること。

- (5) 接続端子を収納する保護箱は、次のアからオまでによること。
- ア 保護箱の材質は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するものであること。ただし、屋内に設けるものは、厚さ0.8mm以上とすることができる。
  - イ 保護箱は、容易に開閉できる扉を有し、かつ、操作が容易に行える大きさのものであること。
  - ウ 地上に設けるものは、施錠できる構造であること。
  - エ 地上に設ける保護箱のかぎ穴及び扉部には、防滴及び防じん措置を講ずること。
  - オ 保護箱内の見やすい箇所に、最大許容入力電力、使用できる周波数帯域及び注意事項等を表示すること。
- (6) 無線通信補助設備の耐熱性を有する空中線は、次のアからウまでに掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
- ア 製造者名又は商標
  - イ 型式
  - ウ 耐熱性を有する空中線である旨の表示

### 3 無線通信補助設備の設置は、次の各号によること。

- (1) 無線通信補助設備は、次のアからエまでによること。
- ア 当該防火対象物以外の部分への電波の漏洩は、できる限り少なくし、他の無線局の運用に支障を与えないものであること。
  - イ 放送受信設備に妨害を与えないものであること。
  - ウ 無線通信補助設備を他の用途と共に用する場合には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる用途以外のための接続端子を設けないこと。
    - (ア) 警察用の無線通信
    - (イ) 防災管理用の無線通信
    - (ウ) (ア)及び(イ)以外の用途に使用するもので、総務大臣又は地方電気通信監理局長が認める無線通信又は有線通信
  - エ 接続端子に無線機を接続し、当該防火対象物内を移動する無線機と通信を行った場合、全区域にわたり無線連絡ができる。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分については、この限りでない。
    - (ア) 耐火構造及び特定防火戸で区画された床面積100m<sup>2</sup>以下の倉庫、機械室その他これらに類する部分
      - (イ) 室内の各部分から1の出入口までの歩行距離が20m以下の室で、各出入口のシャッター及び扉が閉じられた状態における当該室内の部分
      - (ウ) 柱、壁、金属物等のある場所のうち、電波が著しく遮へいされる僅少な部分
    - (乙) 漏洩同軸ケーブル等は、次のアからキまでによること。

- ア 接続部には、防水措置を講ずること。ただし、防水措置を講じた箱内に収納する場合は、この限りでない。
- イ 接続部分は接せんが用いられ、かつ、接せん相互間の接続には可とう性のある同軸ケーブルを用い、適度な余裕をもって接続すること。
- ウ 漏洩同軸ケーブル等は、適合品とすること。
- エ 漏洩同軸ケーブル等は、火災により当該ケーブルの外装が焼失した場合、ケーブル本体が落下しないように金属又は不燃性の支持具で5m以内ごとにケーブル本体部まで堅固に固定すること。  
ただし、不燃材料で区画された天井裏に設ける場合は、この限りでない。
- オ 漏洩同軸ケーブル等の曲げ直径は、当該ケーブル等の外径の30倍以上とすること。
- カ 漏洩同軸ケーブル等は、特別高圧又は高圧の電路から1.5m以上離すこと。ただし、当該電路に静電的遮へいを有効に施している場合は、この限りでない。
- キ 漏洩同軸ケーブルの終端末に接続する無反射終端抵抗器は、堅固に取り付けること。

- (3) 空中線は、前号ア及びカの規定の例によるほか、壁、天井及び柱等に金属又は不燃材料の支持具で

堅固に固定すること。

(4) 混合器（共用器）、分配器その他これらに類する器具は、第2号アの規定の例によるほか、次のア及びイによること。

ア 厚さ0.8mm以上の金属の箱内に収容すること。

イ 設置位置は、保守点検及び取扱いが容易にできる場所であるほか、次の（ア）から（オ）までのいずれかの場所に設けること。

（ア）防災センター、中央管理室、電気室等で、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、かつ、開口部に防火戸を設けた室内

（イ）不燃材料で区画された天井裏

（ウ）耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）内

（エ）建基令第123条に規定する特別避難階段又は避難階段の構造に適合する階段室内

（オ）その他（ア）から（エ）までに類する場所で、延焼のおそれのない場所又は耐熱効果のある箱内

(5) 増幅器は、第2号ア及び前号イの規定の例によること。

(6) 接続端子は、次のアからウまでによること。

ア 地上に設ける接続端子の数は、地下街において、1の出入口から他の最も離れた出入口までの歩行距離が300m以上となる場合は、2箇所以上とすること。ただし、地上において歩行距離が300m以下となる場合にあっては、この限りでない。

イ 接続端子には、電気的、機械的保護のために無反射終端抵抗器及びキャップを設けること。ただし、次号アに規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものは、この限りでない。

ウ 地上に設ける接続端子は、第1号ウ（ア）から（ウ）までに掲げる用途に供する接続端子から5m以上並びにスプリンクラー設備等の送水口及び消防用水の採水口から2m以上の距離を保つこと。

(7) 保護箱内に収納する接続用同軸ケーブルは、次のア及びイによること。

ア 可とう性のあるものとし、長さを2m以上とすること。

イ アの接続用の同軸ケーブル及びその両端に設けるコネクタについては、消防本部担当課と協議したものとする。

4 規則第31条の2の2第9号に基づき監視、操作等を行う操作盤等（操作盤等及び総合操作盤を含む。以下同じ。）の設置をする対象物については、増幅器を設けた無線通信補助設備の増幅器から操作盤等並びに中継装置等に送る信号に係る接続については、次の各号によること。☆

(1) 増幅器に係る電源の状態を検出する検出回路は、増幅器内部に設置された電源回路へ電気が供給されている状態が確認できる位置に設置すること。

(2) 増幅器の電源回路の状態を検出する検出回路には、計器用変成器を用い増幅器の回路と検出回路の二次側及び操作盤等並びに中継装置等へ移報するための回路とは電気的に絶縁をとること。

(3) 検出回路及び移報回路には、保護用のヒューズ等適正な保護装置により電気的に保護すること。

(4) 移報回路における電源の状態信号については、操作盤等並びに中継装置等が必要とする信号を電源の状態に応じて適切に送信できる構造とすること。

(5) 検出回路は、前項第4号イに準じた場所に設けること。

(6) その他、操作盤等の評価の際に必要とされた、信号が容易に送信できるように施工すること。

## 基準24 非常電源の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

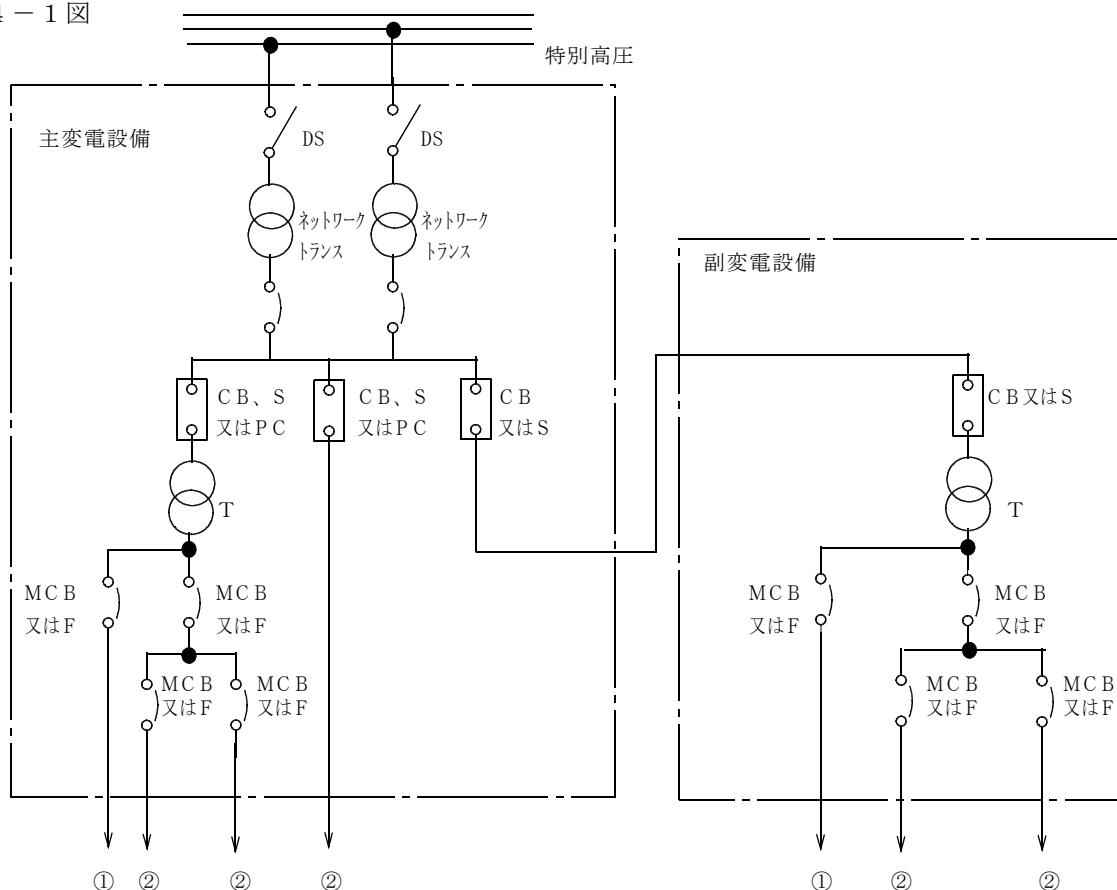
1 非常電源専用受電設備は、次の各号によること。

- (1) キュービクル式の非常電源専用受電設備は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）によるもの又は社団法人日本電気協会キュービクル式非常電源専用受電設備認定中央委員会の認定品であること。☆
- (2) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤等は、配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）によるもの又は社団法人日本配電盤工業会非常用配電盤等認定業務委員会で認定された第1種配電盤等又は第2種配電盤等であること。☆
- (3) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の低圧回路に配電盤等（制御盤内で分岐するものを除く。）を設ける場合は、前号に準じたものであること。☆
- (4) 非常電源専用受電設備は、当該設備専用の変圧器から受電するか、又は受電設備の主変圧器の2次側から直接専用の開閉器によって受電する設備をいい、供給方式又は供給電圧に応じ、次のアからウまでの配電例により結線され、かつ、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工すること。

ア ネットワーク方式配電又はループ方式配電により受電する場合

(ア) ネットワーク方式配電例（第24-1図）

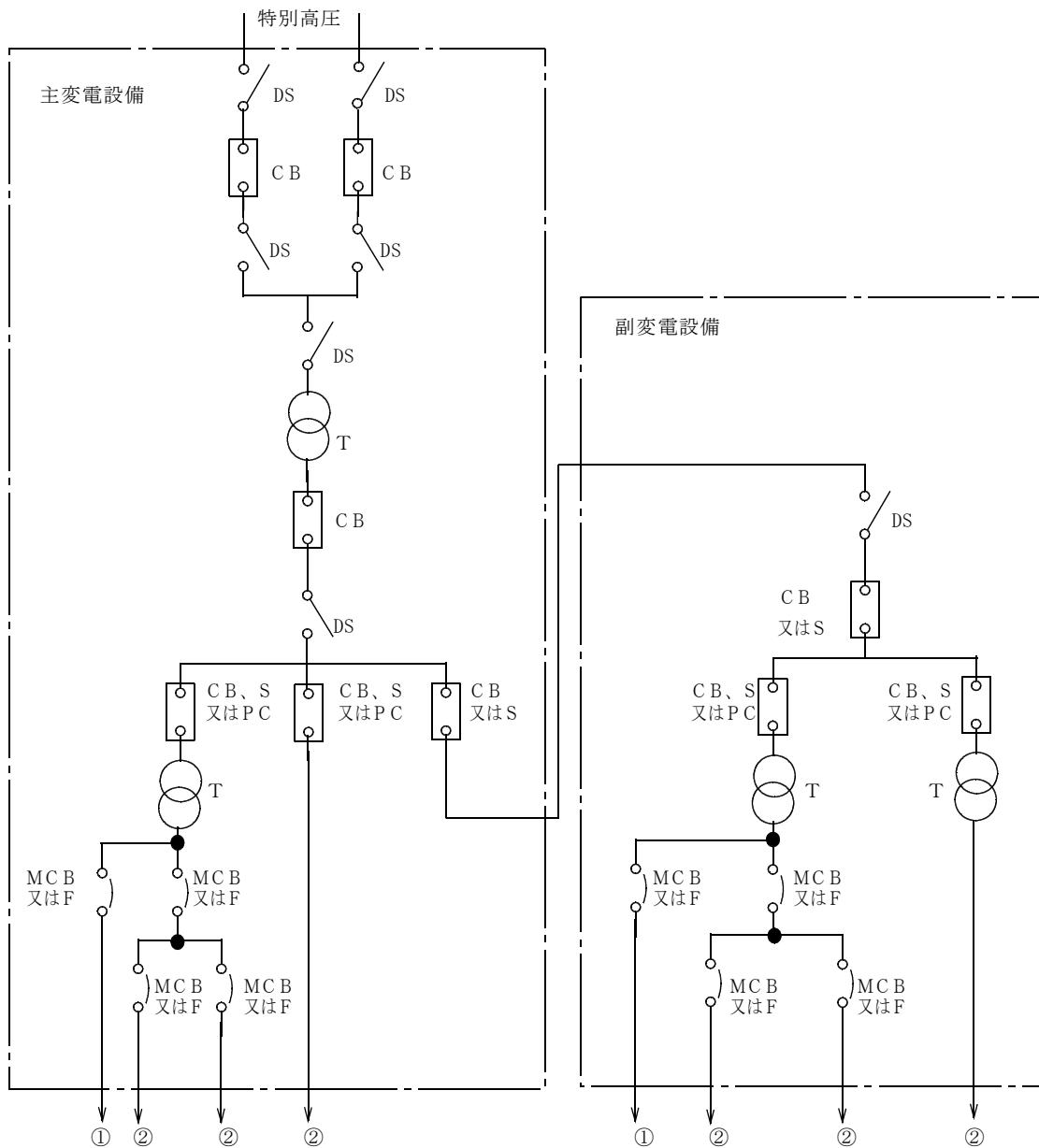
第24-1図



- 備考
- 1 C B、S 又は P Cは、一般負荷の過負荷及び短絡時にM C B 又は Fより先に遮断しないものであること。
  - 2 略号の名称は、第24-1表とのおりとする。以下この項の図において同じ。
  - 3 副変電設備により非常電源をとる場合は、主変電設備から副変電設備までの配線を、規則第12条第4号ニの規定の例により施工すること。

(イ) ループ方式配電例 (第 24-2 図)

第 24-2 図

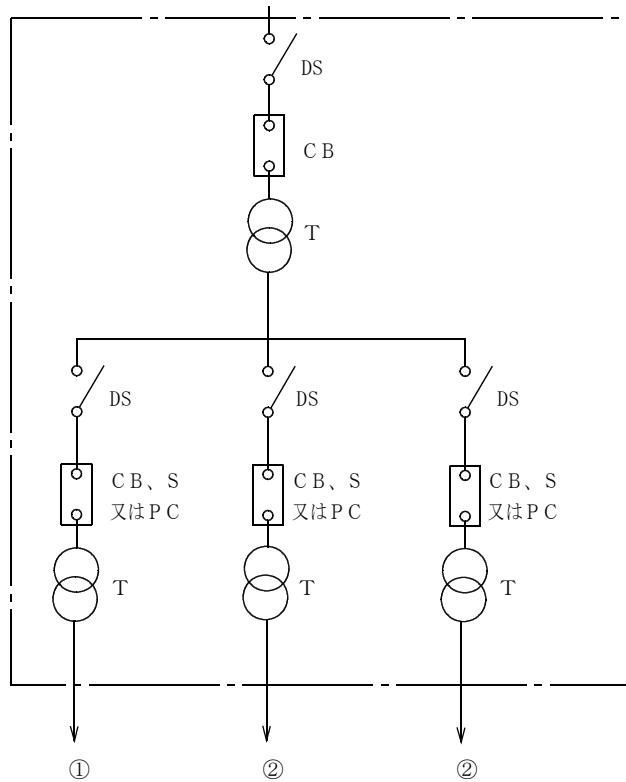


備考 CB、S 又は PC は、一般負荷の過負荷及び短絡時に M C B 又は F より先に遮断しないものであること。

イ 特別高圧又は高圧により受電する場合

(ア) 特別高圧受電による配電例 (第 24-3 図)

第 24-3 図

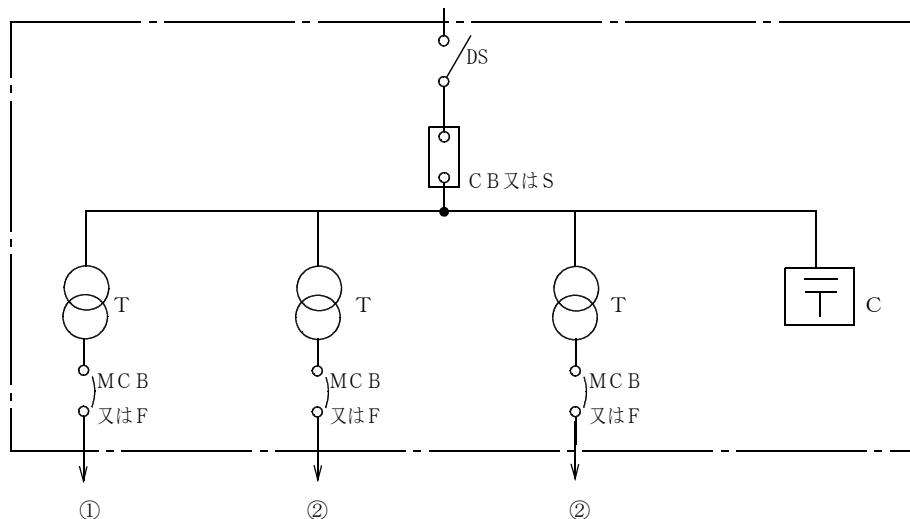


備考 CBは、一般負荷の過負荷及び短絡時にCB、S又はPCより先に遮断しないものであること。

(イ) 高圧受電による配電例

a 非常電源専用の変圧器から供給する例 (第 24-4 図)

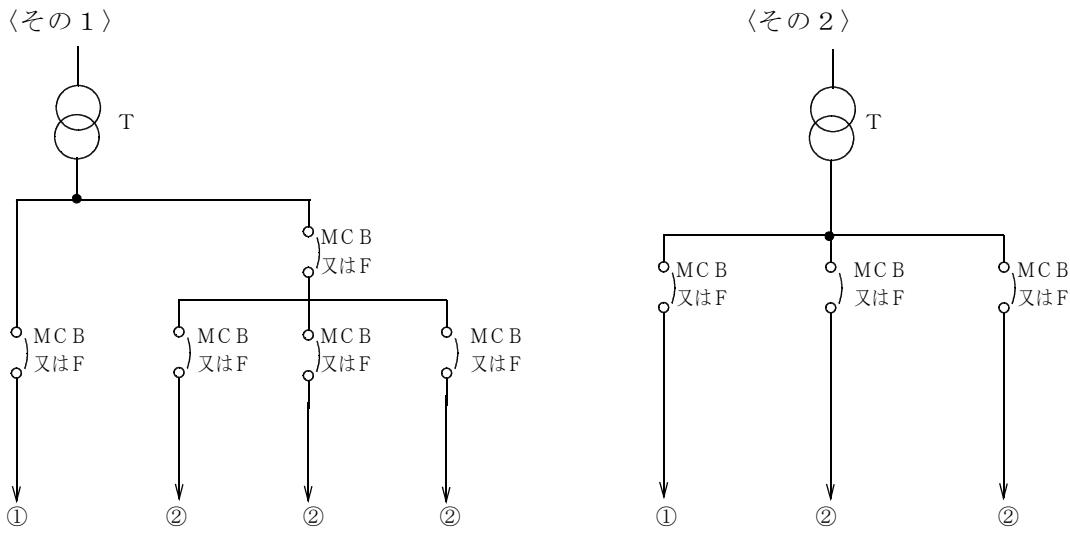
第 24-4 図



備考 CB 又は Sは、一般負荷の過負荷及び短絡時にM C B 又は Fより先に遮断しないものであること。

b 変圧器の2次側から供給する例（第24-5図）

第24-5図

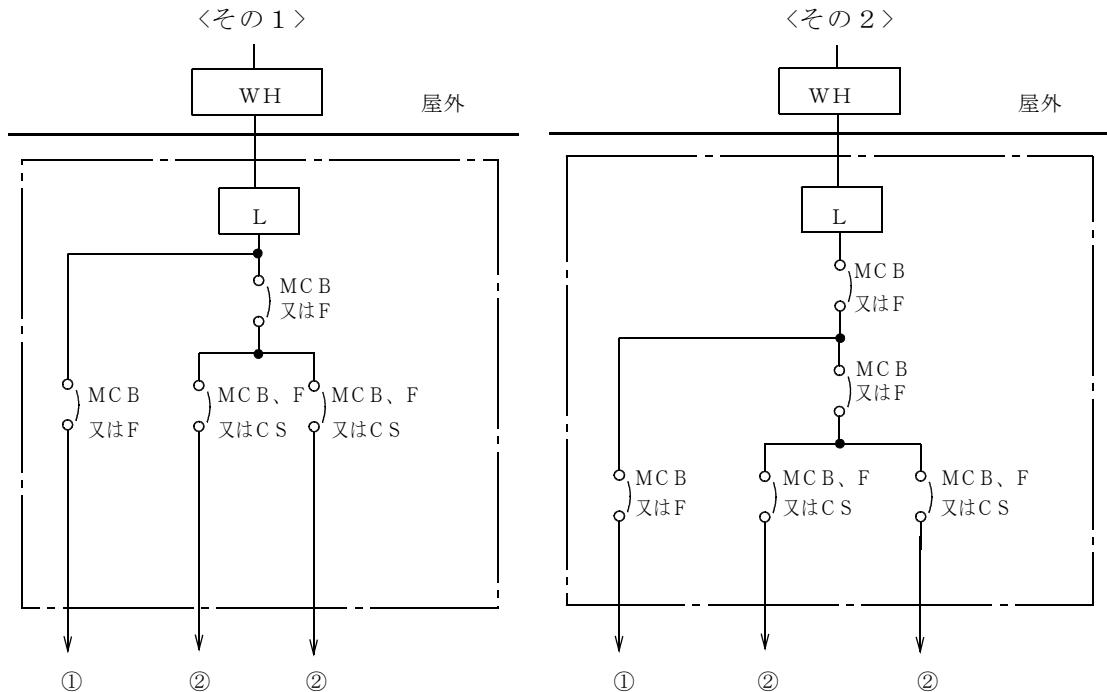


備考 一般負荷の過負荷及び短絡時には、一般負荷のM C B 又はFで遮断すること。

ウ 低圧により受電する場合

(ア) 一般的配電例（第24-6図）

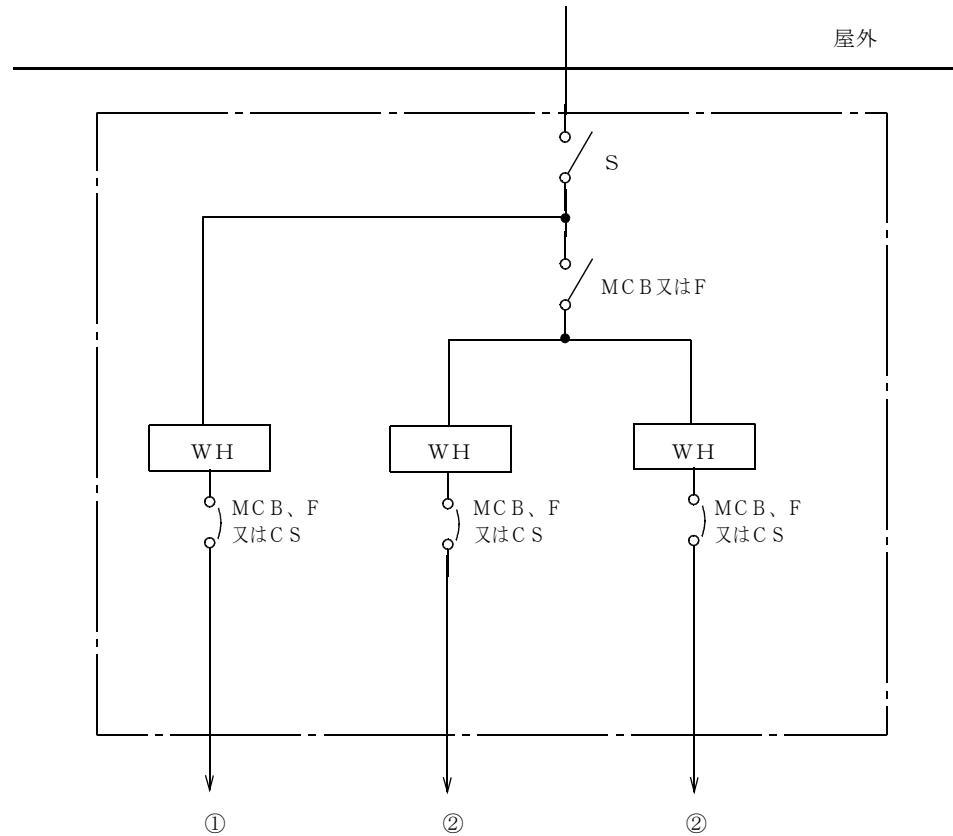
第24-6図



備考 電気事業者と協議のうえ消防用設備等の回路を、Lの電源側から分岐することもできる。

(イ) 計量器集合盤を用いた配電例 (第24-7図)

第24-7図



備考 一般負荷の過負荷及び短絡時においては、一般負荷のM C B、F又はC Sで遮断すること。

第24-1表 (略号の名称)

略号	名称
①	消防用設備等
②	一般負荷
D S	断路器
C B	遮断器
S	開閉器
T	変圧器
P C	高圧カットアウトスイッチ
C	進相コンデンサ
M C B	配線用遮断器
F	ヒューズ
W H	電力需給用計量器
C S	カットアウトスイッチ(ヒューズ付)
L	電流制限器(電気事業者の供給区域によっては設置され ていない場合がある。)
	キュービクル、不燃専用室、分電盤等の不燃専用区画

- (5) 規則第12条第1項第4号イ(ホ) (3)の「その他これらに類する室」には、パイプシャフト等(火災の発生するおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。)が含まれる。
- (6) 非常電源専用受電設備は、第24-2表に掲げる保有距離を有するように設置すること。

第24-2表

保有距離を確保しなければならない部分		保 有 距 離			
配電盤及び分電盤	操作を行う面	1. 0 m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1. 2 m以上			
	点検を行う面	0. 6 m以上 ただし、点検に支障とならない部分は、この限りでない。			
	換気口を有する面	0. 2 m以上			
変圧器及びコンデンサ	点検を行う面	0. 6 m以上 ただし、点検を行う面が相互に面する場合は 1. 0 m以上			
	その他の面	0. 1 m以上			
キュービクル式の周囲	操作を行う面	屋内に設ける場合	1. 0 m以上	屋外又は屋上に設ける場合	1. 0 m以上。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で作り、当該建築物の開口部に防火戸その他の防火設備を設けてある場合は、屋内に設ける場合の保有距離に準じることができる。
	点検を行う面		0. 6 m以上		
	換気口を有する面		0. 2 m以上		
キュービクル式とこれ以外の変電設備、発電設備及び蓄電池設備との間		1. 0 m以上			

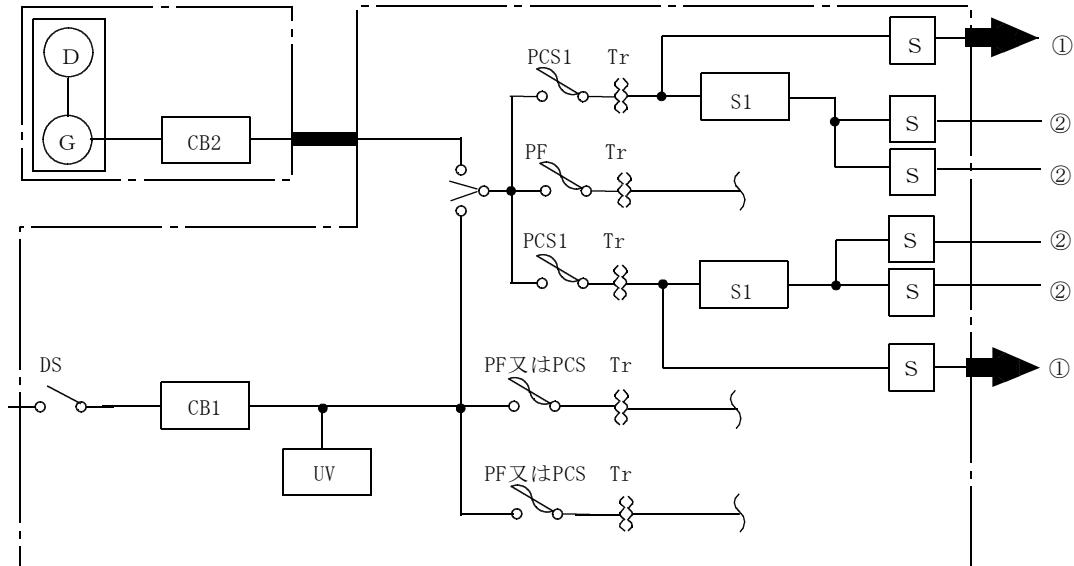
## 2 自家発電設備は、次の各号によること。

- (1) 自家発電設備は、自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)によるもの又は社団法人日本内燃力発電設備協会(以下この基準において「内発協」という。)の自家発電設備認定委員会の認定品とすること。☆
- (2) 自家発電設備は、次のア又はイの配電例により結線され、かつ、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工すること。

ア 高圧発電設備で供給する場合

(ア) 自動切替装置を設けた例 (第 24-8 図)

第 24-8 図



備考 1 PCS 1 は、過負荷及び短絡時に S 1 より先に遮断しないものであること。。

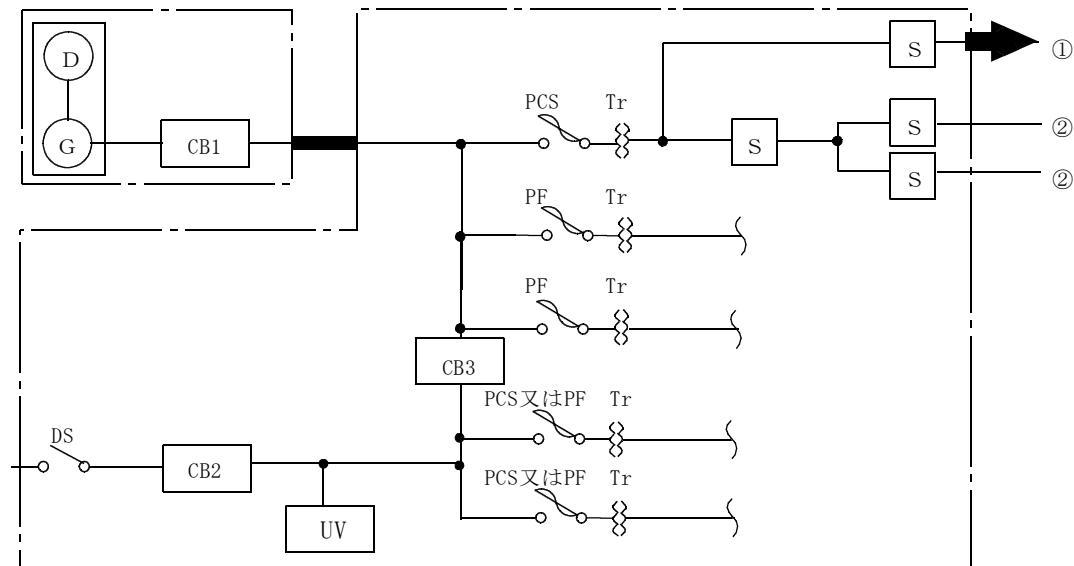
2 C B 2 は過負荷及び短絡時に P F より先に遮断しないものであること。

3 UV は、C B 1 の 2 次側より自動切替装置までの間に設けること。

4 略号の名称は、第 24-3 表のとおりとする。以下この項の図において同じ

(イ) 自動遮断器等でインターロックして設けた例 (第 24-9 図)

第 24-9 図



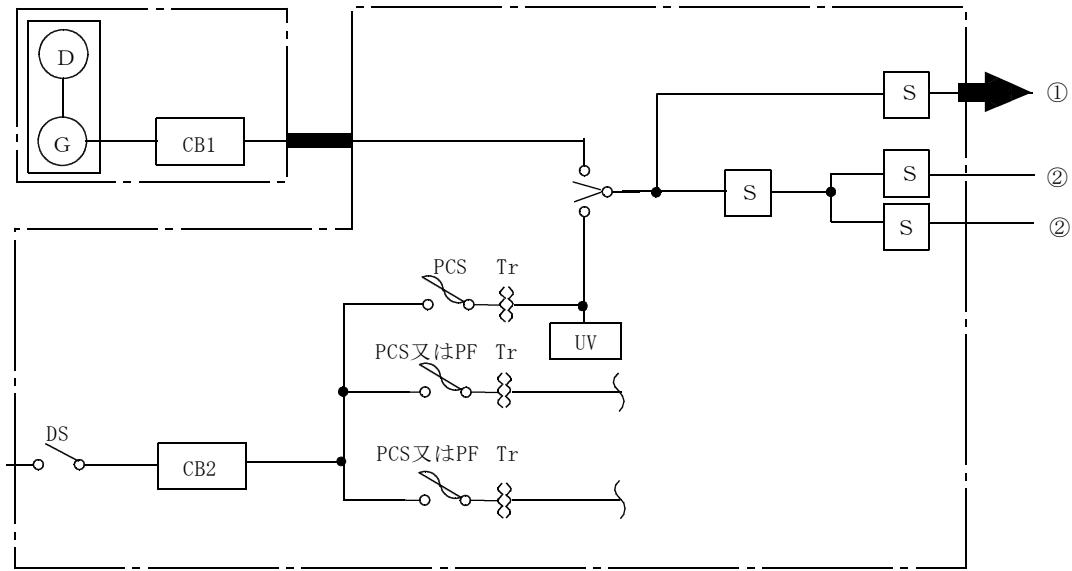
備考 1 C B 1 は、過負荷及び短絡時に P F より先に遮断しないものであること。

2 UV は、C B 2 から C B 3 まで又は C B 1 から C B 3 までの間に設けること。

イ 低圧発電設備で供給する場合

(ア) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例 (第 24-10 図)

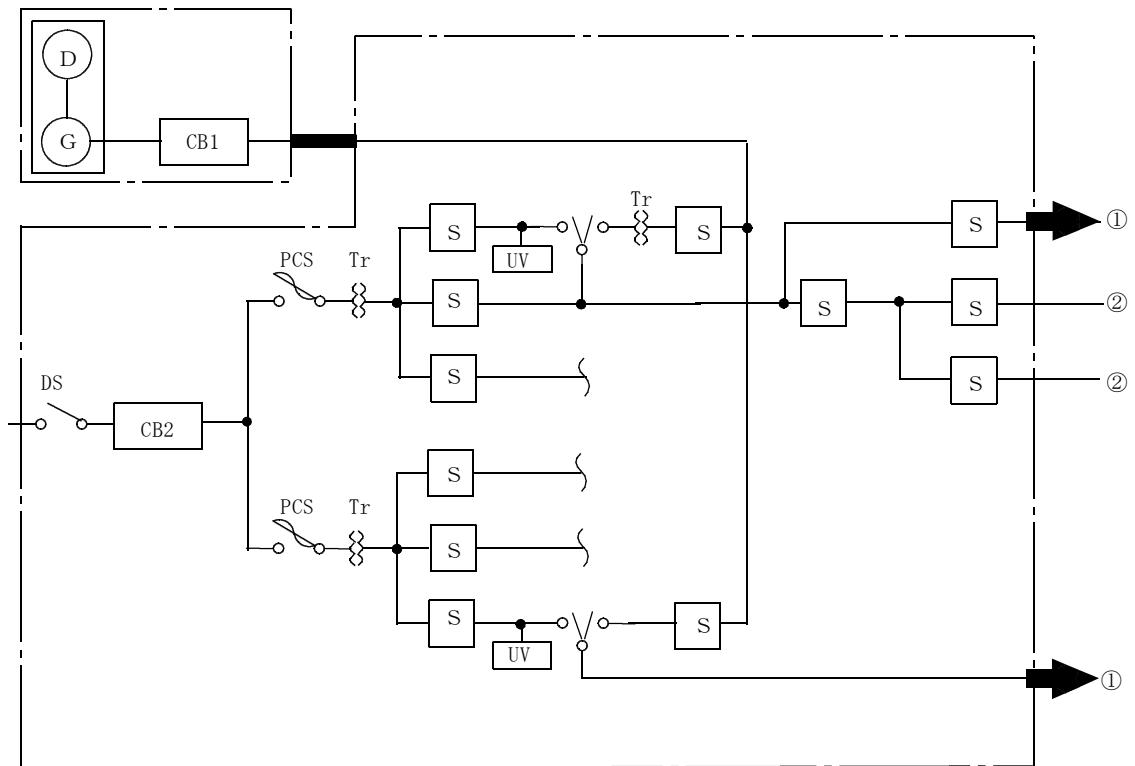
第 24-10 図



備考 **UV**は、自動切替装置の1次側より変圧器の2次側までの間に設けること。

(イ) 低圧分岐回路に自動切替装置を設けた例 (第 24-11 図)

第 24-11 図



備考 **UV**は、自動切替装置の1次側より変圧器の2次側までの間に設けること。

第24-3表（略号の名称）

略号	名称
①	消防用設備等
②	一般負荷
U V	交流不足継電器（自家発起動用）
C B	自動遮断器
P F	電力ヒューズ
P C S	プライマリーカットアウトスイッチ
D S	断路器
T r	変圧器
S	開閉器（過電流遮断器付）
	不燃専用室等の区画

(3) 自家発電設備の容量は、次のアからオまでによること。

- ア 異なる防火対象物（同一敷地内の別棟に限る。）の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、1の自家発電設備から電力を供給する場合は、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最大となる防火対象物の負荷に対して電力を供給できる容量とすること。
- イ 自家発電設備の容量は、1の防火対象物に2以上の消防用設備等が設置されている場合は、原則として当該消防用設備等を同時に起動し、かつ、同時に使用することができる容量とすること。ただし、2以上の消防用設備等が同時に起動した場合で、逐次5秒以内に消防用設備等に電力を供給できる装置を設けた場合又は消防用設備等の種別若しくは組合せにより同時起動若しくは同時使用があり得ない場合には、瞬時全負荷投入した場合の容量としないことができる。
- ウ 消防用設備等の作動中に停電した場合、当該消防用設備等に対して自家発電設備から瞬時に電力が供給できる装置が設けられていること。ただし、2以上の消防用設備等が設置されている場合における消防用設備等に対する負荷投入は、前イの例により行うことができる。
- エ 自家発電設備を一般負荷と共に用いる場合は、消防用設備等への電力供給に支障を及ぼさない容量とすること。
- オ 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で、次の（ア）から（エ）までに適合する場合は、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。
  - (ア) 火災時及び点検時等の使用に際し、随時一般負荷の電源が遮断されることによって二次的災害の発生が予想されないもの◇
  - (イ) 回路方式は、常時消防用設備等に監視電源を供給しておき、当該消防用設備等（ポンプを使用するものに限る。）の起動時に一般負荷を自動的に遮断するもので、その復旧は手動とすること。
  - (ウ) 一般角荷を遮断する場合の操作回路等の配線は、耐火配線又は耐熱配線により施工すること。◇
  - (エ) 一般負荷の電路を遮断する機器は、不燃材料で区画された発電機室、変電室等に設け、機器にはその旨を表示すること。
- (4) 自家発電設備の容量算定は、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」（昭和63年8月1日消防予第100号、一部改正平成3年9月9日消防予第186号）によること。
- (5) 自家発電設備の設置は、次のア及びイによること。
  - ア 屋内に設ける自家発電設備の設置場所等は、湖南広域行政組合火災予防条例（平成10年消本訓令第22号。以下この基準において「条例」という。）第13条の規定の例によること。
  - イ 自家発電設備は、第24-4表に掲げる保有距離を有するように設置すること。ただし、キューピクル式のものは、第24-2表によること。

第24-4表

保有距離を確保しなければならない部分		保 有 距 離
発電機及び原動機本体	相互間	1. 0 m以上
	周囲	0. 6 m以上
操作盤	操作を行う面	1. 0 m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1. 2 m以上
	点検を行う面	0. 6 m以上 ただし、点検に支障とならない部分はこの限りでない。
燃料槽と原動機との間 (燃料搭載形及びキュービックル方式のものは除く)	燃料、潤滑油、冷却水等を予熱する方式の原動機	2. 0 m以上 ただし、不燃材料で有効に遮へいした場合は0. 6 m以上
	その他のもの	0. 6 m以上

(6) 消防用設備等の常用電源及び非常電源として使用する気体燃料を用いる発電設備（以下この基準において「常用防災兼用ガス専焼発電設備」という。）は、第2号から第5号までによるほか、次のアからカまでによること。

ア 常用防災兼用ガス専焼発電設備の出力及び設置台数等は、次の（ア）及び（イ）によること。

（ア）消防用設備等の電源として、常用防災兼用ガス専焼発電設備を設置する場合の出力は、1台で防火対象物に設置される消防用設備等を有効に作動させるために必要な出力以上とすること。

（イ）1つの防火対象物には、前（ア）の出力を有するものを2台以上設置すること。

イ 運転方式は、次の（ア）及び（イ）によること。

（ア）消防用設備等以外の機器等にも供給する方式の運転方式は次のaからcまでによること。

a 火災が発生した場合には、火災が発生した旨の信号により、消防用設備等を有効に作動させるために必要な出力を確保できる措置が講じられていること。

b 火災が発生した旨の信号は、屋内消火栓設備の起動信号、スプリンクラー設備の水圧低下信号等防火対象物の実態に即した最も有効なものであること。

c 消防用設備等を有効に作動させるために必要な出力の確保は自動的に行えるものとし、電源投入までの所要時間は40秒以内とすること。

（イ）予備燃料を設置するものは、主燃料の供給が絶たれた場合に自動的に予備燃料に切り替えることができる措置を講じることとし、電源投入までの所要時間は40秒以内とすること。

ウ 予備燃料は、次の（ア）及び（イ）によること。

（ア）予備燃料を設置する場合は、次のa及びbによること。

a 主燃料の供給が遮断された場合に備え、予備燃料が確保されていること。

b 予備燃料は、屋外（地上）に設置すること。

なお、予備燃料を気体燃料とする場合で、当該予備燃料を屋外（地上）に設置できない場合は、保安対策を講じた上で、31m又は10階以下の建物の屋上に設置できるものとする。

（イ）予備燃料の設置を要しない場合は、次によること。

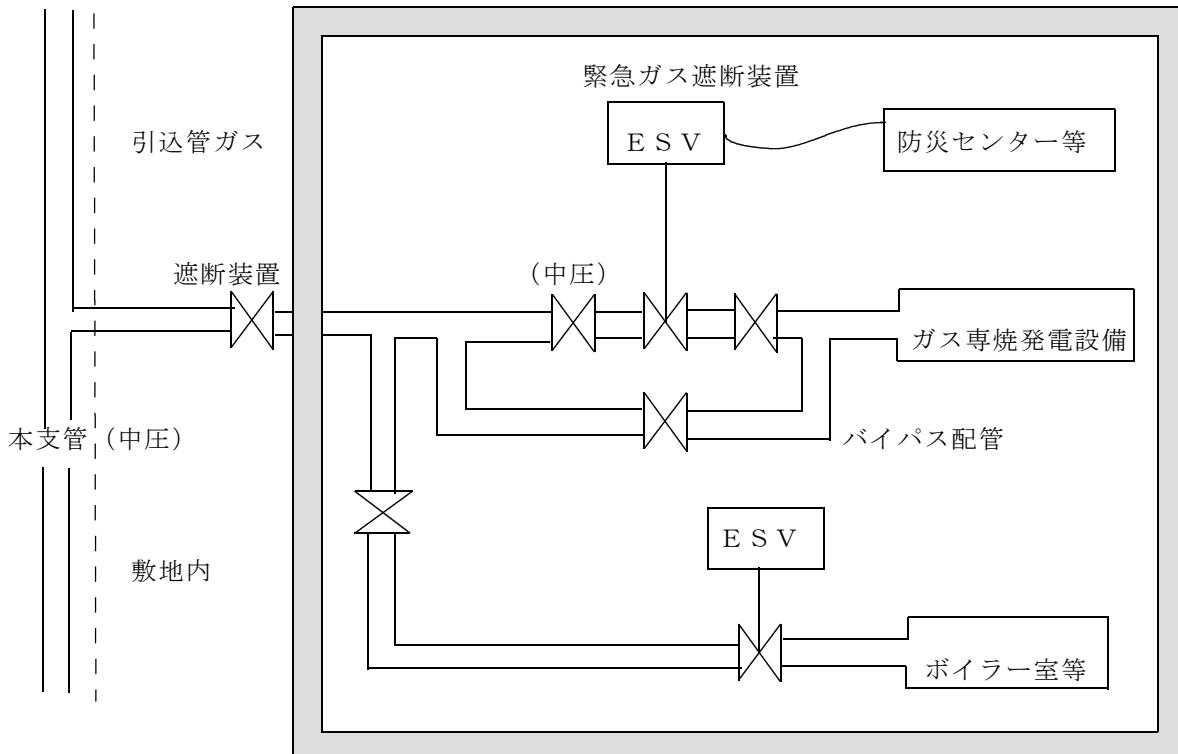
主燃料の供給体制の確保、設備の耐震措置の実施等（以下この基準において「主燃料の確保等」という。）により、主燃料の安定供給体制が確保されていると認められるものは、予備燃料を設置しないことができる。

この場合、常用防災兼用ガス専焼発電設備は、内発協に設置されている自家発電設備認定委員会の認定品とし、主燃料の確保等は、ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会の単独供給による評価を受け、認められたものとすること。☆

- エ ガス供給配管系統を常用防災兼用ガス専焼発電設備以外の他の火気設備と共に用する場合は、他の火気設備により常用防災兼用ガス専焼発電設備に支障を与えない措置が講じられていること。
- オ 緊急ガス遮断装置は専用とし、防災センター等から遠隔操作できる性能を有すること。（第24-12図参照）
- カ 緊急ガス遮断装置の点検時等に安定的に燃料の供給を確保するため、バイパス配管を設けること（第24-12図参照）

第24-12図

 は、建築物を示す。



キ 常用防災兼用ガス専焼発電設備が設置されている部分には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。

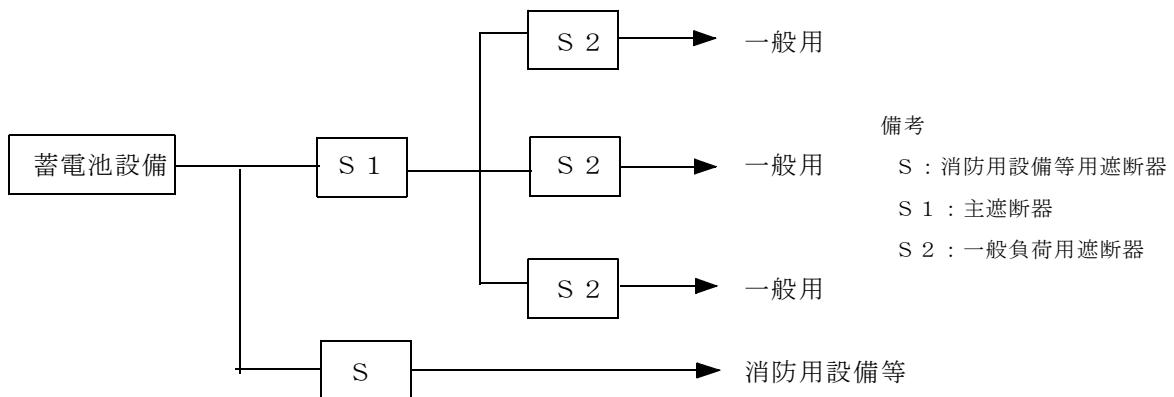
ガス漏れ火災警報設備の検出部は、常用防災兼用ガス専焼発電設備の設置されている部屋、キュービクル内（エンクロージャーを含む。）、ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部付近に設けるものとし、当該ガス漏れ火災警報設備の受信機は、防災センター等に設けること。

ただし、ガス事業法等によりガス漏れ検知器の設置が規定されており、作動した検知部がどの部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられている部分を除く。

### 3 蓄電池設備は、次の各号によること。

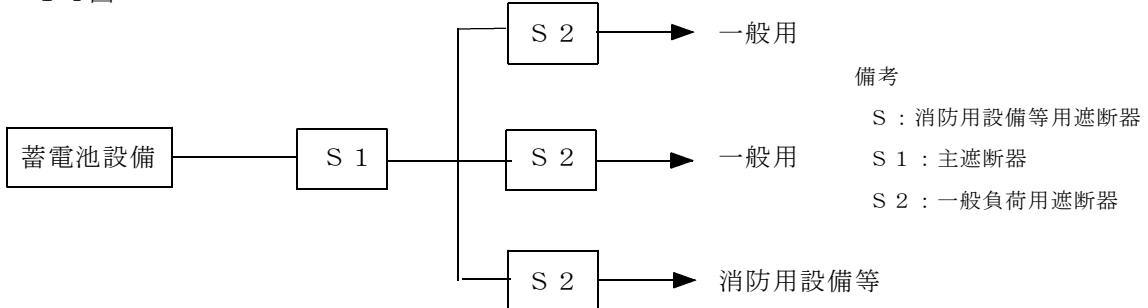
- (1) 蓄電池設備は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）によるもの又は社団法人電池工業会に設置された蓄電池設備認定委員会の認定品とすること。☆
  - (2) 蓄電池設備は、次のア又はイの配電例により結線され、かつ、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工すること。
- ア 遮断器の1次側より分岐する場合（第24-13図）

第24-13図



イ 遮断器の2次側より分岐する場合（第24-14図）

第24-14図



S 1 は、一般負荷の過負荷及び短絡時に、S 2 より先に遮断しないものであること。

- (3) 蓄電池設備の充電装置の配線は、専用回路により施工すること。
- (4) 蓄電池設備の容量は、消防用設備等を1時間以上監視、制御等を継続した直後に、消防用設備等ごとに規則に規定されている時間以上有効に作動することができるものであり、前項第3号ア、イ、エ及びオの規定の例によるほか、1の蓄電池設備から2以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合の容量は、使用時間の最も長い消防用設備等の使用時間を基準として算定すること。
- (5) 蓄電池の容量算定は、次のアからウまでによること。
  - ア 据置蓄電池の容量算出方法は、日本蓄電池工業規格（以下この基準において「S B A」という。）6001によること。
  - イ 小型シール鉛蓄電池の容量算出方法は、S B A 2501によること。
  - ウ 円筒密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池の容量算出方法は、アに掲げる据置蓄電池の容量算出方法に準じて行うこと。（S B A 6001中、容量換算時間Kについては、製造者が保証する値を用いること。）
- (6) 充電装置の容量算定は、第24-1式によること。  
なお、充電装置の出力電流は、組み合わせる蓄電池の公称容量の1/15以上であり、浮動充電方式の場合は、常時負荷電流も加算すること。

第24-1式

$$\text{整流器容量 (定格電流)} = \frac{\text{蓄電池容量 (A h)}}{15} + \text{常時負荷電流 (A)}$$

(7) 蓄電池設備の設置は、次のア及びイによること。

- ア 屋内に設ける蓄電池設備の設置場所等は、規則第12条第1項第4号ハ(ロ)の規定の例によるほか、条例第14条の規定の例によること。
- イ 蓄電池設備は、第24-5表に掲げる保有距離を有するように設置すること。ただし、キュービクル式のものは、第24-2表によること。

第24-5表

保有距離を確保しなければならない部分		保 有 距 離
充電装置	操作を行う面	1. 0 m以上
	点検を行う面	0. 6 m以上
	換気口を有する面	0. 2 m以上
蓄電池	点検を行う面	0. 6 m以上
	列の相互間	0. 6 m以上 (架台等に設ける場合で蓄電池の上端の高さが床面から1. 6 mを超えるものは、1. 0 m以上)
	その他の面	0. 1 m以上 ただし、電槽相互間は除く。

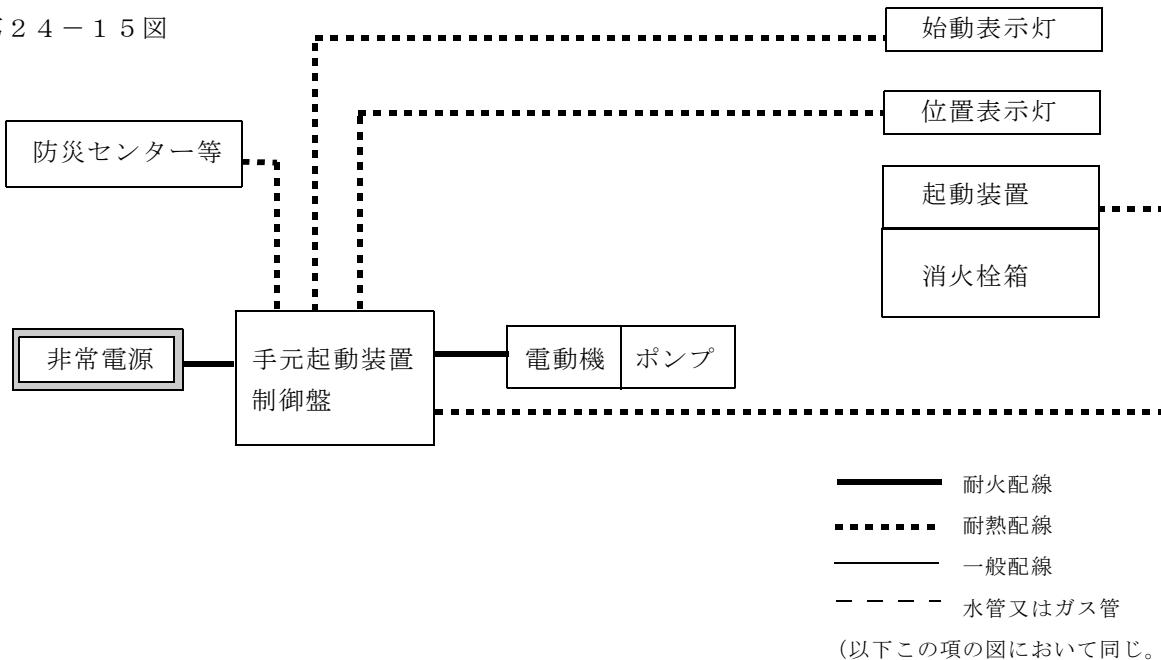
4 非常電源回路等（非常電源回路、操作回路、警報回路及び表示灯回路等をいう。以下この基準において同じ。）の施工は、次の各号によること。

(1) 非常電源回路等の配線を、規則第12条第1項第4号ニ（以下この基準において「耐火配線」という。）及び第5号（以下この基準において「耐熱配線」という。）の規定の例により施工しなければならない範囲は、次のアからスまでの例によること。

なお、非常電源専用受電設備の場合は、建物引き込み点からとすること。また、蓄電池設備を機器に内蔵する場合は、機器の電源配線を一般配線とすることができる。

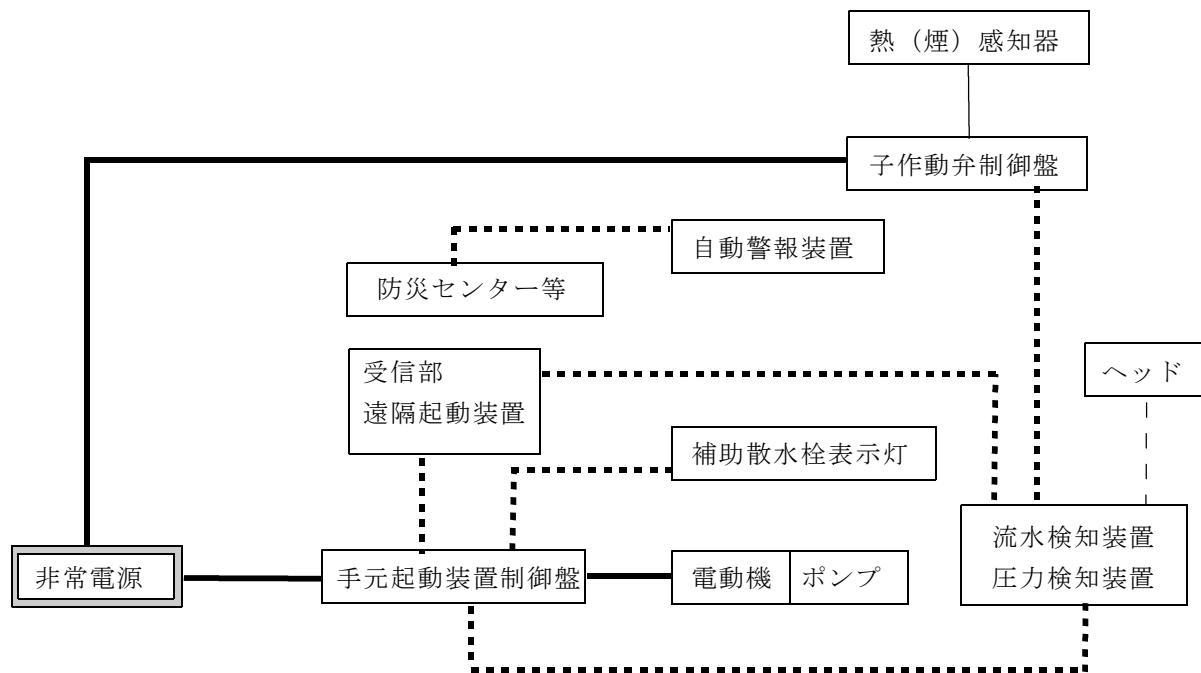
ア 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備の場合（第24-15図）

第24-15図



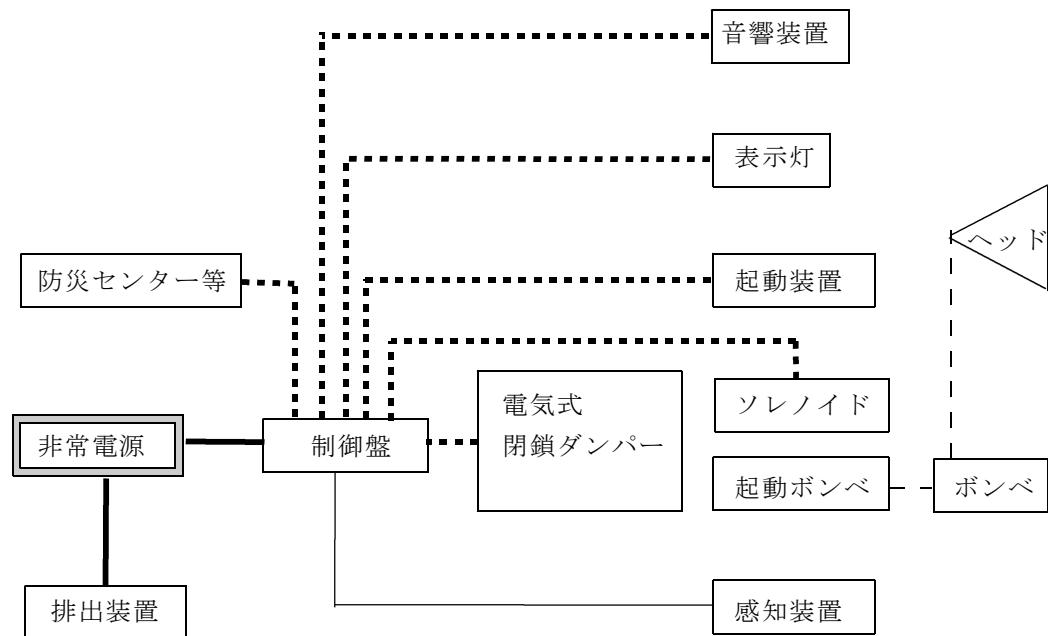
イ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備の場合（第24-16図）

第24-16図



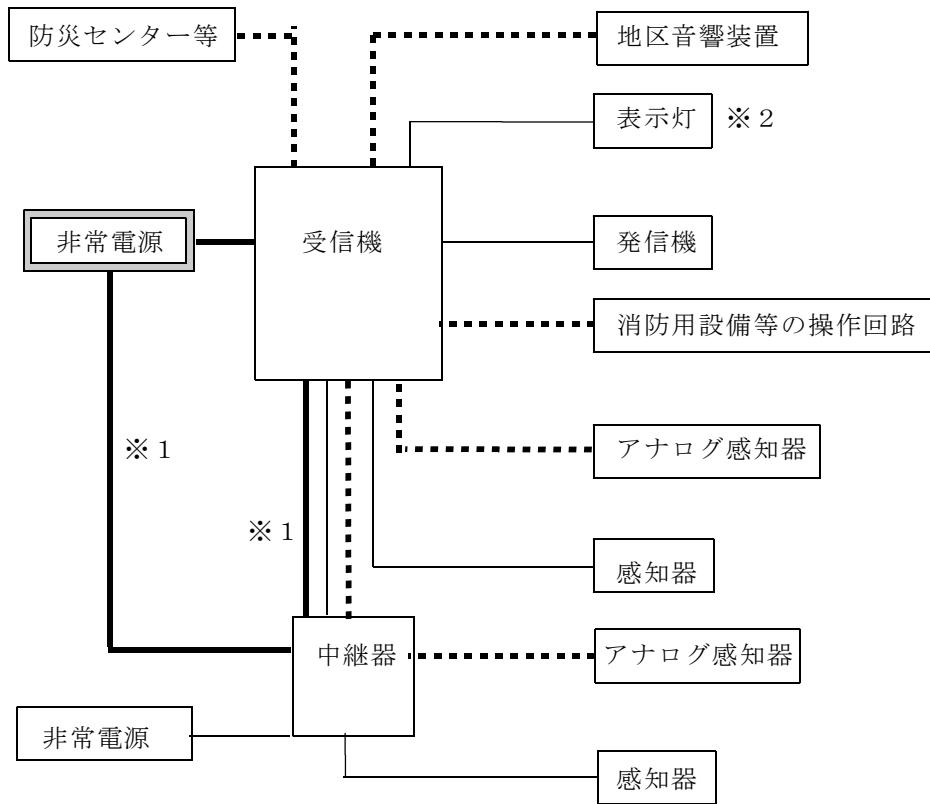
ウ 不燃性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の場合（第24-17図）

第24-17図



工　自動火災報知設備（第24－18図）

第24－18図

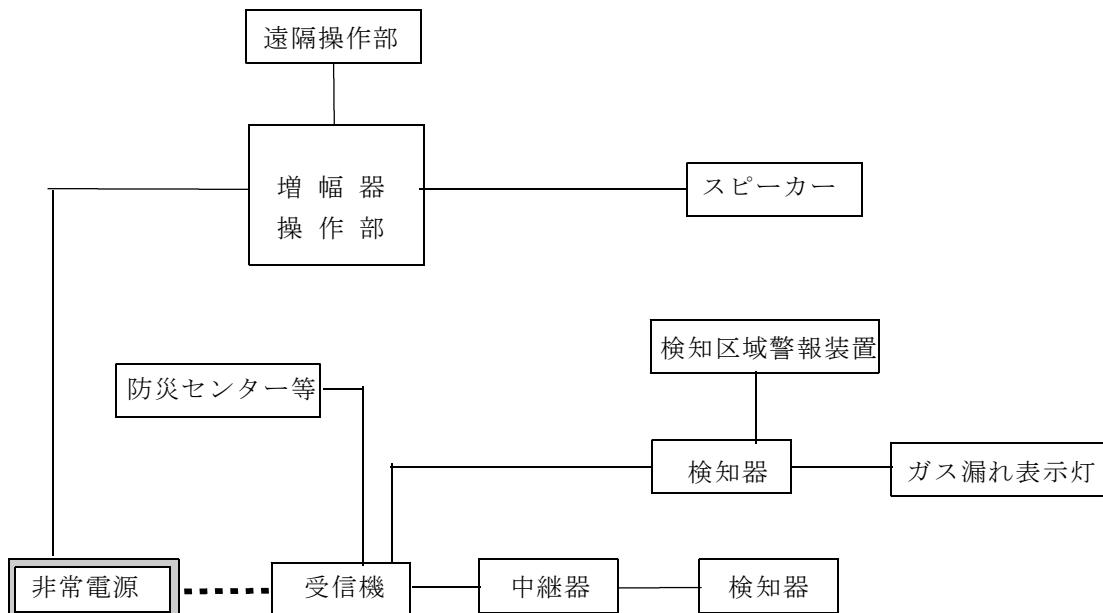


※1 中継器の非常電源回路

※2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合は、発信機上部の表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

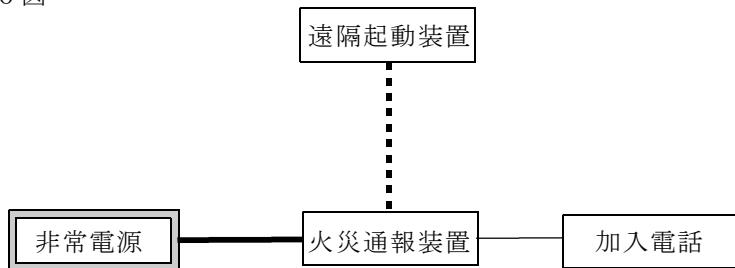
オ　ガス漏れ火災警報設備（第24－19図）

第24－19図



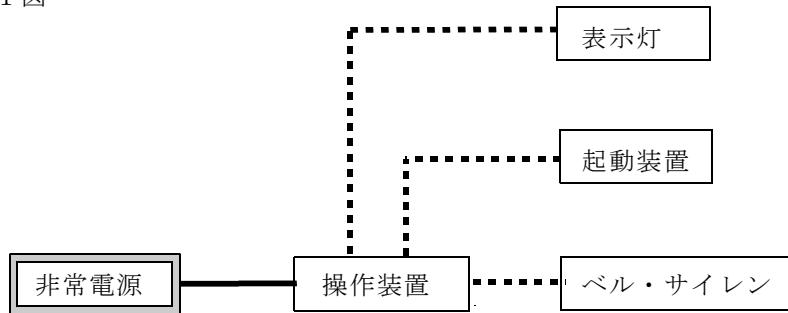
カ 消防機関へ通報する火災報知設備（第24-20図）

第24-20図



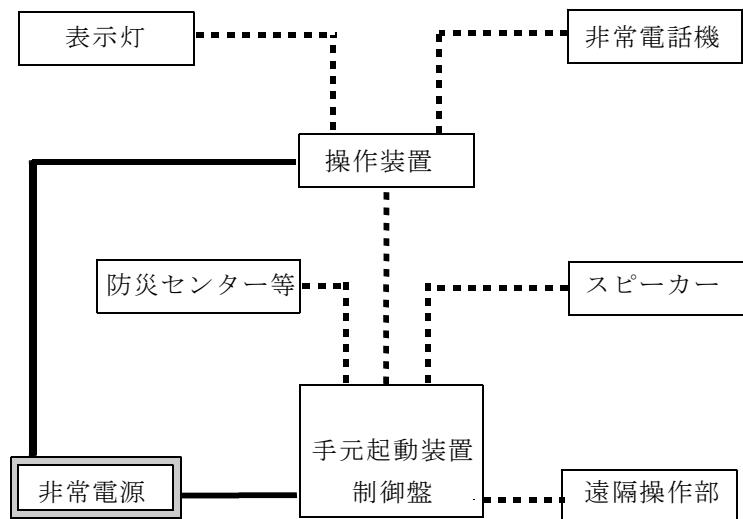
キ 非常ベル及び自動式サイレンの場合（第24-21図）

第24-21図



ク 放送設備の場合（第24-22図）

第24-22図



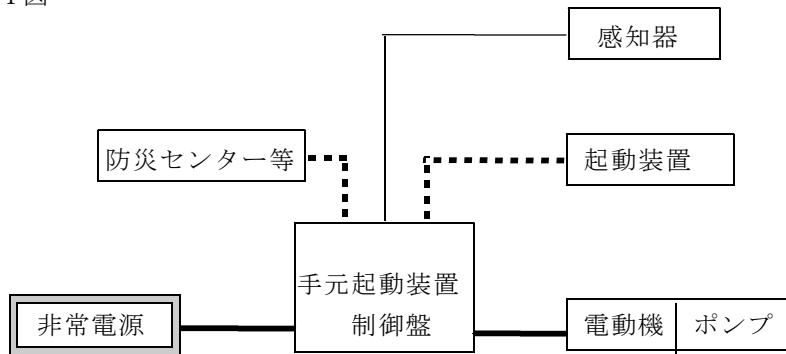
ケ 誘導灯の場合（第24-23図）

第24-23図



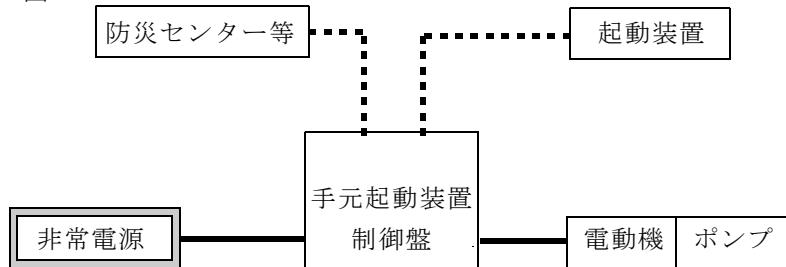
ニ 排煙設備の場合（第24-24図）

第24-24図



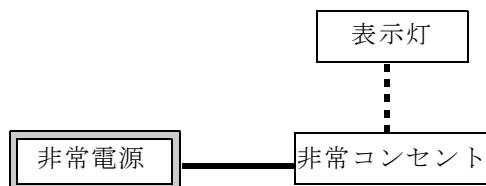
サ 連結送水管の場合（第24-25図）

第24-25図



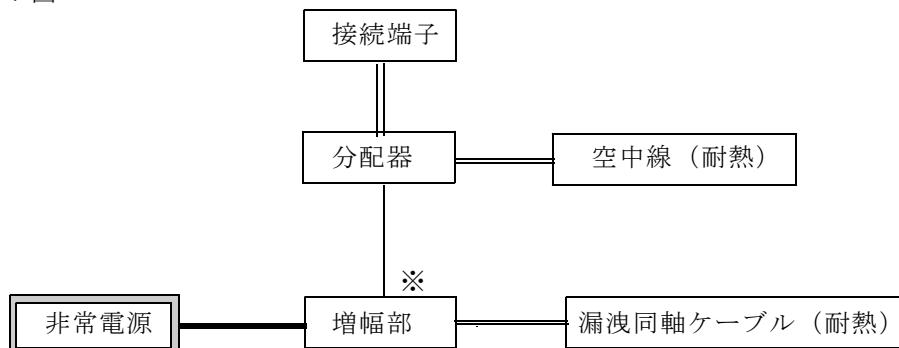
シ 非常コンセント設備の場合（第24-26図）

第24-26図



ス 無線通信補助設備の場合（第24-27図）

第24-27図



※ ————— 耐熱同軸ケーブル

(2) 耐火配線及び耐熱配線の施工方法は、次のアからオまでによること。

ア 耐火配線及び耐熱配線は、第24-6表により施工すること。ただし、次の（ア）又は（イ）のいずれかに適合するものは、耐火配線及び耐熱配線としないことができる。

（ア）地中配線で、電設基準の規定に基づき施工されているもの。

（イ）架空配線又は耐火構造若しくは防火構造の屋根若しくは屋側部分に施工する屋側配線で、電設基準に基づき施工され、かつ、建基法第2条第1項第6号に規定する「延焼のおそれのある部分」以外の部分に施工されているもの。

第24-6表

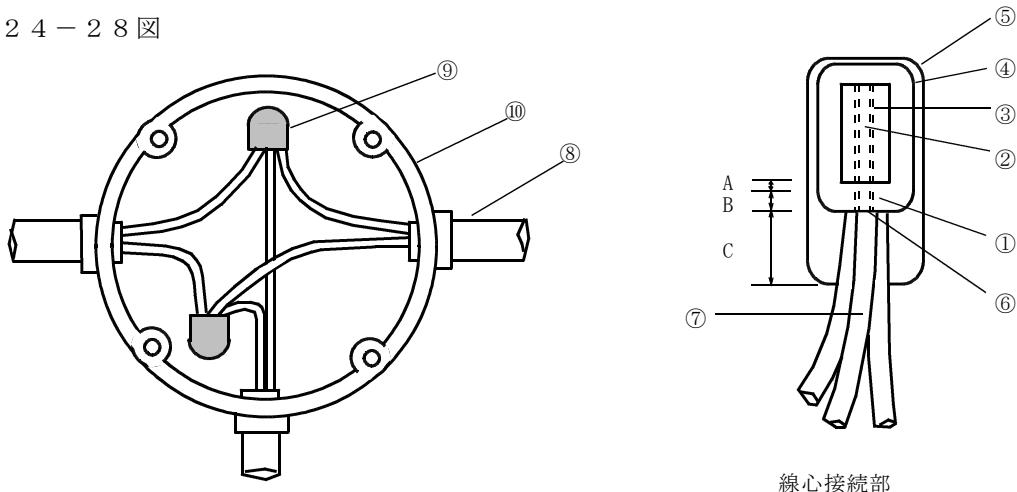
	電線の種類	工事方法
耐火配線	600V二種ビニル絶縁電線（H I V） アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル クロロブレン外装ケーブル CDケーブル パイパロン絶縁電線 四つ化エチレン絶縁電線 ワニスガラステープ絶縁電線 アスベスト絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 鉛被ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (C V) バスダクト（I B D）	1 金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂に納め、耐火構造の壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上離隔をとるか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）は、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。
	耐火配線（F P） M I ケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。
耐熱配線	600V二種ビニル絶縁電線（H I V） アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル クロロブレン外装ケーブル CDケーブル パイパロン絶縁電線 四つ化エチレン絶縁電線 ワニスガラステープ絶縁電線 アスベスト絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 鉛被ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (C V) バスダクト（I B D）	金属配管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上離隔をとるか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）は、この限りでない。
	耐熱電線（H P） 耐火配線（F P） M I ケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

- 備考 1 電線管等を耐火構造の床等に埋設する場合は、金属管及び二種金属製可とう電線管等では10mm以上、合成樹脂管では20mm以上埋設すること。
- 2 耐火配線の項、工事方法の欄の2中「前1と同等以上の耐熱効果のある方法」とは、次のア及びイによること。
- ア 耐火配線又はM I ケーブルを除き、金属管工事、可とう電線管工事又はダクト工事であること。
- イ 当該金属管等を、厚さ15mm以上のガラスウール、ロックウール、けいそう土、モルタル等により容易にはずれない方法で保護すること。
- 3 社団法人日本電設工業会の自主審査を受け、合格した耐火バスダクトは、耐火電線と同等以上の性能を有するものとして取り扱うことができる。

- イ 耐火電線及び耐熱電線の屈曲部の曲げ半径は、ケーブル外径の5倍以上とすること。
- ウ 耐火電線及び耐熱電線を、造営物に沿わせて配線する場合の支持点間の距離は、2m以下とすること。
- エ 耐火電線及び耐熱電線の接続工法は、次の（ア）又は（イ）の例により施工すること。
- （ア）耐火電線接続部標準工法

a ボックス内接続工法<金属製ボックス>（第24-28図）

第24-28図

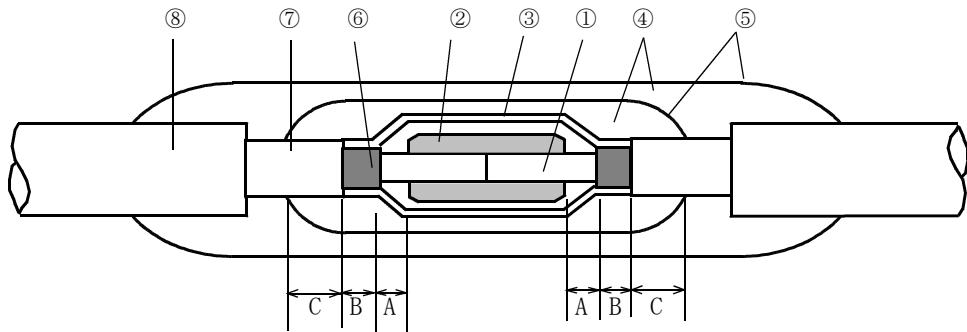


線心接続部

- |                              |            |                    |
|------------------------------|------------|--------------------|
| ① ケーブル導体                     | ② 導体接続管    | ③ 耐火テープ（ガラスマイカテープ） |
| ④ 自己融着性テープ                   | ⑤ 粘着ビニルテープ | ⑥ ケーブル耐火層          |
| ⑦ ケーブル絶縁体                    | ⑧ ケーブルシース  | ⑨ 線心接続部            |
| ⑩ ボックス（アウトレットボックス又は丸型露出ボックス） |            |                    |

b テープ巻式单心直線接続工法（第24-29図）

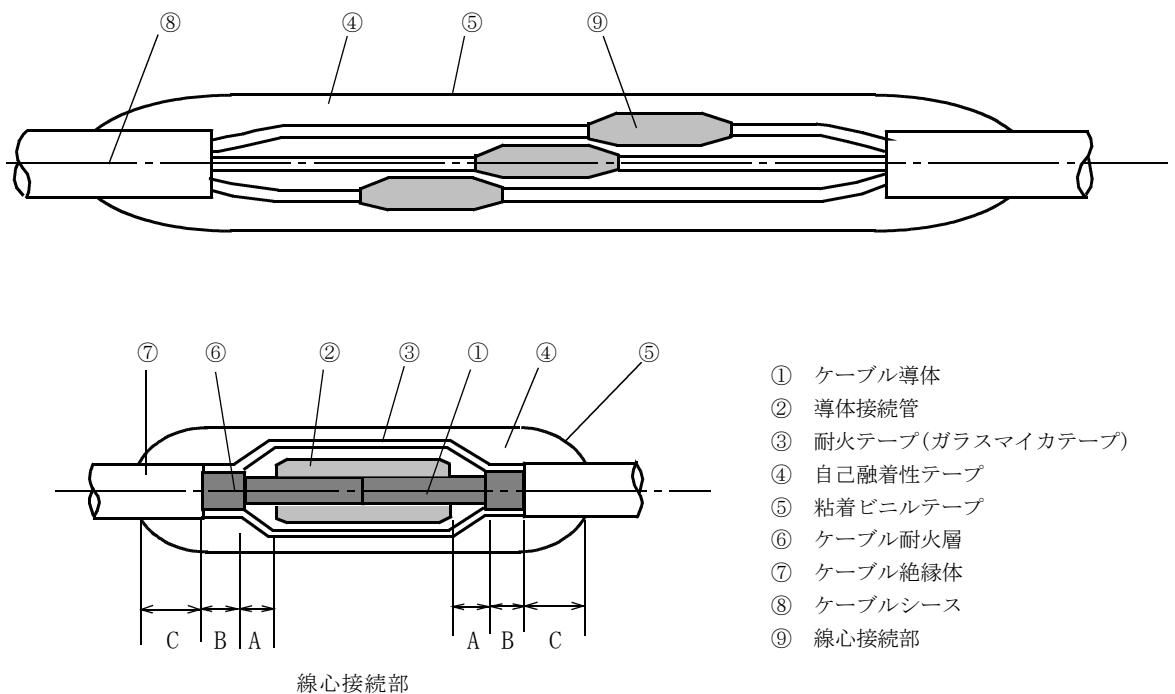
第24-29図



- |            |            |                    |
|------------|------------|--------------------|
| ① ケーブル導体   | ② 導体接続管    | ③ 耐火テープ（ガラスマイカテープ） |
| ④ 自己融着性テープ | ⑤ 粘着ビニルテープ | ⑥ ケーブル耐火層          |
| ⑦ ケーブル絶縁体  | ⑧ ケーブルシース  |                    |

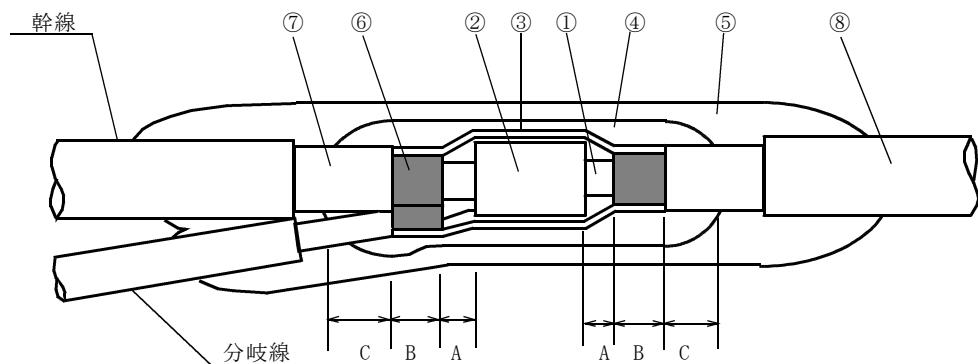
c テープ巻式多心直線接続工法（第24-30図）

第24-30図



d テープ巻式単心分岐接続工法（第24-31図）

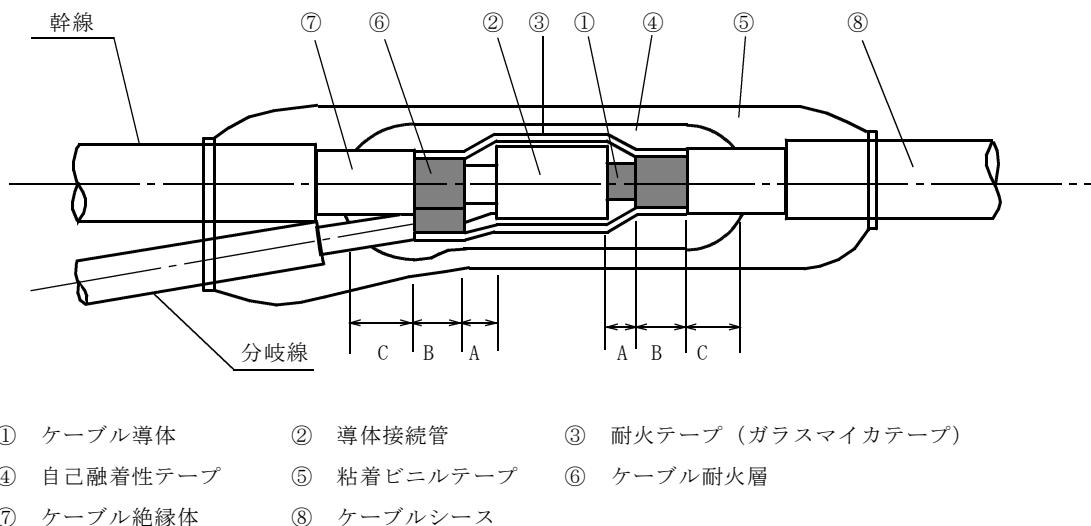
第24-31図



- |              |              |                      |
|--------------|--------------|----------------------|
| (1) ケーブル導体   | (2) 導体接続管    | (3) 耐火テープ(ガラスマイカテープ) |
| (4) 自己融着性テープ | (5) 粘着ビニルテープ | (6) ケーブル耐火層          |
| (7) ケーブル絶縁体  | (8) ケーブルシース  |                      |

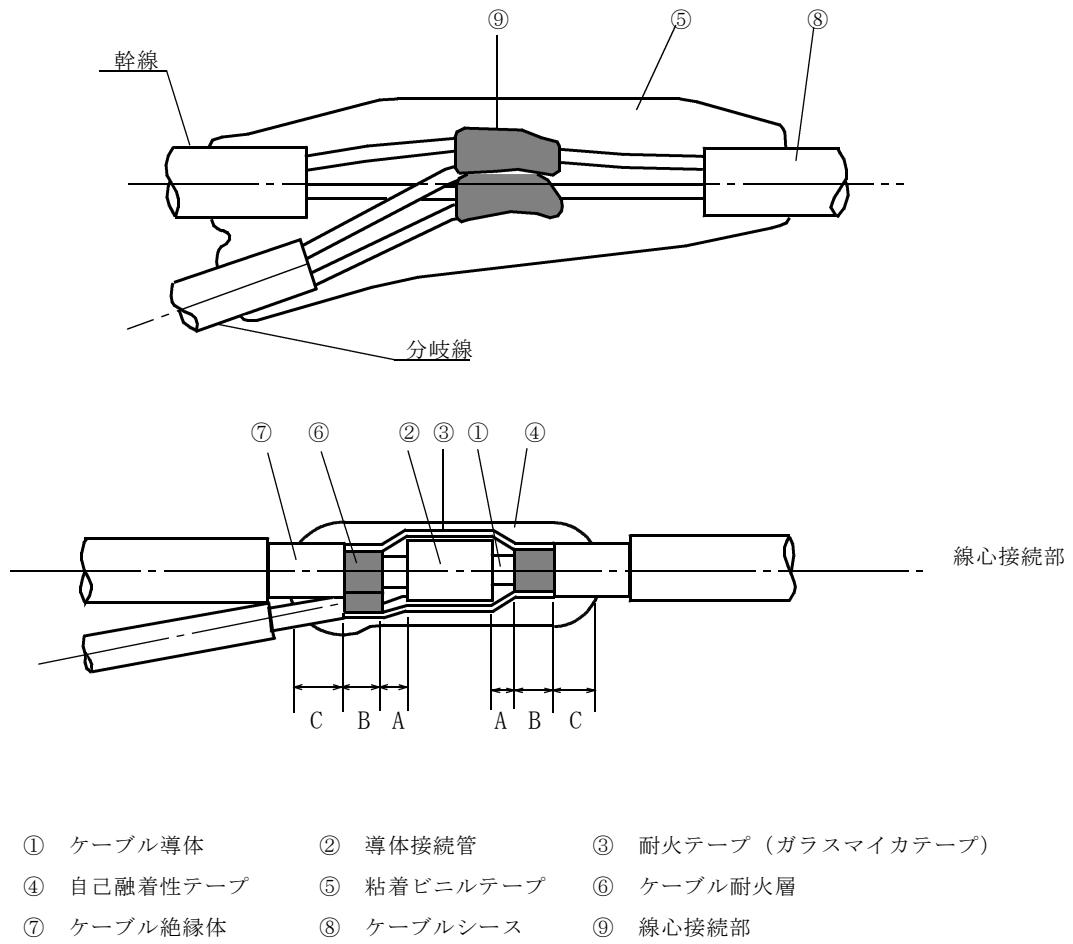
e 射出成形方式单心分岐接続工法（第24-32図）

第24-32図



f 射出成形方式多心分岐接続工法（第24-33図）

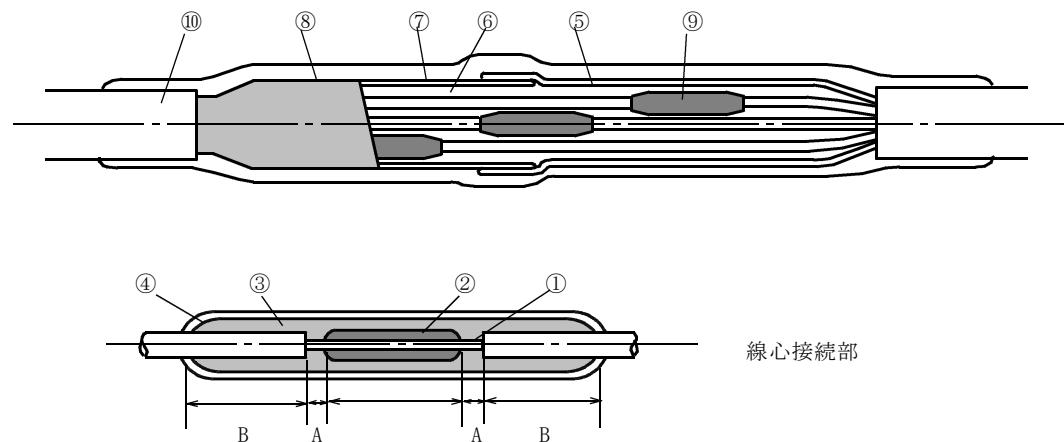
第24-33図



(イ) 耐熱電線接続部標準工法

a テープ巻式直線接続工法（第24-34図）

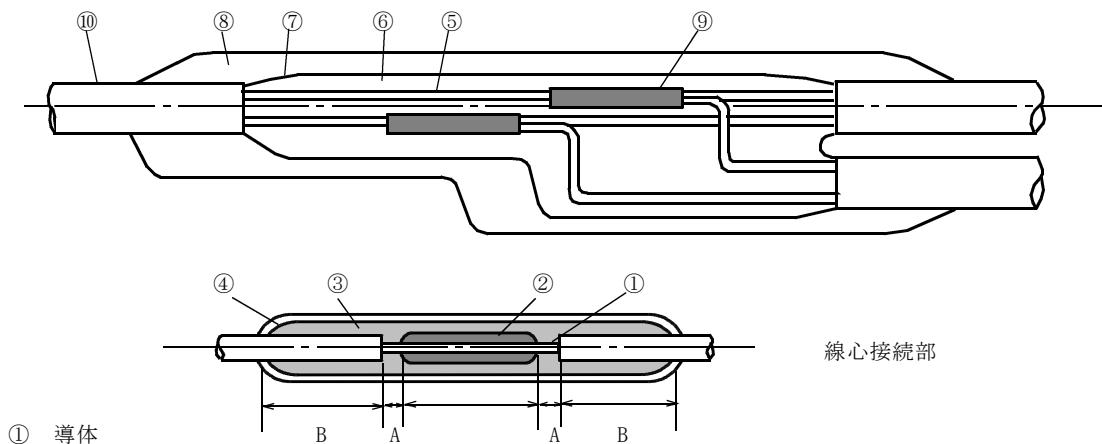
第24-34図



- ① 導体
- ② 導体接続管
- ③ 耐火テープ（粘着性：ポリミロイドテープ、マイカテープ、ポリ四フッ化エチレンテープ）
- ④ 絶縁テープ（粘着性：ビニルテープ、ポリエチレンテープ）
- ⑤ 自己融着性テープ
- ⑥ 押え巻テープ
- ⑦ 遮へい（遮へい付電線の場合のみ）
- ⑧ 保護テープ（粘着性：ビニルテープなど）
- ⑨ 線心接続部
- ⑩ 電線のシース

b テープ巻式分岐接続工法（第24-35図）

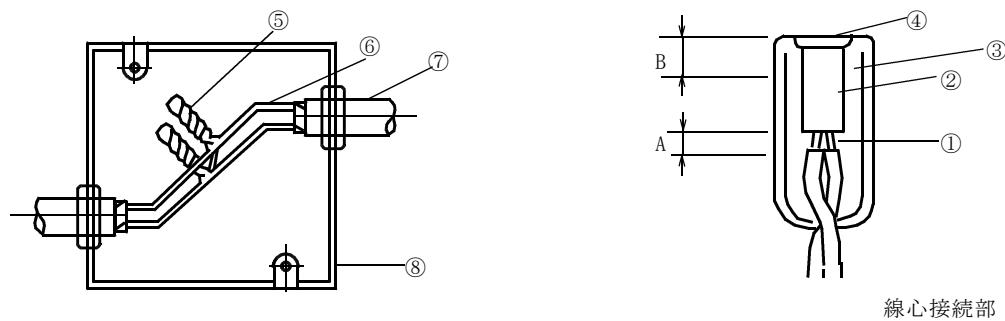
第24-35図



- ① 導体
- ② 導体接続管
- ③ 耐火テープ（粘着性：ポリミロイドテープ、マイカテープ、ポリ四フッ化エチレンテープ）
- ④ 絶縁テープ（粘着性：ビニルテープ、ポリエチレンテープ）
- ⑤ 自己融着性テープ
- ⑥ 押え巻テープ
- ⑦ 遮へい（遮へい付電線の場合のみ）
- ⑧ 保護テープ（粘着性：ビニルテープなど）
- ⑨ 線心接続部
- ⑩ 電線のシース

c ボックス内直線接続工法（第24-36図）

第24-36図



線心接続部

① 導体

② 導体接続管

③ 耐火テープ（粘着性：ポリミロイドテープ、マイカテープ、ポリ四フッ化エチレンテープ）

④ 絶縁テープ（粘着性：ビニルテープ、ポリエチレンテープ）

⑤ 線心接続部

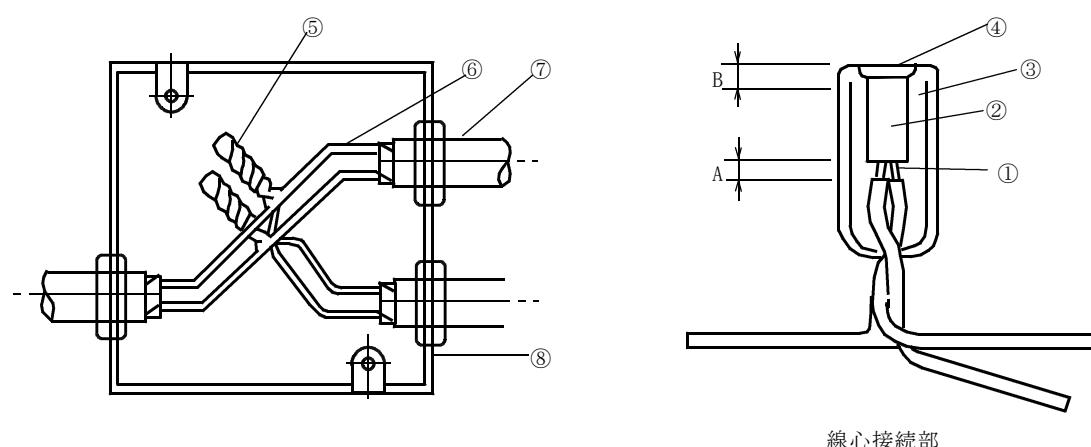
⑥ 電線の線心

⑦ 電線のシース

⑧ ボックス

d ボックス内分岐接続工法（第24-37図）

第24-37図



線心接続部

① 導体

② 導体接続管

③ 耐火テープ（粘着性：ポリミロイドテープ、マイカテープ、ポリ四フッ化エチレンテープ）

④ 絶縁テープ（粘着性：ビニルテープ、ポリエチレンテープ）

⑤ 線心接続部

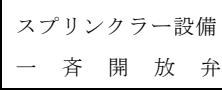
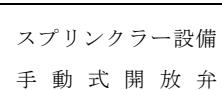
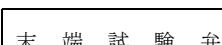
⑥ 電線の線心

⑦ 電線のシース

⑧ ボックス

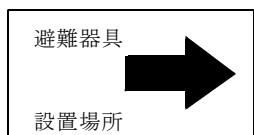
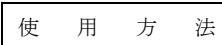
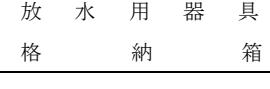
基準25 消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式の取扱いについて

消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式については、次の表の左欄に掲げる標識類の種別に応じ、同表右欄に掲げる標識類の例による。

標識類の種類		標識類の例
消 火 器 具	「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」、「消火砂」又は「消火ひる石」と表示した標識（規則第9条第4号）	大きさ： 短辺・・・ 80mm以上 長辺・・・ 240mm以上 消火器の例  消火器 色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白
屋内消火栓	1号消火栓箱の表面に「消火栓」の表示（規則第12条第1項第3号イ）	文字の大きさ： 1字につき50mm平方以上 消火栓 色： 1号消火栓箱の色と識別できる色
	2号消火栓箱の表面に「消火栓」の表示（規則第12条第1項第3号イ）	文字の大きさ： 1字につき50mm平方以上 消火栓 色： 2号消火栓箱の色と識別できる色
補助散水栓	補助散水栓箱の表面に「消防用散水栓」等の表示（規則第13条の6第3項第3号イ）	文字の大きさ： 1字につき50mm平方以上 消火用散水栓 色： 補助散水栓箱の色と識別できる色 又は 消火栓
ス プ リ ン ク ラ ー ブ イ ン シ ク ラ ー	スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識（規則第14条第1項第3号ハ）	大きさ： 短辺・・・ 100mm以上 長辺・・・ 300mm以上 色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白 
	開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁である旨を表示した標識（本章、基準3、第14項第3号）	大きさ： 短辺・・・ 100mm以上 長辺・・・ 300mm以上  色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白 
	閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の末端試験弁である旨を表示した標識（規則第14条第1項第5号の2ハ）	大きさ： 短辺・・・ 100mm以上 長辺・・・ 300mm以上  色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白

<p>スプリンクラー設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識（規則第14条第1項第6号ホ）</p>	<p>大きさ： 短辺・・・ 150mm以上 長辺・・・ 300mm以上 色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p> <p>注1 注2</p> <p>注1：ポンプの定格全揚程をMPaで示した数値を記入する。 注2：ポンプの締切圧力の1.5倍の値をMPaで示した数値を記入する。</p>
<p>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の手動式の起動装置である旨を表示した標識又はその旨の表示（規則第16条第3項第3号ホ（ロ）ほか）</p>	<p>水噴霧消火設備の例 水噴霧消火設備 手動起動装置</p> <p>大きさ： 短辺・・・ 100mm以上 長辺・・・ 300mm以上 色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p>
<p>移動式の消火設備（泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいう。）である旨の表示又はその旨を表示した標識（規則第18条第4項第4号イほか）</p>	<p>泡消火設備の例 移動式泡消火設備</p> <p>大きさ： 短辆・・・ 100mm以上 長辆・・・ 300mm以上 色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p>
<p>泡消火設備のホース接続口である旨を表示した標識（規則第18条第4項第10号ロ（ホ））</p>	<p>泡消火設備 ホース接続口</p> <p>大きさ： 短辆・・・ 100mm以上 長辆・・・ 300mm以上 色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p>
<p>全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の消火剤が放出された旨を表示する表示灯（規則第19条第4項第19号ハ及び第19号の2ロほか）</p>	<p>不活性ガス消火設備の例 不活性ガス充満危険・立入禁止</p> <p>大きさ： 短辺・・・ 80mm以上 長辺・・・ 280mm以上 色： 地・・・ 白 文字・・・ 赤（消灯時は白）</p>
<p>全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の防護区画内及びその出入り口付近並びに防護区画に隣接する部分に設ける注意事項を表示した標識（本章、基準6、第1項第15号）</p>	<p>防護区画の出入口に設置するもの 注意 この室は 不活性ガス消火設備が設置されています。 消火ガスが放出された場合は、入室しないでください。 室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認してください</p> <p>大きさ： 短辺・・・ 200mm以上 長辺・・・ 300mm以上 色： 地・・・ 淡いグレー 文字・・・ 緑</p>

		<p>防護区画に隣接する部分の出入口に設置するもの</p> <p><b>注意 この室は</b></p> <p>隣室に設置された不活性ガス消火設備の消火ガスが充満するおそれがあります。</p> <p>消火ガスが放出された場合は、入室しないでください。</p> <p>室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認してください。</p>
		<p>大きさ： 短辺・・・ 200mm以上 長辺・・・ 300mm以上 色： 地・・・ 淡いグレー 文字・・・ 緑</p>
		<p>音声警報の例</p> <p><b>注意 ここには</b></p> <p>不活性ガス消火設備を設けています。</p> <p>消火ガスが放出される前に退避指令の放送を行います。</p> <p>放送の指示に従い室外へ退避してください。</p>
		<p>大きさ： 短辺・・・ 270mm以上 長辺・・・ 480mm以上 色： 地・・・ 黄 文字・・・ 黒</p>
屋外消火栓設備	<p>屋外消火栓箱の表面に「ホース格納箱」の表示（規則第22条第4号イ）</p> <p>屋外消火栓に設ける「消火栓」と表示した標識（規則第22条第4号ロ）</p>	<p>ホース格納箱 文字の大きさ：1字につき50mm平方以上 色：屋外消火栓箱の色と識別できる色</p> <p>消火栓 大きさ： 短辺・・・ 100mm以上 長辺・・・ 300mm以上 色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白 文字の大きさ：1字につき50mm平方以上</p>
自動火災報知設備	受信機を設置している場所である旨を表示した標識（本章、基準11、第2項第1号工）	<p>火災受信所 大きさ： 短辆・・・ 80mm以上 長辆・・・ 240mm以上 色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p>
避難器具	避難器具である旨を表示した標識（規則第27条第1項第2号）	<p>避難器具 大きさ： 短辆・・・ 300mm以上 長辆・・・ 600mm以上 色： 地・・・ 白 文字・・・ 黒</p> <p>注 避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語は、当該避難器具名をもって替えることができる。</p>

	<p>避難器具の設置位置まで誘導する標識（平成8年告示第2号）</p> 	<p>大きさ： 短辺・・・ 120mm以上 長辺・・・ 360mm以上</p> <p>色： 地・・・ 白 文字・・・ 黒 矢印・・・ 黒</p> <p>注 避難器具を設置した室の入口に設ける場合は、矢印を省略すること。</p>
	<p>避難器具の使用方法を表示した標識（規則第27条第2号）</p> 	<p>大きさ： 短辺・・・ 300mm以上 長辺・・・ 600mm以上</p> <p>色： 地・・・ 白 文字・・・ 黒</p>
連結散水設備	<p>連結散水設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識（規則第30条の3第4号ニ及び本章、基準20、第7項）</p> 	<p>大きさ： 短辺・・・ 150mm以上 長辺・・・ 300mm以上</p> <p>色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p> <p>注 本章、基準20、第1項第4号の規定に定める範囲内の数値を記入する。</p>
連結送水管	<p>連結送水管の送水口である旨を表示した標識（規則第31条第4号）</p> 	<p>大きさ： 短辆・・・ 100mm以上 長辆・・・ 300mm以上</p> <p>色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p>
	<p>連結送水官の放水口である旨を表示した標識（規則第31条第4号）</p> 	<p>大きさ： 短辆・・・ 100mm以上 長辆・・・ 300mm以上</p> <p>色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p>
	<p>放水器具を格納した箱である旨を表示した標識（規則第31条第6号ニ）</p> 	<p>大きさ： 短辆・・・ 100mm以上 長辆・・・ 300mm以上</p> <p>色： 地・・・ 赤 文字・・・ 白</p>

非常コンセント設備	非常コンセントの保護箱の表面の「非常コンセント」の表示（規則第31条の2第9号イ）	文字の大きさ：1字につき25mm平方以上 非常コンセント（消防隊専用） 色：保護箱の色と識別できる色
無線通信補助設備	無線機を接続する端子を収容する保護箱の表面の「無線機接続端子」の表示（規則第31条の2の2第8号ニ(ロ)）	文字の大きさ：1字につき25mm平方以上 無線機接続端子（消防隊専用） 色：白

## 基準 2 6 操作盤等の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準並びに「消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件」(平成9年消防庁告示第1号。以下この基準において「告示第1号」という。)、「操作盤の基準」(平成9年消防庁告示第2号。以下この基準において「告示第2号」という。)及び「操作盤の設置免除の要件を定める件」(平成9年消防庁告示第3号。以下この基準において「告示第3号」という。)によるほか、次の各項に定めるところによること。

### 1 用語の意義

この基準における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 操作盤とは、消防用設備等の種別に応じ、当該消防用設備等に係る監視、操作等を行う機能を有する設備であり、告示第2号に適合するものをいう。
- (2) 総合操作盤とは、複数の消防用設備等に係る監視、操作等により防火対象物全体における火災の発生、火災の拡大等の状況を把握できる機能を始めとする総合的な管理機能を有するものであって、告示第3号第4に掲げる総合操作盤に係る基準に適合するものをいう。
- (3) 防災監視場所とは、防火対象物内の防災センター(規則第3条第5項に規定するものをいう。)、中央管理室(建基令(昭和25年政令第338号)第20条の2第2号に規定するものをいう。)、守衛室及びこれらに類する場所をいう。
- (4) 副防災監視場所とは、防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分(防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分をいう。以下同じ。)に設置されている消防用設備等の操作盤又は総合操作盤が設置されている場所(防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐する方式のものを含む。)をいう。
- (5) 監視場所とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。
- (6) 遠隔監視場所とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる当該防火対象物の敷地外にある場所(警備会社その他の場所を含む。)をいう。
- (7) 防災設備等とは、排煙設備(消防用設備等以外のものに限る。)、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。
- (8) 一般設備とは、電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。
- (9) 防災要員とは、防災監視場所において、操作盤又は総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者(警備業者その他の委託を受けた者を含む。)をいう。

### 2 火災予防上必要があると認める防火対象物

告示第1号に規定される消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物のうち、第3号の「消防長又は消防署長が防火対象物の利用形態、管理運営等の観点から火災予防上必要があると認めるもの」とは、告示第1号第3号イ、ロ又はハに掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物以外の防火対象物とする。

- (1) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年10月5日付け消防予第220号)により、消防用設備等の技術上の基準に係る特例を受けている共同住宅等
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防用設備等のうち、告示第2号別表第2の消防用設備等の種別欄に掲げるものが、防火対象物の利用、管理等の状況から消防用設備等の設置に係る特例が適用され、設置されていない防火対象物

### 3 操作盤の機器

#### (1) 予備電源又は非常電源

告示第2号第2、7に規定する操作盤に付置される予備電源又は非常電源の容量は、当該操作盤により監視、操作等を行う消防用設備等の非常電源の容量に係る規定において、当該消防用設備等をその予備電源又は非常電源により有効に作動させることができることとされている時間以上、当該操作

盤を有効に作動できることであること。(例　自動火災報知設備のみが設置されている場合：10分以上、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備が設置されている場合：30分以上)

(2) あらかじめ設定された動作

告示第2号別表第2及び第3に規定される消防用設備等の種別欄中、誘導灯の「自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作するもの」とは、第2章、基準17、第6項に規定する点滅機能及び音声誘導機能又はこれらに類する機能を有するものをいう。

(3) 警報機能

告示第2号第3、1、(2)に規定する警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(4) 操作機能

告示第2号第3、2に規定する操作スイッチについては、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1対1対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRTのライトペンやタッチパネル方式等の中から適切なものを選択すること。

## 4 総合操作盤の設置

(1) 総合操作盤設置指導防火対象物

告示第1号第1号、第2号又は第3号に規定する防火対象物にあっては、告示第3号第3の要件に適合させること。この場合において、告示第3号第6の要件中の副防災監視場所には、総合操作盤を設置すること。

(2) 総合操作盤

ア 予備電源又は非常電源

告示第3号第4、2、(7)に規定する総合操作盤に付置される予備電源又は非常電源の容量は、火災時に所要の活動等を行うために必要な時間(概ね2時間以上)、当該総合操作盤を有効に作動できること。

イ 制御機能

告示第3号第4、10に規定する制御機能については、システム構成要素の異常又は故障が全体機能の障害につながらないよう、電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により、その対応策が措置されていること。

ウ 消防活動支援機能

告示第3号第4、12に規定する消防活動支援機能については、消防隊への情報提供が円滑に行えるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

(3) 副防災監視場所、監視場所及び遠隔監視場所

副防災監視場所、監視場所及び遠隔監視場所において、監視、操作等を行う場合の留意事項については、次のとおりとする。

ア 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合

(ア) 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適當と認められること。

(イ) 告示第3号第6、1ただし書きの「当該防火対象物の部分における火災の発生等を的確に把握できる表示及び警報」は、火災発生に係る代表の表示及び警報とすることができる。

(ウ) 告示第3号第6、3の「同時に通話することができる設備」とは、次に適合するものとする。

a 機器は、次のいずれかであること。

(a) インターホン

(b) 非常電話

(c) T型発信機

(d) 構内電話で非常用の割り込みができる機能を有するもの又はこれと同等のもの

b 次の機能を有すること

(a) 1の送受機を取り上げる方式又は選局スイッチを操作する方式等簡易な方法により、自動的に他の機器への発信が可能なものであること。

(b) 1の送受機の発信により、他方の機器への呼び出し音が鳴動すること。

なお、表示機能が設けられているものは、当該表示が有効に点灯するものであること。

(c) 常用電源の停電時にも使用できるものであること。ただし、乾電池式のインターホンについては電池交換の表示又は警報が出るものに限る。

c 総合操作盤の付近で容易に操作できる位置に設けること。

(エ) 告示第3号第6、4の「防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画」は、消防計画において、次に掲げる事項を含めて規定すること。

a 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

b 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

c 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

d 防災監視場所の防災要員及び副防災監視場所の要員等は、規則第3条第5項に規定する防災センター要員の講習を受けた者を従事させること。

(オ) 告示第3号第6、5、(2)の「一定時間以内に、当該防火対象物の防災監視場所の防災要員が、副防災監視場所に到着できること。」とされる場合は、次に留意した防火管理体制を確保すること。

a 対応事項

(a) 出火場所の確認

出火場所の確認は、副防災監視所の総合操作盤により行うこととなることから、速やかに  
出火場所の確認を行うための、要員相互の連絡体制や出火場所へのアクセスの方法を検討す  
ること。

(b) 現場の確認

実際に出火場所に行き、現場の状況を確認すること。

(c) 消防機関への通報

消防機関への通報する火災報知設備又は電話により、火災である旨を消防機関へ通報する  
こと。

(d) 初期消火

設置されている消火設備により初期消火を行うこと。

(e) 区画の形成

防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火区画、隣接区画、縦穴隣接区画の防火区画等  
を形成すること。

(f) 情報伝達及び避難誘導

i 火災を確認後、従業員等及び隊員に火災である旨並びに避難すべき旨を伝達・指示する  
とともに、従業員を安全な場所へ避難させること。

ii 火災による煙等の拡散を防ぐため、排煙設備を作動させるとともに空調設備を停止させ  
ること。

b 対応時間

上記に係る事項の完了の時間を極力短縮するよう自主防災訓練等を行うこと。

(カ) 消防用設備等の操作が防災監視場所又は副防災監視場所の双方において行うことができる場合  
については、当該時点における操作の優先権を有する場所が明確に表示されること。

イ 監視場所において監視、操作等を行う場合

(ア) 監視対象物は、令第8条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を1の  
監視対象とすること。この場合において、1の監視対象物の監視等は、1の監視場所において行  
うこと。

- (イ) 告示第3号第7、2、(2) ただし書きの「監視対象物の位置、構造、設備等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認められる場合」とは、監視対象物が10階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可燃物が存置されていない場合等が該当すること。
- (ウ) 告示第3号第7、3、(3) ただし書きの「当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合」とは、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなどが該当するものであること。
- (エ) 告示第3号第7、4の「同時に通話することができる設備」とは、前ア(ウ)を準用する。
- (オ) 告示第3号第7、5の「監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画」は、消防計画において、次に掲げる事項を含めて規定すること。
- a 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
  - b 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
  - c 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）
- (カ) 監視場所の要員は、規則第3条第5項に規定する防災センター要員の講習を受けた者を従事させること。
- (キ) 告示第3号第7、6、(2) の「一定時間内に、監視場所の要員が、監視対象物の防災監視場所に到着できること」とされる場合は、前ア(オ)i及びiiに規定する事項に留意した防火管理体制を確保すること。
- なお、この場合において、副防災監視場所を防災監視場所に読み替えるものとする。
- ウ 遠隔監視場所において監視、操作等を行う場合
- (ア) 遠隔監視対象物は、令第8条区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を1の監視対象とすること。この場合において、1の遠隔監視対象物の監視等は、1の遠隔監視場所において行うこと。
- (イ) 告示第3号第8、3、(2) ただし書きの「当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合」とは、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなどが該当するものであること。
- (ウ) 告示第3号第8、4の「同時に通話することができる設備」とは、遠隔監視場所へ常時通報することができる電話を設置することで支障ない。ただし、この場合の電話は、遠隔監視場所又は監視対象物の停電時においても機能するもの、又は機能する措置を行ったものであること。
- (エ) 告示第3号第8、5の「監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む所要の計画」は、消防計画において、次に掲げる事項を含めて規定すること。
- a 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
  - b 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
  - c 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）
- (オ) 遠隔監視場所の要員は、規則第3条第5項に規定する防災センター要員講習を受けた者を従事させること。
- (カ) 監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に遠隔監視場所の要員が到着できなければならぬが、この場合は、「湖南広域行政組合遠隔移報システム通報指導要綱」（平成10年消防訓令第20号）第4条の規定に準じた体制を確保することによるものであること。

## 5 評価等

- (1) 安全センターに設置されている「総合操作盤評価委員会」の評価を受けた操作盤又は総合操作盤については、告示第2号又は告示第3号に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。
- (2) 次に掲げる防火対象物は、総合操作盤を中心とする総合消防防災システムの構築の推進を行うもの

とし、当該防火対象物の消防防災システムについては、安全センターに設置されている消防防災システム評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けるものとする。

ア 告示第1号に規定する防火対象物のうち次のいずれかに該当するもの。

ただし、2、(1)及び(2)に掲げる防火対象物はこの限りでない。

(ア) 高さ60mを超えるもの

(イ) 延べ面積80,000m<sup>2</sup>以上のもの

(ウ) 令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上のもの

イ 現行の消防法令で予想しない特殊な新技術による消防防災システム又は高度な消防防災システムを設置する防火対象物

ウ 前ア及びイに掲げるもののほか、消防防災システムのインテリジェント化を進める必要が高いと認められる防火対象物

(3) 次に掲げる方法により監視、操作等を行う消防防災システムについては、評価委員会の評価を受けるものとする。ただし、第2項第1号及び第2号に掲げる防火対象物はこの限りでない。

ア 告示第3号第6により、副防災監視場所において監視、操作等を行うもの

イ 告示第3号第7により、監視場所において監視等を行うもの

ウ 告示第3号第8により、遠隔監視場所において監視等を行うもの

## 6 常時人がいる場所

規則第12条第1項第8号イに規定する「常時人がいる場所」については、告示第1号第3号イ又はハに掲げる防火対象物で総合操作盤を設けない場合、「火災時に円滑な初期対応、消防機関に対する迅速な情報提供等が行える場所」に読み替えて運用することができる。

消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件  
(平成9年3月21日消防庁告示第1号)

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号、第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第4項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第1項第9号、第30条第3号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号の規定に基づき、消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件を次のとおり定める。

**消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件**

次の各号のいずれかに該当すること。

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表（以下「令別表」という。）第一（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。
  - イ 延べ面積5万平方メートル以上
  - ロ 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万平方メートル以上
- 2 令別表第一（16の2）項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000平方メートル以上であること。
- 3 令別表第一（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもののうち、消防長又は消防署長が防火対象物の利用形態、管理運営等の観点から火災予防上必要があると認めるもの。
  - イ 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が1万平方メートル以上
  - ロ 令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が2万平方メートル以上
  - ハ 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上

**附 則**

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

操作盤の基準  
(平成9年3月21日消防庁告示第2号)  
改正 平成12年5月31日消防庁告示第8号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号口、第14条第1項第12号口、第16条第3項第6号口、第18条第4項第15号口、第19条第4項第23号口、第20条第4項第17号口、第21条第4項第19号口、第22条第11号口、第24条第9号口、第24条の2の3第1項第10号口、第25条の2第2項第6号口、第28条の3第1項第9号口、第30条第3号口、第30条の3第5号口、第31条第9号口、第31条の2第10号口及び第31条の2の2第9号口の規定に基づき、操作盤の基準を次のとおり定める。

## 操作盤の基準

### 第1 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第8号口、第14条第1項第12号口、第16条第3項第6号口、第18条第4項第15号口、第19条第5項第23号口、第20条第4項第17号口、第21条第4項第19号口、第22条第11号口、第24条第9号口、第24条の2の3第1項第10号口、第25条の2第2項第6号口、第28条の3第4項第12号口、第30条第3号口、第30条の3第5号口、第31条第9号口、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号に規定する操作盤の基準を定めるものとする。

### 第2 構造及び機能

- 操作盤の構造及び機能は、次に定めるところによる。
- 1 耐久性を有すること。
  - 2 J I S（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）C 0502の標準使用状態において電源の電圧が定格電圧の90パーセント以上110パーセント以下の範囲で変動した場合に異常を生じないこと。
  - 3 主要部の外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものとすること。
  - 4 接点、コネクターその他の腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置が講じられていること。
  - 5 配線は、充分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
  - 6 外部から容易に人が触れるおそれのある受電部及び充電部は、安全上支障のないように保護されるとともに、金属製外箱との間は絶縁されていること。
  - 7 予備電源又は非常電源が附置されていること。なお、予備電源又は非常電源への切替えは、自動的に行うほか、機能に影響が生じないように措置されていること。
  - 8 表示部は操作盤の見やすい位置に配置されているとともに、操作部は操作盤の操作しやすい位置に配置されていること。
  - 9 表示部の表示は、明瞭で分かりやすいものとすること。
  - 10 表示部は、消防用設備等からの信号を受信した場合には、速やかに第3、1（1）ハに定める項目を表示すること。ただし、信号を受信した旨の表示をするものにあっては、この限りでない。
  - 11 操作部には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。ただし、誤操作のおそれのないものにあっては、この限りでない。
  - 12 電源に異常が発生した場合において、プログラム等の異常起動がないよう措置されていること。
  - 13 入力信号、制御内容等に対応した充分な処理能力を有していること。

### 第3 表示機能及び警報機能並びに操作機能

操作盤は、火災発生時において迅速、かつ、的確な対応を行うためのものであり、消防用設備等の種別に応じ、当該消防用設備等の作動状況の表示機能及び警報機能並びに操作機能を有するものとする。

#### 1 表示機能及び警報機能

(1) 操作盤に係る表示機能は、次のとおりとすること。

- イ 警戒区域、放射区域、防護区画、防護対象物その他の防火対象物内の部分を表示するものについては、図表示等により一括して表示するものとし、その他の作動表示、状況表示等については、一括して又は個別に表示するものとすること。
- ロ C R T 表示、液晶表示等による場合の消防用設備等に係るシンボル等については、別表第1によるものとすること。
- ハ 操作盤において表示する項目は、消防用設備等の種別に応じ、別表第2の表示項目欄に掲げる項目とすること。

(2) 操作盤に係る警報機能は、次のとおりとすること。

- イ 警報は、警報音又は音声警報音により行うこと。
  - ロ 警報音は、他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。
  - ハ 音声警報音のメッセージは、簡潔明瞭であること。
- ニ 操作盤において警報の対象となる項目は、消防用設備等の種別に応じ、別表第2の警報項目欄に掲げる項目とすること。

#### 2 操作機能

操作盤に係る操作機能は、次のとおりとすること。

- (1) 操作盤の操作方法は、使用目的、頻度及び監視、操作等を行う消防用設備等の数に応じ、分かりやすく適切な方法となっていること。
- (2) 緊急時に操作を行うスイッチは、操作しやすい位置に設けること。
- (3) 操作盤において操作する項目は、消防用設備等の種別に応じ、別表第3の操作項目欄に掲げる項目とすること。

### 第4 表示

操作盤には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- 1 消防用設備等の種別及び当該消防用設備等の操作盤である旨の表示
- 2 型式
- 3 製造者の名称又は商標
- 4 製造年

#### 附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成11年3月17日消防庁告示第3号)

この告示は、平成11年10月1日から施行する。

#### 附 則 (平成12年5月31日消防庁告示第8号消防法施行規則及び昭和50年自治省告示第89号の規定に基づき、自家発電設備の基準等の一部を改正する件15条による改正附則)

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

別表第1

表示方法設備項目	シンボル	平 常 時	作 動 時
火災表示		白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
警報区域、放射区域、散水区域、防護区画等		白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
屋内消火栓設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
スプリンクラー設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
水噴霧消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
泡消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
二酸化炭素消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
ハロゲン化物消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
粉末消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
屋外消火栓設備	屋外	白・シアン・青いずれか	赤点滅
自動火災報知設備	煙感知器	S	黄点滅（注意表示時）・赤点滅
	光電式分離型感知器	S → S	黄点滅（注意表示時）・赤点滅
	熱感知器	H	黄点滅（注意表示時）・赤点滅
	炎感知器	F	黄点滅（注意表示時）・赤点滅
	発信機	P	赤点滅
ガス漏れ検知器	G	白・シアン・青いずれか	赤点滅
非常電話		白・シアン・青いずれか	赤点滅
放送設備		白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
誘導灯		白・シアン・青いずれか	緑点灯
排煙口		白・シアン・青いずれか	緑点灯
加圧送水装置	M	白・シアン・青いずれか	緑点灯
排煙機		白・シアン・青いずれか	緑点灯

連結送水口		シアン・青いいずれか（建物平面図の色と区別する。）	
非常コンセント設備			
無線通信補助設備			
防災センター（受信機位置）			
高圧ガス容器貯蔵室			

別表第2

消防用設備等の種別	表示項目	警報項目
屋内消火栓設備	<p>イ 加圧送水装置の作動状態      ロ 加圧送水装置の電源断の状態      ハ 呼水槽の減水状態      ニ 水源水槽の減水状態      ホ 操作盤の電源の状態      ヘ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）</p>	<p>イ 加圧送水装置の電源断の状態      ロ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）</p>
スプリンクラー設備	<p>規則第14条第1項第4号この受信部の表示事項及び次に掲げる      イ 減圧状態（2次側に圧力設定を必要とするものに限る。）      ロ 加圧送水装置の作動状態      ハ 加圧送水装置の電源断の状態      ニ 呼水槽の減水状態      ホ 水源水槽の減水状態      ヘ 操作盤の電源の状態      ト 手動状態（開放型スプリンクラー設備で自動式のものに限る。）      チ 感知器の作動の状態（予作動式で専用の感知器を用いる場合に限る。）      リ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）</p>	<p>イ 流水検知装置の作動状態      ロ 減圧状態（2次側に圧力設定を必要とするものに限る。）      ハ 加圧送水装置の電源断の状態      ニ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）</p>
水噴霧消火設備	<p>イ 放射区域図      ロ 流水検知装置の作動した放射区域      ハ 加圧送水装置の作動状態      ニ 加圧送水装置の電源断の状態      ホ 呼水槽の減水状態</p>	<p>イ 流水検知装置の作動状態      ロ 加圧送水装置の電源断の状態      ハ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）</p>

	<p>ヘ 水源水槽の減水状態      ト 操作盤の電源の状態      チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）</p>	
泡消火設備 (移動式のものを除く。)	<p>イ 放射区域図      ロ 流水検知装置の作動した放射区域      ハ 加圧送水装置の作動状態      ニ 加圧送水装置の電源断の状態      ホ 呼水槽の減水状態      ヘ 水源水槽の減水状態      ト 操作盤の電源の状態      チ 感知器の作動の状態（専用のものに限る。）      リ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）</p>	<p>イ 流水検知装置の作動状態      ロ 加圧送水装置の作動状態      ハ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）</p>
二酸化炭素消火設備 (移動式のものを除く。)	<p>イ 防護区画図      ロ 音響警報装置又は感知器の作動      ハ 放出起動      ニ 消火剤放出      ホ 起動回路異常（地絡又は短絡）      ヘ 閉止弁の閉止      ト 圧力異常（低圧式のものに限る。）      チ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。）      リ 操作盤の電源の状態      ヌ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）</p>	<p>イ 音響警報装置又は感知器の作動      ロ 起動回路異常（地絡又は短絡）      ハ 閉止弁の閉止（表示が点灯の場合に限る。）      ニ 圧力異常（低圧式のものに限る。）</p>
ハロゲン化物消火設備 (移動式のものを除く。)	<p>イ 防護区画図      ロ 音響警報装置又は感知器の作動      ハ 放出起動      ニ 消火剤放出      ホ 起動回路異常（地絡又は短絡）      ヘ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。）      ト 操作盤の電源の状態      チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）</p>	<p>イ 音響警報装置又は感知器の作動      ロ 起動回路異常（地絡又は短絡）</p>
粉末消火設備 (移動式のものを除く。)	<p>イ 防護区画図      ロ 音響警報装置又は感知器の作</p>	<p>イ 音響警報装置又は感知器の作動</p>

	<p>動状態</p> <p>ハ 放出起動</p> <p>ニ 消火剤放出</p> <p>ホ 起動回路異常（地絡又は短絡）</p> <p>ヘ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。）</p> <p>ト 操作盤の電源の状態</p> <p>チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）</p>	<p><input type="checkbox"/> 起動回路異常（地絡又は短絡）</p>
屋外消火栓設備	<p>イ 加圧送水装置の作動状態</p> <p><input type="checkbox"/> 加圧送水装置の電源断の状態</p> <p>ハ 呼水槽の減水状態</p> <p>ニ 水源水槽の減水状態</p> <p>ホ 操作盤の電源の状態</p>	<p>イ 加圧送水装置の電源断の状態</p> <p><input type="checkbox"/> 減水状態（呼水槽又は水源水槽）</p>
自動火災報知設備	<p>規則第24条第2号の受信機の表示事項及び次に掲げる事項</p> <p>イ 警戒区域図（随時表示）</p> <p><input type="checkbox"/> 警戒区域図上の火災警報</p> <p>ハ 操作盤の電源の状態</p>	<p>規則第24条第2号の受信機の警報項目</p>
ガス漏れ火災警報設備	<p>規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の表示事項及び次に掲げる事項</p> <p>イ 警戒区域図（随時表示）</p> <p><input type="checkbox"/> 警戒区域図上のガス漏れ警報</p> <p>ハ 操作盤の電源の状態</p>	<p>規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の警報項目</p>
非常警報設備 (放送設備に限る。)	<p>規則第25条の2第2項第3号ホの放送設備の操作部の表示事項及び次に掲げる事項</p> <p>イ 連動断の状態（非常電話、自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。）</p> <p><input type="checkbox"/> 操作盤の電源の状態</p>	
誘導灯 (自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。)	<p>イ 作動状態</p> <p><input type="checkbox"/> 連動断の状態</p> <p>ハ 操作盤の電源の状態</p>	
排煙設備	<p>イ 排煙口の作動位置</p> <p><input type="checkbox"/> 排煙機の作動状態</p> <p>ハ 機械換気設備又は空気調和設備の停止</p> <p>ニ 自動閉鎖装置の作動位置</p> <p>ホ 操作盤の電源の状態</p>	排煙機の作動状態
連結散水設備 (選択弁を設ける場合に	<p>イ 散水区域図</p> <p><input type="checkbox"/> 操作盤の電源の状態</p>	

限る。)		
連結送水管 (加圧送水装置を設ける場合に限る。)	<input checked="" type="checkbox"/> 加圧送水装置の作動状態 <input type="checkbox"/> 加圧送水装置の電源断の状態 <input type="checkbox"/> 中間水槽の減水状態 <input type="checkbox"/> 操作盤の電源の状態	<input checked="" type="checkbox"/> 加圧送水装置の電源断の状態 <input type="checkbox"/> 減水状態(中間水槽)
非常コンセント設備	<input checked="" type="checkbox"/> 非常コンセントの位置 <input type="checkbox"/> 電源断の状態	
無線通信補助設備 (増幅器を設ける場合に限る。)	<input checked="" type="checkbox"/> 端子の位置 <input type="checkbox"/> 電源断の状態	

別表第3

消防用設備等の種別	操作項目
屋内消火栓設備	警報停止
スプリンクラー設備	警報停止
水噴霧消火設備	警報停止
泡消火設備	警報停止
二酸化炭素消火設備	警報停止
ハロゲン化物消火設備	警報停止
粉末消火設備	警報停止
屋外消火栓設備	警報停止
自動火災報知設備	規則第24条第2号の受信機の操作事項及び次に掲げる事項 <input checked="" type="checkbox"/> 復旧 <input type="checkbox"/> 連動移報切替え <input type="checkbox"/> 表示切替え
ガス漏れ火災警報設備	規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の操作事項及び次に掲げる事項 <input checked="" type="checkbox"/> 復旧 <input type="checkbox"/> 連動移報切替え <input type="checkbox"/> 表示切替え
非常警報設備 (放送設備に限る。)	規則第25条の2第2項第3号の放送設備の操作部の操作事項
誘導灯 (自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。)	<input checked="" type="checkbox"/> 一括点灯 <input type="checkbox"/> 手動消灯 <input type="checkbox"/> 点検切替え
排煙設備	<input checked="" type="checkbox"/> 遠隔起動 <input type="checkbox"/> 警報停止
連結送水管 (加圧送水装置を設ける場合に限る。)	<input checked="" type="checkbox"/> 加圧送水装置の遠隔起動 <input type="checkbox"/> 警報停止

操作盤の設置免除の要件を定める件  
(平成9年3月21日消防庁告示第3号)  
改正 平成12年5月31日消防庁告示第8号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号、第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第4項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第1項第9号、第30条第3号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号の規定に基づき、消防用設備等の監視、操作等ができる、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合において、操作盤の設置免除の要件を定める件を次のとおり定める。

## **操作盤の設置免除の要件を定める件**

### **第1 趣旨**

この告示は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第8号、第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第3号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号の規定に基づき、消防用設備等の監視、操作等ができる、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合に該当するものとして操作盤の設置を免除する場合の要件を定めるものとする。

### **第2 用語の意義**

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 操作盤 消防用設備等の種別に応じ、当該消防用設備等に係る監視、操作等を行う機能を有する設備であり、操作盤の基準（平成9年消防庁告示第2号）に適合するものをいう。
- 2 総合操作盤 複数の消防用設備等に係る監視、操作等により防火対象物全体における火災の発生、火災の拡大等の状況を把握できる機能を始めとする総合的な管理機能を有するものであって、第4に掲げる総合操作盤に係る基準に適合するものをいう。
- 3 防災監視場所 防火対象物内の防災センター（規則第3条第5項に規定するものをいう。）、中央管理室（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の2第2号ハに規定するものをいう。以下同じ。）、守衛室及びこれらに類する場所をいう。
- 4 副防災監視場所 防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分をいう。以下同じ。）に設置されている消防用設備等の操作盤又は総合操作盤が設置されている場所をいう（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐する方式のものを含む。）。
- 5 監視場所 防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。
- 6 遠隔監視場所 防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。
- 7 防災設備等 排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。第4、8（1）イにおいて同じ。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。
- 8 一般設備 電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。
- 9 防災要員 防災監視場所において、操作盤又は総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に從

事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

### 第3 消防用設備等ごとの操作盤を設置しないことができる要件

操作盤による監視制御の対象とされている消防用設備等の監視、操作等を行うことができる総合操作盤が、第5に掲げる場所に設置されている場合とする。

### 第4 総合操作盤に係る基準

総合操作盤に係る基準は、次によるものとする。

- 1 総合操作盤は、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるものとし、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制、消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものとすること。
- 2 総合操作盤の構造及び機能は、次に定めるところによること。
  - (1) 耐久性を有すること。
  - (2) J I S（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）C 0502の標準使用状態において電源の電圧が定格電圧の90パーセント以上110パーセント以下の範囲で変動した場合に機能に異常を生じないこと。
  - (3) 主要部の外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものとすること。
  - (4) 接点、コネクターその他の腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分は、防食のための措置が講じられていること。
  - (5) 配線は、充分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
  - (6) 外部から容易に人が触れるおそれのある受電部及び充電部は、安全上支障のないように保護されないとともに、金属製外箱との間は絶縁されていること。
  - (7) 予備電源又は非常電源が附置されていること。なお、予備電源又は非常電源への切替えは、自動的に行うほか、機能に影響が生じないように措置されていること。
  - (8) 緊急時に必要な表示部及び操作部は、総合操作盤の前面に配置するなど、円滑に取り扱えるように措置してあること。
  - (9) 表示部は、消防用設備等からの信号を受信した場合には、速やかに5（9）に定める項目を表示すること。ただし、信号を受信した旨の表示をするものにあっては、この限りでない。
  - (10) 保守点検時に使用する表示部及び操作部は、その旨を明確に表示し、誤認識及び誤操作のないように措置してあること。
    - (11) ガス緊急遮断弁の制御回路に接続される端子は、危険防止用表示カバーが設けられていること。
    - (12) 電源部は、最大負荷に連続して耐えられる容量とすること。
    - (13) 入力信号、制御内容等に対応した充分な処理能力を有していること。
    - (14) 地震による震動等に耐える充分な強度を有するとともに、機器の移動、転倒、信号ケーブルの切断等が防止されるように措置してあること。
- 3 総合操作盤の維持管理に係る機能は、次のとおりとすること。
  - (1) 信号を受信した場合の表示及び記録する機能の点検が容易に行えること。
  - (2) 総合操作盤の構成部品は、保守点検及び修理の際に容易に交換できるように措置されていること。
  - (3) 主要な構成機器への電源供給の異常を監視する機能があること。
  - (4) 防火対象物の防災に係る固有情報に関するソフトウェアの入力及び変更を行う場合には、当該総合操作盤のソフトウェアの取扱いに精通した技術者が管理すること。
- 4 総合操作盤と防災設備等又は一般設備に係る監視を行う設備を兼用する場合には、次によるものとすること。
  - (1) 防災設備等又は一般設備の点検若しくは修理を実施した時又は電源遮断等が生じた時に、消防用設備等に係る監視、制御及び操作機能に影響を及ぼさないように措置されていること。
  - (2) C R T等での表示機能又は操作機能を兼用するものにあっては、緊急時には消防用設備等に係る動作を優先して処理すること。

(3) 防災設備等に係る記録は、一般設備に係る記録と区分されていること。

(4) 防災設備等に係る優先機能は、防災設備等の復旧処理が行われるまで継続するものであること。

5 表示機能は、次のとおりとすること。

(1) 表示は、グラフィック表示、C R T表示、液晶表示等による明瞭で分かりやすい方法とすること。

(2) C R T表示、液晶表示等による場合の消防用設備等又は防災設備等に係るシンボルについては、別表によるものとすること。

(3) 表示は、消防用設備等又は防災設備等の設置状況及び防火対象物全体の状況を把握できる機能を有すること。

(4) 火災等の発生及び拡大状況を建築物の平面図、断面図等を用いて、警戒区域、放射区域、防護区画等を逐次表示し、平面的な広がり、上下階方向及び防火区画の状況が容易に確認できること。

(5) 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあっては、当該スイッチが定位置にないときは、その旨が表示されること。

(6) 自動火災報知設備と連動する消防用設備等又は防災設備等にあっては、連動又は連動停止の状態を表示できること。

(7) 日時を表示できる機能を有し、時刻確認と調整が容易にできること。

(8) 総合操作盤の電源の供給状況を表示できること。

(9) 消防用設備等ごとの表示項目は、操作盤の基準第3、1(1)ハに適合するものとすること。ただし、警戒区域、放射区域、防護区画等が互いに重複する場合にあっては、自動火災報知設備に係る警戒区域図を優先して表示し、その他の区域図等にあっては、簡略表示とすることができる。

6 警報機能は、次のとおりとすること。

(1) 警報は、警報音又は音声警報音により行うこと。

(2) 警報音は、他の音響又は録音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(3) 音声警報音のメッセージは、簡潔明瞭であること。

(4) 火災信号を受信した場合には、当該信号ごとに警報を発するものであること。

(5) 警報音又は音声警報音は、火災警報と消防用設備等及び防災設備等の作動警報の区別及び異常警報等の識別ができるように、音声又は鳴動方法が適切に設定されていること。

(6) 消防用設備等ごとの警報項目は、操作盤の基準第3、1(2)ニに適合するものとすること。

7 操作機能は、次のとおりとすること。

(1) 操作方法は、使用目的、頻度及び消防用設備等の数に応じ、分かりやすく適切な方法となっていること。

(2) 緊急時に操作を行うスイッチは、操作しやすい位置に設けること。

(3) 遠隔操作スイッチには、誤操作を防止するための措置が講じられていること。

(4) 消防用設備等ごとの操作項目は、操作盤の基準第3、2(3)に適合するものとすること。

8 総合操作盤に防災設備等に係る表示及び警報を行う場合にあっては、次に掲げるものを表示及び警報すること。

(1) 避難施設等

イ 排煙設備

(イ) 排煙口の作動

(ロ) 排煙機の起動

(ハ) 電源異常

ロ 非常用の照明装置（電源別置型のものに限る。）

(イ) 電源が非常電源に切り替わった旨

(ロ) 減液警報（減液警報装置を有する蓄電池に限る。）

(2) 建築設備等

イ 機械換気設備及び空気調和設備

(イ) 火災信号等による設備の停止

(ロ) 火災信号等による設備が連動停止の状態にある旨

- 非常用エレベーター
      - (イ) 非常用エレベーターの運行状況
      - (ロ) 故障・休止の状態
      - (ハ) 管制運転している旨
    - (ニ) エレベーターインターインター呼出し
  - (3) 防火・防煙区画
    - イ 防火区画の構成機器の作動状況
    - ロ 防煙区画の構成機器の作動状況
    - ハ 電源異常
  - (4) その他
    - イ 非常錠設備
      - (イ) 非常錠の状態
      - (ロ) 電源異常
    - ロ I T V 設備
      - (イ) 主要な居室、避難経路、出火危険の高い場所等の状況
      - (ロ) I T V 設備の電源異常
    - ハ ガス緊急遮断弁
      - 弁の作動状態
- 9 総合操作盤の情報伝達機能は、次のとおりとすること。
  - (1) 現場確認の指示、火災状況の伝達、自衛消防隊等と防災監視場所間の連絡、消防機関への通報等の情報伝達手段は、防火対象物の用途、規模、管理体制等に応じたものとなっていること。
  - (2) 情報伝達機器は、緊急時の使用に適した設置位置であり、かつ、緊急時の使用環境条件を想定したものであること。
  - (3) 館内の自衛消防隊員及び利用者に対する情報伝達能力が充分にあること。
  - (4) 防災要員と中央管理室の管理要員との連絡が充分に行えること。
  - (5) 内線電話及び消防機関と通話できる専用電話機を設けること。
- 10 総合操作盤の制御機能は、次のとおりとすること。
  - (1) 制御方式は、消防用設備等の数及びシステム機能に応じた適切なシステム構成となっており、かつ、システムを構成する部分の異常又は故障が全体機能の障害につながらないものが選択されていること。
  - (2) 監視制御の対象となる消防用設備等と総合操作盤の間に、故障箇所の確認ができる切り分け機能等が備えられていること。
  - (3) ソフトウェアの変更に関して管理ができる措置を溝ずること。
- 11 総合操作盤の記録機能は、次のとおりとすること。
  - (1) 消防用設備等及び防災設備等のうち、総合操作盤で表示する火災の情報、防火区画及び防煙区画の構成に関する情報、排煙設備の情報並びに消火設備の情報に係る次の事項については、速やかに印字できること。
    - イ 作動した消防用設備等又は防災設備等の種別、日時、場所
    - ロ 異常が発生した消防用設備等又は防災設備等の種別、日時、内容
  - (2) 記録装置は、打ち出し漏れを防ぐ措置が講じられていること。
  - (3) 印字内容は、火災情報と他の情報が容易に識別できること。
- 12 火災発生時に、到着した消防隊に的確かつ早急に情報提供するため、総合操作盤に次に掲げる消防活動支援機能を設けるものとすること。
  - (1) C R T 等に感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動したすべての階の平面図及び当該階に係る次の事項を分かりやすく表示できること。
    - イ 発報した感知器又は押下された発信機の位置又は警戒区域
    - ロ ガス漏れを検知したガス漏れ検知器の位置及びガス遮断弁の作動状況
    - ハ 防火区画を構成する壁の表示及び防火戸、防火・防煙シャッター、ダンパー、可動防煙垂れ壁等

の作動状況

ニ 排煙機及び排煙口の作動状況

ホ スプリンクラー設備等の自動消火設備の作動範囲

(2) C R T 等には、次の各階の平面図が分かりやすく、簡単な操作で表示されること。

イ 感知器、発信機又はガス漏れ検知器の作動した階（出火階）の平面図

ロ 出火階以外の感知器、発信機又はガス漏れ検知器の作動した階の平面図

ハ 出火階の直上階の平面図

ニ 出火階の直下階の平面図

13 総合操作盤に次に掲げる運用管理支援機能を設ける場合にあっては、それぞれ次に掲げるところによるものとすること。

(1) シミュレーション機能

総合操作盤の消防用設備等及び防災設備等に係る監視、操作等の機能等を習得するために監視、操作等を模擬的に行うことができる機能をシミュレーション機能といふ。当該機能については、次によること。

イ 消防用設備等に係る表示、警報又は操作に係る機能（以下「主機能」といふ。）に影響を与えないように措置されていること。

ロ 消防用設備等及び防災設備等に係る監視、操作等について、模擬的に情報交換や消防用設備等及び防災設備等の制御を行なながら、防災体制の訓練を行うことができるこ。

ハ 消防用設備等に係る表示及び警報項目に係る信号が入った場合は、通常の作動状態に優先的に切り替わること。

(3) ガイダンス機能

総合操作盤の監視、操作等の事項について、操作、措置等に必要な情報を画面又は音声により表示する機能をガイダンス機能といふ。当該機能については、次によること。

イ 主機能に影響を与えないように措置されていること。

ロ 消防用設備等及び防災設備等の表示及び警報に係る情報、保守点検等の手順等に係る情報、総合操作盤の性能、機能及び使用方法に関する情報等を表示することができるこ。

ハ 消防用設備等に係る表示及び警報に係る情報については、他の情報に優先して処理されるとともに、簡便な表示内容で、かつ、分かりやすく瞬時に判断できるものであること。

(3) 履歴機能

消防用設備等及び防災設備等並びに総合操作盤に係る作動、異常、操作、点検等の履歴情報を記憶し、隨時表示又は記録することができる機能を履歴機能といふ。当該機能については、主機能に影響を与えないように措置されていること。

(4) 自己診断機能

総合操作盤の機能劣化、異常検出等を自動的に行う機能を自己診断機能といふ。当該機能については、次によること。

イ 主機能に影響を与えないように措置されていること。

ロ 消防用設備等に係る表示及び警報に係る信号が入った場合は、通常の作動状態に優先的に切り替わること。

14 総合操作盤には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(1) 総合操作盤である旨の表示

(3) 型式

(3) 製造者の名称又は商標

(4) 製造年

## 第5 消防用設備等に係る監視、操作等を行う場所

消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の常時人がいる防災監視場所に総合操作盤を設置して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限り

でない。

- 1 副防災監視場所において、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該部分の火災発生時に必要な措置が、第6に掲げる要件に適合するように講じられている場合
- 2 監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が、第7に掲げる要件に適合するように講じられている場合
- 3 遠隔監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が、第8に掲げる要件に適合するように講じられている場合

## 第6 副防災監視場所で監視、操作等を行う場合の要件

次の各号に掲げる要件に該当する場合には、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を副防災監視場所において行うことができる。

- 1 防火対象物の防災監視場所（當時人がいるものに限る。以下第6において同じ。）には、総合操作盤が設置されていること。ただし、副防災監視場所に、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の操作盤又は総合操作盤が次号の規定により設けられて いる場合にあっては、防災監視場所に設置される総合操作盤には当該防火対象物の部分における火災の発生等を的確に把握できる表示及び警報することで足りるものとすることができる。
- 2 副防災監視場所には、当該場所において監視、操作等を行う消防用設備等の操作盤又は総合操作盤が設けられていること。
- 3 防災監視場所と副防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。
- 4 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。
- 5 防災監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
  - (1) 火災発時において、所要の措置を講じることのできる要員が確保されていること。
  - (2) 防災監視場所に設置されている総合操作盤で副防災監視場所が監視、操作等を行っている消防用設備等の監視、操作等を行うことができない場合には、一定時間内に、当該防火対象物の防災監視場所の防災要員が、副防災監視場所に到着できること。
- 6 前1から5までに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、副防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

## 第7 監視場所において監視等を行う場合の要件

次の各号に掲げる要件に該当する場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を監視場所において行うことができる。

- 1 監視等の対象となる防火対象物（以下「監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。
- 2 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、当該監視対象物の位置、構造、設備等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合にあっては、この限りでない。
- 3 監視場所が備えるべき要件は、次によること。
  - (1) 監視場所は、敷地内の監視対象物に対し円滑な対応ができ、かつ、消防隊が容易に近接できる位置とすること。
  - (2) 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下の号において「監視盤」という。）が、設置されていること。
  - (3) 監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに操作盤の基準第3、1に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りるものとすることができます。
- 4 監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられている

こと。

- 5 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画が作成されていること。
- 6 監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
  - (1) 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。
  - (2) 一定時間内に、監視場所の要員が、監視対象物の防災監視場所に到着できること。
- 7 前1から6までに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

#### 第8 遠隔監視場所において監視等を行う場合の要件

次の各号に掲げる要件に該当する場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を遠隔監視場所において行うことができる。

- 1 監視対象物の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。
- 2 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。
- 3 遠隔監視場所が備えるべき要件は、次によること。
  - (1) 遠隔監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下この号において「遠隔監視盤」という。）が、設置されていること。
  - (2) 遠隔監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに操作盤の基準第3、1に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りるものとすることができる。
- 4 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。
- 5 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。
- 6 遠隔監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
  - (1) 監視対象物の火災発時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。
  - (2) 一定時間内に、遠隔監視場所の要員が、監視対象物の防災監視場所に到着できること。
- 7 前1から6までに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

#### 附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成11年3月17日消防庁告示第4号）

この告示は、平成11年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成12年5月31日消防庁告示第8号消防法施行規則及び昭和50年自治省告示第89号の規定に基づき、自家発電設備の基準等の一部を改正する件16条による改正附則）

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

別表

表示方法設備項目	シンボル	平 常 時	作 動 時
火災表示		白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
警報区域、放射区域、散水区域、防護区画等		白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
屋内消火栓設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
スプリンクラー設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
水噴霧消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
泡消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
二酸化炭素消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
ハロゲン化物消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
粉末消火設備		白・シアン・青いずれか	赤点滅
屋外消火栓設備	屋外	白・シアン・青いずれか	赤点滅
自動火災報知設備	煙感知器	S	黄点滅（注意表示時）・赤点滅
	光電式分離型感知器	S→S	黄点滅（注意表示時）・赤点滅
	熱感知器	H	黄点滅（注意表示時）・赤点滅
	炎感知器	F	黄点滅（注意表示時）・赤点滅
	発信機	P	赤点滅
ガス漏れ検知器	G	白・シアン・青いずれか	赤点滅
非常電話		白・シアン・青いずれか	赤点滅
放送設備		白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
誘導灯		白・シアン・青いずれか	緑点灯
排煙口		白・シアン・青いずれか	緑点灯
加圧送水装置	M	白・シアン・青いずれか	緑点灯
排煙機		白・シアン・青いずれか	緑点灯

防火戸		白・シアン・青いずれか	緑点灯
防火シャッター		白・シアン・青いずれか	緑点灯
防煙垂れ壁		白・シアン・青いずれか	緑点灯
特別避難階段排煙口給気口		白・シアン・青いずれか	緑点灯
自然排煙窓		白・シアン・青いずれか	緑点灯
防火ダンパー		白・シアン・青いずれか	緑点灯
非常錠		白・シアン・青いずれか	緑点灯
非常用エレベーター		シアン・青いずれか（建物平面図の色と区別する。）	
連結送水口			
非常コンセント設備			
無線通信補助設備			
防災センター（受信機位置）			
高圧ガス容器貯蔵室			

備考 警戒区域、放送区域、散水区域、防護区画等が重複する場合には、設備項目ごとのシンボルマーク等により表示することができる。

## 基準1 防火対象物の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

1 地区公民館等の用に供する防火対象物（（地区の集会所（自治会館を含。）など、当該地区的住民のみで運営、使用されるものを除く。）で次の各号に適合する場合は、消防用設備等に関する規定の適用については、令別表（15）項に掲げる防火対象物に準じて取扱うことができる。ただし、収容人員の算定については、（1）項口として取扱うこと。

※（昭和48年9月3日付け消防安第22号）

※（昭和52年11月16日付け消防予第218号）

- (1) 準耐火構造であること。
- (2) 利用者が特定されていること。

2 仮設建築物（使用期間が6箇月以内のもので、かつ、就寝を伴わないものに限る。）で次の各号に掲げる消防用設備等に応じ、当該各号に定める代替措置を講じたときは、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置しないことができる。

- (1) 屋内消火栓設備にあっては、当該仮設建築物に適応するパッケージ消火設備又は、大型消火器を代替設置すること。
- (2) 自動火災報知設備及び非常警報設備については、音響装置が付置された携帯用拡声器を1個以上設置すること。

3 令第21条第1項第4号の規定により、自動火災報知設備を設置しなければならない1層2段及び2層3段ならびに3層4段の自走式自動車車庫（以下この項において「自走式車庫」という。）について、次の各号に適合する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。

- (1) 建基法第38条及び第67条の2の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- (2) 自走式車庫は階ごとに、次のアからウのいずれかに該当するものであること。
  - ア エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用することにより、天井部分（上階の床を兼ねるものも含む。以下この項において同じ。）について全面的に開放性が確保されている
  - イ 壁面について、長辺の一辺が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺について当該壁面の2分の1以上が常時外気に直接開放されていることに加え、天井部分の開口部面積（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分については、有効開口面積とする。以下この項において同じ。）の合計が床面積の20%以上確保されている
  - ウ 壁面について、四辺の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されており、かつ、天

井部分の開口部面積の合計が床面積の20%以上確保されている

(3) 各階に令第24条第4項の規定により非常警報設備が設置され、かつ、次のア又はイに該当するものであること。

ア 管理人室等で常時人のいる場所若しくは入口等の利用者の目に触れやすい場所に、消防機関へ通報するための非常通報装置又は電話が設置されている。

イ 同一敷地内に当該自走式車庫の管理権原者が所有、管理又は占有する常時人のいる建物（電話が設置されているものに限る。）があり、当該建物に非常警報設備の警報を移報する措置が講じられている。

※平成3年5月7日消防予第84号(1段2層式自動車車庫)

※平成6年6月16日消防予第154号(2段3層式自動車車庫)

※平成12年1月7日消防予第3号(3段4層式自動車車庫)

※平成18年3月17日消防予第110号の4層5段以上の自動車車庫については自動火災報知設備で免除されるのは『外気が流通する場所の感知器』のみとなっています。

※平成21年3月31日消防予第129号(一部改正)

## 基準2 消防用設備等全般の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 不燃材料で造られている防火対象物またはその部分で出火の危険がないと認められるか、または出火源となる設備、物件が原動機、電動機等にして、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものについては、消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備および連結送水管を設置しないことができるものとする。ただし、規則第6条第1項に掲げる防火対象物またはその部分に、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、令別表第4において電気設備の消火に適応するものとされる消火器を、当該電気設備がある場所に床面積100m<sup>2</sup>以下ごとに1個設けなければならない。  
※（昭和38年9月30日付け自消丙予発第59号）

- (1) 塔屋部分等にして、不燃性の物件のみを収納するもの
- (2) 済水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池または貯水槽のみであるもの
- (3) プール（プールサイドを含む。）またはスケートリンク（滑走部分に限る。）
- (4) ジュース、清涼飲料水等の製造工場

- 2 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満のものについては、その非常電源を非常電源専用受電設備とすることができる。

### 基準3 消火設備全般の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによるものとする。

- 1 同一敷地内にある2以上の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備（以下この項において「屋内消火栓設備等」という。）を設置する場合において、それぞれの防火対象物の管理権原が同一で、次の各号に適合するときは、当該2以上の防火対象物に設置する屋内消火栓設備等の加圧送水装置、水源、消火薬剤又は消火剤（以下この項において「加圧送水装置等」という。）を共用することができる。

※（昭和48年9月18日付け消防安第25号、平成4年12月17日付け消防予第249号等参照）

- (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この項において「ポンプの全揚程等」という。）は、共用するすべての屋内消火栓設備等が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られる値以上の値で、かつ、ポンプの吐出量、水源の水量、消火薬剤の貯蔵量及び消火剤の量（以下この項において「ポンプの吐出量等」という。）は、共用するすべての屋内消火栓設備等の必要な量を加算して得た量以上の量であること。ただし、次のいずれかに適合する場合は共用する防火対象物について算定した屋内消火栓設備等の必要な値及び量のうち、最大の値及び量以上の値及び量とすることができます。  
ア 共用する棟が準耐火建築物であること。  
イ 共用する棟が延焼のおそれのない距離を保有していること。または、延焼防止上有効な措置が講じられていること。
- (2) 配管を分岐する箇所には、それぞれの棟の系統ごとに支障を生じないよう止水弁を設けること。  
(3) 共用する屋内消火栓設備等の性能に支障を生じないこと。

- 2 1の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備又は屋外消火栓設備のうち、2以上の消火設備を設置する場合において、次の各号に適合するときは、当該消火設備の加圧送水装置及び水源を兼用することができる。ただし、泡消火設備の加圧送水装置及び配管は専用とすること。

※（昭和50年6月16日付け消防安第65号、昭和54年2月5日付け消防予第24号等参照）

- (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この項において「ポンプの全揚程等」という。）は、兼用するすべての消火設備が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られる値以上の値で、かつ、ポンプの吐出量及び水源の水量は、兼用するすべての消火設備の必要な量を加算して得た量以上の量であること。ただし、防火対象物の位置、構造及び当該消火設備の状況から判断して、それぞれの消火設備が同時に使用され、又は作動することが極めて少ないと認められるときは、ポンプの全揚程等、ポンプの吐出量又は水源の水量を減じることができる。  
(2) 配管を分岐する箇所には、それぞれ設備の系統ごとに支障を生じないよう止水弁を設けること。  
(3) 兼用するそれぞれの消火設備の性能に支障を生じないこと。

#### **基準4 消火器具の取扱いに関する特例基準**

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準5 屋内消火栓設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

1 非常動力装置について、次により設ける場合は、屋内消火栓設備の非常電源とすることができます。

※（昭和50年6月12日付け消防安第65号、昭和55年3月12日付け消防予第37号、平成7年2月21日付け消防予第26号等参照）

- (1) 非常動力装置は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）に適合する社団法人日本内燃発電設備協会自家発電設備認定委員会の認定品であること。
- (2) 非常動力装置は、停電及び起動信号により自動的に起動するものであること。
- (3) 非常動力装置は、規則第12条第4号口の規定に準じて設けること。
- (4) 非常動力装置は、換気設備及び操作のための非常用の照明装置を設けた室に設けること。
- (5) 起動装置及び表示灯は、別に非常電源を設けること。
- (6) 床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以下の防火対象物であること。

2 パッケージ型消火設備（I型及びII型に限る。）を次に掲げる要件に適合するように設置する場合は、屋内消火栓設備の代替設備とすることができます。

※（平成9年11月27日付け消防予第182号参照）

- (1) パッケージ型消火設備を屋内消火栓設備の代替設備として設置することができる防火対象物は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の要件に該当するものであること。
  - ア パッケージ型消火設備（I型）を設置することができる防火対象物
    - (ア) 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以下のもの
    - (イ) 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000m<sup>2</sup>以下のもの
  - イ パッケージ型消火設備（II型）を設置することができる防火対象物
    - (ア) 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500m<sup>2</sup>以下のもの
    - (イ) 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以下のもの
- (2) パッケージ型消火設備は、次により設置すること。
  - ア 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がI型にあっては20m以下、II型にあっては15m以下となるように設けること。
  - イ 一のパッケージ型消火設備において防護する部分の面積は、I型にあっては850m<sup>2</sup>以下、II型にあっては500m<sup>2</sup>以下とすること。
  - ウ 地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充满するおそれのある場所以外の場所に設けること。
  - エ 温度40度以下で温度変化が少ない場所に設けること。
  - オ 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。
  - カ 貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。
  - キ パッケージ型消火設備は安全センターの認定品であること。

3 次のいずれかに該当し、屋内消火栓からの水平距離が1号消火栓及び易操作性1号消火栓にあっては25mを超え30m以下となる部分並びに2号消火栓にあっては15mを超え20m以下となる部分で、

直近に消火器を設置した場合は、令第11条第3項第1号又は第2号の規定に適合しているものとみなすことができる。

- (1) 設置階の一部に未警戒部分が生じるが、直近の消火栓からホースを延長して有効に消火活動を行うことができると認められる場合
- (2) 小規模な増築部分等で、当該部分から火災発生のおそれが著しく少ないと認められる場合

4 2号消火栓の設置について、次の各号に適合している場合は、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離を最長25mまでとすることができる。

**※ (昭和62年10月26日付け消防予第187号参照)**

- (1) 可燃物の集積がなく、火気の使用がないこと。
- (2) 放水障害となるような間仕切り、壁等がないこと。
- (3) ホースを直線的に延長できること。
- (4) 初期消火活動上支障がないこと。
- (5) 直近に消火器が設置されていること。

5 不燃材料で造られた防火対象物又はその部分で、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備又は金属溶解設備等、屋内消火栓による放水によっては消火不能又は消火困難と認められる設備が設置されているものは、屋内消火栓設備を設置しないことができる。ただし、当該防火対象物又はその部分に適応する大型消火器、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を令第10条、第16条、第17条又は第18条に定める技術上の基準の例により設置すること。

**※ (昭和38年9月30日付け自消丙予発第59号参照)**

6 令第11条第2項の規定の適用については、可燃性材料を用いた部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以下で、かつ、当該防火対象物の延べ面積（階規制による場合は、当該階の床面積とする。）の1/10以下である場合は、全体を内装不燃化した防火対象物又は部分とみなすことができる。なお、可燃性材料を用いた部分の床面積の算定は、次の各号によること。

- (1) 一部分に可燃性材料を用いた室又は廊下にあっては、その室又は廊下全体の床面積を内装可燃部分の床面積とみなす。
- (2) 建基令第129条第7項の規定により、内装制限を緩和するためのスプリンクラー設備等を設け、可燃性材料を用いた部分にあっては、内装不燃化した部分とみなさない。

7 塔屋又は中2階等で床面積（第5項の規定を適用する部分が含まれる場合は、当該部分の床面積を除く。）が50m<sup>2</sup>以下であり、かつ、直下階又は直上階に設けられた直近の屋内消火栓から当該部分を有効に消火できると認められるものにあっては令第11条第3項第1号イ又は第2号イの規定に適合しているものとすることができます。

## 基準6 スプリンクラー設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 放水型ヘッド等を設けることとされている部分（以下「高天井の部分」という。）については、次によることができる。

### ※（平成8年9月10日付け消防予第175号参照）

- (1) 高天井の部分と高天井の部分以外の部分とが床、壁等により区画されていない場合における放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の取扱いは、次のいずれかによることができる。

ア 高天井の部分の床面が、隣接する高天井の部分以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含される場合には、当該高天井の部分については、放水型ヘッド等を設置しないことができる。

イ 高天井の部分以外の部分の床面が、隣接する高天井の部分に設置された放水型ヘッド等により有効に包含されている場合には、当該高天井の部分以外の部分については、放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。この場合において、高天井の部分以外の部分に係る感知障害のないよう特に留意すること。

- (2) 高天井の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。

ア 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のすべてに適合する部分

(ア) 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされていること。

(イ) 当該部分において火気の使用がないこと。

(ウ) 当該部分において多量の可燃物が存しないこと。

イ 床面積が概ね50m<sup>2</sup>未満の部分であって前ア（イ）及び（ウ）の要件に適合する部分

- 2 令第12条第1項第2号、第3号及び第7号から第9号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第12条第2項第2号に掲げる部分を除く。）のうち、令別表第1（5）項若しくは（6）項に掲げる防火対象物又は同表（16）項に掲げる防火対象物の同表（5）項若しくは（6）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であって、延べ面積が10,000m<sup>2</sup>以下のもので、次による場合は、スプリンクラー設備の代替設備としてパッケージ型自動消火設備を設置することができる。

### ※（平成9年11月27日付け消防予第182号参照）

- (1) パッケージ型自動消火設備は、次により設置すること。

ア 「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年9月22日付け消防予第136号。以下「136号通知」という。）第2（6及び7を除く。）により設置すること。

イ 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、3m以下とすること。ただし、136号通知別添1、第16条の消火試験を、A模型を使用し感知部と連動させた状態で行い、消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さで設置することができる。

- (2) パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、規則第13条第3項に掲げる部分について、パッケージ型消火設備を次に適合するように設置する場合は、補助散水設備又は屋内消火栓設備の代替設備とすることができます。

ア 防火対象物の階ごとに、その各部分から一のホース接続口までの水平距離がI型にあっては20m以下、II型にあっては15m以下となるように設けること。

イ 一のパッケージ型消火設備において防護する部分の面積は、I型にあっては850m<sup>2</sup>以下、II型にあっては500m<sup>2</sup>以下とすること。

- ウ 地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設けること。
- エ 温度40度以下で温度変化が少ない場所に設けること。
- オ 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。
- カ 貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。

(3) パッケージ型自動消火設備は、検定協会の鑑定品であること。また、パッケージ型消火設備は、安全センターの認定品であること。

## 基準7 特殊消火設備全般の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 令第13条の規定により、水噴霧消火設備等を設置することとされている最大消費熱量の合計が350kW以上の厨房室について、次の各号に適合する場合は、水噴霧消火設備を設置しないことができる。

※(平成4年12月17日付け消防予第249号参照)

- (1) 当該厨房室にスプリンクラー設備が技術基準に基づき設置されていること。
- (2) フード部分及び排気ダクト内部、レンジ部分並びにフライヤーに対してそれぞれ安全センターの認定を受けたフード・ダクト、レンジ用及びフライヤー用の簡易自動消火装置が設置されていること。
- (3) 当該厨房設備は、液体燃料を使用しておらず、適正な維持管理が行われていること。

- 2 次の各号のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に、適応する大型消火器を設置した場合は、不活性ガス消火設備、ハロゲン消火設備または粉末消火設備を設置しないことができる。

※(昭和59年7月20日付け消防予第37号参照)

- (1) 密封方式の電気設備(封じ切り方式または窒素封入式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。)で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000kVA未満のもの。この場合において、封じ切り方式とは、溶接により外部と完全に遮断し、冷却または絶縁のための油類の補給等、維持管理の必要がなく、また、不可能な構造をいい、ボルト締め等によるものは含まれないものとする。
- (2) 1,000kVA未満の容量の電気設備
- (3) 「自家発電設備の基準」(昭和48年消防庁告示第1号)、「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)または「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和50年消防庁告示第7号)に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
- (4) 密封方式のOFケーブル油槽
- (5) 発電機または変圧器で、冷却または絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

- 3 発電所の電気設備が設置されている部分に、次の各号により水噴霧消火設備を設置した場合は、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備または粉末消火設備を設置しないことができる。

※(昭和59年7月20日付け消防予第37号参照)

- (1) 噴霧ヘッドは、その有効防護空間が電気設備の下部表面を除く全外表面及び電気設備の周囲の床面積を包含するように設けること。
- (2) 高圧充電部と噴霧ヘッド及び配管各部分との保有空間は、第7-1表の左欄に掲げる公称対地電圧に応じ、同表の右欄に掲げる離隔距離以上であること。

第7-1表

公称対地電圧(kV)	離隔距離(cm)
6.6以下	70
7.7以下	80
11.0以下	110
15.4以下	150
18.7以下	180
22.0以下	210
27.5以下	260

- (3) 水源の水量及び噴霧ヘッドの性能は、次のア及びイによること。
- ア 噴霧ヘッドの性能は、電気設備に設置されるすべての噴霧ヘッドを同時に標準放射量（令第14条第1号の標準放射量をいう。）で放射する場合に、それぞれの噴霧ヘッドにおいて放射圧力が0.35 MPa以上で、かつ、防護面積1m<sup>2</sup>につき毎分の放射量が、電気設備の周囲の床面部分には6、その他の部分は、10で計算した量以上の量で、有効に放射できるものであること。
- イ 水源の水量は、アに定める条件ですべての噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、20分間以上有效地に放射することができる量以上の量とすること。
- (4) 制御弁及びストレーナを、次のアからウまでにより設けること。
- ア 制御弁及びストレーナは、放射区域ごとに設けること。
- イ 制御弁は、火災の際、安全で、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合、制御弁の操作部の位置は、床面または操作面からの高さが0.8m以上1.5m以下であること。
- ウ 制御弁には、その直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。
- (5) 配管は、電気設備の頂部を通過しないように設けること。
- (6) 配管及びその支持物の非充電露出部は、有効に接地し、接地線と大地との間の接地抵抗値を10Ω以下とすること。
- (7) 排水設備は、当該放射区域に放射される水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有するものであること。
- (8) 加圧送水装置は、規則第16条第3項第3号の規定の例により設けること。ただし、水力発電所の水圧管を利用して第3号の基準を満足する場合は、この限りではない。
- (9) 呼水装置、非常電源及び配管は、規則第12条第3号の2、第4号及び第6号の規定の例により設けること。
- (10) 貯水槽等には、規則第12条第1項第9号に規定する措置を講じること。

## 基準8 水噴霧消火設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準9 泡消火設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準10 不活性ガス消火設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準 11 ハロゲン化物消火設備の取扱いに関する特例基準

平成 14 年 4 月 1 日現在取扱いなし。

## 基準12 粉末消火設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

### **基準13 屋外消火栓設備の取扱いに関する特例基準**

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準14 動力消防ポンプ設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## **基準 15 警報設備全般の取扱いに関する特例基準**

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 規則第24条第5号イ(ロ)及び規則第24条第5の2号イ(ロ)並びに規則第25条の2第2項第1号イ(ロ)により、地区音響装置等の音が当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう措置しなければならないものについて、常時人がいる場所に受信機又は火災表示板等を設置することにより、地区音響装置等が鳴動した場合に地区音響装置等の音以外の音が手動で停止できる場合は、同等以上の効力があると認められる。

## 基準16 自動火災報知設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

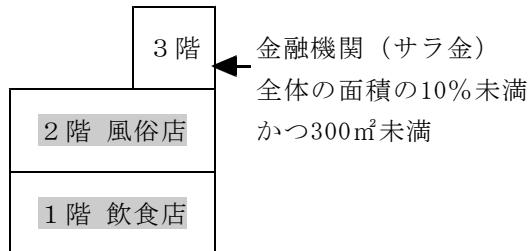
- 1 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物で、次に掲げる条件のすべてに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。
  - (1) 防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。
  - (2) 特定用途部分が、次に掲げる条件のすべてに適合すること。
    - ア 特定用途部分の存する階は避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
    - イ 特定用途部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。
    - ウ すべての特定用途部分から主要な避難口に容易に避難できること。
- 2 令第21条第1項第6号の2に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階の部分のすべてが次のいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。
  - (1) 居室（事務室を除く。）以外の部分であって、不特定多数のものの出入がないもの
  - (2) 実態上の用途が特定用途部分以外の部分であって、第1章、基準1、別記、1（2）により、主たる用途に供される部分の従属性的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途部分として取り扱われているもの
  - (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、第1章、基準1、別記、2により、防火対象物全体が単独の特定防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途部分として取り扱われているもの

（参考） (1)

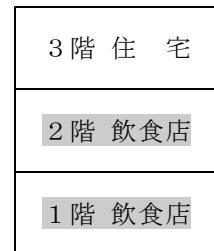
例：家具店



(2)



(3)



- 3 階段及び傾斜路のうち、特定用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は消防法施行規則（以下「規則」という。）第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないもの（以下「特定1階段等防火対象物」という。）のうち、自動火災報知設備が既に設置されている防火対象物で、かつ、避難階以外の階の特定用途に供される部分のすべてが2（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、次の（1）から（3）までによることができる。
  - (1) 階段及び傾斜路に設ける自動火災報知設備の感知器は、垂直距離15メートル（3種の感知器にあっては10メートル）につき1個以上の個数を設ければよいものとする。
  - (2) 自動火災報知設備の受信機は、再鳴動機能（地区音響停止スイッチが停止状態にある間に、受信機が火災信号を受信したときに、地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に（地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に）鳴動状態になる機能をいう。）付きとしないことができる。
  - (3) ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、自動火災報知設備の音響装置が聞き取りにくい場所があるものに係る当該音響装置は、当該場所において他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる措置をとらないことができる。

## 基準17 ガス漏れ火災警報設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準18 漏電火災警報器の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによるものとする。

1 次の各号のいずれかに該当する建築物には、漏電火災警報器を設置しないことができる。

- (1) 建基法第2条第9号の3ロに定める準耐火建築物で、令第22条第1項に規定する壁、床又は天井になされている電気配線が、金属管工事、金属線び工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事その他電気配線を被覆する金属体（以下この基準において「金属管等」という。）による工事のいずれかにより施工されており、かつ、当該金属管等が電設基準の第10条及び第11条の規定によるD種接地工事又はC種接地工事により接地されているもの
- (2) 令別表第1(7)項及び(14)項に掲げる建築物で、当該建築物における契約電流容量（同一建築物で、契約種別の異なる電気が供給されているものは、契約電流種別ごとの電流容量）が10A以下のもの

## 基準19 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 次の各号のいずれかに該当する防火対象物で、消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地建物名及び電話番号の情報、その他これらに関連する内容をいう。）が明示される場合は、火災通報装置を設置しないことができる。
  - (1) 令別表第1(5)項イで、宿泊室数が10以下であるもの
  - (2) 令別表第1(6)項イで、病床数が19以下であるもの又は人工透析を行う通所施設で夜間は無人となる病床数25以下であるもの
  - (3) 令別表第1(6)項ロで、通所施設であるもの
  - (4) 令別表第1(16)項イのうち、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ロの部分が前各号に該当するもの
- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、次の各号のいずれかに該当する場合は、火災通報装置の設置を省略することができる。
  - (1) 防災センター等に火災通報装置本体を設置し、かつ、防災センター等に設置された1の自動火災報知設備の受信機により、火災通報装置の設置義務のある同一敷地内の全ての棟を集中監視している場合で、火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等の措置を講じることができると認められる体制が整備されていること。
  - (2) 主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次のア及びイに該当する場合  
※（平成9年2月26日付け消防予第36号）  
ア 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができると認められる箇所及び防災センター的な箇所にそれぞれ設置されていること。  
イ 主たる棟と別棟の防災センター等の間には、相互通話設備が第2章、基準11、第2項第4号の規定の例により設けられていること。

## 基準20 非常警報設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

1 小規模な防火対象物（階数が2以下で延べ面積が350m<sup>2</sup>以下の防火対象物をいい、地階を有するものを除く。）に、サイレン音響を付置した携帯用拡声器（以下この基準において「携帯用拡声器」という。）を、次の各号により設けた場合は、当該防火対象物に非常警報設備を設置しないことができる。

(1) 設置は、次のアからエまでによること。

- ア 各階ごとに、1個以上設けること。
- イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し速やかに操作できる場所に設けること。
- ウ 床面から高さが、0.8m以上、1.5m以下の位置に設けること。
- エ 携帯用拡声器を設けた箇所に、その旨を表示すること。

(2) 携帯用拡声器の性能は、次のア及びイに適合すること。

- ア 出力は、定格出力で10W以上であること。
- イ 音圧は、90dB以上であること。

2 共同住宅の住戸部分で、スピーカーの設置位置から間仕切り等を介さない部分については水平距離10m、間仕切り等を有する部分については水平距離8mを超えて当該住戸の放送区域がない場合に限り、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階の部分）を一の放送区域として取り扱うことができる。

※（平成6年2月1日付け消防予第22号）

3 特定1階段等防火対象物のうち、非常警報設備が既に設置されている防火対象物で、かつ、避難階以外の階の特定用途に供される部分のすべてが第3章基準16自動火災報知設備の取扱いに関する特例基準第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、非常警報設備の音響装置が聞き取りにくい場所があるものに係る当該音響装置については、当該場所において他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる措置をとらなければならないことができる。

## **基準21 避難器具全般の取扱いに関する特例基準**

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準22 避難器具の取扱いに関する特例基準

特定1階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階が次のいずれかに該当する場合は、当該階に設置する避難器具について、規則第27条第1項第1号に規定する基準を適用しないことができる。

- (1) 2階
- (2) 避難階以外の階で、次のいずれかに該当する場合
  - ア 特定用途に供される部分が存しない階
  - イ 特定用途に供される部分が存する階で、当該部分のすべてが第3章基準16自動火災報知設備の取扱いに関する特例基準第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
  - ウ 避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2(当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられている場合

### 基準23 誘導灯の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

1 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、誘導灯を設置しないことができる。

- (1) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の部分のうち、(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分で、本章、基準1、第3項第2号カに定める開放型の廊下及び階段室（避難上採光が十分なものに限る。）に該当し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
- (2) 令別表第1に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用途のみに供されるもの
- (3) 令別表第1に掲げる防火対象物の避難階の居室及び廊下等で、窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難することができ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
- (4) 建基令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない地階（階数が1のものに限る。）又は塔屋で、内装が準不燃材料で仕上げられているもの（階段部分を除く。）

2 規則第28条の3第3項第1号イ又はロに規定する避難口（地階及び無窓階にある避難口を除く。）のうち、居室内の各部分から当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる常時出入の用に供する避難口で当該居室の床面積が $100\text{m}^2$ （主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、 $400\text{m}^2$ ）以下の場合は、避難口誘導灯を設置しないことができる。

3 規則第28条の3第4項第3号の規定により、A級又はB級（BH形又は避難口誘導灯にあっては点滅機能を有するものに限る。）の誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として当該防火対象物又はその部分の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所で不特定多数の者の避難経路とならない部分に誘導灯を設置する場合は、BL形又はC級とすることができる。  
(第23-1表参照)

第23-1表

	避難口誘導灯	通路誘導灯
BH形	B級のうち、表示面の明るさが20カンデラ以上のもの	B級のうち、表示面の明るさが25カンデラ以上のもの
BL形	B級のうち、表示面の明るさが20カンデラ未満のもの	B級のうち、表示面の明るさが25カンデラ未満のもの

**基準24 消防活動上必要な設備全般の取扱いに関する特例基準**

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準 25 消防用水の取扱いに関する特例基準

平成 14 年 4 月 1 日現在取扱いなし。

## 基準 2 6 排煙設備の取扱いに関する特例基準

平成 14 年 4 月 1 日現在取扱いなし。

## 基準27 連結散水設備の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによるものとする。

- 1 連結散水設備について、次のいずれかに該当する場合は、設置を免除することができる。

※（昭和50年6月16日付け消防安第65号参照）

- (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物で外周（外壁）が二面以上及び外周長の二分の一以上がドライエリアその他の外気（以下「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次のすべてを満足するもの。
  - ア ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部またはその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部）を2以上有し、かつ、当該開口部は、規則第5条の2第2項各号（第2号を除く。）に該当するものであること。
  - イ 開口部が面するドライエリア等の幅は当該開口部がある壁から2.5m以上であること。ただし、消火活動上支障のないものはこの限りでない。
  - ウ ドライエリア等には地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。
  - エ ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを超えるものは二以上の傾斜路等を有すること。
- (2) 令別表第1（10）項に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造とし、かつ、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で造られた可燃物のないプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分で連結送水管を設置してあるもの。
- (3) 規則第13条第3項第6号及び第8号に掲げる部分

## 基準28 連結送水管の取扱いに関する特例基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによるものとする。

- 1 地階を除く階数が7以上の建築物で、次の各号に適合するものは、連結送水管を設置しないことができる。
  - (1) 延べ面積が、 $2,000\text{ m}^2$ 未満であるもの
  - (2) 7階以上の階の床面積の合計が、 $100\text{ m}^2$ 以下であるもの
  - (3) 7階以上の階が、昇降機、塔屋、物見搭その他これらに類する用途に供され、かつ、収容されているものが、電動機等のみで、火災の発生するおそれが少ないと認められるもの

## **基準29 非常コンセントの取扱いに関する特例基準**

平成14年4月1日現在取扱いなし。

## 基準30 無線通信補助設備の取扱いに関する特例基準

平成14年4月1日現在取扱いなし。